

破防法研究

12

特集●アジア侵略と日本人

梶村秀樹・山辺健太郎・山田昭次・村松武司・武藤啓司・桑原重夫

小山内宏・川田泰代・平塚京子・小川真士・藤島宇内

侵略・日本人戦犯の罪行と告白—中国帰還者連絡会(正統)

資料・戦犯飯守重任裁判官の罪行と自己批判

世界の破防法・南朝鮮における国家保安法と反共法—鈴木純

連載・破防法公判傍聴記(八)(九)—浅田光輝

破防法公判における特別弁護人問題—柳沼八郎



破防法研究

No. 12 1971.7

2 轟砲 自己不信の虚勢

特集●アジア侵略と日本人

- 4 戦後日本史と解放後の朝鮮＝梶村秀樹
- 16 三・一朝鮮独立運動の歴史的意義＝山辺健太郎
- 24 八・一五をめぐる日本人・朝鮮人・天皇制＝山田昭次
- 33 ある日本名の朝鮮人＝村松武司
- 36 教科書と朝鮮問題＝武藤啓司
- 44 「靖国闘争」はいかなる闘いであるか＝桑原重夫
- 57 朝鮮危機の実体と日・韓・米軍事体制の目指すもの＝小山内宏
- 66 陳玉璽君と日本人＝川田泰代
- 75 大村収容所解体のために＝平塚京子
- 79 劉道昌君支援闘争の位相＝小川真士
- 86 出入国管理法案のねらい＝藤島宇内
- 96 歴史への証言11
侵略・日本人戦犯の罪行と告白＝中国帰還者連絡会(正統)
- 115 資料・戦犯飯守重任裁判官の罪行と自己批判
- 123 世界の破防法シリーズ1
南朝鮮の国家保安法と反共法＝鈴木純
- 137 破防法公判傍聴記(八)(九)＝浅田光輝
- 164 破防法裁判闘争を勝利するために2
破防法公判における特別弁護人問題＝柳沼八郎

表紙写真・日韓条約に反対して闘う南朝鮮学生 1965年

現代史資料

全45巻
付巻1

植民地関係

朝鮮

解説・姜 徳相・梶村秀樹 〈全6冊〉
I 二〇〇円・II 二〇〇円・III 二〇〇円・IV 近刊

I・II巻は、日本帝国主義の支配下におかれていた朝鮮に起きた〈三・一独立運動〉に関する資料を収録。朝鮮近代史上初の大きな民族主義運動であったこの事件の相貌を、朝鮮総督府・軍など官憲側の未公開資料、当事者の資料等で明らかにする。III・IV巻には、三・一運動の直後から中国・シベリヤなど国外で激しく燃え広がり、金日成らの抗日パルチザンにつながる解放運動の全体を示す貴重な資料を収める。いずれも近代日本の植民地支配の実態を究明するうえに不可欠の重要資料である。

台湾

解説・山辺健太郎 〈全2冊〉
I 三〇〇円・II 近刊

一八九五年より五〇年間にわたる日本の台湾領有の状況と、そこに触発された独立運動の様相を示す資料集。民族運動および日本官憲側の、いずれも未紹介の膨大な資料が時代的・民族的な興味にみちているのは当然として、さらに、初めて海外植民地を統治するという形で始まる日本と台湾の関係のなかで、前者の皇化思想、後者の民族思想が果たした歴史的意味も明らかになる。善隣同化を称した「東亜の盟主」日本の植民地経営と異民族支配の真実の姿を概観しうる基礎資料である。

東京都文京区本郷 三
振替東京一九五二二三

みすず書房

朝鮮問題研究に必読

申来鉉	朝鮮の神話と伝説	850
上田正昭	日本と朝鮮の二千年	750
旗田綱	朝鮮史入門	1300
山辺健太郎	日本の韓国併合	1300
D・コンデ	日本占領下の朝鮮	1350
G・ミッド	朝鮮における軍政	1350
齊藤孝	日韓問題を考える	850
藤島宇内	韓国の思想と行動	850
威錫憲	日本の中の朝鮮	750
大江健三郎	第三次米安保体制の開幕	850
金達壽		
藤島宇内		

現代朝鮮史

D・コンデ著

本書の露訳がソ連で近く完成します。各上下 全六巻完結 各七五〇円
諸経費上昇のため七月から各割増となり。早目に欠本を補充してください。

すべての日本人にすすめたい感動のロングセラー！
35版！ ユンボギの日記 李潤福記 五八〇円
塚本勲訳

東京・西神田 太平出版社 291-9744

自己不信の虚勢

国選弁護が重大な問題となってきたところから、有斐閣の実用法律雑誌『ジュリスト』編集部は、座談会を企画された。

裁判所側は、協議のうえ、当初、最高裁判事局から列席する予定であったが、問題がホットであるということで（なにゆえホットであつては最高裁が出席できないかは明らかでない）、戸田東京地裁判事所長代行は、同地裁にあつて、なにかにつけて発言が多く、世上、当局のスポークスマンとみられている熊谷弘判事を出してきた。

この段階で、この問題を究明するには欠かせないメンバーであるとして、同編集部は六月二三日、四・二八、一〇、十一月闘争統一弁護団の小長井良浩弁護士を加えて座談会の構成メンバーを確定された。六月二十四日午前一〇時三〇分頃、同弁護士は、編集部から、座談会の出席者名「内田剛弘先生（弁護士）、熊谷弘先生（判事）、小長井良浩先生（弁護士）、寺光忠先生（弁護士）、藤木英雄先生（教授）、松尾浩也先生（教授）（五十音順）」の記載のある参加依頼書および議題案を受領し、正式に、六月二六日の座談会への出席を約諾した。

ところが、それより数時間後の六月二四日午後にしたって、戸田代行は、同編集部に対し、「小長井弁護士を出すなら、熊谷判事を出さない。」「小長井弁護士が出席するかぎり、裁判所は、誰も出せない。」むね、強硬に申入れた。

座談会の趣旨からして、裁判所側が出席しなくては同誌が企画する意味がなくなるところから、同編集部は、不本意ながら、同日夕刻、小長井弁護士に対し、出席をことわるほかないとし、座談会の発言にかえて、論文の発表の機会を設けることで、諒解を求められるにいたった。

編集部が企画されたとおり、この問題の発端と原因は、私選弁護人である統一弁護団の辞任にあるから、統一弁護団の中心にあつた弁護士が参加しなくては、十分な討論にならない。

この問題の論議は、たちどころに、被告人の防禦権および弁護人の弁護権にかかわり、実益はきわめて大であり、いまや、被告人も弁護人も不在のまま、ないしは、強制的に法廷の苦役につきしめて執行されようとしている裁判事務処理方式に、致命的な打撃ともなりうるのである。わけでも、熊谷判事がこの方式のチャンピオンをみずから買つて出ているだけに、ことに小長井弁護士との対決は、せまられている問題の解決のためには、まさに千載一遇のチャンスともいえた。

熊谷判事は、ただ職権に訴えて強圧するばかりで、そのため法廷が紛糾する結果の責任を弁護人に帰し、口汚ない論及を公表してはばからないので、職権を離れた場で学者の立会のもと面とむかつて決着をつけることは、まことに必要であつた。

熊谷判事は、「内田剛弘弁護士が、朝日ジャーナル四月九日号に書いた『治安行政機関と化した刑事裁判——東京地裁判事各部にみる荒唐——』は、ひどい文章であつた。……法曹である以上もう少し責任のある批判を期待したい。」「『自由と正義』昭和四十六年五月号一七頁」とまで極言するからには、求めても論決を挑むべきであらう。

しかし、裁判所側は、卑怯の振舞ととられることをおして、熊谷判事の静岡出張尋問ということで、座談会には代役が現われた。

法廷でやっていることの写真をとられては困る、録音もいけない、特別弁護人の選任は許さない、処分の理由は示さない、こわい相手なら逃げる、それでいて、盛んに、陰口、悪口をいう。

秘密のベールをはりめぐらして、暴力の障壁に囲まれた高壇から職権で大言壮語するというのが、いろいろな比喩が思い出されてならない。

特集 ●アジア侵略と日本人

戦後日本史と解放後の朝鮮

梶村 秀樹

「戦後民主主義」を私たちが疑問符つきで問題にするようになったのは、ようやく最近のことである。

戦前ファシズムとの対比において、「戦後民主主義」をプラスのスローガンととらえ、その言葉と実体の定着にすんで参与してさえた日本人は、いまやそういうみずからの投企が、階級対立をも内に包みこんだ日本国家の大枠のなかで、ブルジョアジーによって「戦後民主主義体制」として收拾されてしまっている事実、いやおうなしに目を向けざるをえない地点に到達している。朝鮮戦争後に本格的に定着した「戦後民主主義体制」の骨組を大きくはくずさないまま、南朝鮮・台湾を手はじめとするアジア侵略がはじめられている。それどころか、「戦後民主主義」がナショナル・コンセンサスをつくりだし、内側から帝国主義侵略を支える役割（黙認と加担）を果たしているとさえいわなければならぬ現実がある。

「帝国主義侵略に有効に立ち向かえない戦後民主主義とは何なの

か？ その限界はどのようにして克服されるのか？」という問いに答えるべく、私たちは、まず「戦後民主主義」（体制と理念と社会意識）の構造と形成史を、客体化しきり、とらえがえさなければならぬ。本稿がそのための一つのよすがとなれば幸いである。

しかし、それは、いうは易く、行なうに難い作業である。現にいわゆる既成左翼は、六〇年代以後、とりわけ顕在化したこの問題状況を見ることができず、戦前のままの発想で対応しようとするか、「戦後民主主義」となれあうことでこと足れりとして、ますますトータルな現実への衝迫力を失っている。

たしかに、みずからが、生活の次元でも、社会意識の次元でも、また反体制諸運動の次元でも、その形成に積極的に参与してきた同時代史を客体化しきることは努力なしにはできないことではある。そういう努力への問題意識を体制側が稀薄化するように装置をととのえ、「反体制」側がそれに乗っけているという図式が今日とりわけ

顕著にあらわれている。みずからがかかわってきた一つ一つのことからのなりゆきを、ひとは選択の余地のない必然として肯定的に考えがちである。「与えられた条件のもとでの戦後民主主義体制形成には、それ自体なかなかの苦労があったのであり、相対的な進歩であり、歴史的必然であったのだ」と。

「それはそうかもしれない」では克服の道をみずから閉ざしてしまうことになる。戦後史に日本人民がそれなりに主体的にかかわってきたかぎり、一つ一つのことがらを人民が多くの可能性のなかから選びとってきたのだ。その選択の相対性、選択を歴史的に規定してしまつた状況認識の限界性は、解放後の朝鮮人民の歴史との比較のなかで、鋭く照らしだされる。

「戦後民主主義体制」が自明のものとしてあるなかから出発したより若い世代にとっても、その自明の理を疑わなければならぬ困難は、別種同様である。

日本国家の朝鮮民族にたいする罪行を単に過去形でのみ語り、現在進行形としては全然意識していない青年がしばしばいて、明らかに大人一般を糾弾したりする。日韓条約による分断支配体制の太いベルトが、日本人民と朝鮮人民の社会生活の一つの關係のなかに現に結びつけており、しかも現代帝国主義の国境管理が、個人の意志にかかわらず、日本人労働者であることを、在日朝鮮人労働者であること、南朝鮮に生きる労働者であることをたいして、明らかに一つの特権たらしめていることを客観的に認識することはそう困難なことではないだろう。その特権を否定しみずからの解放をかちとる連帯の道は、そういう存在のちがいををはっきり認識し否定しようめざすところからしか開けてこない。

このような自覚を妨げる朝鮮の歴史と現実への日本人民の認識の欠落が、ようやく最近一般的に気づかれるようになってきた。この認識の欠落は単に、たとえば、われわれの頭のなかに一枚の世界地図があつて、その朝鮮の部分だけがスッポリ穴があいているとでもいうような平面的部分的な空白なのではなくて、「朝鮮」のなかに「日本」が入りこみ、「日本」のなかに「朝鮮」が入りこんでいるという自己の主体的なありようにかかわる關係に気づいていない、あるいはさけようとさえる精神の問題である。知識の多い少ないの問題ではなく、真実の認識を権力のイデオロギー操作によって奪われつづけてきたことへの鈍感さの問題である。

つまり、朝鮮認識の欠落は、じつは、日本自体についての認識、「われわれが何者であるのか？ どのような構造と社会意識にとりまかれ浸されて生きているのか？」ということを、私たちがとらえきつていないことの結果でもある。逆にいえば、朝鮮認識の欠落をうめることを通じて、日本認識がとぎすまされねばならないのだ。

このように議論をすすめるとき、反体制運動の獲得してきた論理の「ことば」を選択させ、また「ことば」の実体化を規定し、制約もするもつとも広い意味での社会意識、日常生活レベルに顕現する感覚をも包みこんだ価値観の総体までを視野におかなければならぬ。運動が、「戦後民主主義」権力との鋭い対決と同時に、それを根深いところで支えて足をすくう社会意識をゆりうごかし、つきくずしていく具体的道順を示すものでなければならぬ以上、これはあたりまえのことにはすぎないだろう。

このような課題を頭におきながら、よく、戦前と戦後はちがうのか、ちがわないのかという議論がやられてきた。

「戦後民主主義」擁護論者はそのさいしばしば一面的に「かわった」側面のみを強調してきた。そして、それにアンチ・テーゼを立てようとする側はまた、「かわらない」逆の一面を強調しなければならなかった。しかし、論点はずっと厳密に立てられなければならない。「何がかわって、何がかわらないのか？」

私はいままで、こと朝鮮問題の全価値体系のなかでの位置づけの不当さにかんするかぎり、日本人の戦前と戦後は基本的に連続しているという意味のことをいってきたし、いまもそう思っている。それはどういふことかというところ、たとえば「朝鮮が外国である」というあたりまえのことが戦後になって一般化したという変化はあっても、「朝鮮人はかわいそう」という誤った思考の基調は、ほとんど動いていないことである。

たしかに、戦後にいたって封建遺制は物質的にもイデオロギー的にも全面的に後退し、資本の支配、ブルジョア「市民社会」的制度の体系と社会関係は末端まで浸透したが、資本主義社会とその特殊日本の規定性の大枠はひきつがれている。個々の装置部品は、必要に応じておきかえられ、再編されながら、全体の枠組はそのままなのではなからうか。社会関係のなかでの意識のありようの次元で、図式化して言えば、戦前の思考のなかで、天皇の占める地位に、戦後は「戦後民主主義」という抽象のことばとそれが包摂する大衆の体制内の生活、マイ・ホームの総体がおきかえられ、大衆意識はむしろ戦前以上に内面的に体制イデオロギーにくみこまれるという変化をともしないながら、「天皇」を頂点とする秩序意識や、「ながいものにはまかれる」等々のスローガンに顕現するような「庶民的プラグマチズム」ないしニヒリズム・体制安住感・排外主義などの基

本的な枠組が動いていないといわねばならないのだ。左翼のなかにも「天皇」がどこかにいないと安心できない発想が多かったことは、そういう社会意識のうえに開花したものであるといえよう。

このように基本的な枠組をくずさずに、戦後社会意識がなりたっている歴史的理由は、一九四五年の八・一五体験を朝鮮人民のそれと対比するなかで鮮明に浮かびあがってくるだろう。

八・一五を解放としてうけとめた朝鮮人民と、敗戦最終戦としてしかうけとめえなかった大多数の日本人との差異については、しばしば論じられている。それは、基本的には物理的に戦争体制にぐみこまれていた朝鮮人民と、主観的にもコミットしていた日本人の社会意識の差異の表現であるが、むしろ戦後を迎える主体的姿勢の大きな差異へと連なっている点がより重要である。朝鮮人民が八・一五以前から何を準備していたかは、日本人が何を準備しえなかったかを教えてくれる。

きたるべき連合軍による物理的解放を、朝鮮人民の主体的解放として実現するための政治主体形成の準備は、一九四三年末、連合軍のカイロ宣言公表とともに、朝鮮国内で呂運亨らの朝鮮建国同盟の地下での組織として、はじめられていた。それが八月一日当日、ただちに朝鮮総督府と折衝して「政治犯」を釈放させ、その後の人民の自主的な下からの活動を保障した。

日帝権力機関の機能停止とともに、朝鮮人民は、単にお祭りさわぎに浮かれていたのではなく、地域ごとに人民委員会を、工場ごとに生産管理委員会を組織して、下から自主的に国家機構をくみ立て

ていく志向を明らかに示した。大衆が各級の政治指導者をおのずと選びだし、信任していったとき、その選択の唯一の基準は、左右を問わず、日帝権力と闘いつづけ、民族解放闘争への節操を曲げなかったことであつた。だから、ブルジョアジーのほとんどが消極的に

しる戦争体制に屈服していたために、左翼への信望が圧倒的であつたが、地域によってはブルジョア民族主義者がイニシヤチブをとったところもないではなかった。いずれにしろ、表面的な日常生活を律する価値体系の一八〇度転換であり、末端にいたるまで、いままですで大きな顔をしていたものすべてがコソコソ逃げかくれせねばならないような、根本的な変化であつた。

このような末端の大衆的変革のエネルギーと創造力が、建国同盟の発展形態である建国準備委員会という結集軸をえて、九月上旬、アメリカ軍の上陸にさきだつて「朝鮮人民共和国」を生み出した。

「朝鮮人民共和国」は、表面的には呂運亨と建国準備委員会の、また、実質的には多分に早くも強力な組織をつくりあげつつあった朴憲永指導下の朝鮮共産党のイニシヤチブによって、地方人民委員会代表者会議の討議をへて構成されたもので、李承晩・金九から金日成にいたるまで、およそ知られているかぎりすべての、イデオロギーを問わず抗日の姿勢をつらぬいた運動者の結集を予定していた。もちろん、米軍の進駐にさきだつて発足させねばならないという戦術的判断から、その名簿は当事者の事前承認をまたずに発表されたものであり、拙速のそしりを完全に免れるものではない。拙速ではあつても、既成事実をつくりだしておく必要があるというたしかな根拠のある判断があつたのだが、はたして米軍は上陸直後に直接軍政をしくことを宣言し、「朝鮮人民共和国」とその下部機構を

なす人民委員会をつぶすことに狂奔し、朝鮮人民の自主的な意志の結晶をこなごなに打ち砕いてしまったのである。

ともかく、八・一五から一カ月もへぬうちに、自主的に「朝鮮人民共和国」が生みだされたことの意義は、きわめて大きい。ところが今日、政治主義的に、これを空中楼阁として完全に否定しなければ気がすまない見方が少なくない。かれらがそうするのは、一義的には、朴憲永のイニシヤチブをまったく否定しようとするためである。そのような動機に立つ論者は、結果論的に、李承晩から金日成までの統一が米・ソ対立のなかでいかに非現実的であつたかを論証し、ブルジョア民族主義者を入れるなどとはプロレタリア的でない論断するまでにいたる。

たしかに、左翼のイニシヤチブによる李承晩から金日成までの総結集は、願望にすぎなかったといえよう。重要なことは、それが、朝鮮人民のその時点での願望・理想をきわめてすなおに反映しているという点であらう。たしかに、「朝鮮人民共和国」が、戦後世界体制のなかで、この願望・空想を具体化しようとしたなら、その内部にシリヤスな対立をはらまないわけにはいかなかったらう。だが、空想を現実に変化させていくのが、政治指導の役割であり、だれにも干渉されずに対立点が人民のまえに明確に示されたならば、人民が当否の判断を誤ったにちがいないと考える必要は毛頭ない。だれが、どのような役割を果たしたかはともかくとして、朝鮮人民がみずからの欲する政治指導の方向を、「朝鮮人民共和国」という形に具体化して示したということは、その戦後体制を積極的に構築していく大きな可能性を示しているといわねばならない。逆に、その意義を否定することは、まさにその人民の意志の結晶を強引に

ふみにじろうと全力を傾けたアメリカ帝国主義の犯罪性を過小評価することになってしまおうだろう。

もちろん、だからといって朴憲永を何でも美化すればよい、というのではない。その政治指導の限界性は正しく見きわめておく必要がある。戦前以来、一貫してコミンテルンの指導に忠実たらし、すさまじい氣力で国内での活動をつづけてきた朴憲永には、それだけソ連の指導性への強い幻想があった。解放後の大衆意識がいかに導いていくべきかを、基本的にソ連の權威によりかりながら思考していったために、日本共産党と同じようにアメリカ軍を「解放軍」と規定する誤りを犯した。大衆の自立した行動よりも、上からの指導をもってこれを律しようとする傾向が硬直性を生み、アメリカのつけいるすきを与えたことがなかったとはいえない。

朴憲永の政治感覚の限界は、それ以上の政治指導者を生みだせなかったその時点での朝鮮人民の限界といわねばならないかもしれない。しかしその限界は解放前の日本帝国主義侵略の歴史に直接規定されている。朝鮮人民の生んだもとも勇敢ですぐれた政治指導者を解放前の日本帝国主義は殺しつづけてきた。八・一五直後、朝鮮人民は「日帝は敗走のゆきがけのだからに朝鮮民族を再起不能におとしめるための民族主義者の大量虐殺を謀っている」といううわさに本気で心配し、それでなお政治犯の釈放を一刻もゆるがせにせずにかちとらねばと考えたくらいだった。日本の無条件降伏のしかたが、朝鮮に分割占領をおしつけたのだが、それが南北分断に帰結してゆく政治過程の混乱の責任の一端は、解放前の日本帝国主義のあまりにも苛酷で稠密な弾圧が朝鮮人内部の分断を深刻にしたことの責任を負わねばならないのである。

れるような緊迫感がないこのような社会環境のなかで、「何をたよりに生きるべきか」という深刻な苦悶を体験したのは、一部の軍人や、純粹だったいわゆる戦中派の人びとくらいだった。「生活の知恵」の領域は微動だにしないかったといつてよい。

たしかに、物質的飢餓の苦勞があり、戦争で肉親を失った家族も少なくはなかったが、積極的解放感はなく、虚脱感があるばかりだった。軍国主義が失敗であると分った虚脱状態は自力では埋めえなかった。そのような状態を説明すれば、スターリン時代がフルシチョフ体制を生んだように、戦前天皇制がその単なる否定としての受身の「戦後民主主義」を生んだといえよう。

こうした状況は、マッカーサーにとって、南朝鮮とは全然異なっており、思うぞんぶんに懐柔できる対象であった。シンボルとしての天皇をはじめ旧秩序を温存しながら、「軍国主義」をなくし、そのまじやくに合うような「戦後民主主義体制」を上にも立っていたもののイニシヤによっておもむろにつくらせていったのである。敗戦を終戦といいかえ、占領軍を「進駐軍」といいかえ、解放国民を「第三国人」といいかえるゆとりをえた日本ブルジョアジーは、価値体系の崩壊をたくみに糊塗し、危機を切りぬけたのである。やがて生まれでた「愛される共産党」にしろボツダム組合にしろ、この收拾策に致命的な打撃を与えるものではなく、むしろこれに便乗したとさえいわねばならない。

こういう日本社会のなかで、きわ立って生き生きとして、在日朝鮮人の活動があった。本国において同様の積極性をもって在日朝鮮人連盟が生みだされ、本国と積極的な連携をとりながら日本での活動をはじめた。一九四五年一〇月、徳田球一らがようやく出獄し

弱点をおいつつも呂運亨・朴憲永がとったイニシヤチブに対する人民の信任がきわめて厚かったことは、進駐した米軍をあせらせるに充分だった。米軍はなんとかこの指導者と人民との太いきずなをたちきろうとして、やみくもに暴圧をふるった。「信託統治」問題において露呈した前述の朴憲永の感覚の弱点にはすかさずつけこんだ。指導者の懐柔が不可能であることを直感的にささづけた米軍の占領政策は、南朝鮮においては、同じ極東軍の指揮下にありながら、日本におけるそれとは大いに異なっており、当初から露骨に暴力的であった。南朝鮮人民は、早くも一九四六年の前半には、「解放軍規定」の誤りを行動によってのりこえはじめ、四八年の単独選挙阻止闘争をへて、民族解放バルチザン闘争を突出してつくりだしていったのであった。

ひるがえって、同じ時期の日本人のありようを考えてみよう。八月一日から九月はじめの米軍進駐までの時間を、受身ののみ敗戦を迎えた日本人はまったく無為にすごしたといわなければならぬ。空想であれ何であれ、日本人共和国を生みだすような、積極的な社会意識の萌芽もなかった。ここで重要なことは、日本では朝鮮と異なっており、頂点の軍閥は崩壊しても、末端権力機構・地域ボスなどを中心とした階層秩序は、大きくくずれてはいないということであろう。朝鮮では「皇民化政策」に末端で協力した人びとにむしろ憎悪が集中し、權威の失墜どころか息をひそめていたのに、日本では昔日の在郷軍人会長が今日は民主的町内会長に看板をぬりかえて、相変らず人の上に立っていることができた。昔日の大学教授が今日も大学教授だった。

個々人がドラスチックに価値体系の変革をいやおうなしにせまら

たとときトラックを花でかざって出迎えにいったのは戦前一九三〇年代以来、日本共産党の指導下にあったからであつたという。

しかも、この時点での在日朝鮮人運動は、本国人民との一体感を実感的にもちえていた。奪われていた民族をとりもどすための自主的教育活動は、寺小屋のような形でおのずと下からもあがってきた。本国人民の反米闘争への進出と歩調を合せてすすもうと望んだ（在日朝鮮人連盟は一九四六年南朝鮮の民主主義民族戦線に加盟している）。このような志向を本国と分断したうえでおしつぶそうとするものとの抗争が「阪神教育事件」などとなって爆発したのだが、日本人は基本的にこれを黙過し、孤立に追いやってしまった。

というよりは、現に激烈に展開されている南朝鮮人民、在日朝鮮人民の反米闘争がその時点ではまさにみずからの課題であることを感得しえず、良い子になってよそごととしてみすごすことで、米軍の弾圧政策を保障したのだった。一九四七年二月一日に予定されたゼネストが、マッカーサーの恫喝に屈して中止されたことは、日本共産党のふがいなさを示すと同時に、それに忍従した社会意識の弱さの露呈であった。

極東米軍の側では、対日政策と対朝鮮政策、さらには対中国政策は、つねに明確に有機的連関のもとに位置づけられていた。朝鮮人民の志向の明確さのゆえに米軍はこれに物理的暴圧をもって立ちむかったのだが、そういう対朝鮮政策を可能にするために、日本人に對しては懐柔鎮静策が基調とされたのである。

もしこのような外力が加わらなかつたら、確実に朝鮮人民は日本人よりはるかに先へすすんでいっただろう。解放後の朝鮮人民の

歴史は、意識がはっきりしているがゆえにかえって不条理な抑圧と分断の集中攻撃を被り、いくたびもの外力による挫折と屈折を強いられながらも、それだけねばり強いエネルギーを蓄積しつつ前進してきた歴史である。当初、朝鮮人民の志向を妨げ、分断を強要するイニシヤをとったのは、いうまでもなくその志向を資本主義世界にとっての危険とみたアメリカ帝国主義である。

「朝鮮人民共和国」をつぶした後、アメリカはなんとか朝鮮全体につごうの良い政権を実現させようとあれこれやってみたが、結局うまくいかないとみきりをつける。ソ連の国益との全面衝突をさけて北朝鮮をこれにゆだねつつ、南朝鮮の橋頭堡を確保しようとして分断を朝鮮人民に強要した。ソ連はこれを黙認し、追隨した。そこで、米ソ共同委員会を破産させて、アメリカの投票器械であった国連に朝鮮問題をもちこみ、国連の「權威」を使って一九四八年南朝鮮限りの大韓民国を発足させ、「分裂国家」状況をつくりだすことを、アメリカはあえてした。

正当な志向をこのようにしてふみにじられた南朝鮮人民の抗争は激烈をきわめてゆく。かつて「反信託統治」論の急先鋒であった金九らが、いまや分断反対運動の先頭に立つようになった。この金九らの軌跡は民衆意識のゆれを象徴しているといえる。さえぎられた南朝鮮人民の志向は、強圧によって簡単に消えてしまうようなものではなく、パルチザン抗争を生みだし、強圧をはねのけようとして大きくうねった。一九四八年、済州島四・三人民蜂起・その鎮圧を命じられた麗水の兵士の反乱。集中的弾圧をこうむりながら苦しい消耗戦がつづいた。苦しさは北の正規軍による一挙の決戦を幻想させたとしてもふしぎではない状況だった。

なことは、火だねが完全に燃えつき、反共体制にがんじがらめにされて再起不能のように南朝鮮人民をみなしていた傍觀者の目のくもりを、南朝鮮人民がふたたび否定したことである。ことに自力で一個の政権を倒した自信の蓄積は大きい。それは六〇年代から七〇年代へと確実に深められていっている。

一方、北朝鮮には小じんまりとまとまった工業・農業国家が形成され官僚制度が強固に組みあがれるにいたった。朝鮮戦争の段階まで歴史的体験を共有する南・北人民の社会意識は大きく離れてはいなかった。だが、朝鮮戦争後の北朝鮮人民は南朝鮮人民の問題意識と分断されて生きざるをえなかった。南北統一への究極的志向において、南・北人民の共通性がまったく消滅してしまったわけではないのだが、北ではその共通する発展への志向は、物質生産力の向上という一点に集中するように組織されてきた。社会意識のそのようなあり方が奇蹟的ともいえる経済発展をもたらしたのだし、小じんまりとした経済発展はますます精密の度を加えてきている。しかし、そのことと反比例して、統一問題への積極的・思想的寄与が、表面にあらわれない状況が現出している。分断体制自体がその自由な流露を大きく制約し、消極的に北の内部を固めるといふ方向への傾斜を根本的に是正する要因を、北の体制のなかからは生まれにくくしている。このような状況のもとで、朝鮮統一問題を決定的に左右する役割は、もっとも深く矛盾にとらわれている南朝鮮人民自体の肩に重く課せられている。

とはいえ、ここで在日朝鮮人民を無視するわけにはいかない。四千万の朝鮮民族のなかで在日朝鮮人六〇万の比重は決して小さいものではないというだけでなく、在日朝鮮人の生活そのものが過去

ソ連の援護をもあてにしながら、朝鮮戦争は開始された。だが、ソ連は朝鮮人民の一貫した志向にたいして、まったく冷淡であり、「将棋のコマ」の一つ程度にしか考えず、朝鮮人民の莫大な犠牲を見殺しにした。そのようなソ連の姿勢を見ぬけなかったことをふくめて短期決戦戦術採用にいたる朝鮮人民、直接には朴憲永の指導する南朝鮮労働党の状況認識には、結果論的にいって甘さが拭えなかったといわねばならないかもしれない。朝鮮人民はそのことによって大きな痛手を負わざるをえなかった。だが、この痛手は真によく闘おうと苦悩するなかで負った痛手であり、傍觀者の批評の対象などではない。

アメリカ帝国主義は、このような甘さを充分に逆用して、物質的にも精神的にも朝鮮全土を荒廃させ、あわよくば全朝鮮を軍事制圧下におこうとさえ願望したが、朝・中人民の反撃により、ふたたび南朝鮮を確保する結果に甘んじた。

形のうえでは、朝鮮戦争前後との変化はほとんどないようにみえていながら、分断が完全に固定化されたこと、アメリカ帝国主義によって南朝鮮人民の運動と組織がいったんは完全に根絶やしにされてしまったことにおいて、朝鮮人民の志向は、解放後最大の挫折を強いられた。

朝鮮戦争以前よりもあらゆる点で不利なところから、南朝鮮人民は隊列をととのえなおし、単独で解放後一貫した朝鮮人民の課題、統一と変革をささげるものとの闘いを担わなければならなくなつた。一九六〇年四月、新たな昂揚がもたらされるまでも、停戦以来七年の歳月が費された。四月蜂起自体、形式論的にいえば、解放直後にすでに到達されていた水準の回復ともいえる。だが、重要

および現在の朝鮮民族に対する帝国主義支配の結果を直接負っているものだからである。

なるほど現在の日本帝国主義の侵略が集中的なしわ寄せをおしつけているために南朝鮮の貧乏の物質生活のきびしさは平均的在日朝鮮人以上でさえある。帝国主義国家日本の地理的枠組内に居住するという在日朝鮮人のたちは、極度の差別のなかにあつてさえ、そういう面を生む。しかし、その同じたちは、在日朝鮮人を本国人民から分断し、二世・三世をますます強く日本社会のなかにまきこみながら、しかも疎外し、本国人民にはない精神的飢餓感・不安感をもたらしつつける。

解放直後の在日朝鮮人民は、「朝連（在日本朝鮮人連盟）」を組織して、日本共産党の指導下に形式としてはとどまりながらとくに南朝鮮人民との共通の闘いを通じての結合をとりもどす具体的な活動を展開した。それも上記の存在条件のなかからである。だが、団体等規制令の適用によって「朝連」が強制解散されたことをはじめ、本国人民とのきずなもつぎつぎにたち切られていった。朝鮮戦争のさなかの「民戦」「祖防隊」の「祖国防衛闘争」は、そうした状況のなかで本国人民との一体感を激しく求める在日朝鮮人民の気持に支えられていた。しかし、日本人の無関心と敵対が、朝鮮本国の分断の固定化とともに在日朝鮮人運動の孤立と挫折を強要した。

一九五四年の南日声明を契機に、在日朝鮮人運動は名実ともに日共の指導を離れ、一九五五年、朝鮮民主主義人民共和国の指針をよりどころにし、北朝鮮人民との一体化をめざす「総連（在日本朝鮮人総連合）」が発足して、今日にいたっている。しかし、日本国家の朝鮮民主主義人民共和国敵視政策のために、その北朝鮮人民との

朝鮮研究

4
1971・104

新出入国管理法の問題点

ボツダム政令と法律二二六号

「三国人」ということば・資料「戦後在日朝鮮人の地位」(一九四五～五二)

「東京タワー事件」富村順一氏の手紙

朝鮮の夜明け(4)

小林勝氏の急逝を悼む

資料：朝鮮労働党第五回大会決定書

朝鮮についての本と論文

中村健一
梶村秀樹

内海愛子

富村順一

林 鳳

朴 元俊

編集部

豊島区雑司が谷
1-52-8

日本 朝鮮研究所

TEL 982-4436

一体化のための接点もほとんど分断され、観念的な希求への傾斜においこまれている現状がある。一方、日・韓・米の権力をバックに「大韓民国居留民団」も上から編成され、南朝鮮との生活の結びつきを必要とする事情のなかで大衆的組織をなしているが、こちらも入管体制と権力機構の介在が、かれらの南朝鮮大衆との自由な接触を妨げている。しかも、本国の分断のみは、「総連」と「民団」の対立として、在日朝鮮人の日常生活にまで貫徹している。

日本社会の生活慣習・価値観にますます深くとりこまれながら、しかもとけこむことを拒絶する障壁に直面している自己の生存のありのままの姿と、そうであるがゆえにますます激しからざるをえない本国人民との一体化への希求との間に身をおいて、そのたえざる鋭い矛盾を強味に転化させようと苦悩しているのが在日朝鮮人運動である。本国人民との分断・在日朝鮮人相互の分断・日本人との分断、この三つの分断は帝国主義的国際関係の凝縮物であり、したがって状況への鋭い問題意識・葛藤を育まざるをえない。

逆に、本国人民が現在もてない独自の条件を、在日朝鮮人民はもっている。完全に分断が固定化している本国人民と異なると、「総連」に属する人びとと「民団」に属する人びとの間に、日常的な接点はある。南北の状況を距離をおいて眺めうるたちばを本国人民はもっていない。日帝の南朝鮮侵略の激化はいやおうなしに、南朝鮮人民との日常的接触の可能性を拓けている。それに、もっとも深くまきこまれているぶんだけ、本国人民以上に、日本国家の裏おもてを知りつくしているのが在日朝鮮人民だ。

これら独自の歴史的規定性と条件を逆手にとり、生かしかるることによって、本国人民の運動に寄与し、合流すべく、在日朝鮮人運動

はからくも支えられているのである。

前章にも述べたように、戦後日本史と解放朝鮮の歴史とは、当初から密接不可分の関係にあった。アメリカの側は、明らかにそのことを意識して政策を使いわけていた。だが、日本人は体制側が先手をとって設定していった日本と朝鮮との関係に對して、つねに後手にまわっていたと認めざるをえない。日本人の視野は、日本列島の範囲内に局限され、朝鮮人民の闘いについても、日本と朝鮮との分断支配についてもほとんど意識することがなかった。

八・一五の旧植民地支配の終焉は、日本人が抑圧民族のイデオロギーから一応解放された後、自主・対等の朝鮮認識を構築し、主体的に朝鮮民族との連帯を回復すべき第一歩をふみだす可能性がはじめて生まれたことを意味する。だが、一九七〇年三月、「日本軍国主義」の復活に反対することを朝鮮人民によびかけた朝鮮労働党機関紙「労働新聞」の社説が指摘したように、この可能性を日本人は現実性に転化させようとする問題意識をもちえず、敗戦と同時に朝鮮問題への関心を単純に忘れてしまった。

敗戦前に、日本人は植民地権力体系に動員されながら、その内側に立って朝鮮人民と日常的にふれざるをえぬ体験をつみ重ねてきていた。それは、大量の直接的迫害と差別意識を生みだしたが、同時に感受性の鋭い部分にたえず胸をさす痛みをつきつけてもいた。八・一五は、その痛みをこそ掘りさげる機会であるべきだったのだが、その作業は、二の次、三の次にまわされてしまった。これは、単なる健忘症ではなくて、「うしろめたいことは早く忘れてしまっただろうがよい、こちらが忘れれば、相手も忘れてくれるだろう」と

ていたことから考え合えれば、単に、客観条件のせいだけにするわけにはいかない。やはり、知ろうとする気がなかったのである。最低限、在日朝鮮人からの知識の吸収さえ充分には行なわれなかったのである。

かくして敗戦後数年間、日本では朝鮮問題についての関心の完全な空白期が生まれた。活潑な在日朝鮮人運動はむしろ奇異の目をもつてしか受けとめられなかった。もしこの段階にわずかも日本人のなかに朝鮮問題への真剣な関心が萌していたならば、それは必ずその後の歴史過程に肯定的な影響を与えていただろう。無責任に時日を空費したむくいは、朝鮮戦争の時期に明白にあらわれた。

マッカーサーの恫喝は、日本人を手もなく屈服させることができた。上記の戦後過程がそのしたじをすでにつくりだしていたのである。朝鮮戦争と期を同じくする民同路線による総評の指導の開始は、この時点での日本人の平均的感性を遺憾なく露呈してしまった。発足当時の総評指導部は、マッカーサーの反共戦争を基本的に肯定しつつ、労働者が武器の生産・輸送にたずさわることを容認し

いうような心理の働きが奨励された結果だったかもしれない。その証拠には、日本人自身の苦勞話についての記憶はじつによく保存されているのだ。ベスト・セラーとなった『流れる星は生きている』をはじめ、いわゆる引揚げものの活字になった量は、いまだに膨大にたっている。最近まで、日本人の書いた現代朝鮮についての記述はといえば、引揚げものの背景としてのほんの簡単な記述しかないという状態だったのだ。引き揚げに大変な人間の苦勞がなかったわけではないが、それと表裏一体の、解放前のそして解放後の朝鮮人民の苦悩には、目を向けることさえしなかった偏りぶりは、尋常ではなかった。

極東米軍の占領期間中、南朝鮮人民の闘いがほとんど日本人に知られえなかった一つの要因として、占領軍による情報統制があった。そのために日本人が目かくしをされていた面がなかったわけではないが、しかしそういう困難を共有しながらも、在日朝鮮人があらゆる手段を通じて本国の状況と民衆感覚の推移を感じ取ろうとし、また実際、相当程度の知識を闘争のエネルギー源として獲得し

ながら一方では、日本が戦火にまきこまれるのはいやだという意味での「平和と独立」を主張するという方針を天下に公表することによって、日本人に情眼をむさぼらせ、占領軍の戦争政策を助け、朝鮮人民の死闘にまったく意識的に敵対したのであった。

一方、五〇年初頭のコミンフォルム批判によって「占領だけ」「解放軍の残夢」をようやくさまざされた日本共産党が、あわただしく即席軍事路線にふみこんで、それなりに闘おうとしたのは、開戦後、だいたって決定的な局面、釜山攻防戦がすぎたからのことだった。指導をまたずにすでに在日朝鮮人は立ちあがっていた。当時の在日朝鮮人運動は形のうえでは、日本共産党の指導下にあったのだが、「祖国人民の危機にさいし侵略者の重要な戦略基地となつてゐる日本のなかで朝鮮本国人民の戦いに合流しなければ」という必死の気持から、有無をいわさぬ軍事裁判の危険をおかしながら基地闘争を展開し、軍事物資輸送を阻止しようとし、あらゆる必要な闘争に立ちあがった。しかし、日本社会のなかでその戦いは孤立を強いられた。わずかに、所感派影響下の日本人青年・学生のエネルギーは、無駄に消耗されたすえ、一九五五年、六全協の方針転換によって、またまた総括されることなく切り捨てられてしまった。

この敗北を切り捨てたことから、いわゆる「戦後民主主義体制」の今日までつづいているパターンが本格的に生まれてきたというべきだろう。特需ブームをテコとして経済的基礎を確立し、単独講和によって国際的地位を回復した日本ブルジョアジーは、六〇年代へ向って高度成長の歯車に日本人のすべてをまきこむ地歩を強化した。朝鮮戦争のさい、いやでも朝鮮人民の苦悶をかいまみざるをえなかった日本人は、このような体制での「平和」と「民主主義」

のよさなどではありえないのである。

六〇年代にいたり明白にその拡大再生産の機構のうちに日本社会全体をとらえこんだ日本独占ブルジョアジーは、さらにその拡大再生産の軌道を海外に膨張させようとする衝動を早くも本格化し、アメリカ帝国主義の相対的後退を与件として、数年の画策期間をへて一九六五年に「日韓条約・日韓新体制」を獲得するにいたった。いわゆる既成左翼、なかんずく日本共産党は、中・ソの国際的からみのなかでしばらくためらった後、中国共産党との縁を切りながら、意識的にこの体制側のしいた軌道、「戦後民主主義」の価値体系に、みずからの方を合せてゆき、その範囲内での政転闘争に全力を傾注するようになった。その選択が、状況に正面から対応するものでなかったことは、終始一貫、日韓闘争に手を抜いてきたことに、もっとも象徴的にあらわれている。「既成左翼は日韓闘争を総括することすら回避している」との、いわゆる新左翼の批判にたいしても、黙殺をもって答えるのみである。日韓闘争を誤った論理のなかに位置づけたことよりなにより、一度も本気で、何かを賭けて闘おうとしなかったことそのものを、すくなくとも日韓会談のタイム・スケジュールを一年間は遅らせた南朝鮮人民の闘いが、無言の事実として批判しているというべきだろう。

それでは、いわゆる新左翼はどうだったか？ すくなくともそのようではなかった。「日韓条約」を生みだした「戦後民主主義」の厚い壁に無手勝流に体当たりして敗れた。むしろ敗れたことへの総括が中途半端にしかなされなかったために、その後ただちになさねばならなかった運動に生かされず、志気を喪い、ことばは空語と化し

に自己満足することを大衆的に推進する方向に逆もどりした指導にしたがって、ふたたび朝鮮人民から遠ざかっていくことになった。「平和」と「独立」のスローガンがますます形骸化するなかで、朝鮮民主主義人民共和国との儀礼的な親善関係をもってこと足れりとし、南朝鮮人民をまったく捨象するような「運動」の感性が、育成されたのであった。

日本人は戦後ずっと体制側に先手を打たれて、息せききつてそのあとを追いかけてきたのだ。八・一五直後、アメリカ帝国主義の意図を見ぬくべきときに「解放軍」をぼんやりと歓迎し、朝鮮戦争のなかで権力機構の復活・強化が軌道に乗ってしまったところに即席軍事路線で消耗し、帝国主義的復活・強化がだれにとっても明白になってきた六〇年代以後の段階でなお日本がアメリカの植民地であるとかないとかいう論理をもてあそんでいる。公安・警察権力の戦後かたときも休むまのない朝鮮事情の情報収集分析に対して、日本人の「研究」らしきものが、ようやく六〇年代にはいるころに、びよわな出発をせねばならなかったのも、このたちおくれを象徴的に示しているといえよう。負け大根性をまづ捨てなければならぬ。

一歩ずつ先を越されてきた戦後人民運動史の上述三つの外から迫られた動機の一つ一つをとってみても、それぞれにおくれをとりもどすチャンスはあったといわなければならない。おくれをとりもどす作業は、結論的にいって、直前の段階のありようの綿密な思想的総括を徹底させることを通じてのみ道が開けてきたはずだ。だが、それがなされないまま今日までできてしまった。南朝鮮・台湾への侵略体制が本格的に整備されている今日の状況のなかで、おくれをあせらずに取りもどす道は、この作業をぬきにしたこけおどしの威勢

た。そして、そこではなお「戦後民主主義」は外的対象とのみとらえられており、大衆意識に体现されて闘争を無力化するその正体をトータルにかつ具体的ににつきずす方向をただちに見出すことはできなかった。「戦後民主主義」は外にあるだけでなく、闘争主体諸個人の内に深く浸潤しているおのれの姿にあった。そのことに目を向ける必要を感じていなかったというべきだろう。はやりことばを使っていえば「内なる戦後民主主義をえぐりだすことを通じて外なる戦後民主主義（それがとくに大衆意識を不可欠の構成部分として成立していること）をつきくずしつつ自己変革をとげていく」方向性を具体的に見出しえないままにエネ・ロスがくり返された。

六九年の第一次入管闘争は、客観的状况への闘いであるとともにその主體的欠陥を、のりこえる方向をさし示した。そのなかから、かつてない真剣な朝鮮問題への関心が析出してきたことは偶然ではなからう。だがそれにさえても、戦後民主主義は足をすくわんとまわりついてきている。観念的死語による「止揚」ではない「否定」が、単純にいたけだかに提起されることによって、「戦後民主主義」にまみれて生きている大衆意識の壁を突破することを不可能にし「かえって、へきえきさせさえたというべきだろう。いったん、かくとくされたかにみえた具体性が、その瞬間にまたしても空語に転落していく。そういうたえざる危険との緊張感覚がもちこたえられなければならない。いま、そのような問題意識はようやく個別闘争の領域で、分散的、孤立的に覚醒され、しだいに相互触発の輪を、既成の無意味化した観念の枠組をこえて、ひろげていかなければならない地点に立っていると思う。

三・一朝鮮独立運動の歴史的意義

山辺 健太郎

三・一独立運動の歴史的意義

三・一運動というのは、一九一九年（大正八年）の三月一日、日本によって強制的に退位させられた朝鮮国王高宗の葬式を機会におこった朝鮮独立を要求する朝鮮全土、約二千万人の全人民的決起をもって闘われた大暴動のことである。

三・一朝鮮民族の独立運動は「日本が万一吾族の正当なる要求に応ぜずんば吾族は日本に対して永遠の血戦を宣すべきなり」（朝鮮青年独立宣言、一九一九・二・八）として決起した在日朝鮮人留学生六百人の不屈の闘いを突破口とし、朝鮮民族の独立、民族の魂を守り、人間としての尊厳にかけて日本帝国主義の民族抑圧と植民地支配を粉碎すべく、あらゆる階級、階層の人びとが朝鮮民族の独立を目指して決起したのである。この闘いは、七万人以上の朝鮮人民の血の犠牲をもっておよそ一年間闘いぬかれた。

暴動のきっかけが高宗の葬式の日だったことも、多少の理由はあ

る。高宗は日本の侵略にたいしてある程度の反抗もしているし、その妃である閔氏を一九〇五年、日本の軍隊と大陸浪人が惨殺し、その死体を凌辱したのち石油をかけて焼くという日本人の侵略行為にたいし、また、「韓国併合」を前にして、退位を強制されたことについて、朝鮮人民は非常に同情し、痛憤していた。高宗はいわば朝鮮王朝最後の国王であつたわけだから、この人の死を哀悼するということとは、亡国への哀悼であり、同時に独立への熱望ともなったのである。

朝鮮独立運動というのは一九一〇年明治四三年）、日本が朝鮮を併合してからのも絶えずあつた。しかし、それまでの独立運動と三・一運動以後の独立運動とは、非常に性格を異にする。したがって、その点を明らかにすることによって三・一運動の歴史的意義も明らかにすると思う。

三・一運動までの朝鮮独立運動は、たいてい旧李王朝時代からの支配層を中心とした運動で、義兵運動に平民階級が兵士としては参加していたものの、指導者はみな旧韓国時代の陸軍武官であつた。

ところが、三・一運動には、労働者や農民がたくさん参加している。また、これまでの独立運動はだいたい朝鮮王朝の復興を旗印としていたのたいていして、三・一運動では、上海の仮政府でも、共和制をとっている。つまり古い王朝的な運動が朝鮮独立運動から姿を消し、民衆が登場するきっかけとなったのが三・一運動であつた。

そして、最後に運動の発展によって民族主義者が独立運動の指導権を失い、朝鮮独立運動が共産主義者の指導する運動となったことも三・一運動の大きな特徴である。同時に、これ以後、朝鮮独立運動がいちじるしく国際的な関係をもつようにもなった。すなわち、朝鮮近代の革命運動の出発点となったのが三・一運動である。

以上のことが三・一運動の歴史的意義として非常に特徴的なものであると思う。

文化統治の本質

一九一〇年以降の日本統治下の朝鮮における武断統治というのは非常に誤解されていて、寺内正毅総督府だけが武断政治であるかのごとく思われている。三・一運動の結果、いくら朝鮮人にたいして譲歩した齋藤実の朝鮮統治のやり方が、文化政治といわれているが、その内容はまったく同じで、本質的区別はない。たとえば、寺内のやり方が武断一本であつたが、齋藤は非常に陰險なスパイ政策等々をとってやったので、これを文化政治というならゴマカシ以外のなにものでもない。文化政治といままで報道されたことが、たとえば、朝鮮総督府は現役の武官だけに限るということになつていたのが、文官総督でもよいとなつたが、実際は文官総督というの

は一人も朝鮮では実現せず、全部陸海軍の現役武官がやっている。したがって、文官総督の道を開いたということは文化政治でもなんでもない。ただ陰險悪辣になっただけである。

武断政治の特徴はいうまでもなく寺内の憲兵政治であり、憲兵政治の特徴は憲兵が行政のあらゆる面を担当していることである。三・一運動後の齋藤実の文化政治では、憲兵政治を廃止したということが俗説として伝えられているが、その憲兵政治の廃止という意味は、いままで憲兵が行なっていた衛正警察、一般の行政警察としての戸籍の取扱、葬式などの届出でも憲兵がいちいちやっていたことをやめて、一般警察に移したということで、憲兵本来の仕事がなくなつたわけではない。一般行政事務から憲兵が解放されたということは、相対的に弾圧機関としての憲兵がむしろふえたと同じことになるので、憲兵政治の廃止ということも非常に欺瞞的なものだといえる。だから武断政治と文化政治の本質的違いはないということである。この点に關していまでも俗説が横行していたが、俗説のままにしておいた方が日本の統治にとって非常に都合がよい。三・一運動の結果、日本が大いに譲歩して文化政治をしくようになったということになるが、文官総督府が文化政治をしくようになったという国家の暴力装置としての憲兵と警察の役割を比較すると、戦前の日本の社会運動にたいして猛威をふるった特高は、いまでもなく文官だった。ところが、その文官である特高のやったことが非常に残酷であつたということは今日では常識になっている。憲兵だから残酷で文官だから統治のやり方がゆるやかである、とはけつていない。文官も憲兵も帝国主義の国家機構の末端にある暴力装置としてはまったく区別がない。

しかし、その憲兵にしても斎藤總督の時代に朝鮮軍司令官であった宇都宮太郎（宇都宮徳馬の父）が議会展出のために上京していた斎藤実にだした手紙には、各種兵科のうち相当の数を集めて憲兵教育をし、これを臨時憲兵として治安の確保にあたっているから御安心を乞う、という内容の手紙をだしていることからみても、ある時代には憲兵の絶対数すらふやしていたことがわかる。なぜならば、憲兵の数をふやすとか減らすということは朝鮮軍司令官の権限でできることであるから、必要な場合には臨時憲兵をつくっている。こういう事実が知られずに斎藤実總督の登場を文化政治の特徴のようになっている大間違いで、憲兵そのものを廃止したのではない。否、むしろある場合には、宇都宮の手紙にあるように増員すらやっている。したがって、武断政治と文化政治の本質的区別はないと断言できる。

三・一独立運動と民族解放闘争

朝鮮民族解放闘争における三・一運動の意義というのは、はじめにいったように、李王朝の復興ということから、どんなものであっても、たとえば李承晩の運動であっても、大統領制をとった民主共和国を旗印に掲げている。しかし、そういう運動であっても、上海の仮政府というものは、国内の朝鮮人民のなかに地盤がなく、主としてアメリカその他外国の援助によって朝鮮の独立が達成できるといふ幻想の上に成り立ったものであった。したがってアメリカの動向、ベルサイユ講和条約で朝鮮独立の動きを取りあげないということとが決定的になるにつれて上海仮政府の運動がだんだん衰えていっ

た。そして運動が衰えるにつれて内部の分裂がおこってくる。

一例をあげるならば、大韓民国の初代の大統領になった李承晩は、実は上海の仮政府にもいたわけではなく、アメリカに亡命していた人である。アメリカの後援によって独立が達成できるという幻想を仮政府の連中がもっていたところには、アメリカにいる李承晩の地位というものが高く、彼に期待するところが多かったが、アメリカが朝鮮の独立を援助するということが幻想にすぎないということがわかって李承晩の役割もだんだん薄らいでいき、同時に内部の対立もはなはだしくなると、ついに李承晩は仮政府からも除名されるということになる。その後、李承晩はアメリカにずっと滞在していたが、このように国民的にまったく地盤をもっていない。上海仮政府のうちでも、ときどき朝鮮内地と連絡をとっていた人たちも相当あったが、李承晩のときは全然国民的地盤がなく、アメリカの保護の下で生活していたので、戦後完全にアメリカのカイライになる。国内に地盤のない人は、アメリカの後援によって統治者として登場してくる。

その点では、現在の朴正熙大統領でも同様であって、彼は第二次世界大戦中、「満州国」軍の将校であって、優秀なために日本の士官学校に留学している。その時代の彼の行動というのは、日本人の将校ですら「朝鮮人ではない、まったく日本精神を体得した軍人である」という讃辞を彼のために送っているという記録などをみても、彼が日本軍にとって優秀な軍人であったことが証明される。

「満州国」における朝鮮人の抗日運動に上海仮政府の系統を引く、いわば李王朝の再復を目的とした独立運動、つまり旧韓国の武官を中心とした武装運動が一九一〇年以後、弾圧を逃れて「満州」に散

在していた。もう一つは、三・一運動の結果、共産主義者が民族運動の指導権を握るにつれて、シベリア亡命中の朝鮮人の抗日武装運動が金日成の運動となってくる。日本の「満州国」軍が朴正熙などを利用して鎮圧したのは旧式の独立抗日武力闘争であった。いいかえると現在の李承晩以来の「大韓民国」の中心になったその傾向の独立運動を弾圧したのが他ならぬ朴正熙であって、金日成ら共産主義者の指導する抗日運動は、ロシアという背後地をもっている関係でなかなか弾圧できず、結局弾圧されたのはいまの「韓国」の系譜に属する独立運動であった。したがって、本来ならば戦争犯罪人として、民族の裏切者として絞首刑になっていい朴正熙が登場してきた。それは李承晩がアメリカのカイライになったと同じように、国民的地盤が全然ないためにアメリカのカイライとなっていた。また、日本が「韓国」を経済的に支配するために朴正熙の選挙のたびに莫大な援助をして今日の位置についたといえる。

要するに三・一運動の重要な意義は民族運動のなかに分解作用をおこし、純粹の民族主義の運動と共産主義を指導精神とする民族運動との二つにわかれたということが民族闘争のなかでの三・一運動の大きな意義と考えられる。

三・一独立運動の国際的背景

各国の民族解放運動との関係で論ずると、当時はロシア革命後のカラハン宣言でソビエトは中国にたいする不平等条約、たとえば租界という植民地中国にたいしてもっていた帝政時代の権利・権限をいっさい放棄するというをやったために、これが中国の国権回

復運動を刺激したことは非常なものであった。当時、北京、上海には朝鮮の亡命者がたくさんおり、中国の国権回復運動に大きな刺激を受けたことは間違いない事実である。一方、東京における朝鮮人留学生も日本での労働運動、社会主義運動を見聞し、同時に新しい社会主義の運動がようやくおこりはじめた時代で、その洗礼を受けていた。当時の朝鮮独立運動は学生に限らず朝鮮人亡命者の多かったアメリカ、中国、東京その他いたるところでおこっていた。したがって、この発生はある一つの国の一つの都市だけではなくて、多発的であったということが特徴である。多発的に各地でおこったものが高宗の死という機会にソウルに集中して三・一運動となったというべきで、どこか一カ所でおこってそれが波及したものではなく、同時におこってきたということ、それが大きな特徴であろう。

もう一つは、労働者階級の発達が充分でなかった後進国の例として、学生・インテリゲンチヤの役割が非常に大きかったことは間違いない事実である。なぜならば、東京にいた留学生のほとんどすべてが三・一運動のころ朝鮮に帰ったという事実は、内務省の記録等に残っている。彼らは郷里の各道に帰り、そこで独立運動を組織した。組織する場合に全国的な政治新聞の役目を果たしたものが独立宣言であり、その他いたるところでプリントされた独立新聞というようなものが民衆の運動を組織する有力な機関紙の役割を果たし、そして彼らは先覚者として各地で民衆の運動を組織していった。

もう一つは、ロシア革命の影響で、前からロシアに亡命していた朝鮮人は、社会主義の洗礼を受けロシア革命に直接参加して、日本の干渉軍と武器をもって戦ったという事実もあり、当時の日本のシベリア干渉軍の報告書をみても、朝鮮人の武装団体が武器や規律か

らいつてもいちはば優秀であったという記録がある。また、その後の日露の国交回復のための交渉でも、朝鮮の抗日運動の援助をしないということに約束させたという事実からみても、相当数の有力な朝鮮人部隊がシベリアにあったことを証明している。このような報告は実にたくさんある。そしてこれらの部隊は、たびたび国境を越えて朝鮮に帰り、日本軍を攻撃したり、親日派の朝鮮人に制裁を加えたりした。

この事実是非常に重要である。三・一運動以後の民族運動の特徴として官憲があげているのに、騒擾が永久的になった、ということにしている。永久的になったのは、そういう方面からの武装部隊の活動が絶えずあり、それが朝鮮の民衆運動を鼓舞したためであって、その点もいままでの抗日運動と全然性格の違う、世界革命運動の一潮流としての民族運動の性格をもつようになったことが三・一運動の大きな特徴であろう。

三・一独立運動への弾圧

したがって、三・一運動の弾圧も、外国に朝鮮独立運動がいつまでもつづくということがわかることを日本は非常に恐れていた。いままでの対外宣伝によると日本の朝鮮統治は非常にうまくいっているという宣伝をやっていたのが、ああいふ騒擾が長期間つづくとなると、諸外国の感情が悪くなるということを恐れて急速に鎮圧する必要がある。原内閣の時代を日本では大正デモクラシーの時代というが、それは国内政治のある一面だけをみていうことであって、植民地関係をみれば、原内閣のとった全体の弾圧策というものは寺

内以上のひどいもので、武力を使い短期間にこれを弾圧してしまおうという方針であった。したがって軍隊派遣も、目立たないよう目立たないようにして分散的に日本海の方から朝鮮に送り、鎮圧するという政策をとっている。しかもこの鎮圧が徹底的であったことは、全部落を焼き払うとか、皆殺しにするとかいう方法を多くとっていることから証明できる（三・一朝鮮独立運動への過酷な弾圧の例は、拙書『日本統治下の朝鮮』岩波新書をみてもいい）。

三・一独立運動という朝鮮人民の大きな反抗運動を経験した日本の支配階級は、関東大震災のような大きな天災に際して、民衆の不満が爆発することを非常に恐れ、民衆の民族排外主義と植民地人民への蔑視を利用し、民衆の不満の爆発を朝鮮人弾圧にむかわせたのである。したがって、朝鮮人大虐殺の動機となった「朝鮮人が武器をもって蜂起した」というデマを権力者が意識的に流したという証拠は今日、船舶無線局の送信その他文書の上でも明白に残っている。したがって関東大震災の虐殺というものは、やはり三・一独立運動への日本帝国主義の報復であるといえる。

三・一独立運動と日本人

三・一運動当時の日本の社会主義運動、労働運動をみると、遺憾ながら日本の社会主義者からの連帯がほとんどみられないということとは、われわれ日本人としても反省すべきことである。エンゲルスが「他民族を圧迫するものは自分自身をも解放することができない」というのは千古の真理であって、まだ、日本の労働者、社会主義者からの朝鮮の民族運動にたいする連帯の動きがあらわれてい

いということに肝に銘ずべきである。ただ一つだけ東京の学生が中心になった「日鮮支学生演説会」というのが東京で開かれて、いくらかの連帯の意思を表示しているが、当時の新人会の機関紙をみて、朝鮮の独立運動に深甚な同情の意を表わす、という程度であって、連帯というにはあまりに遠い、共同闘争というようなことを考えていなかったことがわかる。日本の労働運動のなかにもそのような動きが全然ない。ないだけではない。

当時、日本労働総同盟の会長であった鈴木文治のごときは、斎藤朝鮮総督に手紙をだし、労働総同盟のなかに朝鮮部をつくり朝鮮人労働者の教化にあたるから資金を供給してくれ、というようなことをやっている。一方、労働総同盟の方では、震災後になってくると社会主義の影響も強くなって、朝鮮の民族運動が社会主義的であるかぎりこれと連帯し、これを支持するという決議をやっているにもかかわらず、その会長である鈴木が、日本帝国主義のために朝鮮人の懐柔策をとるから資金の援助をたのむ、というようなことをやっているのである。

連帯というものが、日本人からよりも朝鮮人の間からおこってきたことが特徴で、それは朝鮮人の階級的な自覚の結果、朝鮮人労働者の手によって、在日本朝鮮労働総同盟が結成されて、在日本朝鮮人の側から、両国の労働者階級の提携の呼びかけがはじまったといえる。これが関東大震災の後のことだった。

したがって三・一運動における在日朝鮮人の闘いは、やはり学生が中心であって、朝鮮人労働者がこの運動の主流になったのは、それはむしろ関東大震災以後のことであったといえる。そこがかなり重要なところではないかと思うのは、両方の民族運動の提携を考え

る場合に、日本人だけの労働運動があるだけでは充分ではなく、朝鮮人の側にも労働者の組織、その経済闘争等がはじめてはじめて両方の労働者階級の連帯が可能であることを歴史は証明している。それをわれわれはいつの場合でも忘れてはならないと思う。

したがって三・一運動のころは、まだ日本における朝鮮人の労働者の運動は充分でなかった。それは、朝鮮を追われ日本にきた労働者といっても、もとは農民であって、労働者としての集団生活をもたず、日本にきてからの職場にしても、大部分は分散的な自由労働者であった。日本国内の運動はだいたい学生を中心とした運動であった。ただ運動の末期には、労働者がぼつぼつ参加していたことは間違いない事実である。しかし、朝鮮人留学生はたんなる学生ではなくして、日本で労働しながら、いわゆる苦学をしながら当時の私立学校の夜学に通っていた人たちが、日本の学生に比べると非常に労働者であったということが大きな特徴で、この点が日本の学生と在日朝鮮人留学生の大きな相違であらう。もちろんたんなる労働者ではないが、勤労しつつ勉強するという労働者の要素が非常に大きかったことは忘れてはならないことだろう。

したがって、今後のわれわれが三・一運動を考える場合、三・一運動との連帯がおこりえなかったという点については、日本の社会主義者が植民地にたいする明確な観念を大正時代にはほとんどもっていなかった。併合の当時、社会主義者のうちで、議行動派として知られている田添鉄二は、『日刊平民新聞』に「満韓植民政策と平民階級」という論文を書き、そこで「満韓植民政策」そのものを批判し、当時のブルジョアが朝鮮、「満州」をとれば日本の領土もふえ、労働者の生活は非常に豊かになるという宣伝の欺瞞を暴露したとい

う点是非常にすぐれたものであったが、こういう宣伝は遺憾ながら国民のなかにはいっていかなかった。

第二インターナショナルのシュトゥットガルト大会（一九〇七年）でも植民地問題が大きな議題になり、ここでイギリス、ドイツ、オランダ等の植民地をもつ国の社会民主党は植民地制度の進歩的な意義を強調しているのに対して、レーニンが反対し、植民地解放を支持する決議をだしている。日本の代表はレーニンの修正意見に賛成している。それからヨーロッパの小国ルーマニア、ブルガリアという、いわばヨーロッパの半植民地に等しいような地位にある国々の社会民主党がレーニンの決議を支持し、植民地強固のイギリス、ドイツ、オランダの社会民主党が植民地制度を支持したということは第二インターナショナルの大きな特徴であって、レーニンもこの点を指摘しているくらいで、植民地制度をめぐる意見の相違が後に第二インターナショナルの分裂の大きな原因となったといえる。

当時はまだ、欧州大戦がさし迫った問題でなかったために、「戦争にたいする戦争」というようないさまじい決議をしていたにもかかわらず、一九一四年に戦争が勃発すると同時に、いろんな理由をつけて、つまり「ドイツの軍国主義にたいするデモクラシーの戦争である」というような理屈をつけて欧州大戦を支持して、それぞれ自国のブルジョアジーを支持したのは有名な話であるが、このきざしがすでに植民地問題においてあらわれていたことに注目しなければならぬ。

日本の社会主義者は、戦争にたいしては平民社以来の戦争反対の認識はもっていて、それを当時のいろいろな社会主義の雑誌、新聞に書いていたことは、今日うかがわれるが、しかしながら田添鉄二

がいったような、領有が実現しようとしたときのあの「満韓植民政策」にたいしてとった社会主義者の鋭い批判というものは大正時代の社会主義者には全然なかったということは、日本の社会主義の大きな弱点であった。

第一次世界大戦のように、戦禍がヨーロッパだけであって日本はむしろ戦争の「恩恵」に浴していた時代に、抽象的に帝國主義戦争反対というのは、支配階級も弾圧はしないし、したがって勝手な熟がふけたといえる事情だろう。その証拠にこんどの第二次大戦が始まるとみんな転向し、戦争を支持したことでもわかる。

植民地問題のように日本帝國主義の切実な利害のある問題にたいして、もし大胆に朝鮮、台湾の解放というようなことをいえば、極端な弾圧を受けるのはきままっている。そういうことに関して何ら日本の社会主義者が発言していないということは、第二次世界大戦での転向との関連で非常に重大な事実ではないかと思う。

三・一独立運動と日本人との関係は、あまり名譽ある運動を日本人はやっていないということを遺憾ならいわざるをえない。

なぜかという、日本の社会主義運動は朝鮮併合の年におこった大逆事件の弾圧で、いわば火の消えたような状態になっていたことも大きな原因の一つであった。日本の社会主義運動復興の契機は、いうまでもなくロシア革命だが、米騒動の結果として、寺内内閣がたおれ、三・一運動の結果として、寺内総督の後任である長谷川総督が辞任したこともその要因である。だから、日本の社会主義運動の復興は朝鮮人民の英雄的三・一独立運動によるという状態であった。

第二に日本の労働者を代表するプロレタリア政党がもろんなか

おわりに

今日では、三・一運動当時のような労働者階級の未成熟、プロレタリアートを代表する党が存在しなかったという事情が一変し、日本の労働者階級のなかにもある程度の国際連帯の觀念が広まっている。したがって、この連帯意識を前衛分子が労働者の間に植えつけなければならぬときである。

今日、ベトナム人民がアメリカ帝國主義をむこうにまわして勇敢に戦ってアメリカの意図をくじきつつあることは間違いないが、それは背後に大きな国際勢力があるというよりはベトナム人民自身の闘争の結果であって、このベトナム人民の闘争が日本の良心的な人びとを刺激しているといえよう。ベトナム人民との連帯は、まだないといえるくらいで、今後はこの連帯の形成こそわれわれの任務ではないかと思う。

国際連帯というものは三・一運動当時と非常に違っていることはいうまでもないが、しかし、日本の社会主義運動、労働運動のなかで過去に連帯の精神が非常に弱かったということは、われわれは銘記しなければならぬ。このための努力をやらなければ日本の社会主義運動、労働運動というものが国際的な立派な運動をきたすということを考えなければならぬと思う。

（やまべ けんたろう・朝鮮史研究家）

しかし、社会主義運動の地盤である労働者階級の組織が非常に不十分であって、わずかに労使協調的な労働団体として友愛会があった。しかし、その友愛会もロシア革命後はだんだん急進化していつて、一九二〇年ころには、これまで友愛会が排撃していた社会主義者をも大会にも招待するということが実現するが、これが一九二〇年三・一独立運動のもちであった。すなわち三・一運動のころには、連帯がまったくなかったといっているくらいの状態であった。これは日本の労働者階級の未成熟、社会主義者の活動の不充分、植民地領有国の社会主義者としての植民地問題にたいする責任ある態度というものをもっていないかったということが、三・一運動と連帯しえない大きな原因であらう。

第三にロシア革命の影響もようやく一九二〇年ころからおこりはじめたものであって、その当時はまだ社会主義へのデマが横行して労働者階級の成熟もなしていなかったために、ロシア革命にたいする共鳴はあっても、支持の運動はおこっていない。ただ先進的な社会主義者だけには社会主義の実現というのは文書の上ではあっても、いまだ地上で実現されていなかったことが、それがロシアで社会主義革命が成功し、社会主義国家ができたことによって、その後の社会主義運動が非常に活気をおび生氣をおびたことは間違いない事実である。いわばこれまでは海のものとも山のものともわからず信ずるものはこれを信ずるという程度のもので、世界の大国でこれが実現したということは、社会主義運動への非常に大きな勇気と希望を与えたということは間違いない事実である。

八・一五をめぐる日本人・朝鮮人・天皇制

山田 昭 次

一、わたくしにとっての朝鮮人体験

入管法案が在日朝鮮人、在日中国人の言論、集会等一切の表現を規制し、これに反する者に対するは強制退去の迅速化を主要なねらいとしていることは、いまさらいうまでもないだろう。その政治的、経済的背景を明らかにすることは、わたくしに与えられたテーマではないから省くとして、ここではわたくしの体験からその思想的意味を問えば、在日アジア人は、日本人に帝国主義国の国民であったし、また現にそうであることを意識の深部から覚醒させる存在であり、したがって日本の支配者にとってはきわめて不気味な存在であるからにちがいない。

紀元節復活当時の頃のことである。ある在日朝鮮人が紀元二六〇〇年祭のとき、橿原神宮に「勤労奉仕」に連れて行かれたことを回想し、神宮で山田耕作が指揮をして教えた橿原神宮の歌をわたくしの前でうたってみせた。その歌をききながら、「紀元節でひどい目

にあった」という、最底辺の植民地民族を忘れた一面的な被害者感覚に痛撃を加えられた思いがした。

一九六九年、南朝鮮学生の朴三選改憲反対運動が行なわれた頃のことである。ある朝鮮人雑誌編集者が、「日本人はフランスの学生運動には関心をもつが、朝鮮の学生運動には関心をもってくれませんか」といった。わたくしもその日本人の一人だったから、ひやりとしてしまった。学生たちが反対している朴独裁政権を新植民地主義的侵略の支柱として強化しようとしているのが、ほかならぬわが国の支配者ではないか。

和田春樹は一九六六年五月号の『歴史学研究』で、戦後史の概説書六著のうち日本の降伏が朝鮮人の解放であったことを記したのは一著しかないことを指摘しているが、帝国主義国の国民として支配され、鈍磨されたわたくしたちの歴史意識は容易にいやしがたく、日本人の歴史意識とアジア人のそれとの間にある断絶は底知れぬほど深い。そのことをいやというほど知らせてくれたのが在日朝鮮人であった。

かつてわたくしは日本人と朝鮮人の意識の断絶をえがくことによつて八・一五の意味をとらえかえそうとしたことがある（八・一五をめぐる日本人と朝鮮人の断層『朝鮮研究』一九六八・一）。再び八・一五について執筆する羽目に陥ったが、あれからとらえかえしはなにほども進んでいない。あらかじめその怠慢さをお詫びして、以下若干の覚書きを記しておきたい。

二、太平洋戦争下の朝鮮人

わたくしは、八・一五を勤労動員生徒として埼玉県豊岡の陸軍航空士官学校で迎えた。士官学校での思い出のなかで忘れられないことの一つは、硫黄島日本軍の全滅、米軍の沖縄上陸が行なわれ、少年であったわたくしにも本土決戦が避けがたいと思われた一九四五年春頃だったろうか、学徒出身の下士官が「このままいけば、朝鮮に反乱が起って日本はそこから崩壊するかもしれない」といったことである。背丈のひよる長かったこの学徒出身兵の名前はすっかり忘れてしまったが、「大日本帝国」の教育をつぎこまれたわたくしには日本の国家の崩壊とか朝鮮人の反乱といったことには思ひも及ばなかったから、かれの発言はあまりにも唐突に感じていまだに忘れられない。かれがどんな経歴の持主であったか、いま知るよしもないが、朝鮮を支配した日本人の朝鮮人にたいする恐怖を物語っているのであらう。しかしかれの発言の歴史的意味を解くには戦後ひどく時間がかかった。

小松茂夫の回想によると、かれが一九四二年春、父が鉾山経営をしていた朝鮮に帰ったところ、その鉾山の朝鮮人トラック運転手が

「この戦争、日本に勝味ないですよ。トラック一つ見てもそのことは分ります。アメリカ製に比べると日本のトラックは問題じゃないですからね」といったという。しかもそれはかれ一人ではなく、その鉾山で働く運転手のほとんどが、それどころか少しでも機械に明るい朝鮮人であればそのほとんどが、日本の敗戦を時間の問題と確信して疑わないでいることを教えられたという（私の体験における朝鮮問題『展望』一九六五・一一。後に斎藤孝、藤島宇内『日韓問題を考える』に収む）。

朝鮮人知識人のなかにはすでに真珠湾攻撃に四方八方に敵をつくらした日本帝国の敗北を予見した者もあるようである。知識人はともかくとして労働者までが日本帝国の敗北を予見したのは、当時の日本の民衆が緒戦の戦果に酔っていた状況と比較して驚かないわけにはいかない。

それだけではない。太平洋戦争中も朝鮮人は隠然たる抵抗をつづけた。渡辺学編『朝鮮近代史』によれば、面従腹背のサポータージュや痛烈な諷刺などは日常茶飯事であり、ときには自然発生的な軍事教練への反抗、学徒兵、徴用工の集団脱走などが起こったという。

あの学徒出身兵が朝鮮人の反乱におびえたのも、そういった状況を知っていたからだろうか。

しかし、わたくしたちは朝鮮人の予見や不屈の抵抗に感嘆ばかりしてはいられない。日本帝国の敗戦が明らかになってくるといふことは朝鮮人に必ずしも明るい展望を与えるものではなかった。そういった一面を教えてくれたのは金一勉「太平洋末期の在日朝鮮人」〔現代の眼』一九六九・四〕であった。金は一九四四年七月のサイパン島「玉碎」で日本は確実に敗けると判断した。朝鮮の解放をその

彼方にみるわけだが、同時に日本軍の本土防衛戦の死の道づれにされる恐怖に襲われる。そこでヤミ切符を買っても日本を脱出して朝鮮に帰ろうとする。ところが朝鮮では朝鮮人のケツ起をおそれて若者とみればことごとく遠方に送り出しているというのを朝鮮人兵士にきく。そこで満鉄緊急要員募集や北海道森林主事募集にに応じて日本本土からの脱出を図るがいずれも成功しない。他方硫黄島「玉砕」、東京大空襲と、戦況は緊迫化を強め、ついに本土決戦の袋のねずみとなったことを覚悟しなければならなくなる。そのとき、朝鮮人のかれに「本能的に、ピン」ときたのは、本土決戦に際して起こるにちがいない関東大震災における朝鮮人虐殺の再現であった。

「その土壇場には、軍民すべて狂気を帯びて、まともな判断を失ない、何をするかわからない。窮極的には朝鮮人が敵に見えてくるにちがいない。つまり『朝鮮独立』を見越してウツブン晴らしに朝鮮人刺殺にとりかかることもありうるのだ。いうなれば『この輩を生かしておけば上陸する連合軍と手を握って逆襲するはずだ』と、いっせいに朝鮮人斬りがあるはずだ。また、たとえそんなことがないとしても、かならず散発的なデマが飛ぶはずだ。焦土戦の断末魔になると、恐怖心と、飢餓のあけく、一部に精神分裂を起こし、奇態なたわごとをわめく発狂者が現われるはずだ。そこで根も葉もないデマが作り出されることはどうさもないことだ。そして朝鮮人の私がいきなり剣か竹槍で突き殺される……」

かれは東京を脱れて岩手山麓の山村で八・一五を迎える。後にか

れは戦争末期にいだいた恐怖の幻が妄想でなく、伏せられた現実であることを知る。滋賀県下の中学校配属将校の会合で、一高級将校が空襲で混乱に陥ったらず竹槍で朝鮮人を処置せよと訓示したと、八月二〇日頃樺太地方気屯地方で朝鮮人労働者を強制収容して火をつけて皆殺しにした事件、舞鶴港での朝鮮人引揚船爆沈事件等々。

三、八・一五を迎えた日本人と朝鮮人

八月一日のソウルは右往左往する日本人を除けば異常な静けさであった。翌一六日になると、朝鮮人のよろこびは爆発して、ひっくり返るような騒ぎとなった。「日本的な絵や額は壁からはがされ、日本式に変えた名前の表札は門の前に投げ棄てられ、日の丸の旗は赤丸の半分を黒く巴形に塗って李朝時代の朝鮮の旗に変えられ、『独立朝鮮万歳』のビラが到るところに貼られ、電車は無料で群集を市の中心に運び、街頭や建物の窓からラウドスピーカーが朝鮮語の演説を流し出した」と、村山知義は当時を回想している（『朝鮮での八・一五』『世界』一九五〇・八）。

朝鮮人詩人呉林俊は当時をつぎのように語っている。朝鮮人の男は国民服を脱ぎ、モンペをはいていた女は純白のチマ・チョゴリに

着がえる。そして解放を祝うデモを行なう。これにたいして日本人があげた言葉は、「なにをいってやがる、バカヤローこの朝鮮人」「なににお、おまえら朝鮮人に敗けたんじゃないぞ、あまりうぬぼれるな、朝鮮人に何ができる、いまにみている」であった。ところが、仁川から上陸してきた米軍に対しては、戦争中は「鬼畜米英」と叫んだ日本軍人も「実に紳士的に、アメ公帰りがやれ！」という言葉ひとつでるわけがなく、すんなり武装解除した（座談会「八・一五と文学の立場」『朝鮮研究』一九六九・八）。

朝鮮でみられた日本人のこの態度は日本でも変らなかつた。宮田節子の回想によれば、八・一五から間もないある夏の日の午後、にわかにかの騒々しくなった。家族ともども家の外にとび出してみると、先頭に日の丸におたまじゃくしの影をおとした太極旗をほこらしげにひるがえした朝鮮人の一団が、異国語で何か叫びながら通りすぎで行った。太極旗を知らぬ日本人は「ちきしょう、朝鮮人の奴等は日本を半分占領するつもりなんだ。だから日の丸を半分黒くぬりやがった」といった。宮田は当時受けとった感情をつぎのように語っている。「戦争に敗けたから、朝鮮人にまで馬鹿にされるんだ」と苦々しくいった父の言葉は、私の実感でもあった。それはアメリカに敗けたよりずっと嫌なこととして、私の心に残った」

（傍点山田。以下同様）（『朝鮮研究』一九六四・八）

中国人にたいしても同様であった。八月一日の天皇「終戦」放送の際、「無思慮な一女性、チャソコロまで来るのか、といって慟哭した」と、在日中国人高玉樹はきびしく日本人の優越意識を批判しているが（『朝日』一九四五年一月二六日投書）、この女性も、アメリカ軍が占領にくるのはさほどくやしはなかつたが、中国軍が

占領にくるのはなんとも我慢できなかったであろう。

ここに戦後民主主義の方向が暗示されているように思われる。ここに示された日本人の態度はアメリカに敗北したことは承認しても、朝鮮、中国の長期にわたる民族解放運動に敗北したことを承認していない。しかも中国軍に占領されたり、朝鮮人の解放のよるこびをみたりするのにくらべれば、アメリカにまかされたり、占領されたりすることは恥すべきことは考えていないのは、アメリカがたんに軍事的優越者であったからではなく、ある価値を担った優越者であるときからであろう。その価値とは他ならぬ欧米の「近代」ではなかつたろうか。明治維新以来、日本は欧米「近代」の後を追った。それが脱亜思想をきわめて早い時期から生み出した。一八七六年二月に朝鮮侵略の出発点をなした不平等条約である江華島条約が結ばれた際、自由民権派の『横浜毎日新聞』は、「蓋昔年『ペルリ』ガ我國ニ求メシ所ロト大同小異ノモノナリ。諺ニ曰ク、昨日新婦今日姑トハ今我ガ帝國ニ適切ノ語ナリ」と同条約を評価し、日本は朝鮮の「開化ノ先導者」となるべきだと説いた。その他の自由民権派諸新聞の評価も大同小異であった。欧米文明に追いつく日本、おくれたアジア、という世界史像は早くも生まれた。こうした思想は一八八五年三月の福沢諭吉「脱亜論」に集約される。

「今日の謀を為すに我國は隣國の開明を待て共に亞細亞を興すの猶予ある可らず。寧ろ其伍を脱して西欧の文明國と進退を共にしその支那朝鮮に接するの法も隣國なるが故にとて特別の会釈に及ばず、正に西洋人が之に接するの風に從て処分す可きのみ」

こうして近代主義はアジアを蔑視し、侵略を正当化する脱亜論となった。もっともアジア侵略を推進したもう一つのイデオロギーにはアジア主義があり、この場合は欧米近代社会を利益社会とみなし、日本もしくはアジアを血縁的、倫理的共同体とみなし、後者の原理をもって欧米文明を否定するという外見をとっている。大東亜共栄圏思想はこのアジア主義的潮流をひくものであるが、日本人がアメリカにたいする敗北をさほど屈辱に感じなかったのをみれば、欧米「近代」への追従意識は意外と強く意識の底に流れていたものと思われる。とすれば、欧米「近代」をモデルとした戦後の「民主化」「近代化」の推進はきわめて受け入れやすいものではなかったろうか。これにたいして、モダニズムの眼からみておくれたアジアは蔑視と無関心のなかに忘れ去られていく。その結果、アジアにたいする侵略や植民地支配の責任感覚をもたない戦後民主主義が成立していく。

朝鮮建国促進青年同盟徐鐘実が、一九四六年七月一日の『朝日新聞』社説「朝鮮人の取扱について」に加えた批判は、そうした方向をたどっている戦後民主主義にたいして早くも加えられた痛烈な批判であった。『朝日新聞』の社説の内容はつぎのようであった。

〔前略〕日本の統治下にあった朝鮮が、戦争中わが戦力増強のため、いくたの犠牲を払ったことや、内地在留のわが軍需生産部門に多大な労働力を提供したことについて、われらは感謝するものである。しかし終戦後の生活振りについては、率直にいて日本人の感情を不必要に刺激したものも少なくなかった。たとえば、一部のものが闇市場に根を張り、物資の回りの物価を

かき乱したことなく、それである。

マックアーサー司令部の意向として、残留する朝鮮人はわが警察権の行使を拒否できないことになっている。しかしながら、日本の警察当局が、個々の事件の場合において朝鮮人に対して力を十分に発揮できないのが現状である。その結果、時にこれら朝鮮人の行動が、戦時中融和していた日鮮人間の感情を疎離することの生ずるを悲しむものである。われらは残留朝鮮人が日本再建途上の困難を理解しこれに協力することを期待してやまないのである。

太平洋戦争下植民地労働者に課した苛酷な労働にたいする言葉は「謝罪」ではなく「感謝」であった。あるいはまた、植民地朝鮮からその言語と歴史を奪って達成した「日鮮融和」が敗戦後も臆面もなく範とされていた。

徐鐘実の投書「朝鮮人の立場」は翌一四日に掲載された。

〔前略〕

『日本の統治下にあった朝鮮が戦争中わが戦力増強のために、いくたの犠牲を払ったことや、内地在留の彼等が軍需生産部門に多大な労働力を提供したことについて我々は感謝するのである』とはいかにも我々が自ら日本の侵略戦争に対して犠牲を払い、労働力を提供し進んで戦争に協力したと彼等は称讃せんと言うのか？無反省も甚だしい見方で、全くその反対である。

我々はこれに対して日本から少しも感謝される理由を持たないと同時に次にある反面に感謝して貰いたいのである。つまり朝鮮

人はかかる偉大な犠牲を払わされた過去を忘却してなお日本の法律と社会秩序に協力しながら（中略）同生共死をしているという事実に感謝して貰いたいのである。

かかる文句はまた許すべき充分なる雅量があるにしても結びにわれらは残留朝鮮人が日本の再建途上の困難を理解してこれに協力することを期待してやまないものである。

とは隷属を強要するものといわざるを得ず、その意味は要するに帝国主義の残滓とより他に解釈出来ないものである。

朝鮮は侵略から解放され独立の途上にあり国際的には東洋の重要な緩衝国であり、その健全なる独立完成は東洋平和の鍵であり、又世界平和の鍵である。日本も専制と暴政から脱皮し新らしい日本の再建に達し、その困苦も察するに余りある。即ち朝鮮人も日本人も同じく困難多岐な自国再建事業に携わっているといえる。

朝鮮人がみながみな善良なりとはいわないが、終戦後日本人諸君は我々に対して温い言葉一つ言ったか、解放された祝いの言葉一つ言ったか——政府ですら横い言葉一つ聞かないのである。そればかりか生活の活路一つ与えず、救済の一策たりともほどこしたであろうか？却て既成事実の一、二を誇大に宣伝し依然として弾圧のみであったと僕は断言する。平和日本の民主主義を代表する貴社の意見とするならば？両国の将来を憂える真の民主主義世界平和を冀求する時、唯々寒心に堪えず、一層の理解と反省を要求するものである。

かれの批判は『朝日新聞』社説批判にとどまるものでないことは

文面でも明らかである。それは日本帝国主義の朝鮮支配にたいする思想的否定を含まない日本人の民主主義観念に痛烈な批判を加えることを通して日朝両民族の解放のための連帯の訴えとなっているといえよう。

わたくしはかつてつぎのように考えた。天皇制支配層の一億総懺悔論が戦犯容疑者逮捕指令や国際世論の批判によって否定され、ようやく支配者にたいする戦争責任追及の声があがった。しかし一億総懺悔論の単純な否定は、支配者—加害者、民衆—被害者という単純な図式を生み、支配層のアジア侵略や植民地支配の加担者としての民衆の責任の自覚がとざされたと翁揚拙稿。それはその通りだといまでも考えているが、しかしそれだけではアジアを不在にした自己の位置のとりえ方を克服するのが今日においても困難なのは説明がつかない。日本人の生活のなかに価値意識としてしみこんだ近代主義を克服しなければ解決がつかないだろう。一九五〇年代にアジア、アフリカの独立に眼を向け、近代主義を克服しようとする動きがみられるが、そうした発想が生活のなかにどれだけ定着したか。最初に紹介した朝鮮人雑誌編集者の日本人批判はこれについての解答を与えていないだろうか。

四、天皇制の転進

敗戦にあたって天皇制支配層が課題としたのは「国体護持」であったことは今日すでに明らかにされている。しかしまたかれらが「大東亜戦争」を行なってきた以上、これについてなんらかの弁明をしなければならなかった。「終戦」の詔勅は「朕ハ帝国ト共ニ終

始東亜ノ解放ニ協力セル諸盟邦ニ対シ遺憾ノ意ヲ表セザルヲ得ス」とそのたてまえをつくらった。

首相東久通官は中国にたいしてこう述べた。

「殊に嘗て『兄弟牆に相闘ぐ』との御言葉にすら接したわが国と中国との過去における悲しむべき問題をこの機に一掃し互に勝敗を問うことなく『あさ緑澄みわたたりたる』大空の如き大らかな気持をもって唇齒輔車相携え積弊の打開と新社会の建設に進みたいと思うのであります」(『朝日』八・一七)

中国侵略責任は天皇制家族主義イデオロギーによって兄弟喧嘩の和解の問題とされた。朝鮮にたいしては、九月一日帰国する朝鮮人労働者にむけて松村厚相が「感謝の敬意」を表した以外に何も述べていないと思われる(『毎日』九・二〇)。

アジアにたいする清算をこのようなかたちですますと同時に、「今後ノ教育ハ益々国体ノ護持ニ努ムルト共ニ軍国的思想及施策ヲ弘拭シ」(『新日本建設ノ教育方針』)と、天皇制と軍国主義は別物だと宣伝しつつ、天皇制と「アメリカ民主主義」の癒着が試みられる。A.P.通信東京支配人の質問にたいして東久通官はこう答えた。

「天皇統率のもと、真の意味のデモクラシーが米国の賢明なる助言を受けつつ日本の政治、経済、社会の全域に具現されることを信じている」

「国体護持」のための苦肉の策であったというべきだろう。

だが一〇月四日GHQは政治、信教ならびに民権の自由制限撤廃の覚書を発表し、全政治犯人の釈放、治安維持法廃止、天皇制批判の自由を指令した。「国体護持」の使命遂行に自信を失った東久通

余の非常に欣快とするところである。天皇はその詔書に声明せるところにより、日本国民の民主化に指導的役割を果さんとしている」と、「アメリカ民主主義」の保証書を発刊する。

この宣言の発案者についての諸説は、佐藤達夫『日本国憲法成立史』第二巻に挙げられている。それによれば、①天皇(幣原平和財団『幣原喜重郎』)②学習院英国人教師R・H・ブライスが幣原に忠告(前田多門「人間宣言のうちそと」『文芸春秋』一九六二・三)③GHQ(藤澤準二「天皇かくて人間となる」『サンデー毎日』一九六〇・一・一〇。住本利男「占領秘録」、『マーク・ゲイン「日本日記」』、『ガンサー』『マッカーサーの謎』)の三説に大別できる。第一説、第二説は国体護持派の説であるから、背後のGHQの策動に言及しないのが当然であろう。宣言がいわゆる天皇制度は消滅することになろうとの四五年一二月GHQ声明と符合を合わしているところからみて第三説が真実を現わしているとみることができよう。

アメリカの占領目的は「日本がふたたびアメリカの脅威となることを阻止」することにあつたのだから(アメリカ政府「降伏後における初期の対日方針」)、天皇制の一定の弱体化がこの目的を達するまでに行なわれると、今度は極東における反共の精神的支柱として日本の支配層とともに国体護持に努めるようになる。その画期は四五年末、四六年はじめとわたくしはみる。

今日では周知のことと思われるが、天皇制の処理をめぐってアメリカ内部は維持論と廃止論に分れていた。前者を主張したのは元駐日大使グルーに代表される日本派であり、後者を主張したのは中国派を中心とし、ラティモアやロスに代表される。グルー等は、天皇および「稳健派」(重臣、政界上層部、外交官)は軍部に利用さ

宮内閣は翌日総辞職する。

「国体護持」のバトンを引き継いだ幣原内閣はこれ以上GHQによる国体侵害に予防線をはってつぎのように施政方針を発表した。明治初年既に五箇条の誓文が発表され、国民の総意を尊重する政治体制の理念がすえられたが、近年憲政の大道がみだれた。「政府は五箇条の御誓文の精神に則って国民の基本的権利を尊重し、言論、集会、結社の自由を完全に回復して民主主義政治の確立を期せんとするものである」

本来の天皇制の復活こそ民主主義の確立になるのだというわけである。

しかし「国体護持」をどの線で行なうかについて、GHQと幣原の合意が成立するにはまだしばらく時間を要した。というのは、その後約三か月GHQの天皇制弱体化政策はつぎのようにつづげられたからである。

- 一〇月一日 五大改革指令
- 一〇月二日 軍国主義教育禁止にかんする指令
- 一〇月三十一日 軍国主義教員追放指令、皇室財産発表
- 十一月二日 財閥資産凍結、解体指令
- 十一月二〇日 皇室財産凍結指令
- 十二月九日 農地改革指令
- 十二月十五日 国家と神道の分離指令

そして十二月二日GHQは「天皇制度の支柱をなした諸要素は今日既に破壊され、従っていわゆる天皇制度は消滅することになろう」と声明した。ついで年が変わって一九四六年一月一日いわゆる天皇人間が発せられ、マッカーサーは同時に「天皇の新年の声明は

れたのであって、それ自体は侵略的軍国主義ではなく、日本政治機構の健全な部分であるこれらは存続させなければならぬと主張していた。一九四四年十二月一日PM紙が「イギリスおよびアメリカの保守派は敗戦日本を共産主義の防波堤にするため天皇を存置せねばならぬと公言している」と論じたが、グルー等の主張の性格をついたものといえよう。ロスはグルーのいう「稳健派」は本質的に軍部と同じであるとして天皇制の廃止を主張した。ロスは天皇制を廃止するための手続として①天皇の無条件降服受諾②皇室財産を明らかにし、天皇が大財閥大地主であることを国民に知らせる③国家の援助を受けている神社、とくに靖国神社からの軍国主義的色彩の除去④天皇崇拜を助長しないようにする⑤天皇制批判者に意見発表の機会の付与⑥労働組合、農民組合等大衆組織の助長⑦現天皇退位と皇太子の即位、天皇の戦争責任の明確化等を主張した。GHQはロスの主張の六番目の手続までは行なうてそこで停止し、天皇制廃止の国際世論を緩和するため天皇に神格否定を行なわせて天皇制温存に転進した。住本前掲書によれば、四五年一月中旬ごろ、GHQから宮内省にたいして「もし天皇が神でない、というような表明をなされたら、天皇のお立場はよくなるのではないか」という示唆があったという。宣言直後、前駐日イギリス大使クレギーは談話を発表し、宣言に賛成しつつ「旧い歴史のある天皇制が突然廃止されたならば、日本は混乱に陥り、侵略的軍国的共産主義が発展する危険がある」と述べた。宣言の歴史的意味を示すものであろう。こうして天皇制はよそおいを新たにし、アメリカの極東政策を支える安定勢力として再生させられたのである。

宣言が国内でどのような反応をもたらしたか、十分調べてい

い。若干の例をあげれば、四六年一月一八日の『朝日新聞』投書に
つぎのような反応が示されている。

「この『人間天皇』を官僚軍閥及び一部の狂信的国学者や史家が
国民と隔て、いつの内にか『現御神』に祭り上げてしまったのだか
ら、これを再び元に戻す必要があるのだ」

つぎに掲げる『朝日新聞』投書は宣言以前の四五年十二月一二日
のものだが、軍服から背広に着替えた天皇への反応として同様なも
のがみられる。

「少數の警官と警防団のみで遮るものは何一つもなく、もった
ない程近々と陛下の御姿を拝して感無量であった。敗戦によりはか
らずも国民と陛下の間に父子の情がとりもどされたのであった」

このような意味で、宣言は天皇制の復古と受けとめられた面が
あることを示唆している。中野好夫も当時は「将来天皇制というこ
のために発生すべき危険は完全に取り除かれるものと信じた」(「一
つの告白」『新潮』一九四九・二)というから、ほぼ一般の受けとめ方
が察せられる。人間宣言には「終戦」の詔勅にあったアジアへの弁明
はなかった。天皇制廃止の世論はあっても、天皇のアジア侵略の戦
争責任の追及は乏しかったからであろう。

その乏しい例を挙げてみると、宇佐美誠次郎は一九四六年一月二
七日歴史学研究会綜合部会で、中国の天皇制廃止論や、「私自身か
らいっても朝鮮人連盟の中心的な人の意見をとっても、この天皇制
が存在すれば社会全体に対する進歩を妨害するという意見」で、「我
々朝鮮(人脱か)としては人民共和国を希望してやまない」という

在日朝鮮人連盟の安鏡研の意見を報告している。報告の趣旨は、日
本が今後他民族と対等かつ平和的な付き合いをしようことを希
望するならば、「今迄非常な犠牲をかけて来た中国や朝鮮の人民の
意嚮をよほど考慮しなければ望みがない」、「歴史家としても中国や
朝鮮の日本に対する世論を正しく理解し確認することは当面の最大
の責任に含まれる」という点にあった。

これはまれな例であった。しかし敢えて批判をすれば、宇佐美
は、中国人、朝鮮人の天皇制論議は「決して日本人民大衆に対して
向けられた非難攻撃ではないという事を銘記しなければならない」
ということとどまり、日本人民としてはそれをどう受けとめるかとい
うことについては、中国軍の日本人捕虜優遇にたいし「日本人は漸
しさに耐えない所である」という以上にはふれていない(歴史学研
究会『歴史家は天皇制をどう見るか』一九四六)。

天皇制批判とのかかわりで民衆の戦争責任の問題がここに萌芽的
に出かかっていったが、それ以上に進展しなかった。そのためか、そ
の後歴史研究者が戦後史を論ずるとき、ソ連、オーストラリア、フ
ィリピン、中国等々に天皇制廃止論があったことを指摘しても、日
本帝国主義の最大の被害者である朝鮮人が天皇制についてどう考え
たかを追及もしなかったし、わたくしの知る限りでは一言もふれて
いない。こうして、「天皇がいちばやく人間に転進することによっ
て戦争責任をまぬがれると同時に、日本人は朝鮮問題を玄海灘のか
なたの忘却のかすみのなかに置き去ることができた」たのである(玉
城素「民族的責任の思想」。その結果、今日も朝鮮人は天皇制の批判
者であるという理由で弾圧にさらされている。

(やまだ しょうじ・立教大学教員)

ある日本名の朝鮮人

村松武司

すでに発表した文章だが、季刊『朝鮮文学』の十一号に書かせて
いただいた「黒いゲーム」を若干、重複して引用させてもらう。

夏のおわりに、わたしは部厚い手紙をうけとった。差出人は、草
津のライ療養所の「吉北一郎」という名の人物である。わたしはこ
の名に記憶はない、封をひらくと、中身は二十枚ほどの原稿で、
「わたしの歩んできた道」吉北一郎の署名がある。

筆者は朝鮮平安道うまれ。資産家の父親がいたが、ある日山賊に
金を奪われ、一家はたちまち没落してしまう。まだ十歳にもならな
かった彼は書塾をやめて、坑夫の手伝いなどしながら一家を養おう
とする。だが貧窮はつるばかり。ついに意を決して、親兄弟とわ
かれ、日本に渡る。

北九州に着いたところ、日本人の手配師から炭坑入りをすすめら
れる。このとき、朝鮮から渡った仲間が二十九名。

筆者は、その後、山口県でダム建設の工事場にやとわれたり、各
地を転々とするが、その間にライが発病。草津の栗生楽泉園にはい
る。

わたしが草津から手紙をうけとったとき、いくぶんよそよそし
を感じた。日本人からの手紙だと思いこんでいたため、いかにも不
自然な、筆名らしい名前が、あまり愉快でなかった。原稿を読みは
じめて、朝鮮人だとわかり、さらに加えて、朝鮮人だから日本名を
名のことの事情もわからないでもないから「ああ、朝鮮人だった
のか」ていどの印象しかなかった。わたしたち日本人には、こうし
た觀念上の「なれあい」が生じてしまっている。金なにがしが、金
山なにがしを名のらざるをえない、日本での事情があって、朝鮮人
が朝鮮人であることを明確にいえない、その日本をまちがっている
と弾劾しながら、かたわらの人間の偽名そのものには、さして驚か
なくなってしまう。本来この問題は、逆にとらえなければならな
いの、非人間的行為をわれわれ自身が冒してしまふ。思想的オート
マティズムとでもいべきか。——吉北一郎が日本人でなかったこ
とがわかったときでさえ、「この男もやっぱりそうか」というてい
どの問題にすぎなかった。

だが、彼の原稿の、つぎのくだりを読んだとき、わたしは呆然と

したのである……。

……彼ら朝鮮人二十九名が北九州に上陸し、鉾山事務所をたずねたとき、手配師があらわれて、彼らを十人単位の班にわけたあと、つぎのようにいった。「はじめの者から順番に名前をつけよう。なんにしようか……よしきた。はじめが一郎。つぎが二郎。あとが三郎だ……」。吉北（よしきた）一郎はその筆頭であった。

朝鮮人にたいする「創氏改名」は日本側の政治的意図があった。

これはいうまでもない。だが、それだけではない。日本人側から、彼らと呼ぶとき、名づけるとき、一見なにげない、残忍なゲームがあったことを指摘しなければならない。

「偏見や差別」ならば、在日朝鮮人側に立っていうと、そのために苦しめられたにはちがいないが、逆に、そのために、朝鮮人であることを、いやおうなしに自覚せざるをえない。在日の期間が長かろうと、短かろうと、父祖何代にわたるものであると、自分の祖国が隣接して存在しているかぎり、偏見や差別は、まったく日本人だけの問題に還元されてしまう。日本人の身勝手として軽蔑さえてきたのだ。

しかし吉北一郎のばあいは、日本人側からの、この茶番、冗談が自分の名前になったことを、日本人のように理解できないのは当然である。彼自身の手で、この名前を署名するくらいだから、彼は正面きって、異議をとなえてきたわけではない。だが、異議をとなえなかったからといって、日本人側の酷薄さ、残忍さに彼が無感覚であったと考えるのは、とんでもないまちがいのものだ。

なぜか？ 彼ら朝鮮人は、日本に上陸したそのときから、日本人

の出方に対応してきたのである。自分の主人、自分の監督、手配師。買物にいったさきの店屋のおかみ。隣人、学校の教師、学友。これらの人間たちとのそれぞれの関係のうえに、もうひとつ、朝鮮人対日本人という関わりを重ねる。われわれ日本人が、かりにひとりの朝鮮人をとらえて、従順といおうが反抗的といおうが、それはその朝鮮人の性格を表わすものとはなりえない。それは日本人の意識を反映する鏡として、朝鮮人がするように「ふるまった」のである。

吉北一郎は、なぜこの署名を通してきたのであろうか？ 彼の年齢はすでに七十九歳。草津でライを病む。祖国は手のとくすぐそばにあったとしても、もうそこに帰ることはできない。日本人ライ者も、故郷から隔てられているではないか。吉北一郎は、のこりの生命のつづく、ながい、あるいはみじかい年月のあいだ、帰国はあきらめているのかもしれない。本名を名をのらないとすれば理由はそこにあるのではないか。本名に戻ることがあるならば、彼の死後、日本人との苦しかった対応が切れたあとであらう。

さらに別の理由もあるだろう。彼はその名の持つ気軽さ、愛すべきイメージに助けられて、接触する日本人から愛された（？）かもしれない。彼はこの名前の便利さを知って利用したにちがいない。しばらく使っているうちに慣れてしまい、やがてそれを本気で使うようになる。——ところが、われわれ日本人のほうは、彼が愛すべき人間かどうか。もっとも反逆性、抵抗性を持つ人間かもしれないことをいちどもうたがわなかったにちがいない。われわれは、彼ら朝鮮人の「ふるまい」の意味を、ついに理解せずに終ったのである。軽蔑しあい、憎悪しあうに足るほどの人間関係すら、相互のあ

いだになかったといつてよい。

だが、なぜ彼らは「ふるまう」のか？

わたしがこうして、そんなくしながら吉北一郎の性癖まで、勝手につくりあげているのが証拠ではないか。わたしはここで、彼に何もしゃべらせていないのだ。わたしの言葉によって、彼を語っている。

このことは吉北一郎ばかりではない。いちどだって、われわれが、彼らの自己主張をするのを聞いたことがあるだろうか。その主張のために、われわれが悩み、頭をかかえ、理解しようと努め、あるいは何か手助けしてきたことがあるか。——ない、ないのだ。

彼らの自己主張は、かりに強いものがあつたとしても、沈黙のなかで押し殺されてしまっている。大声で何か語りはじめたとき、語っているテーマを聞いてみたまえ。その主張は、いわばわれわれ日本人側への反応、対応としての主張だ。純粹に彼自身が主張し、彼自身が自分の主張することについてわれわれに解釈を与えたことはない。主張がないのではない、ありながら、彼らはまだ語ってはいない。われらがまだ聞いていないのだ。

ながい半世紀のあいだ、彼らは悪罵に耐えた。自分の子が、日本人学校で彼らの歴史に辱しめを加える教育をうけるのを耐えた。これは、耐えたのではない。彼らにとっては、日本におけるいかなる事象も、彼らの解釈ぬきで行なわれたということを、決して許さないだろう。彼らは、在日の歴史を持ちながら、現在のわれわれにたいして「あずかり知らぬ」ということができる。その権利を持っている。

わたしは昨日、ひとりの朝鮮人に電話で面会を申しこんだ。たがいに顔を知らない。東京の下町、低湿地帯の喫茶店で会う約束をして、ふと、わたしは不安になった。わたしはこういった、「なにか目印になるものを持って会いましょう」。

彼がいった、「大丈夫ですよ。ピンときますよ」。わたしはやや安心した。大丈夫、わたしにもピンとくるだろう。しかし、彼がいう「ピンとくる」というのはなんだろう。友情の、最初のシグナルか？ そのとおりかもしれない。しかししるしには、在日のすべての歴史のなかで、痛みをこめた記憶があり、われらの知らなかった学習、経験を、日常的な判断にまで生かした直観ではないか。

わたしたちは、すぐ会えた。最初の印象はまたたくまに消え、あとは、とりつく島もない平静な、そのひとのなごやかさがあつた。それは、つよい自己主張の不在、笑顔であつた。ほんとうに、われらが、彼らと会えるのは、いつであらうか。

（むらまつ たけし・詩人・日本朝鮮研究所）

教科書と朝鮮問題

小学校社会科教科書を中心に

武藤 啓 司

はじめに

「四月に入ったばかりの鮮人児童が堂々と国語で応答する様や、その先生も児童も血の出るような熱心な態度には一行の者はほんとうに引きつけられてしまった。あの可愛い、無邪気な口で『日の丸の歌』の唱歌を歌われた時は、我知らず胸のつまる思いがした。」

「吾々が校門を入ると校庭で遊んでいる子供が走り寄って挨拶をする。『君は何年生だね』と問へば、僕は四年などと愛くるしく答える。語を通じてすぐ魂と魂とが触れあう。(中略)同じ語で話し、そして同じ日の丸の国旗を打仰ぐ、もう是だけで初等教育の大半は尽きているのではなからうか。」(小沢有作『民族教育論』から重引)

活、六八年小学校、六九年中学校の学習指導要領の改悪、そこにみられる国家による教育支配、愛国心の強制、「市民から『公民』の育成へ」といった文部省、国家権力の攻撃の露骨化への抵抗と反響、また、その直接的な一つの表現としての音楽科における「君が代」の小学校一年生からの必修化といった攻撃への不服従の意思表示であるといえよう。

しかし、これら君が代、日の丸を拒否していく思想ないし論理の多くは、「現行憲法の精神にふさわしいか」「君が代、日の丸は正當な『国歌』『国旗』といえるか」「戦前、戦時、国家、国旗によって国民、子ども、また教育がどのような目にあわされたか」といった点であったのではなからうか。

かつて君が代、日の丸問題をめぐって論争したときに、「君が代、日の丸を国歌、国旗として容認することは、過去の日本帝国主義を容認するということではないのか。大岡昇平の『ミンドロ島ふたたび』のなかに二十余年たった今日でも『このスイカを半分売るぐらいなら、そこにいる日本人の頭を半分に切ってやりたい』というフリップの若い女性の話しででくるが、そのような過去の『日本』の責任をどう考えるのか」と問いかけたとき、討論の雰囲気は冷えびえとしてしまったことを忘れることができない。学校で国家と教育に関して論じあう唯一の機会である職員会議で、アジア人民が日本ならびに日本人にたいしていだきつづけている怨念にふれたとき、会議そのものが極めて冷えびえとしてしまったということは何を意味するのであろうか。卒業式の流れにとつて君が代はふさわしいかどうかという技術的論議からすれば、それは異質なものかもしれない。しかし、そこに感じられたものは決してそれだけではない。

これは昭和初年に文部省派遣の教師たちが、当時、朝鮮で行なわれていた「同化政策」——朝鮮人から朝鮮のことはと民族性・人間性を奪いとってしまう教育の実態を觀察した「報告書」の一部分である。ここには侵略に際しての教育と教師の役割が何だったかがみごとに描かれているといえよう。

昨年、群馬県の中学校教師、小作先生は、卒業式に君が代を強要されることに反対し、担任のクラスの生徒に「まわれ右」の号令をかけ、そのことにより職を追われてしまった。今年も卒業式が各学校で行なわれ、多くの教育労働者、生徒が、君が代、日の丸に抗議してたたかった。わたしの学校でも例年式場の正面にかざられていた日の丸を今年からとりさった。わたしの職場のある区内でも昨年からはひきつづいて君が代をとりやめ、日の丸をとり除く運動がひろがっている。

君が代、日の丸への闘いは、高校生による「卒業式闘争」によって下からつづけられたというだけでなく、一九六六年の紀元節復

いように思えて仕方がない。またかりに技術的な問題だとして処理しようと考えていたとすれば、それはまた一つ大きな問題だといえよう。若干飛躍するかもしれないが、そこには、戦前、日本民族なかんずく「日本の教育」がアジア諸国で果たした深刻な犯罪性への反省を拒否するものがぶ厚い氷壁のように存在していることをしめしているといえまいか。

いかなる教育政策も教師という生きた人間存在の主体をくぐりぬけることなしには、子どもにとどくことができない。日本の教師は朝鮮の子弟からその言語と人間的思考を奪うことに「我知らず胸つまる」感動をもって実行したのである。この過去をいかにあがなうのかという自覚と決意を喪失したならば、今日遂行されようとしている日本帝国主義の侵略への教育に加担、協力してしまうことになるのだということをまずもって確認しておかななくてはなるまい。

「侵略」が「正義の行為」へ

五〇年代前半の小学校教科書の実例としてよく引き合いにだされる、中教出版の『あかるい社会』(六年上)をここでも使うことを許していただきたい。

「……日露戦争がおわると、日本は朝鮮と保護条約をむすんで、朝鮮の政治を思うようにしました。あまりのことにたえかねた朝鮮の皇帝は、一九〇七年にオランダでひらかれた万国平和会議へ、ひそかに使いをおくって、日本のひどいやりかたを報告して、なんとかしてもらいたいたのみました。これを知った日本政府はただちにその皇帝をしりぞけて、新しい皇帝をたて、朝鮮

の政治を、総督の伊藤博文がさしずすることになりました。

釜山の港へ船がつくたびに、日本の役人がおおぜいおともを連れて船からおりてきました。朝鮮の町でありながら、港の近くには、日本の役所や日本人の会社や商店がたちならび、山のなかほどには、日本の寺がたちました。朝鮮人は、だんだん、町はずれや、山の上のほうに、うつり住むようになっていきました。

そのうちに日本の皇太子が朝鮮へいったり、朝鮮の皇太子が日本へきたりしました。新聞には、日本と朝鮮が、たいへん、なかのいいあいだがらだという記事が毎日のように出ました。しかし、朝鮮の人々のなかには、このままでは朝鮮は日本の植民地になりきってしまうといきどおる人もいました。一九〇五年、伊藤博文はロシアへいくとちゅうハルビンの駅におりたところ、ひとりの朝鮮人にピストルで殺されました。

釜山の町では、日本の憲兵や警察のとりしまりが、たいへんきびしくなりました。

そして、朝鮮の皇帝をうやまう朝鮮人のある団体は、「朝鮮は、日本に合併してもらったほうが幸福だ。皇帝もそれをのぞんでいい」といって宣伝しました。

「朝鮮がそれほどのぞむなら、日本に合併してあげよう」といって、一九一〇年、日本は朝鮮を合併しました。こうして、日本は大陸に領地をもつようになったのです。日本の国内でも、このようなやり方に反対する人がいました。しかし、日本の政府は、そのような人々を、いろいろな理由をつけてとりしまりました。若い詩人の石川啄木は、そのころ、つぎのようにうたいました。

地図の上 朝鮮国にくるくると

すみをぬりつつ 秋風をきく

日本は、朝鮮を合併すると、日本人の総督が朝鮮の政治をとるようになりしました。それからは朝鮮の子どもたちは、学校で、朝鮮語や朝鮮の歴史を自由に勉強することができなくなりました。

朝鮮の農民のなかには、土地をうしない、故郷をすてて、あてもなく働きに出ていくものがふえました。

釜山の港には、このような人たちが、たくさん集まってきました。じやりほり人夫などになって働きました。」(昭和二十九年、『あかるい社会』六年上、中教出版)

長い引用になってしまったが、このような教科書の記述はいまやどこをさがしても見つかることができない。

「日清戦争 明治の日本は、政治のしくみをととのえ、国民のひじょうな勤勉によってしだいに産業を発達させ、国の力をのばしてきました。

日本は、朝鮮と条約を結んで国交を開き、綿製品などの商品を輸出していました。ところが、朝鮮の国内には、日本と手をたずさえて、政治を改めようとする人々と、大国の清にたようとする人たちがいました。

清は、朝鮮を清の属国としてあつかっていたので、日本の勢いが朝鮮でのびることをきらっていました。そのため、日本と清は、朝鮮のことで対立するようになりました。一八九四年(明治二十七年)、朝鮮の内乱がきっかけとなって、日清両国は朝鮮に軍隊を送り、そのまま戦争をはじめました。」(『学校図書版』小学校社会六年上)

これが今年から小学校で使われる教科書の内容である。一九五〇年代から七〇年までの過程で、文部省はついに白を黒といわせるまでに教科書の改悪を徹底させたのである。

「朝鮮での、日本のひどいやり方」を事実として教えようとする意図をも完全におしつぶし、「勤勉なる日本人の貿易の妨害者たる清をこらしめる正義の行為」へと破廉恥にも逆転させたことのなかに、今日、日本帝国主義がふたたび帝国主義的侵略へとしゃにむにつき進もうとしている姿をみることできよう。

すべて「日本の国益」の視点から

「朝鮮での日本のひどいやり方」(五四年度版)から、「正義の行為」とひらきなおる今日までの過程で、当時の民主党による『うれうべき教科書の問題』という一連の反動的教科書批判のキャンペーン、「下項パージ」と呼ばれる覆面の教科書調査官による教科書検定の強化(五五年)、さらには会社側の自己規制、教科書法の成

立、広域選択制度の導入(六四年)などによって、文部省は行政的支配体制の強化を背景に、検閲と不合格を武器として徹底した内容支配をつらぬいたのである。

すでに六〇年度検定の教科書は、

「一九一〇年には、韓国(朝鮮)を併合しました。この新しい領土は、日本の商品をどんどん売りこむ市場として、また必要な原料を求める場所として、日本の産業の発展のうえに、大きな役わりをはたしました。」(教育出版『標準社会』六年上)

と日本帝国主義による「ひどいやり方」は払拭され、日本の「国益」の視点から、すなわち、ふたたび戦前の日本帝国主義の目から朝鮮の併合を描きだすのである。

六四年の検定にいたっては、文部省は「一部朝鮮人の反対をおしきり」という一句すら削除を要求し、朝鮮国内での動きを、朝鮮民衆の姿をも含めて抹殺しきってしまったのである。

一方、南朝鮮では、日韓基本条約の成立を前にして、朴「政権」の「文教部」は「韓日国交正常後は教科書の内容の検討も不可避

7月号/350円/毎月1日発売

PIC 著者と編集者

明日のクリエイターのための専門誌



特集 沖縄をめぐるメディア

海外で読む沖縄 D・コンテ

沖縄神話を見る 佐木隆三

沖縄で読む沖縄 由井昌子

沖縄を書き、沖縄を告げる 矢崎泰久・石野朝季・横堀洋一 川合多喜夫

生きのびる方法論 野坂昭如

日本学・日本人論 田中健五(諸君)編集長

イタリア出版界の事情 西村暢夫

書籍装幀の材質選択 原弘

ずいひつ 小島信夫 小塩節 小海永二 梶包喜

創紀房

千代田区飯田橋2の6の3日本橋章ビル
TEL(263)9178-9 振替口座=東京162617

だ」といい、十余年前に作られた教科書の「ゆきすぎた反日感情」を「日本に対する『礼遇』」(65・7・15)にかえねばならないと述べたという。

その際、「倭寇が夜を利用して侵入」「日本はわれわれをくるしめたが、ついにほろび」「三十八年のあいだ、日本のひどい束縛からぬけでたうれしさを」「日本の憲兵隊と警察は銃と剣と馬蹄で万歳の声と行進をはばみ」「三・一運動はなによりも、われわれを武力でおさえつけた日本にたいする抵抗運動だ」「一九一〇年、日本に国をうばわれ独立をうしなった」などの語句をすべて再検討の対象にしているという(出版協編『教育、文化の国家統制と軍国主義化』参照)。

何と日本の教科書改悪と類似していることである。それは朴「政権」が自己の「政権」を維持するために、朝鮮における抵抗闘争、民族解放闘争の歴史と伝統を隠蔽、歪曲することに利益を感じるといっただけでなく、外国人(とくに朝鮮人)学校にたいして「わが国の利益をそこなぬこと」(「外国人学校法案」六六年)と日本の「国益」を強調、強要することに何のやましきも感じぬまでになった日本帝国主義の「圧力」を無視することはできない。

戦時中、侵略のイデオロギーの先兵として、皇国史観を謳歌し、「平泉史学」で知られる平泉澄が、最近『少年日本史』(時事通信社)を出版した。

「抑も我が国は、アジア大陸の東に沿うて、南北に長く連なる島々により成っています。しかるにアジア大陸は、日本列島をその中央に於いて衝くかのような形を以て、一つの半島を突出せしめています。朝鮮半島がそれであります。従って日本は自国の安

全の為に、朝鮮半島の動きには、常に注意しなければならないのです。日本の希望は、朝鮮が独立国であり、且つまた日本と仲好くしていく国であってほしいという点にあります。一方朝鮮半島は、その自然の地形からして、とかく大陸の侵略を受けやすいのです。そして強大な勢力の侵略を受ける場合、助けを求めるとすれば、日本以外には無かったのです。以上双方の事情からして、半島に危険が生ずる時は、日本はたびたび救援に赴いています。神功皇后、天智天皇、いずれも国運を堵して、半島を救おうとせられたのでした。そして今明治二十年代に、また其の必要が出て来たのです。

当時の韓国には、数多くの弊害がありました。その一つは頑固に鎖国主義をとって、世界情勢に盲目である点、今一つは清国の勢力を過信して、その属国となろうとする点、この二点が特に重大でした。そして韓国人の中にも、之に反対して、国を開いて世界の文明に遅れまいとし、清国から離れて独立して行きたいとする人々もありましたが、それらの人のたのみとしたのは、日本の友情でありました。(「傍点、引用者」)

「間もなく韓国の東学党の乱が起り、内乱状態となるや、清国はその平定の為と称して、大軍を派遣して威圧し、却って日本軍の撤退を要求した為に、遂に日清戦争となりました。」

これはもちろん教科書ではない。それは「目次」に一目瞭然とめされる「万世一系」の天皇支配の歴史である。「神武天皇」も「神代」も「日本武尊」も、そして、朝鮮侵略の伝説——「神功皇后」も登場する。

このような非科学的、かつ超反動的な「歴史」が、文部省教科書

調査官、山口康助により『少年日本史』は普通の歴史書と全然違う。……文化財の中で最もすばらしいものは『日本』という国家それ自体ではないのか……」。

また、全日本中学校校長会、福島某には、「正しい祖国の歴史を少年時代に読んで、魂の故郷をもつことは最も大切なことである。私はその意味で、『少年日本史』が広く小学校、高学年、中学生に読まれることを望んでやまない」等と推薦されるとともに、青森、新潟県などは県教委がこれを推薦し、また熊本、石川、富山県、浜松市などは地元の財界でこれを各小、中学校に寄贈するというかたちで押しつけ、七尾市の場合などは、その寄贈への礼状を生徒たちに書かせるといふ事態が起こっているという。

日本民族を「アジアでの選良」とし、朝鮮民族にたいしてまったく一方的に兄貴風、親分風を吹かせてはばからない。これこそが「無知蒙昧なアジア諸国を救う」と称して、アジア人民をふみにじることに加担した「八紘一宇」の思想である。「日本の安全の為に、朝鮮半島の動きには常に注意しなければならぬのです」というのは、まさに、一九六九年一月の日米共同声明の、「韓国の安全は日本自身の安全にとって緊要である」という確認の子ども向け教科書版ということができよう。平泉『少年日本史』は今日の排外主義イデオロギーがどこまできているかの恐るべき一つの指標といえよう。

「だんだん悪くなってきた」ということではないのか

ところで、入管法の先の国会上程を頂点として在日朝鮮人、中国

人への権利の剝奪とその生存をも否定する弾圧の強化のなかで、いよいよきびしく私たち日本人の闘いの質とその意識のあり方が問いなおされているのだと思う。したがって、私が右に述べてきたような、教科書を中心とする朝鮮問題をめぐる侵略思想と排外主義の教育内容が、戦後どのような変貌、改悪をうけてきたかを暴露し、弾劾すればすむようなものでは絶対にあるまい。平泉『少年日本史』への抗議と批判は全国各地でたしかに起こっている。それは徹底的におしすすめられねばならない。また、戦後の教科書の内容の改悪の過程にみられる帝国主義的イデオロギーの犯罪性はさらにさらに深く追及されねばなるまい。しかしそのために、同時にみずからにたいする追及の目をよりいっそう研ぎすまさねばなるまい。

二月三日、朝日新聞は、「ミスだらけ、小学校教材」と、東京都小学校社会科研究会(会長、湯浅光一、小学校長)編の『やくにたつ社会科資料集』(六年用、美国堂発行)に朝鮮の記述に関して誤りがあるばかりでなく重大な差別偏見があることを、日本朝鮮研究所(古屋貞雄理事長)が指摘し、質問書を提出したことを報じた。

その内容はすでに多くの人がと知られていることと思うが、もういちど簡単に紹介させてもらおうと、①大韓民国のことを「大韓共和国」、②朝鮮民主主義人民共和国を「北朝鮮人民共和国」、③「日露戦争後、(韓国は)急に日本をたより、ついに一つの国となった」④「北朝鮮」をふんだんに使っている。⑤朝鮮戦争の原因を「一九五〇年、北朝鮮が韓国にせめ入って戦争がおこった」と一方的に断定、⑥「日韓基本条約」で、長びいた日韓交渉の理由を、「韓国の政治が安定しないので、いつもうち切られていた」としている、等々である。

この『資料集』は、すでに七年間も都内十一区で、小学生約二万人が使っているものだという。教師は延べ三、五〇〇名が使っていることになる。七年間、この三、五〇〇名の教師のだれひとりこの問題に気づかなかったか、気づいても問題にしようとしなかったのがある。「いくらなんでも、この三、五〇〇名の教師の思想状況とは、本当にどういうことなんだろう」と同研究所の佐藤勝己氏はいきなりおもしろくして、ひたすら慨嘆している(『朝鮮研究』二〇二号)。

この問題は、「教科書はこのようにだんだん悪くなってきた」という発想、ないし認識の方法では決してすまされない。「だんだん悪くなる」ところか、「悪くなる」以前から厳然と存在する朝鮮民族への差別意識、差別を差別とすら感じない無責任さというもの、まぎれもなく生きつづけていることが暴露されたのである。この三、五〇〇名の教師がすべて日教組の非組合員であるとはとても考えられない。おそらくこのなかにも日朝友好を唱え、朝鮮商工展などに参加した人もいるのではあるまいか。さらにまた、この問題は決して「自分はそんな資料集は使っていない」というすむものではない。かくいうわたし自身、この『朝鮮研究』一〇二号で指摘されるまで、「ソウル」を漢字で書いたものが「京城」だと思ひこんでいたのである(前掲書梶村秀樹「京城」ということば参照)。慚愧のいたりである。わたしたちは、人の名前を奪い、他人の土地を奪い、地名を奪い、人の生命を奪いつくしてきた日本という「祖国」によって育てられ、教育されてきたのだということを、はたしてどれだけ自覚しつづけてきたであろうか。「京城」という地名は地球上に存在しない地名であり、「ソウル」という地名を奪うことによってのみ存在した地名であることをまったく知らぬまま

に、六年生の社会科を何度か教えてきてしまったということは、わたし自身がふたたびその侵略を許してはならないと考えている日本帝国主義のひとりの代行者であったということではないか。「ソウル」を「京城」と教え込み、そのことに何の疑問もいだかせぬまでにみごとに日本人の意識に定着させたものこそ「日本の教育」であり、それを何の自己批判もしないのも「日本の教育」である。日本の教師は、そのことと不可分にかかわっているのだということを確認しなおす必要がある。そして日本帝国主義は、すでにみたようにふたたび南朝鮮の人民からその「歴史」を奪おうとしているのである。また、日本の国内では土地を奪われ、国籍を奪われ、さらに不当に自己の国籍を書きかえられている多くの在日朝鮮人が存在するのである。このような事態に矛盾を感じることもなく、ふたたびすすんで権力の司祭となるような教師の魂の買収のために「教職特別手当」が支給されようとしている。

「日本には、世界のあちこちの子どもたちが、両親とともに数多く住んでいます」

日本書籍版、小学校社会科六年下の「世界地理」単元は、このような書き出しではじまる。

「両親とともに数多く」日本に住んでいる外国の子ども——といえはいうまでもなく在日朝鮮人ならびに中国人の子弟である。だが、この文章はそのような読み方を拒否する。

「その子どもたちが、毎年五月五日の『こどもの日』に……『世界子ども祭り』が開かれます。……集まった子どもたちは、楽しそうに歌ったり、おどったりしています。……このように日本の子どもを中心に、世界のあちこちの子どもたちがいっしょになっ

て、一日を楽しくなかよくすごすことから、やがて、世界のすみずみに、かたい友情が芽ばえていくことを願っているのです」

このきれいごとの見本のような文章が、実は、楽しげであればあるほど、親子別々の国籍をもち、あるいは「在日外国人は煮て食おうと焼いて食おうと自由だ」という日本国家権力のもとで、いつおとずれるかもしれない強制送還の不安のなかで生きていかねばならない「数多くの外国人」を教科書から抹殺することを意味するのである。

うちの前のけいこちゃんに

あそぼうといったら

友達のエツちゃんがきて

「けいこちゃんちよ」と

といって

ないしょ話をした。

けいこちゃんは

私のそばへきて

「順子ちゃんは朝鮮人なの」といった。

私はだまってよこをむいた。

(梁 順福『日本人の見た在日朝鮮人』より)

朝鮮人民への差別、偏見と排外主義は決して権力によって上からあらたに持ち込まれるイデオロギーというだけでなく、すでに子どもたちの日常にまで浸透し生きつづけている。このような日常性のなかに存在しつづけている排外主義に目をつむり、「子ども祭り」を美化することはいかに犯罪的であるか明らかであろう。

そればかりではない。「日本の子どもを中心に、世界のあちこちの子どもがいっしょになって……」すごすことから、世界のすみずみにかたい友情が……」というとき、編者らの「国際理解のための世界地理を」という意図は、すでにみた平泉『少年日本史』の「朝鮮人のたのみとしたのは、日本の友情でありました」という「八紘一宇」の侵略思想の近代主義的な表現へと転落するのである。

日本人民ならびにその子弟のなかに深々と存在する朝鮮人民への差別意識、排外思想を共有しているばかりか、あらたなアジア侵略へのイデオロギー伝達者に位置づけられている「日本の教師」として、尼ヶ崎工高の教師たちが、在日朝鮮人の生徒たちから糾弾され、弾劾され、椅子をなげつけられるその痛みをみずからの痛みとせねばならぬことを感じつつ、「抑圧民族の教師」としての責務とは何かを問いつづけていきたいと考えている。

(むとう けいじ・現場教師)

「靖国闘争」はいかなる闘いであるか

桑原重夫

はじめに

この文章を書いているうちに確認できたことであるが、やはり「靖国神社法案」そのものは七〇年闘争における政治的課題の中心部分ではない。それはたしかに、日本帝国主義支配階級が画策する「天皇を中心とする歴史・文化・伝統」の復活による国家意識統一をもくろんでのイデオロギー攻勢の一つであるが、そのなかで「靖国神社法案」はたんなる側面ではない。この点ではたしかに、そこに実効性を発揮する「入管法」などと位置づけが違ふ。

しかし、この側面的なものに含まれている意味がきわめて重要なのである。そこにある問題が天皇制イデオロギーを支える民衆意識をつくりだすための根まわしなとり、民衆を七〇年代における侵略体制にくみ込む大きな役割をはたすのである。だから、側面的なものであればこそ、真正面からわれわれにぶつけられてくる問題以上に意識的にとりくまねばならないのである。

さらに、「靖国神社法案」ととりくむ闘いには、独特の難しさがある。それはたとえば「戦死者」にたいする「国民感情」という種類の問題である。「靖国神社法案」への闘いはたんなる法案阻止の闘いでなく、その背景にある「靖国体制」とでもいうべき動きにたいする闘いであるが、それを強く支えているのが「国民感情」である。戦死者を利用して「国民感情」にくすぐりをかけて反動的挑戦をしかけてくる帝国主義支配階級の手法はまことに卑劣というほかないが、しかし、ここに無視できない問題をはらんでいる。それはある意味では日本人が一番大切にしている問題に足をふみ入れることになるからだ。だから靖国闘争というのは、ただ「靖国神社法案粉碎」軍国主義復活反対を叫んでいけばよい問題ではない。その問題点を緻密に分析しながら闘争の視点を明確にしていかなければならない事柄である。ここにこの闘争特有の難しさがある。これまでも靖国問題のもつ重要性がしばしば指摘されながらも、いわゆる「革新」陣営において闘争課題として重点的にとりあげられなかった理由もそこにある。

しかし、この七〇年闘争をその底流においてとらえ、真の勝利を目指して闘う者にとっては、それがいかに側面的・根まわしのなものであり、またそれがいかに底知れぬ泥沼の闘いであっても、これとの対決を回避することはできないのである。以上の確認に立つことからわれわれの「靖国闘争」は始まる。

だからここに展開しようとするのはスローガンのな「靖国神社法案粉碎」の呼びかけではなく、以上の問題点を念頭においての運動論の模索である。この文章が公にされるころには、いわゆる「第三次靖国闘争」が何らかの形で定着していると思われるので、それについていううちの批判的な問いかけも含むのである。

一、「靖国神社法案」の成立過程

ことの順序として、まず「靖国神社法案」の成立過程を検討しながら、問題点を整理しておこう。

靖国神社国家護持は、一九四七年に戦死者遺家族の全国組織として結成された「日本遺族厚生連盟」(のちの「日本遺族会」)の発足以来の悲願であった。一九五二年に行なわれた第四回全国戦没者遺族大会では、靖国神社の慰霊行事を国費で行なうように政府に要望し、一九五六年に行なわれた第八回戦没者遺族大会では靖国神社の国家護持を決議している。それと併行して一九五〇年には自民党の有志議員によって衆議院に「遺族議員連盟」が結成され、一九五六年には日本遺族会内に「靖国神社国家護持に関する小委員会」が設けられ、さらに一九六四年には自民党政務調査会内閣部会に「靖国神社国家護持に関する小委員会」が設置されている。

このような靖国神社国家護持の動きが「靖国神社法案」という形でまともり始めたのは、一九六七年三月に自民党内の前記「小委員会」(村上勇委員長)での「靖国神社法案」(その後、遺族会の要望によって「靖国神社法案」となる)の検討からである。そして六月には、いわゆる「村上私案」がまとめられて、遺族議員協議会に報告された。その内容は「第一条(目的)、靖国神社は、日本国憲法の精神にのっとり、戦没者及び国事に殉じた者に対する国民感情と尊敬の念を表わすため……」というものである。これにたいして青木一男議員や日本遺族会会長賀屋興宣氏らがささく「英霊不在の内容である」との理由で反対して修正を求め、「英霊を合祀することを目的とする」との字句を入れるように申し入れている。自民党政調内閣部会の「靖国国家護持小委員会」(山崎厳委員長)ではこの趣旨を受けついで修正に着手し、六七年一月に次のような山崎私案を発表した。「靖国神社は、戦没者及び国事に殉じた者の英霊尊崇の国民的感情にかんがみ、これらの人々に対する敬意と感謝の念を表わすため、その遺徳をしのび……」ここで「英霊尊崇」が明確に目的化され、それが「国民的感情」として正当化されてくるのである。

この案はさらに六八年二月になって「靖国神社は、戦没者及び国事に殉じた者を公にまつり、その英霊を尊崇すべきであるとする国民的感情にかんがみ、これらの人々に対する敬意と感謝の念を表わすため、その遺徳をしのび……」と修正される。ここで「公にまつる」ことが明確にうたわれるのである。その後、法案の検討は自民党憲法調査会(稲葉修会長)の手に移され、六八年四月には「靖国神社は宗教団体に非ず」と強弁する「非宗教条項」を入れた「稲葉

「私案」が発表された。その内容は「戦没者及び国事に殉じた者を公にまつりその英霊を尊崇すべきであるとする国民感情にかんがみ」というもので、句読点一つをのぞくことで「英霊」の尊崇は直接の目的でなく「国民感情」であるとするかえり文脈になっている。これがまた「英霊軽視」の法案であるとの強い反対にあって根本的に検討し直すこととなり、自民党本部で根本政調会長らが中心となって協議した結果「英霊の尊崇」を基調とすることで意見が一致して「自由民主党政務調査会長私案」としてまとめられ、確定した「靖国神社法案」として、自民党議員中二三五名の署名によって一九六九年六月三〇日に最初に国会に提出されたのである。

その内容は「第一条 靖国神社は、戦没者及び国事に殉じた人々の英霊に対する国民の尊崇の念を表わすため、その遺徳をしのび、これを慰め、その功績をたたえる儀式行事等を行ない、もってその偉業を永遠に伝えることを目的とする。」

前述の憲法調査会案にあった「公にまつり」という表現がはぶかれ、かわりにその趣旨を受けるものとして第二条（業務の範囲）に「創建以来の伝統をかえりみつ」という一項目がくわえられた（七〇年五月の第二回目の国会提出においても内容に変更はない。七一年一月の第三回目の上程の条文はまた手に入っていないが、内容に基本的な変更はないと思われる）。

以上で明らかのように、靖国神社法案の成立過程において終始固執され強調されたのは「英霊の合祀奉斎」ということである。その過程で常に強硬な主張をしてきた青木一男氏の次の発言こそ、靖国神社法案制定の目的が何であるかを端的に示すものであろう。

「靖国神社の目的は、あくまでも『英霊の合祀奉斎』にあり、こ

情もあながち嘘ではないから最後にはこの問題にふれていきたいと思うが、順序として(1)と(2)の問題から始めよう。

まず、そこでうたわれる「英霊」思想は何を意味するのであろうか。それは天皇制支配下での戦死者を英雄に仕立てあげることにより、数次にわたる日本の侵略戦争を美化し、聖戦化するものである。戦死者の行為を「偉業」として「永遠に伝える」という条文の表現がその意図をくまなく顕わしている。

想えば、近代日本百年の歴史は、朝鮮半島と中国大陸を主要目標とするアジア地域への武力侵略の歴史であった。朝鮮半島に関していえば、江華島事件から始まり、甲申事変、閔妃事件、日清・日露戦争をへて韓国併合へとつづく一連の侵略戦争。さらに三・一（万歳）独立運動にたいする大弾圧と朝鮮人強制連行の事実。大陸においては、四〇万人と推定される南京大虐殺をはじめとする殺戮と収奪。日本の資本主義の「繁栄」のためにアジア人民になしてきた武力行使と血の弾圧、それがそこでうたわれる「永遠に伝えられる偉業」の実体である。そこには数百万人にのぼる血ぬられたアジア人民の怒りが集積している。そのアジア人民の怒りにみちた眼を無視したまま、戦争責任の償いの思想を完全に欠落させ、あまつさえその侵略戦争を「聖戦」として人びとに印象づけようとするのが靖国法案に顕著な「英霊」思想の意味するものである。

われわれは、次の控え目な抗議の背後にある告発の重さに気づかねばならない。

「わたしたちは、第二次大戦中日本の軍国主義が、国家神道を背景として、アジアの侵略にのりだし『神社参拝』問題によって韓国教会の『信仰の自由』が抑圧され、教会の本質さえも危殆に瀕せら

れを抜きにして靖国神社は考えられない。神社の名が残っても祭神がなければうつろの神社である。神殿が残っても奉斎を禁じては記念館にすぎない。戦没者を靖国神社に神として祀るということは、明治以来の国家の約束であり、国民的信条である。英霊の合祀奉斎を廃止することは、二百五十万の英霊に対する違約であり背信行為である」（『中外日報』六八年八月二日）

二、「靖国神社法案」にみる問題点

ややくどいほどに法案の成立過程をたどってきたのは、その底流にある問題点を探っておきたからである。それを整理してみると、次のようになる。

(1) 「英霊」という、明治以来の軍国主義イデオロギーを象徴する表現を前面に押し出すことによって日本人の民族主義意識をくすぐり、国家的意志に統一しようとする。

(2) それは天皇制ナショナリズムに人びとの意識を吸収して「天皇を中心とする歴史・文化・伝統」の復活に動員するものであり、明治以来、天皇制と靖国神社が日本の資本制社会形成にはたしてきた役割を、七〇年代にむけての帝国主義的再編成の段階でふたたび担わせようとする。

(3) その新しい「靖国体制」を支える根拠として、戦死者の遺族の「要請」を中心とする「国民感情」を利用し、反対者を「非国民」として大衆から分断しようとする。

以上のうち(3)の問題が私にとってはこれから徹底的につきつめなければならぬ事柄だと思ひし、そこで推進者が強調する「国民感情の決議」。

「これを想起する」（一九六九年四月一六日、在日大韓基督教教会の決議）。

こういう視点を欠落させたままで戦死者を「英霊」とし、戦争を美化することは、日本人の意識構造のなかでは天皇制ナショナリズムと、それと支えあう「靖国」思想のなかで簡単に正当化されてしまふのである。これには歴史がある。そもそも明治以来の日本資本主義は、国内におけるきびしい身分差別制度とアジア人民にたいする極端な排外差別政策を土台として「発達」してきた。明治政府は維新による扶植処分の下級武士や高率地租で収奪される農民の貧困化から生じる社会矛盾解決へのエネルギーを、国家的に吸い上げて海外侵略へとつむげる政策をとった。「征韓論」以来の思想である。そのために最大の役割をはたすのが天皇制支配を補完するために建てられた靖国神社に吸収されていく日本人の宗教意識である。

靖国神社の起こりは、一八六八年（慶応四年）京都東山に建てられた招魂社に始まる。その年に発表された太政官布告にその趣旨を説明して「国事ニ斃レ」た者および「東征各地ノ討伐ニ於テ忠奮戦死」した者を祭るためとあるように、最初から「官軍」のためのものであった。翌年六月には東京九段に東京招魂社が建てられ、一八七九年（明治十二年）にこの二つが合体して靖国神社と改称されたのである。それを機会に別格官葬社に格上げされ、とくに春秋の大祭には「天皇の行幸」をみるという「破格」の扱いを受けた。

明治の僧侶大山青巒が『破木杓』という本を書いたが（一九一五年）、そのなかで人間は万物のなかでもっとも尊く、その人間のなかでも最上等の人間は神仏であり、神仏はともに日本人の至尊と仰がれる天皇の礼拝をも受けるが、凡夫が神となって天皇の礼拝を受

けるには「国家の戦争のような時に喜び勇んで敵と戦い、遂に討死して靖国神社の御神霊と祭られる程の捷道はない」と記している。

この当時の民衆意識を利用して、差別と抑圧のもとにおかれた人びとのなかから、国家の方針にしたがって天皇のために死んだ者だけを「神」（英霊）として祭り、それには「現人神」である天皇が親しく参拝するという破格の待遇を与えて人びとの心を吸収していったのである。現実には差別と抑圧のなかに苦しむ者にとって、天皇に忠義をつくして死ねば貴族でも平民でも神として靖国神社に祭られ、天皇の参拝を受けられるということは大きな魅力であった。きびしい身分制度のもとにおかれている者が、その桎梏から（まったくの幻想ではあるが）解放されるためには靖国神社に祭られることが一番の近道であった。学校教育から子供のオモチャまで利用して、政府はこの意識の宣伝に力を入れた。そうした取扱いが民衆の心に訴えないはずはない。人びとは貧困化すればするほど、抑圧されればされるほど、それからの解放を求めて「神になる」要求をもつにいたった。そこに「英霊」思想が生まれた。その幻想が現実のいさゝいの差別や矛盾を隠蔽してしまつて「天皇に敵する」海外の侵略に動員されてしまったのである。

ここに宗教的な観念による現実の倒錯の典型的な例をみる。権力者の側からみれば、宗教性にとづく民族主義を利用して階級性を隠蔽し、そのエネルギーを侵略のエネルギーに転化したのである。さらに戦死者の怨念を巧みに幻想のなかに吸収して国家意識の統一のために利用したのである。

「日本だ。われわれの愛する歴史と伝統の国、日本だ」（三島由紀夫『楳』）に代表される偏執的な日本的民族意識は、こういう構造

のなかで醸成されたのである。以来いっかんして靖国神社が天皇制イデオロギーを補いつつ、侵略戦争の理念的中核をなしていくのである。

三、七〇年代状況と「靖国神社法案」

いま、日本帝国主義支配階級が彼らの意図する七〇年代侵略体制にむけての軍事力の増強と国内諸勢力の再編の課題のなかで、靖国神社法案に担わせようとする役割は何か。すでに自衛隊の高級将校の多くは、靖国神社参拝が隊員の教育上必要であり、各自の精神的支柱となるから絶対必要だと積極的に発言しているという（小西誠）。それにたいしてアジア諸国の警戒も高まっている。

「日本政府が盛大な追悼式を行なつて侵略戦争で戦死した皇軍の亡霊を招きかえすことは、われわれから見れば、軍国主義を鼓吹し、歴史の潮流に逆らおうと企んでいることである。追悼式に天皇の挨拶があっただけでなく、各界からは花束が献ぜられ、オーケストラは、ベートーベンの交響曲『英雄』の第二楽章を演奏した。わが国土を蹂躪し、われわれ人民を姦淫殺戮した殺し屋が『英雄』として誉め讃えられたのである。われわれが、警戒しなければならぬ時期がやって来たようだ」（『星州日報』七〇年八月二〇日付社説「日本は戦没皇軍を英雄として賞讃した」——『構造』三月号）直接にはふれてないにしても、この発言が日本国内における靖国神社法案をめぐる動きと無関係であるといえるだろうか。

しかし私は思うのだが、かつての軍国主義の直接的な復活だけが靖国神社法案の狙いではないだろう。靖国神社法案が通ったからと

いつてただちに軍国主義が復活するわけでもない。だから、ただ昔の軍国主義の復活、かつてのファシズムの再来という点からのみ靖国神社法案に反対するのは、充分に問題を捉えきいていない。むしろ、もっと広汎な、日本人全体を含みこむ、新しい民族主義意識の醸成、そこにおもな意図があると思う。いま、日本がすさまじい勢いで進めている南朝鮮・台湾・東南アジアの経済侵略と、それに見合う国内企業の合理化と高度工業化は、すでに深刻な過密・過疎の現象や公害問題などの社会矛盾を惹起している。これは明治期における差別と抑圧の新しい姿での再現である。いや、その差別と抑圧はそのままの形で、さらに深刻な問題となりつつある。

むしろ、このような「資本主義国・日本」にたいして怨嗟と告発の声がアジア人民からも国内被支配階級からもあげられている。いま支配階級が緊急に必要としているものは、そうした「国家」の方向に民衆の支持をとりつけ、さらに、アジア経済侵略を正当化して積極的に協力せしめるための国家意志の統一と民族意識の高揚である。法案第一条はまさにこの必要に応じる条文ではなからうか。国のため死んだ人を無条件に美化することで体制に盲目的にしたがう人間像を人びとに要求する。「国事に殉ずる」ことが最高の美德とされる。そこからでてくるのは国家や社会にたいする批判の目をもたないまま、盲目的に現体制に服従する人間、その体制内で誠実に職務をはたすことを美德とする人間、そのことによって意識的にまた無意識に資本主義体制を支える人間、この「お国」のために死ぬる人間。そういう「期待される人間像」を人びとに要求するのが法案第一条の一つの問題点ではなからうか。古い「宗教的」なものによって、現実には細分化されている民衆の共同体意識にくすぐりをか

け、「秩序意識」を呼びだして、新しい課題を担わせようとするのだ。

われわれは靖国神社法案が、六五年の日韓条約を契機とした国益論に呼応する天皇制イデオロギーによる思想攻勢（道徳教育、神話教育、「期待される人間像（紀元節復活）」の一連の動きのなかで用意されてきたものであることを確認しておかなければならない。また、この法案が「経済大国・日本」の姿を誇示して民衆のナショナリズムを鼓舞した「日本万国博」（そこではアジアの多くの国がしめだされた）と同じ時期にだされ、さらに万博の裏返しとしての経済ナショナリズムの立場からアジア人民を排外主義のもとにおく「入管法」とつねに一体となつて出沒していることの意味も充分考えなければならない。

「英霊」思想を媒介にして民衆の意識を吸収し、天皇制イデオロギーを環にして侵略型資本主義体制を支持する国民をつくりあげるために、思想的再編を意図するもの、それが靖国神社法案のもつ問題性である。とすると、事は法案そのものの問題ではすまなくなってくる。

四、「靖国体制」を支えるところ

ここでさらに問題になるのは、いったい日本の支配階級が、この七〇年という超近代的な合理主義の時代にどうしてふたたび「天皇制イデオロギー」とか「靖国神社法案」という前近代的なもの、宗教的なものをもちだして反動攻勢をかけてくるのかということである。ここで見落されてならないのは、それがただ支配階級が上から

仕かけてきた攻撃であるだけではなく、一方では人びとの側でもっている強い願望の現れであるという点である。われわれのなかに何程か天皇制や靖国神社法案、あるいはそれと根本において共通する何物かを要請する願望があるからこそ、これらが支配階級の強力な思想攻勢の武器となるのである。これが前述(3)の問題だ。

たとえば、次のような事例は何を物語るのであろうか。

われわれがこれまでに何回か行なった靖国神社法案反対の街頭署名活動やティーチ・インにおいて一番多く聞かされ、しかも充分に説得できなかったのは、「お国のために死んだ者を国が祭るのがなぜ悪いのか」「赤紙(召集令状)一枚で有無をいわず戦場にほうりだされて死んだ者を国家で面倒をみるのは、当然でないか」という問いであった。この人たちは決して戦争を肯定したり軍国主義復活に賛成しているのではない。意識的には戦争や安保体制にはハッキリと反対の意志を表明する。それが「お国のために死んだ者はお国で祭るのは当然ではないか」という論理と両立するのである。靖国神社国家護持政策の強力な推進母体となっている日本遺族会の動きは六五年前から活発になるが、六六年八月一日の全国遺族大会の時点ですでに二二〇万人の靖国神社国家護持請願の署名を集めている。現在ではそれが二四〇万人をうまわるといわれる。遺族会の会員が約八〇〇万であるから、それ以外にさらにすくなくとも倍以上が靖国神社国家護持に積極的な関心を示していることになる。

この事実はいったい何を意味するのであろうか。自民党のひきまわしであるとか、右翼の煽動であるとかいってしまうには、あまりにも大きい数ではないか。もちろん、その人びとの多くはいまとな

って「戦死」という事態を喜んでるわけではない。むしろ二四〇〇万人の署名の現実が示すものは、戦死者の遺族を含めた多くの人びとが、いかにその死に理不尽なものを感じ、怨念をもっているかということである。しかし、そうした怨念が結晶して表面化すると共に「お国のために死んだ者はお国で祭れ」という靖国神社国家護持の要請となる。家族や友人が理不尽な死においやられたことに対する怨念は、彼らを殺した国家やその支配者にたいする怒りとなって燃えあがらないで(もちろん、例外はある)、その国家に死者を祭ってもらう要請となり、それを祭ってくれる「お国」を大切にしようとする思いにまで進む。それが支配者に吸収されて「国民感情」として靖国神社法案推進のエネルギーになるのである。靖国神社法案反対の運動を進める側は「この質問をまともに受けとれば出口のない迷路につれこまれる」といって避けてきた傾向にあるが、間違っている。

その根底にあるものは宗教性に根ざした共同体意識である。どの国でも、社会構成において底辺的な裾がりをもち民衆は、昔から自然の暴威や貧困による不安・不幸から救われるために、つねに人間の上に位する神や個人としての人間を超えたところに想定する共同体を求めてきた。その「神」や「共同体」に包まれることによって欠如感を克服し、不安から救われてきた。「宗教的幻想」がそこに生じた。神としての天皇を家長とする「家」の共同体意識はその宗教的幻想の日本的な現れである。現実の個人としての不安や欠如感が「神」や共同体の一部として包みこまれることで(観念的に)救われ、埋められた。しかし、それは不幸な倒錯を生みだす。まず「神」や共同体があつて、それがあつて個人個人の存在が成り

立つという意識ができあがるのである。その構造のなかでは幻想による観念が実体とされ、現実の重みはそのなかで虚構とされてしまう。現実と観念との倒錯が起こるのである。それは宗教の領域に限らず非宗教的な政治社会においても同様で、政治が個人から離れた観念となり個人を支配するのである。それが宗教的イデオロギーのもつ恐しさだ。そのような共同幻想が「家」の共同体を生みだし、そのイデオロギーの支柱となったものが宗教的「天皇」である。

われわれは天皇制に関して、天皇制ファシズムか、絶対主義的天皇制か、天皇制ポナルチズムかという、制度的な面からの議論を聞かされてきたのであるが、それだけでは天皇制の役割を完全には理解できない。吉本隆明は、天皇制が本来的に世襲してきたものは政治的な権力でなくてただ宗教的な権威だけであることを指摘するが、この宗教的権威としての天皇が日本人の共同体意識を吸収し支えてきたのである。この意識のもとで、天皇を中心とする共同体から除外されることは、そのまま自己の存在を否定することであった。この共同体が崩壊することは、そのまま自己が崩壊することであった。ここで宗教的権威としての天皇制は、それを中心として形成される共同体を擁護する秩序意識と結びあう。現実には支配する貧困や差別や不幸も「共同体の一員」であり「共同体保持のため」という意識のなかで隠蔽されてしまう。幻想のなかでの秩序意識はいささかの階級性を覆いかくす役割をはたすのである。そこに強烈な民族主義意識が醸成される。それが国際的な危機感や国益論と結びつくとき、排外主義へと転化していくのである。

幕末の動乱期に皇居から一歩もでないで女官と遊んでいた幼少の明治天皇がかつぎだされることで国家が統一し、西欧列強の包囲の

脅威に耐えることができた秘密はそこにある。しかし、そこでつくられた民族主義共同体意識が階級意識を克服して、強烈な排外侵略主義(力のおよぶところだけ)となったのである。それは上から押しつけられた政策であるとともに、一般民衆からの強い要請があつたからこそ成功したことなのだ。そういう「天皇制共同体保持」という至上命令のなかで、支配者と民衆とがその地点で手を握りあつた関係のなかで、一方からの要請と一方からの押しつけで創建されたのが「靖国神社」であつたのだ。この意識のなかで天皇の国を守る戦死は美德とされ、神として祭られることを名譽とする「英霊」思想が生まれたのである。そこに働く宗教的観念性が、いささかの現実問題を最後的には捨象してしまつたのだ。

七〇年という激動と再編強化の時期に、支配者があらためて天皇制イデオロギーを強調し、それを補完する靖国神社法案をもちだしてくることは、近代的政治支配のなかに宗教的イデオロギーをもちこむことがいかに効果的な大衆支配の手段であるかを、支配者はみてとっているのだ。これは何も狭義の「宗教」とは限らない。オリンピックや万博にある完結的幻想によってすでに実証済みである。その頂点に位するのが「靖国体制」によって補完しようとする天皇制イデオロギーである。

「靖国闘争」とは、この民衆の深部に喰い入っている宗教性、それに根ざす民族主義をどう扱えどう変革するかという闘争である。この視点を欠いたところでは、いくら法案そのものの阻止を叫んでも、真の勝利に結びつく運動とはならないのである。

二四〇〇万人の怨念がそのまま靖国神社国家護持を推進する勢力と結びつく現実には、こうした問題の深さをわれわれのまえに突きだ

してくる。

五、「靖国闘争」の総点検を

さて、以上のような視点に立つとき、いかなる靖国闘争の展開が考えられるか。

まず、つねに「押しつけられ、かりだされた」という被害者意識を一掃するところから始まる。天皇制国家と靖国体制にある「英霊」思想を支え、積極的に侵略に加担し、いまも日本という「この国家」の一員であることによって差別と侵略に加担しているという「加害者」性の自覚から始まる。その国家が民衆に「適度な自由と利益」を与えながら、一面で体制的秩序を要求して、すべてを帝国主義的再編に包みこもうとする動きへの闘争から始まる。それは、自分に関わる場所と絶えずこの「秩序意識」を否定する闘争になる。そして、自己告発的に共同幻想を破壊するなかで、個人個人の自立的権利を獲得する闘いに発展する。やや図式めくが、靖国神社法案がつきだす問題性は、この意識に立った反権力闘争へと押しやるのである。

ここで、これまでなされてきた靖国法案反対闘争の点検をしておこう。

靖国神社法案にたいする組織的な反対の動きは、おそらく一九六八年ころからのキリスト者の反対運動に始まる。自民党が「村上私案」「根本私案」などを次々に発表した段階において、それについて一種の緊張感からこの時期の運動は大いに盛りあがった。六八年から六九年にかけて、ほとんど全国的な規模で抗議集会やデモや

ハンストが行なわれ、大阪では七〇〇人を動員した大阪駅前広場を占拠しての一週間の坐り込みを貫徹している（六九年三月）。同様の小規模な坐り込みは札幌、東京、京都、名古屋でも行なわれた。六九年七月一日（第一回法案上程の翌日）には、全国から集まった約三〇〇名の青年が佐藤総理官邸前で坐り込みを行なっている。それと並行して街頭活動が活発に行なわれ、おそらく何十万という署名を集めて国会にもち込んでいる。最初はキリスト者が主であったこの運動が、状況の進展とともに他宗教の指導者や学者・文化人、それに政党もくわわって広汎な共同戦線が結成された。

しかし、この運動はその当初から視点に一つの認識の誤りがあった。それは「平和憲法」を擁護し、「信教の自由」を守る運動として最初から位置づけたことであつた。主張の要点をのべれば、敗戦後の占領軍による国家神道禁止指令と天皇の人間宣言によって神社国教制は原理的に否定された。それを思想的前提とした平和憲法第二〇条には「信教の自由」を規定している。さらに第八九条には「政教分離」を規定して、公金を宗教団体のために使用することを禁じている。この「信教の自由」が他の基本的人権の基礎である。明治の民権運動以来の悲願であつた「信教の自由」が戦後民主主義のなかでやっと保障された。しかし、靖国神社法案がとおれば戦前の国家神道が復活して、ふたたび信教の自由が奪われる。その「信教の自由」を守るために靖国神社法案に反対しなければならぬ」というのである。これがキリスト者の宗教的利害と結びついて大きな運動に発展し、政党やブルジョア新聞もその視点からの何程かの論陣を張った。

私自身はこの「信教の自由」というしろものは、近代市民社会に

う部分と、相変わらず「信教の自由」を中心課題として運動をつづける者と、この二つに大きく分たれているのである。

六、「信教の自由」派批判

靖国闘争とは何であるか、を明確にするために、いったいそれが、どんなものでないかを一つの事例で示しておきたい。

今年の二月一日、前記の「信教の自由」を守る運動の人びとの提起する「靖国法案阻止決起集会」が東京・千代田公会堂で家永三郎氏を講師に行なわれた。その場で珍無類のできごとが起こった。集会の主催者が、すすんで私服警官二人の臨場を要請し、それを追及する青年に事態を正当化する発言をしたのである。靖国闘争の問題点を示すうえに重大であるにもかかわらず一般的にはほとんど知られていないできごとであるから、やや長くなるがその場に居合わせたわれわれの仲間の報告を紹介しよう。

「もちろん、今さら「信教の自由を守れ」などという標語と、家永三郎のような「有名人」の顔を見たい、ということ集めてくる人々で、いくら千三百人ぐらいいたところで、たいした期待もできないのははじめからわかっていたのだが、それにしても、集会が終わって帰る時には、肌にあわが生じるような恐ろしさを感じていた。反靖国という名目で集ってくる人々のあの集団でさえも（本当はあの集団だから、と言わなければならない）、国家体制が柔らかな調子で国民の秩序意識に訴えかけてきて、「国家意志」を統一しつつ（民族主義的心情をくすぐりながら）、「軍国主義」を

おける政治力を外化した人間の私生活にだけ保障された「たてまえ」としての自由の一つにすぎないと思うから、これを守ることは幻想的な近代化論にすぎないと考える。しかし一歩ゆずって、仮に「信教の自由」は守るべきものであるとの立場に立っても、靖国神社法案反対の中心課題にそれを据えたことは大きな誤りであつたと思う。それはそれとしてどこかで討議される問題であるにしても、靖国問題をこの視点でとらえてしまい、以来いっかんしてこの意識の枠内での闘いをつづけている損失は大きい。それではならぬ「靖国問題」ととりくんでいることにはならないのだ。安保体制下における日本が国威伸張をめざして帝国主義的再編を図り、そのために国家意識を統一するために打ちだしてきた諸々の思想攻勢の一つであるのに、その洞察を欠いたまま個別利害の問題としてこれに関わるのは、視点のすりかえでしかない。それはまったく「被害者」意識から始まる運動である。だからそこでは侵略戦争を告発するアジア人民の怒り、それにたいする血憤の思想、ふたたびアジア人民に差別を強化する入管体制にたいする闘争への連帯、これらほとんどを欠落させてただ個別問題に関わる運動に終始したのである。

こうした運動の誤謬については、当然運動の過程で多くの仲間から指摘された。安保体制を堅持してアジア侵略への軍国的再編の動きの一環として靖国問題を把え直し、かつての戦争にたいするアジア人民の怒りを「加害者」の責任意識で受けとめ、ふたたび加害者になろうとする体制とあくまで闘う姿勢でしか靖国問題ととりくめないことが確認されてきた。動機は靖国問題をひっさげての安保闘争への関わりと、とりわけキリスト者が中心的に闘った万国博粉砕を総括するなかにおいてである。以来、この視点から靖国闘争を闘

的な海外侵略の足がためをしていく時、必ずや、かつての戦時中の隣組的な意識で、体制に反抗する者を村八分にして権力に売り渡していく集団に早変わりする可能性を、目の前で見せつけられたからだ。

家永三郎の「講演」が終った時に、キ反戦の仲間の一人が立上って、司会者（大島季一）に質問をした。会場に私服刑事が二人はいりこんでいる。しかも、主催者（東京集会実行委員会）戦後民主主義を守る的「進歩派」集団は、積極的にこれを公認した。いったいどういふつもりなのか、という問いである。キ反戦の仲間がこの追及をはじめた時に、遅刻して行って事情をよく知らなかった私は、あきれかえった驚き（私服刑事のつきそいを主催者が承認する政治集会など生れてはじめての体験だ）と、これをきっかけに集った聴衆が「信仰の自由を守れ」などという闘争の質がどの程度のものであるかを見きわめて、それを乗りこえて反権力の闘争へと姿勢を転じていくだろう、という期待とを同時にもった。

ところが司会者は（なお彼は集会の前に、キ反戦にこの件の承諾を求めるボス交をしている。闘争的な部分のみ黙らせておけば、集った大衆には、私服がまぎれこんでいることを隠していてもよい、と思う神経がすでに正しくない）、この私服刑事は家永先生の護衛ですから、かえって必要なのでありもう家永先生とお帰りになるはずで、と説明したものだ。私の肌にあわが生じたのは次の瞬間である。聴衆の少なくとも半数がこの説明を拍手をもって支持し、なおも追及を続けようとする我々に「黙れ、黙れ」という野次をあげてきたのである。（田川建三「自牧連は発

言する」一四号）

私は批判の目的でこの文章を引用したのではない。靖国闘争の問題点を明らかにするためである。しかし、やはり批判しておかなければならない。これは「平和憲法」を楯としての「宗教の自由」を守る運動の必然的な帰結でもある。現実的私人としての人間の生活から疎外された政治権力が、その体制の維持の秩序を保持するためにしか私人に許さない「自由」を守る運動は、結局「近代民主主義」の秩序を守る運動にしかならない。その秩序に支えられて体制は保持され権力は強化されていく。「靖国体制」が「国家意識の統一をはかるために人びとの宗教性をくすぐって民族主義的秩序にはめこもうとする体制側の攻撃である」とすれば、「反靖国闘争」とは、こういう秩序意識を、さらには戦後民主主義の幻想を打ち破っていくべき闘争ではないのか。そうした闘いであるべき「反靖国闘争」を権力に守られた民主主義の秩序のなかでやっていくとき、結局は闘うべき体制側を支える運動にしかならないのだ。こんな反靖国「闘争」なら、権力は充分に保護し、推奨してくれるであろう。しかし、こんな運動が拡がれば拡がるほど、そこに結集する人びとをそのまま体制を支える勢力にしてしまうのである。そうした「秩序意識」こそ靖国神社法案や天皇制イデオロギーがねらっているものである。

実際、そういう意識で靖国問題に関わってきた者の多くが、靖国と同じ目的でナショナリズムを鼓舞するために開かれた万国博覧会に積極的に参加していったし、学園闘争においては積極的に機動隊を導入して闘う学生を国家権力に売り渡して「正常化」に誘心して

すのである。まったく「ふざけるんでねえ」といいたい。靖国神社法案の意図を見誤って闘争の視点をとり違えるとき、どんな運動になるかの典型がここにある。

七、「靖国闘争」は、いかなる闘いか

われわれがいかなる闘いを展開するかでまとめよう。帝国主義的再編の動きのなかでの靖国問題のもつ意味は、イデオロギー操作による国家意識の統一であり、それを日本人の心の底深く喰い入っている民族共同体意識をくすぐりながら実現するものであるから、その民族共同体意識の否定から始めなければならない。さきほどの田川氏の報告で「肌にあわが生じるような恐ろしさを感じた」といわれているが、その「肌にあわ」を生じさせたもの、「反権力」闘争さえも権力の秩序のなかで行なわれることで安心し、その集団に自己が包まれていることで安住できる、その「秩序意識」の告発である。この秩序意識が「革新」性をも吸収してけっきょくすべてを体

告 発

第5号

保安処分

- 治療に名をかりた洗脳・抹殺・終身刑 ● 医療を奪い治安を進める保安処分
- 資料改正準備草案第十六章・同理由書
- 資料改正刑法修正案・刑法改正準備草案
- 期待されない人間群は強制収容
- 去勢もやりたい
- 治安大國への到達
- 資料精神衛生法
- 資料治安立法

日本精神神経学会答申案一九六九年

昭和四十二年 海防部03-203-3935

ウニタ書舗 291-5533
模索舎 352-3668 到有

制支配のなかにくみ入れる役割をはたす。だから、この「秩序意識」が先行する限り、どんな革命運動も反権力闘争も成功しない。最後のにはすべての階級性が覆われてしまう。

天皇制イデオロギーとか靖国神社問題の宗教性のなかに、民衆をこの「秩序意識」に連れ込んで権力と野合させる魔力があるのだ。靖国神社問題に含まれるこのからくりを見抜くとき、日常の非宗教的な部分にいったいある「非宗教的宗教」（現実認識を倒錯させる幻想観念）のからくりも見抜けるであろう。それを自分の生活や自分の集団から一つひとつ否定していく、それが七〇年代反権力闘争としての「靖国闘争」ではなからうか。その幻想共同体意識を否定し抜くところで、貧しさを真に貧しさとして認識し、怨念を真に怨念として認識し、その怒りを支配階級にぶつけていくプロレタリアートの階級形成が可能なのである。二四〇〇万人署名の怨念を真に権力をつき崩す怒りに転化する道は、共同幻想をいかに突破して、痛みの実感からの階級形成をするかだ。自分のうちのそれから始めなければならぬ。そのときにアジア人民の告発を共有できるのである。

おわりに

一つのきわめて具体的な報告で終る。

こうした視点から靖国闘争を担ってきたキリスト者のなかから「教会闘争」という新たな闘いが始まった。それは、キリスト教の根底的批判とか、キリスト教の解体的止揚を掲げた「反キリスト教闘争」である。その主張によっても明らかのように、これまでも

よくあったような、「進歩的」教会への改造運動ではない。いくら「保守的」な教会を「進歩的」な教会に変えてみても、そのなかで「宗教性（神信仰・幻想）」が温存される限り、日本社会における天皇制イデオロギーと同様に、最後のドタン場で運動そのものを体制秩序のなかにくみ入れてしまう。そこで形成される観念の共同体（教会）が、貧困や階級的矛盾を有してしまふ。キリスト教という「宗教」に関わる者が、そのなかで「宗教」をどのように批判し止揚するか、この問題意識から教会を問い直す闘いである。

それは必然的に自己否定と自己解体の痛みをとまなげ。しかし、それが既成キリスト教の組織をあげて協力した日本の支配階級が、アジアで犯した戦争責任の「血債」につうじる痛みだと思ふ。キリスト者が天皇制イデオロギーや靖国問題の宗教性（民族共同体意識）を問い糾すとき、自己にあるこの宗教性（キリスト教同族意識）を問はずにはやまない。その志向がとりも直さず、体制をゆるがせ、権力をつき崩す闘争の第一歩になる。靖国神社法案という「宗教」の領域で仕かけてくる思想攻勢を、キリスト教という「宗教」の領域で受けとめるとき、この問題意識でしか闘えないし、先進的に闘う諸君との連帯もできないと思ふのである。

（くわばら しげお・自立的牧師連合）

朝鮮危機の実体と

日・韓・米軍事体制の目指すもの

小山内 宏

フリーダム・ボールド作戦とその虚実

一九七一年三月初頭。

朝鮮半島において大規模な米・韓合同の空輸演習が行なわれた。これが「フリーダム・ボールド」作戦と呼ばれるものであって、米本土ノース・カロライナ州フォート・ブラッグ基地の第八二空挺師団・第一旅団の一個大隊約七〇〇人の武装将兵を、MAC（空輸軍団）のC141大型輸送機一三機をもって太平洋を超えて朝鮮半島の演習地に投入するものであった。

このMACの輸送機隊は三日早朝、沖縄の嘉手納基地に飛来して待機し、翌四日、朝鮮半島に進出して、兵員・火器類を地上に降下させ、米空軍の大空輸能力を誇示したのである。

この「フリーダム・ボールド」作戦の目標は、二月五日、米軍当局が発表したごとく「この演習は、米本土にある部隊を速やかに海外に展開させ、緊急事態に即応する作戦に臨む能力をためすもの」

であったが、それはまた韓国国防部が補足した「米・韓両国間の軍事的連帯を固め、米国の韓国防衛公約を再確認するもの」でもあるものとされた。

すでに、一九六九年三月、この型の空輸演習としての「フォークス・レチナ」作戦が行なわれていたことは衆知のごとくである。この「フォークス・レチナ」も第82空挺師団の七〇〇人が、ノース・カロライナ州ボーブ基地よりC141輸送機などの大型機をもってアラスカ経由で太平洋を超え、一旦、沖縄に集結したのち、朝鮮半島の演習地に空挺投入されたものである。この型の朝鮮半島への空輸作戦の反復の軍事的意図はどのようなものであろうか。

それは①ニクソン・ドクトリンに現われた米軍事戦略の転換、②韓国の「肩代り」化にたいする保証が主体である、とされている。

①のニクソン・ドクトリンは、米軍の極東からの撤収ととられているものであるが、戦略的見地からは正しくない。米軍はインドシナの戦訓より地上部隊のアジアへの戦闘投入をのみ止めるものであって、海・空軍力による介入態勢はむしろ強化されつつあるのが現実

である。しかし、本国にプールしておく「打撃軍」兵力 (Strike Command) をいって、いかなる地点へも短時間に緊急空輸する体制を整え、世界戦略上、野戦兵力の空白を補填する態勢をとったものであり、常時海外駐留戦略体制に替るものであった。これが、西ドイツにおいては六九年一月の「リフォルジャー2号」作戦として、アジアでは「フォークス・レナナ」として試されたのである。

②の点はより重要といえるものである。

ニクソン・ドクトリンに基づく韓国よりの米軍撤退計画は着々と進捗している。すでに六九一七〇年、三八度線正面よりの米軍師団の後退開始から、師団兵力の逐次本国帰還に進み、二個師団の常駐兵力はほぼその半分に減じつつある。こうして総兵力六万人とされた在韓米軍は、概ね七五年までには五、〇〇〇人の兵力を残してほとんど撤退する、とされているのである。

しかし、韓国政府は「朝鮮半島の危機状況」に藉口して米軍の撤退計画に難色を示し、その代償として一〇億ドルの軍事援助をアメリカよりひきだし、米軍供与の近代兵器をもって防衛力の「韓国化」を急ぐこととなった。

こうして韓国の「肩代り化」は一〇〇万人の大軍勢力保有を目指すして行なわれつつあるが、アメリカは「米・韓共同防衛条約」を守ることを明示する必要に「極東における軍事戦略上の主役」としての立場から迫られ、再三の韓国への空輸作戦がその証左として行なわれたのである。

韓国への戦略支援態勢は「空輸」作戦のみではない。

たとえば、ヴェトナム戦線から移駐した沖縄の第3海兵師団と岩国(山口県)の第1海兵航空団をもって「第1海兵緊急出撃軍」が、

六九年編成されたが、この海兵隊戦力は七〇年春、韓国海兵隊と合同で朝鮮半島への強襲上陸展開演習「ゴールデン・ドラゴン」作戦を行ない、支援態勢のデモンストラーションとしている。

このように、今回の「フリーダム・ボール」作戦は、米地上軍の韓国への緊急支援空輸体制として理解されているものであるが、軍事戦略上、そこに実像と虚像を見出す。

万一、朝鮮半島において大規模な「朝鮮戦争」型の戦争が勃発した場合、米軍は現実によろしい空輸作戦をもって兵力を戦場に送り込むであろうか。

ニクソン・ドクトリンは「アメリカ人の流血」を阻止しつつ、アジア人の兵力をもって極東における軍事戦略を遂行するというものである。アジアにおける戦争で、朝鮮戦争で三十四万人、現在までのヴェトナム戦争で四十四万人という米軍将兵の死傷者をだした戦訓を忘れ去って再び地上兵力をその種の戦場に送り込むか、どうか。朝鮮半島における「韓国化」は、現在のインドシナ戦局と同様に地上兵力は現地軍、海・空軍は米軍戦力という「ヴェトナム化」戦略に準ずるものであり、一時的な応急措置ではない。

しかも、米軍当局は当初マンモス輸送機C5Aを約一二〇機そろえ、C141輸送機一四〇機余とあわせて戦車、重火器数とともに一個師団の兵力を世界のいずれの地域にも緊急空輸する戦略体制を構想した。しかし、軍事費削減策からC5Aの保有機数は八〇機余に減少、緊急空輸しうる兵力は規模が縮小となった。

初期のヴェトナムにおける対反乱戦争 (Counter Insurgency Warfare) のごとき戦争ならいざ知らず、精々数千人数程度の兵力を「朝鮮戦争」型の通常戦争の戦場に投入することが、戦局の帰趨

を決しうることになるか、どうか。

そして、演習とは異なり苛烈な戦場にスムーズに兵力を空輸しうるものであるか。対手国の迎撃戦闘機も飛来するであろうし、亜音速以下の輸送機にむけて対空ミサイル、高射砲による攻撃も行なわれ、それは威力を発揮することとなる。悠々と戦場の上空を飛行しつつ、兵員・火器の降下・投下を容易に行ないうるのは、ギリギリ相手の討伐戦においてのみ通用する作戦であり、通常戦争にそのまま適用しえないことは、ノルマンディ(第二次世界大戦)作戦の際の空挺・降下作戦における莫大な損害がすでにそれを示唆しているのである。

このように現実の軍事科学的解析に基づけば、フリーダム・ボール作戦型の空輸作戦はむしろ「政治的」色彩の濃いものである。戦争の型によってはまったく実現性の薄いものと指摘しうる。

この戦略上の虚像にたいする実像として浮かび上がるものに強化の進みつつある日本の軍事力がある。

対朝鮮半島戦略上の日本の軍事力

すでに、自由国家群において世界第七位に成長したと評価される日本の軍事力は、さらに「四次防」を目指して増強の加速度を増しつつある。

この、日本の軍拡は日米共同声明に支えられて遂行されつつあるのだが、その重要な挺子の一つに「朝鮮半島の危機」が戦略目標として設定され、戦力の戦略的構造の形成が進められつつある。

たとえば、四次防において陸上自衛隊は、北海道の三個師団、九

州の一個師団の合計四個師団を機甲化する。機甲師団はその構造上、日本本土では十分に活躍しえないものであって、朝鮮半島を戦場と予想するものである、とされている。また、四次防は新型国産輸送機三〇機を調達するが、航空自衛隊の運用の下に陸上自衛隊・空挺部隊千数百人を朝鮮半島に緊急空輸しうるものとされている。

航空自衛隊は、すでに「三次防」の段階で深く対朝鮮半島戦略にコミットしているものであって、さらにはやがて防空識別圏を管掌するレーダー警戒組織を米軍より引き継いだ時点において、朝鮮半島への軍事戦略上の介入を行ない始めた、といえる。なぜなら、全国二四カ所に展開しているレーダー基地よりの捜査電波は五〇〇キロ以上の遠距離へも到達し、朝鮮民主主義人民共和国の一部すら探りうるものである。こうして、航空自衛隊のレーダー体系は、すでに臨戦態勢をもって朝鮮半島に相対していた。そして、六八年の

パッシブシステム(自動防空警戒管制組織)の運用開始とともにレーダー体系はより新しい機構によって性能の向上が行なわれ、その捜査能力は数段の強力化を見つつあり、防空識別圏の拡大された電波の網は、朝鮮半島の大部分を覆いつくそうとしている。しかも、わが国の防空警戒システムは日本自体の防空識別圏に止まるものではなく、東京・府中の米第5空軍の統轄の下に韓国および沖縄の防空識別圏と一体化され、戦路上いつでも連動しうる態勢がつくりあげられており、また作動しているのが現実である。

また、航空基地を日本海側に重点的な展開と強化を計り、半島を狙っている。これらに対ソよりも対朝鮮半島戦略に拠るものであって、小松(石川県)、築城(福岡県)の強化と八郎潟干拓地(秋田県)、美保(鳥取県)の建設がその戦略体制の中核として推進されつつあ

る。いずれの基地も朝鮮民主主義人民共和国にたいして七〇〇〜八〇〇キロの距離にあり、四次防で整備されるF4EJ戦闘爆撃機ならば三〇分前後で攻撃しうる圏内に収まる。海上自衛隊は対ソ戦略を第一義に置いていたといわれるが、対朝鮮半島作戦上、対島海峡の制海確保を行なうとしているし、鳥取県境港に新軍港の建設を進めている。対島海峡の海上輸送路が確保されていれば、在九州の第4師団(築紫郡春日町)、第8師団(熊本市)、それに砲兵の第3特科群(別府市)はもちろん、中国地方の第13師団(安芸郡海田市町)などの兵力を朝鮮半島に急速輸送を行ないうる。

一九六八年九月二日。陸上自衛隊は東日本フェリーの第三大函丸(四七九トン)を使用して戦車などを搭載して函館港外で輸送演習を行ない、フェリーによる運用テストを試みた。このカー・フェリーの演習は対朝鮮半島戦略に連なると見られるものである。韓国は七〇年七月七日、全長四二八キロに及ぶソウルと釜山を結ぶ本格的な高速道路「京釜ハイウェイ」を完成したが、この自動車道路を利用すれば三八度線まで時速一〇〇キロの高速運転なら軍用トラックでも五時間強、戦車でも半日で到達できることとなり、韓国の対朝鮮民主主義人民共和国戦略体制は一挙に高まった。だが、この戦略道路の完成に先んじて六月一六日、下関と釜山を結ぶカー・フェリー航路が開通され、乗用車六〇台、乗客六〇〇人を一度に運ぶ三、八七四トンのフェリーが就航したのだが、これを前記のフェリー演習と結んで見ると、陸上自衛隊の韓国への戦術輸送体系が実質的に具体化したものといえる。現在、日本の民間所有のフェリーボートは急速に増加しつつあり、七〇年度においてすでに二八四隻、一〇万トンを超えるものとなっている。対朝鮮半島への機動輸送能力

は作戦上の要求を充しうるものになっているといえよう。

日本の軍事力は、このように、その戦略の主目標を朝鮮半島に置き、三八度線の危機を増幅・喧伝しつつ、それに便乗して戦力を育成・拡大してきた。この戦略は、じつは米極東戦略に基づいて構築され、日米軍事協力体制に乗せて日本にその分担を負荷してきたものであるが、それをみずからの軍拡の合理化のために先取りした日本の支配層は、その軍事力にその戦略構造を体質化してきたのである。

その戦略の体質に切り込み、その骨格を露呈させることは緊要であらう。

朝鮮半島進出への軍事的思想

第二次世界大戦後の二六年間。

アメリカは軍事面においてその大部分を対中国戦略を中核として過ごしてきた。その対中国戦略は朝鮮半島を重要なものとし、対韓戦略はその大戦略のなかに強力に推進されてきたのである。

「……中国軍に対抗するには韓国ほど具合のよいものはない。補給基地および海・空軍の支援を受け得る基地をもつ韓国よりもよい戦場というものはない。そして後方基地である日本、フィリピン、台湾地域は中・ソからの攻撃に対して安全である。このように韓国は第一級の戦略的地域である……」

米陸軍のオルモンド第10軍団長は議会において、韓国の対中国戦略上の軍事的価値をこのように証言したのだが、この戦略的視点に基づき朝鮮戦争が闘われ、長期の南・北体制の固定化が保持されて

いるのである。しかも、朝鮮戦争の戦訓は、日本本土および沖縄が対韓戦略上、不可欠の軍事基地であることを教え、米軍当局はその軍事的役割の分担を安保体制に絡めて日本本土、沖縄に担わせ続けることとなった。

しかし、この米極東戦略にとっての「重要度」を、日本のミリタント・グループはいつかみずからの「危機度」に書き換え、それを軍事的思想の骨格として形成せしめるに至った。つまり、米側の戦略的要請として韓国を基点にして日本に向けられた軍事作戦上の日・韓一体化の必要性を巧みに逆手にとり、日本の防衛構想上の要請として朝鮮半島の自国の防衛線化を、日本の支配層は強行したのである。その戦略思想の骨格は、つぎのような発言のなかに明確に露呈している。

「……日本は南朝鮮の防衛にとって不可欠の基地であり、逆に南朝鮮は日本海への入口を制圧しているの、日本の安全保障にとって極めて重要である。歴史的にみても、南朝鮮を敵対する勢力に渡さないことが、日本の対外政策の第一の目的となってきた。明治以来、日本が戦うべき正当な理由をもって戦った二つの戦争、日清・日露の両戦役とともに南朝鮮が敵対勢力の支配下に陥ることを妨げるために戦われたものである……」(核時代の外交政策と日本の安全保障「調査月報」六四年九月号)

「……地勢上日本はソ連によって北、西の両方面を包囲されているが、日本の安全保障にとって重大な問題の一つに韓国があった。かりに韓国が共産圏の陣営に包含されると、日本の防衛がその根底から揺り動かされることは、朝鮮戦争の実例から明らかであった。

①本土の西半分は敵航空の制圧下に入って、わが航空の活動は半

減され、日本の立場は極めて困難となる。

②日本の海上防衛力は、朝鮮海峡を封鎖することもできなくなり、海軍根拠地は呉、佐世保を放棄して伊豆半島、小笠原群島、サイパンに求めなければならないだろう。

③韓国の赤化は、日本国民に至大な影響を与えるのみならず、日本内地に居住する七〇万の韓国人に大きな動揺を与えるであろう。仮りにこのような事態が発生したとなると、日本がいかに優勢な海・空軍力をもっているにしても、その勢力は半減させられ、地上軍の増強が要請されることは必至である。……歴史は繰り返すといわれるが、日本をして明治二七、八年の日清戦争や、明治三七、八年の日露戦争に踏み切らしめたのは、朝鮮が日本の安全保障に決定的な影響を与えることになったからである……」(忘れられている安全保障・杉田一次元陸幕長)

このいずれにも、かつての大日本帝国の対外侵略戦争を合法化する明治的軍事思想の復元があり、それが現在の日本支配層の進めつつある対朝鮮半島戦略に巧みに癒着・結合がなされている。この「韓国は日本の防衛線」観が、具体的に結実したものが、六九年一月の日米首脳による共同声明であらう。

「……総理大臣と大統領は、特に、朝鮮半島に依然として緊張状態が存在することに注目した。総理大臣は朝鮮半島の平和維持のための国際連合の努力を高く評価し、韓国の安全は日本自身の安全にとって緊要であると述べた……」(共同声明・第四項)

この日米共同声明に関する「背景説明」において、ジョンソン米国务次官はつぎのように述べ、日本側の内包する意図を示唆していた。

(質問) 日本の軍隊が朝鮮防衛のために使用されうるといふ含みはコミュニケーションにあるのですか。

(ジョンソン次官) ありません。わたしはコミュニケーションにそういう含みを読みとってはおりません。その問題にコミュニケーションは全く触れていません。ただ重要なことは、朝鮮の防衛は日本自体の安全に直接に関係がある旨、日本側が具体的に認めていることだと思ひます。

(質問) それはどういう意味ですか。

(ジョンソン次官) コミュニケの目的とするところに関する限り、これは日本および沖縄にある米軍基地および施設の使用を意味します。現在のところでは、それ以上のことをこのコミュニケーションから読みとるのは誤りだと思ひますが、しかし、わたしとしては、これはこういった問題にたいする日本の公式態度の多少とも大きな変化を示していることに注目したいと思ひます。

——このジョンソン國務次官の指摘している「日本の公式態度の大きな変化」が重要である。その意味するところを朝鮮民主主義人民共和国側は明確に快出している。

「……これは米帝國主義と日本帝國主義は互いに結託して朝鮮に対する侵略的野望を実現しようとしており、米帝國主義が朝鮮で新たな侵略戦争を挑発するさい、日本軍國主義を引き入れるばかりでなく、日本軍國主義者が遂行することになる具体的な軍事任務まで分担しているということをお話している。

……まさに日本の軍國主義者は、おろかにも米帝國主義が新たな朝鮮戦争を挑発する場合、それに自己の侵略兵力を直接出動させ、軍事行動をとることによって、朝鮮に対する再侵略の野望を実現

し、進んではこれをもってアジアに対する軍事的再侵略の道への第一歩を踏み出そうと妄想しているのである」(『労働新聞』朝鮮労働党機関紙・六九年一月二四日付)

これを虚像として退けることはできない。日本の軍事力の対朝鮮半島への指向状況の歴史と現実がそれを鮮明に証するものであるからである。そして、現在の時点では、その戦略計画が「三矢研究」「ブルラン作戦」において結実する。

三矢研究とブルラン作戦計画の実体

一九六三年二月～六月。

日本の自衛隊は対朝鮮半島戦略を構想・立案した。これが「三矢研究」である。この戦略計画は外部にたいしてはすでに古くなったもの、と説明されているのだが、現実にはこの構想は以後の計画に柱となって発展させられているものである。それは「三矢研究」の目的についての説明が明確にしている。

「……昭和三十八年度において朝鮮半島に武力紛争が生じし、これがわが国に波及する場合を設定し、これを例題として非常事態に際するわが国防衛のための自衛隊の運用ならびにこれに関連する諸般の措置および手続きを統合の立場から研究し、もって次年度以降の統合および各自衛隊の年度防衛および警備の計画作成に資するとともに、米軍および国家施策に対する要請を明らかにして、防衛のための諸措置の具体化を推進する資料とする……」

「三矢研究」は、朝鮮半島に危機が生じた非常事態をA、Bの二事態に分別し、さらに前者をA1、A2、A3と三段階に分け、各

状況に応じて詳細な対応策を考究している。この研究のなかに「状況下の研究」という日程表があり、これは第一動から第四動までに分類されているが、第四動では日本の自衛隊の「防衛出動」が設定され、朝鮮半島の状況によっては海外派兵の行ないうることを示唆している。

さらに、六七年の「ブルラン作戦」は、対韓戦略をより具体的にしたものであって、米太平洋統合軍司令部の立案したものであるが、朝鮮半島の危機にさいし、日本の自衛隊は米軍の統轄下にただちにつぎのごとき「日米協同作戦」にはいるものとされている。

〈初期の作戦段階における行動〉

①陸上自衛隊総兵力の五分の三は、九州の対馬海峡の朝鮮半島に面する海岸線に集結する。残る五分の二は東京周辺と北海道に展開する。

②海上自衛隊は瀬戸内海に集結、九州北方の海域を警戒する。

③航空自衛隊は、全兵力の五分の四を中国、九州に集中、九州北方を常時パトロールする。残る五分の一は北海道、裏日本海域を哨戒し、索敵に従事する。兵力および物資の補給は日本を中継地とし、日本から戦闘地域への護衛は、日米両空軍の共同任務とする。

〈本格的戦争段階における行動〉

①海上・航空自衛隊は、日本から出撃する米軍の爆撃機を、指定された空域、水域で護衛し、救助する。

②日本本土から朝鮮、沖縄、台湾への輸送は、自衛隊、米軍の共同任務とする。

③自衛隊は沖縄、台湾において通信、建設、整備などの後方支援活動に従事する。

④自衛隊が直接、朝鮮および中国本土への攻撃に参加する必要が生じたときは日本側の同意をうる。

⑤作戦が一応の成果をあげたのち、占領地域に国連警察軍として参加することが望ましい。

——しかも、七〇年以降、米極東戦略は変容した。ニクソンドクトリンの実施化以来、在韓米軍の撤退は予定された以上にテンポをはやめて実行されている。だが、これは米極東戦略の構想自体の全面改変ではなく、朝鮮半島の保持戦略に放棄はない。だからこそ、韓国軍の急速な強化による「肩代り」計画を、日本の戦略的挺子入れの増大が求められつつある。日本の、具体的には日本の軍事力の米軍撤退による軍事的空白への補填が、アメリカによって要請されつつあるのだが、それがニクソン米大統領の言明「日本とわが国(アメリカ合衆国)とのパートナーシップこそ、アジアにおけるニクソンドクトリンの成否を決める鍵となるものである」(『外交白書』七〇年二月)となつてわが国に負荷されようとしつつある。そして、その重荷を逆に挺子の重みと変化せしめて日本の支配層は朝鮮半島への政治・経済・軍事的進出を一挙に飛躍的な深化、介入をもつて行なおうと試みているのである。

朝鮮半島危機の虚像と日本の戦略

だが日本の支配層および韓国の朴政権の喧伝するがごとく、朝鮮民主主義人民共和国の侵略的意図による「朝鮮半島の危機」が胚胎し、具現化するものであろうか。

韓国は工業化計画を中核に、異常な速度で高度成長を続けてい

る。首都ソウルは、高度成長世界第二位と称される日本の首都・東京を凌ぐばかりの高層ビル建設のラッシュである。三八度線から僅々三〇〜四〇キロのこの都市のこの異常な建設ブームは、第二次朝鮮戦争を想定するならば、故意に戦略的脆弱性を造成しつつあることになる。軍事的危機を唱えつつ行なわれるなかのこの政策の矛盾が物語るものこそ、朝鮮半島危機説の実体であろう。

万一の第二次朝鮮戦争にたいする米戦略は「限定核戦争」がすでに構想され、準備されていることは、これまでの演習と配備されている兵器によって想定されるものであって、それゆえ北からの大規模侵攻作戦の行なわれぬ限り、米軍としてもその発火を最大限喰い止めようとする「抑止戦略」にある。

経済建設に全力を挙げ、それによって龐大な利潤を収めようとする韓国の朴政権においても、また韓国の資本家群も現実には戦争の勃発を望むものではないし、危機の源泉である朝鮮民主主義人民共和国自体、他国よりの侵略を受けた場合に別として戦争など起こす余裕はない。新たな工業化五カ年計画に向い前進しつつある朝鮮民主主義人民共和国に、韓国を侵略する構想などではようははずはないのである。この経済建設競争にいった南・北の状況では朝鮮半島に戦火暴発の確率はきわめて渺いのだが、その危機説に依存してこそ国内対策を強化し、軍備拡張を強化しうるため韓国政権はそれを取り続ける。

一方、日本も危機説の高い朝鮮半島へ経済投資を止めようとしてはいいない。一九六八年までに日本が行なった対韓経済援助額は四億四、一八八万ドルに達し、韓国にたいする外国の経済協力では一三・三パーセントとなり、第一位の供与国となった。さらに注目すべ

きは、六九年一二月に浦項の総合製鉄所建設を目的とする一億二、三七〇万ドルの援助が決定、日本の経済援助によって韓国は始めて本格的な戦略産業の建設に歩を踏みだすこととなったものである。

この浦項製鉄所は年産粗鋼一〇三万トンという大規模なもので、しかもこの製鉄所を中心として、特殊鋼生産工場、軽火器製造工場などが建設される計画で、韓国の「自主防衛力強化」策を推進するための重要な役割を担う軍事産業コンビナートとして完成する予定である。この軍事産業コンビナート建設のための日本の援助は、七〇年七月のソウルにおける第四回日・韓定期関係会議において再確認され、日本側は新たに一億五、九〇〇万ドルの経済援助を確約した。それは浦項製鉄所地域に建設する鋳物工場分の七二〇万ドル、重機械工場分に二、五〇〇万ドル、特殊鋼工場の五八〇万ドルを始め、蔚山に新設する造船所のための二、一〇〇万ドルなど、総計五、九〇〇万ドルの経済借款が含まれている。

しかも、この対韓援助を通じて日本の軍需産業は、韓国の軍需産業と直結し、韓国側は資本と技術を日本より導入して軽火器程度までの兵器を国産化することとなるが、日本側も韓国の軍需産業を下請け的系列化を行ない、現地において小型火器の製造を行ない、日本では国内法で阻止される兵器輸出を、韓国を対外輸出用のトンネルに活用して堂々とする可能性も濃化しつつある。したがって、日本の大資本は経済援助という方式をもって着々韓国に進出し、とくに戦略産業の海外拠点とすることを目指しつつあることが明らかになるうとしている。

この状況からひきだされてくるものは、さらにある。
朝鮮危機の増幅と活用によって合法化されつつある日本の軍拡は

「四次防」を迎えていよいよ世界的水準の近代型軍勢力となるものだが、その育成によって日本の軍需産業は本格的な黒字経営期にはいった。しかも、その軍需産業の肥大化は、より膨脹化を求めるものとなり、韓国をして巨大な前進戦略産業基地化を行ない、東南アジアの「戦争」を良き輸出市場として望むこととなる。だが、それによって日本の支配層および大資本は、朝鮮半島においてむしろ戦争は起こしえなくなるのだが、それは、それぞれの立脚点の差異はあれ、日・韓・米いずれの国も総合戦略においてそれを求めることとなるのである。

かくて、緊張と危機は唱い続けられながら朝鮮半島における「戦争」の実現はむしろ遠いものとなり、日本の資本はいよいよ韓国に浸透を続け植民地経営型に肥大化し、それは再びはね返って日本の軍事面・経済面にすくなく影響を与えることとなるであろう。

この状況下に、軍勢力を育成・大型化した日本は、さらにそれを背景にして東南アジアへの再進出を狙うこととなる。

それは、軍事戦略上からはインドシナ半島への、米軍に替っての介入も想定しうるものであって、「核と大規模戦争を除いた、あらゆる型の局地戦争までを担当しうる」とされる「四次防」によって完成する日本の軍勢力の実力ならば、担当も可能と推定されるからである。

しかも、日本の支配層は最悪の状況が到来しない限り、日本の軍勢力の現実使用を避けることを避け、アジア人による「肩代り」軍隊の背後にある「戦略的威嚇力」あるいは「抑止力」となることによってアジアにおける米戦力の代役となり、みずからは関わらずして温存していこうとする巧妙な策を指向しつつある。そのような軍勢力

の戦略的な運用によってアジアの反共国家群の軍隊を「アメリカに替ってハッパをかけ」アジア各地の解放勢力と闘わせる可能性が濃い。それでこそ、日本の軍勢力は「アジアにおける戦略的軍勢力」となるものなのだが、アメリカ自体その方向を求める気配がある。

このように、七〇年代はニクソン・ドクトリンに基づく経済・軍事の「肩代り」期にアジアはいくつかの国が、そのなかでも強力にそれを求め、またそれを受け止めて行ないうる「日本化」にたいするアメリカの期待は一層大きいものとなっていくものである。そして日本の支配層も大資本は、それに堂々と便乗して朝鮮半島への進出を急ぎ、アメリカに代行する韓国支配にのりだしていくこととなる。

かくて、日本は世界一級の軍勢力保持を目指す軍拡を軸に韓国を戦略基地化して、東南アジアへの積極的進出を計ることとなるものであるが、それは日本にとっての平和と建設のための百年の計に良策とはならない。

日本の軍国化と韓国（および台湾）の戦略基地化の方向は、中国をしてより軍勢力の増強と、対日姿勢の硬化をもたらし、真の意味の日中復交を阻害することとなる。その状況下にアメリカでさえ中国とのアプローチを深め、日本はアジアにおいて孤立的存在となることも予想される。

日本の支配層とミリタントグループの指向するこの戦略は、日本国民にとってまったく益することのないばかりか、その危機感によって強大化した日本の軍勢力がその体質構造ゆえに、みずから工作して真の危機状況をつくりだすといった危険な深淵に臨むに至るかもしれない。その危険性を指摘しておかなければならないし、それは迫られつつある。
(おさな、ひろし・軍事評論家)

陳玉璽君と日本人

川田泰代

はじめに

陳玉璽事件について述べるにあたり、台湾省民のおかれた半世紀に及ぶ戒厳令下の状況について述べることにする。

蒋介石政權が大陸の内戦に敗れ、アメリカの手引きで台湾に逃れ、統治するようになって間もない頃、一九四七年二月二十八日のことであった。台北で、たばこ専売の取締りに端を発し、国府の警官が一老婆を射殺した。それに抗議する台湾省の民衆を武力弾圧に踏み切った大暴動が全島に拡大波及した。これが後に二・二八事件と呼ばれるもの。大陸から呼びよせた二個師団の軍隊が、多数の台湾省民活動家を逮捕処罰した。それを機会に台湾には戒厳令が布かれた。

一方、中華人民共和国は一九四九年に成立し、毛沢東主席のひきいる中国共産党が大陸を支配するようになった。蒋介石政權はアメリカ帝国主義の庇護のもとに、あたかも、中国全体を支配しているものと、世界によこしまな宣伝をつづけた。たえず「大陸侵攻」を叫び内政を弾圧した。そのため中華人民共和国の成立以後は、いっ

そう台湾では警察力が強化され、蔣政權に反対するあらゆる思想、共産主義思想であろうと、台湾独立思想であろうと、その他自由主義をもきびしく取締るために、戒厳令はそれから今日まで解除されることがない。世界一ながい戒厳令を布きながら、「自由中国」と体裁のいい宣伝をしている。アメリカ帝国主義とその影響をうける国々が横車を押して蔣政權を中華民国として国連での議席を与えているのが現在までの状態である。

戒厳令は徹治反乱条例といわれ、一九三五年に、蔣政權がまだ大陸にあった時代に公布された刑法によって、台湾省民を苦しめている。参考までに内乱罪の数条を記しておく。

第一章 内乱罪

第一〇〇条

(1) 国体の破壊、国土の窃拠、または非法な方法をもって国憲の変更、政府の顛覆を意図し、着手実行したものは、有期徒刑七年以上に処する。首謀者は、無期徒刑に処する。

(2) 前項の罪を予備または陰謀して犯すものは、六箇月以上二年以下の有期徒刑に処する。

徹治反乱条例（一九四九年六月公布施行）

第二条 (1) 刑法第一〇〇条第一項、第一〇一条第一項、第一〇三条第一項、第一〇四条第一項の罪を犯すものは死刑に処する。

第五条 反乱組織または集会に参加したものは、無期徒刑または一〇年以上の有期徒刑に処する。

第七条 文字、図書、演説をもって、反徒に有利なる宣伝をしたものは、七年以上の有期徒刑に処する。

第一〇条 本条の罪を犯すものが、軍人である場合は、軍事機関が審判し、非軍人である場合は、司法機関が審判する。戒厳地域において、これを犯すものは、身分の如何を問わず、一律軍事機関が審判する。

内乱罪と徹治戒厳条例とを比較してみれば明らかなように、一九四九年六月に公布された後者による政治犯の処罰はきわめて残酷なものに変更している。そのことは、中国共産党との内戦に敗北することを覚悟のうえで、台湾に逃亡し、そこへ立てこもるについての蔣政權の安全性をはかるためのものである。

一九六七年の秋、台湾から蔣経国国防部長が国賓として来日した。そのことは在日中国人や革新派の怒りをもって、羽田空港へ来日反対のデモ隊が結集することとなった。

蔣経国訪日の後で、法務大臣田中伊三次と法務省入国管理局長中川進が台湾を訪問した。その際に、同局長から国民政府の要人に対して申入れた件に、日本に長期収容されている刑事犯罪人の引取りを要請した。国府は今まで度々そのことを申入れても、拒否しつづけていたので、わが国入管局は送還事務の遂行が困難な問題となっていた。ところがそのとき、国府の要職者から、日本にいる政治犯罪人を送還してくれるなら刑事犯罪人を引取ってもいいという条件を出された。

日米共同声明が結ばれ、日華協力委員会が開かれる。日帝と蔣政權の反動的結束に先取りして、この時点で法務大臣、入管局長は、それが佐藤内閣の政策である国民政府との友好上重要な条件であると解釈して、その要求を受け入れた。

代々の自民党政権である吉田、池田、岸内閣では逃亡犯罪人引渡法（昭和三十九年法律第八六号による改正後のもの）にもとづいて、「条約の締結国のみならず、いかなる国からの引渡請求に対しても、政治犯罪人を引き渡してはならない」（二条、二号）を理由に応じなかった。

こうして日台密約が取りかわされたことを、中川進氏みずから、柳文卿強制送還公判法廷で証人として、大野正男弁護士に質問に答えて陳述している。また衆議院法務委員会でも猪俣浩三議員の質問にそのように答えている。その際、官僚のずるさというものであるうか政治犯罪人は台湾独立運動家にのみ限っているといい、陳玉璽は政治犯でも何でもなかったように装いつづけていた。

言論、思想、信条の自由のない台湾では、その何%が独立運動家で、何%が中華人民共和国を支持しているか、明らかにすることは

できない。

台湾では政治犯が処刑されるとき、「毛主席万才」と叫ぶ声は、口に手拭を押し込まれて声は押えられれるという。こうした人びとは「毛匪」であり、その他は独立運動家を含めて、すべて反蔣思想は「共匪」に分類されるという。反蔣と疑われただけで、逮捕状もなく、早朝特務に踏み込まれ、どこにもなく消えていき、その人の消息は絶えてなくなる。裁判を受けられればいい方であるが、それも国府系のおかかえ弁護士が、秘密裁判所で、おさなりな弁護をするだけである。公開されることはごく稀にしかない、外国が騒いだときに限るのだ。

そのような国府の圧政に、積極的に協力した恥ずべき日本の法務行政としてこの事件を注目してほしいのである。

陳玉璽（二十八才）が日本へ上陸したのは、一九六七年八月一日のことであった。二月月の観光ビザで入国したが、そのまゝ日本へ少しもながくいたいという要求のため、観光ビザを同年二月一日まで延長することができた。さらに一、二年滞在できればいいと願ったので、二月一日以降は特別に留許可を申請した。

その申請理由は彼の専門の学問である経済学を法政大学大学院において完成させたいということであった。松岡盤木教授や現同大総長中村哲氏が大学院学生として迎えることを許可した証明と身元保証人故宮崎竜介氏の責任で申請した。住所は渋谷区千駄ヶ谷の川田泰代方において。

陳玉璽は台湾省彰化県埔塩郡大有村の農家の長男に生まれ、幼少から利発であり、村では神童といわれるほどの勉強好きだったので

立たされるのは国府要人の子弟ではなく、台湾省民である。また、ベトナムへ参戦することは、中国の内戦をさそうきかけになる。そのことを命がけで阻止しなければならぬと思ったからである。

この青年としては当然な表現の自由すら、台湾からの留学生は行なおうとしなかった。それは留学生内に国府の特務がしのび込み、本国に報告することを恐れたからである。

陳玉璽がベトナム反戦デモに参加したのは、すでに帰国を断念していたのであろうか。彼は日本へ来る前に、カナダへ行こうかとずいぶん迷っていたそうであるという。

三年間のハワイ滞在中に、彼は大学の内外にいい友人をたくさんもつようになった。別に派手な性質ではないが、正直でもの静かで学究的な性格が好かれたのであろう。日本へ来てからの生活費なども、ハワイの友人たちのカンパで十分もっていたようである。彼は農民らしい節約心をもっていたので、無駄遣いをしなければ、二年くらいは日本で勉強できると目算を立てた。

多くを語ろうとしない陳玉璽から、わたしはどうしても日本にいけないれば身の危険がせまるというようなものを暗黙のうちに感じたので、宮崎竜介先生に身元保証をおねがひした。宮崎先生は滔天の

父親陳欽さんは、裕福でない家計をものともせず、台湾でのエリート校台湾大学（元台北大学）経済学部で学ぶことに協力した。台北での学生生活は楽ではなかったが、ブルジョア家庭の子弟教師などを数件引受けた苦しい学生生活だったという。卒業後、台北にある某銀行に就職したが、それは当時貧しい台湾省民として、その地位を得たことは稀有なことであった。とはいえ、何年そこで働いても、国府要人やブルジョアの子弟などとは、賃金、地位などにひどく差別があり面白くなかった。彼は銀行員で身を立てるには、むいていないと判断して、二年の兵役を終えた後に、ハワイ大学東西文化センターの留学生試験を受けた。国費留学生の試験は難関中の難関であり、それに合格したことは、台湾インテリたちの羨望の的だったという。一九六四年から二年間、東西文化センターで、各国留学生に交って経済学を学んだ。修士号をもらった後、同大学経済学部で一年間助手をつとめた。六七年の秋からは、ロードアイランドのブラウン大学で経済学部博士課程で学ぶことをたのしみにしていた。そのために、同大学は年間三、九〇〇ドルの奨学金を保障されていた。

ところが国府文部省は、陳玉璽のブラウン大学行きに反対して帰国するようにと通達した。彼は急にすべてのことが不安になった。

陳玉璽のハワイ留学中、ベトナム戦争はエスカレートして、学生は各国留学生を含めて、ベトナム反戦デモに参加したことがある。彼が反戦デモに参加した理由は、台湾民衆の側に立って考えれば明らかであるが、蔣政権はベトナム派兵をアメリカに申入れた。それを経済・軍事援助のみえかりにしようとした。もしその野望が通れば、多くの国府軍がベトナムへ派遣される。そこで前線に

時代から、中国民主革命の父、孫文先生のために、私心なく尽された家柄なので、そのことをよく理解して下さった。

特別に留許可のために、六八年一月八日、一日に東京入管へ出頭している。一月二三日には、身元保証金を積むようにとの要請の電話をわたしはこの耳できいて、陳玉璽に伝えた。彼はすべて事務的なことは秀才らしい几帳面さでキチンキチンと片附けた。仮放免という特別に留許可が、一月二三日に許可されたと彼はわたしに伝えたとき、「これでやっと枕を高くして眠ることが出来ます」といった。そして「これからは一月に一度手届の切替に行けばいいのだ」といっていた。その頃は在日同国人との交流もできて、その人たちや宮崎先生の指示で動いていたので、わたしは入管令などという問題には、いたってうかつだった。

二月八日午後一時に、「仮放免について」出頭するようにとのハガキを受取ったとき、二三日に出頭すればいいのに、少し早すぎるというような気がしなぐもなかった。その頃は本居はわたしの家においていたが、普隣学生会館に勉強部屋をもっていたので、多くそこで過ごすようになっていた。

陳玉璽は指定の時間にきっちり品川にある東京出入国管理局審

法政評論

臨時増刊 130円(〒35)

特集Ⅱ陳玉璽君強制送還への怒り
川田泰代Ⅱ在日外国人は『煮て食おうと
焼いて食おうと自由』—陳玉

璽君強制送還の顛末

羅智深Ⅱ私を包みこむ影—陳玉璽君強
制送還三周年によせて

光山寛Ⅱ暴かれた入管体制への怒りと
自己への告発と

中島慎八Ⅱ陳玉璽君を守る運動へむけて

陳玉璽事件に関する資料集Ⅱ59国会衆院
法務委員会議事録、起訴状、政治犯の強制
送還に関する日台覚書、陳玉璽君の手紙

編集・法大第一文連
発行・法政評論社
振替・東京162707



71年2月22日、東西文化センターのハントレイ博士は台北の警備総司令部で四人の役人の監視下で陳玉璽君と15分だけ面会した。

査二課へ出頭した。そのまま答として行方知れずになってしまったのだ。まるで神隠しにさらわれたように……。

翌九日午前十一時、陳玉璽の中国人の友人から電話がかかり、「彼は早朝の飛行機で帰国してしまった」と知らせてくれたとき、わたしはどうしてもそのことが信じられず啞然とさせられた。「自分の意志で、自分の費用で帰国したのだ」という。しかも着のみ着のままで……。

政治犯強制送還の密約を、具体的に遂行するにあたって、在日国府大使館は中川入管局長に、次のような覚え書を送った。それがいわゆる生命保証書というものであるが、陳玉璽には一向にきき目がなかった保証書である。

拝啓 ここに中華民國五七年（昭和四三年）二月七日（五七）字第〇四七六号覚え書（訳文一部）を送付します。御查收下さい。

法務省入国管理局御中

中華民國駐在大使館

中華民國はもとより、国家の利益に違反する政治活動をなした国民に対し、寛大な政策を執っております。蔣總統は一九六六年の元旦メッセーシのなかで、次のように保証しています。

「反共工作に参加するすべての各政治集団、各民間組織は共産党を除き、過去の政治的の如何を問わず、すべての平等合法の権利を有し、憲法の規定と公平競争に基づいて、共に「民有、民治、民享」という三民主義新中国の再建に努力している」

「中共組織の参加者は、諸悪の元兇を除き反共革命に尽力すること」

はここに鄭重に申し述べるものであります。以上

この発行日付をみてもわかるように、覚え書は陳玉璽の出頭日の前日、二月七日に入管局長に手渡されている。

陳玉璽が帰国した後になったかという詳しい事実は、三年余りの日月をかけてようやく判明した。苦勞に苦勞を重ねてバラバラに集めた証拠をつなぎ合せなければならなかった。

彼が帰国したことを、父親はまったく知らなかった。こちらからの問い合せにも、「日本にいるはず」と答えるばかりであったが、よ

うやく彼の乗ったという九日午前九時三〇分羽田発CAL機の乗客名簿に、「本國送還」と記されていることを発見し、入管が説明した任意出国がまったくでたためであることの確証をにぎった。「帰宅してなかったら、官庁方面を極力さがすように」と、手紙の開封を覚悟で知らせた。

四月一〇頃、よう

とを望む者であれば、脅迫亡従によるものと見なして、過去の罪を問わないという寛大な精神に基づき、すべて赦免するとともに、その生命財産の安全を保障する」

同年八月二〇日、敵家逡巡行政院長もまた次の談話を発表しております。

「海外駐在の中共幹部と工作員で投降した者は、政府はその事情により賞与の優遇措置ならびに次の保障を与えてこれを奨励する。

(1) 「敵でなければ同志」であるという原則に基づき、反共建国連合戦線への参加を歓迎し、その政治的前途と事業を保障し、個人の志望にしたがって、優先的に就職あっせんを講ずる。

(2) 絶対に本人ならびにその家族の生命財産の安全を保障する。

(3) 投降の功績如何により、賞金授与の優遇措置を講ずる。

一九六七年一月七日、魏道明外交部長もまた中共の海外駐在員あてメッセーシのなかで、蔣總統の一九六六年一〇月九日づけ中共黨員あての「敵でなければ同志である」という声明について、政府は在外公館に対し、庇護を申し入れた中共黨員に援助を与えるよう訓令を発したと表明した。

以上からしても、中共組織の元兇を除き、中華民國政府が国家の利益に違反する台湾独立運動等の政治活動をなした者に対して、過去の如何を問わず処罰しないという寛大な精神を執っていることが充分にうかがわれた訳であります。中華民國政府は一貫してこの精神に基づいて、かかる事件の処理に対処してきてのであります。

中華民國政府は今後もまた上述の寛大な精神と政策に基づき、すべての類似事件に対処するものであることを、本大使館

やう、陳玉璽は軍法処（軍事裁判）の留置所に拘禁されていたことが父親からの手紙ではっきりした。陳玉璽はやっぱり政治犯として、異例な処置で強制送還されたのである。その方法は同年三月二十七日台湾に強制送還された柳文卿氏の場合と同様な方法で行なわれた。これは大きくマスコミで報じられた。

衆議院法務委員会では、この二つの強制送還について、社会党猪俣議員によってきびしく追及された。陳玉璽についての質問に、中川入管局長は四月一九日、二六日に答えているが、あくまで、任意出頭であり、この覚え書には該当しないとシラを切り通している。

覚え書は何の役にも立たないおさなりのものであったことが、同年六月二日のAPI・UPIが突然証拠だててくれた。すなわち、「陳玉璽はアメリカにおけるベトナム反戦により、動乱扇動罪で死刑を求刑されている」というのであった。

陳玉璽の母校であるハワイ大学は、アメリカ人学生、各国留学生、学者、文化人、ホノルル市民等により、Save Chen Committeeが組織された。ハワイ選出のバッシュ・竹本ミンク議員は教育担当というところから、大衆の圧力で、陳玉璽に関するいっさいの報告を、在米国府大使館は国会事務局に報告させる約束をした。台北駐在のアメリカ系特派記者は、うるさいほど台湾警備総司令部や外務省に通いつめて問合せた。

日本では同年六月二十四日、法政大学総長中村哲、同大学教授松岡盤木、宮崎竜介弁護士、東大教授石田雄、評論家高木健夫、加藤周一、俳優座中村敦夫氏等によって、「陳玉璽を守る会」が結成され、文化人の署名を集め、「死刑中止」を蔣政権に申入れた。

「陳玉璽を守る会」が中川入管局長に面会した際に、依然として、

例の覚え書は台湾独立運動家のための生命保証書であり、陳玉璽にはあてはまらないといった。守る会は日付が陳玉璽収容の一日前に発効されたことを指摘し、入管局長から、国府に生命保証を申入れるよう要請したが、それも実行されたかどうか判ったものではない。

八月一日の外電は、陳玉璽の裁判が公開されることを伝えた。その起訴理由は日本における中国系の新聞に記事を書いたことを理由として、死刑又は終身刑を報じた。ほんのわずかな間に、アメリカの抗議を恐れて、抗議行動の弱かった日本での「犯罪」に器用にすりかえてしまった国府の鮮やかさに驚嘆させられた。

ハワイの友人たちは軍事法廷を公開させ、アメリカ側の立会人を傍聴させることを要求し、カンパを集めて、中国語のわかるアメリカ国籍の中国人代表を送ることに成功した。軍事法廷はほとんど秘密に行なわれ、秘密に処刑され、家族には後から死体の引取りだけが通知されるのだが、陳玉璽の場合は、海外世論の圧力で、法廷はしかたなく公開されたのである。

陳玉璽の起訴状全部は『法政評論』臨時増刊に記載しておいたもので、その一部だけ紹介しておくことにする。

台湾警備総司令部軍事檢察官 起訴状

証拠及び犯した法律条項

取調べでは、陳玉璽が民国五十六年アメリカ留学中、常に「中国画報」「人民日報」毛沢東「詩詞」等の出版物を読んでいたために、思想が左翼化していった。五十六（一九六七）年、引き続きア

メリカ滞在の申請をしたが許可されず、同年八月十七日にアメリカから日本に赴き、そこで中共「華僑総会」副会長に、大陸行きを頼んだ。中共から返事を貰う前に、呉の紹介で中共系「大地報」紙で校正の仕事をしていった。陳玉璽は呉の信任を得るために、五十六年（一九六七年）十二月二日及び今年（五十七年）一月十、十三、十七日に相前後して、「愛華」というペンネームで、大地報に「曲技団は我々に革命の感情をもたらしにくれた」を書いた。

その文章の中で、「我々は偉大なる毛沢東思想にたより、東方紅曲技団は我々に偉大な革命の指導者毛主席の光と熱をもたらしにくれた」と述べた。又「米日反動派は経済危機に直面している」の中で、毛沢東を「我々の偉大な指導者」と呼んだ事などを、全部事実であると認め、そして被告自筆の自供書及び差押えた「大地報」を証拠として添付す。事実、証拠はいたって明白である。日本にある中共系「大地報」紙は、反乱組織であり、被告は中共系「大地報」の仕事に加った後、同新聞で中共の宣伝のための文章を書き、すべて一貫した犯罪意図をもち、非合法の方法で政府を転覆しようとし、しかも実行者たる段階に至っている。その行為を見るに、反乱懲罰条例の第二条第一項の罪状を犯した容疑は明かであるので、家族生活に必要なものを除いて、全財産を同条第八条の規定によって没収する。

反乱懲罰例第十条後段の規定、ならびに軍事審判法第四百五十五条第一項の規定によって起訴するものである。

本部軍事法廷 御中

中華民國五十七年六月十八日

軍事檢察官

胡 慎義

書記官

王 振和

たった半紙一枚にタイプで打った分量の起訴状は死刑求刑のものとしては、世界一短かいものではなからうか。着のみ着のままで送還された彼の東京での犯罪証拠はどうやって、台湾保安司令部に送られたのだろう。不思議なことである。

その起訴状が手に入ったので、特別に八月五日、衆議院法務委員会では、国際法や国際慣習を無視した異例な政治犯強制送還事件として、陳玉璽事件が、約二時間余り猪俣議員により再三追及された（『法政評論』記載）。その際、赤間法務大臣は、表情一つ動かさず、「入管局のとった態度は適当である」と述べている。中川入管局長は覚え書が無効であったことを猪俣議員からきびしく追及されたが、あまいな答弁でお茶をにごしている。

それが国連人権宣言二十周年記念の年に行なわれた法務大臣の自

由裁量による国際法、国際慣習法、日本国憲法を無視した政治犯強制送還No.1の後日談である。

彼は奇蹟的に死刑をまぬがれた。禁固七年服役中、生きているので、その後長い時間をかけて二月八日、東京入管でどのようなことが行なわれたかを知ることができた。出入国管理令に違反しているのは、法務大臣と入管局長であることを告げたい。紙面がないので、入管令と照し合せてその不等なことを個々な問題で発表することができない。

二月八日、入管審査二課のなかでは、いきなり収容令書と退却強制令書をつきつけられた。せめて荷物をまとめ、友人にあいさつしてくるといったが許されなかった。

書類に署名することを拒んだり、いろいろな会話のやりとりがあったと思うが、立会人を入室させていないので、細かいことはわからないが、日本語の不自由な陳玉璽に、英語か中国語で正しく通訳できた役人がいたかどうか不明。

「お前は犯人だ！」といって手錠をかけられようとしたから、机

●全国一斉発売中！ ￥350

侵略

中国における日本戦犯の告白

帝国主義日本の軍隊が、中国人民に加えたおそろべき蛮行を多数の写真と実行者の告白によって白日のもとに明らかにした歴史の証言！

ルオ・チュン著
婦人問題の基本的な知識 ￥100

東京神田錦町 3-19
振替東京 66867

新読書社

の下にもぐり、その足につかまって身を守った。するとなくなる蹴るの暴力沙汰にあった。思わず大声でわめいたのは、ドアの向うにいる友人にきこえるためであったが、その友人はすでに追いかえされていた。入管令によれば、「容疑者が暴力をふるい、警備官らが身に危険のある時」となっているが、この場合、陳玉璽が暴力をふるったのではないことは明らかである。

午後二時半頃にはすっかり手錠をかけられ、自動車に乗せられて、横浜収容所にむかった。そこで翌九日早朝たたき起こされて、羽田空港へ護送された。普通、異議申請の申入れのゆとりをみて、三、四日は泊めておかれるのだという。

羽田空港では見送り人もなく、知人に電話をかけることも許されなかった。身につけていた大切な日記と、善隣会館の勉強部屋の鍵を警備官に渡し、宮崎竜介弁護士に届けるように頼んだが、今年一月二三日、先生の亡くなられる日まで、それは届けられなかった。

午前九時半のCAL機内には、国府の役人が乗っていて、警備官はその人に陳玉璽を引渡した。とても用意のいいバトン・タッチは、よほどよく連絡されていたことを証明する。飛行機の出る寸前、警備官が身元保証金を持ってかけつけ、彼に手渡そうとしたが、腹を立てているので断った。その金はどうなったかは知らないうちについている。ハワイ大学で買ってくれた台北までの航空券も、つかわれることなく、現在新店軍事監獄の私物のなかに入っているといっている。そんな任意送還というものがあろうか。

あれから三年、ハワイでは陳玉璽の釈放運動がつづいている。起訴状犯罪理由のなかに、ハワイ大学で国府には禁書である「人民中国」「中国画像」毛沢東「詩詞」を愛読していたことは、アメリカ

流にいつても政治犯ではないという解釈をしている。また、外国人留学生が、アメリカ人学生や市民とともに、ベトナム反戦デモに参加したからといって、好ましいものとは思われないが、留学中には市民と同質の表現の自由があるという。

さらにハワイ大学に潜行していた国民党中央委員の肩書を持つ女教授が、学生の思想調査を働いていたことが、Steve Chen Comm. 学生の手によって発見され、追放された。

わたしは孫文先生生誕百周年記念事業委員会の事務局長として、一九六六年七月から六八年前半まで働いていた。その日中国人民が私心なく連帯する歴史を、現在いっそうかためていくことを目的とした事業なので、つい、陳玉璽の世話をする気になったのがきっかけであった。

いささかの善意が、すべて逆作用してしまったのは佐藤内閣の蔭政権との結束が歴史に逆行して行なわれ、かためられたからであることを思い、獄中にある陳玉璽を想うと、断腸の想いは止まることを知らない。

(かわだ やすよ)

大村収容所解体のために

アウシュヴィッツは全世界から糾弾されても
大村収容所は今もつづいていて

平塚 京子

て存在しているのである。

朝鮮人が大村収容所を東洋のアウシュヴィッツと呼び、民族迫害の象徴としているのに日本人がこの日本の恥部にいまもって気がつかない、という傲慢さはもうこれ以上許されてはならないのだ。

もちろん、大村収容所解体闘争の担い手の主体が朝鮮人であり、日本人は迫害加担者として糾弾の対象であるが、それだけに日本人の責任としての大村収容所解体の取り組みは、遅まきながら必死にとり組まなければならない。われわれはまず、大村収容所のなかに誰が入れられているのか、どんな処遇がなされているのか、そしてどのように「処理」されたのか、そのいずれにもみずからの責任を問われているものとして痛苦をもってみつめねばならない。

「大村入国者収容所」とは

大村収容所の正式名称は、「大村入国者収容所」といい、出入国管理庁設置令にもとずき、一九五〇年「針尾入国者収容所」として

在日朝鮮人がもっとも恐れる場所にたいする日本国民の無知・無関心は、それ自体迫害への加担を意味している。

朝鮮人民への抑圧と差別の縮図である大村収容所は、一九五〇年の創立以来一貫して入管体制の要としての役割りを果たしてきた、いまも果している。

日本全国の主要都市にある入管事務所は、「事務所」というスマートな名前にもかかわらず、錠前と鉄格子を備えた建物であることがその性格を端的に示している。その入管事務所の総元締めになっている大村収容所は、とくに人権無視の最たるものであり、この存在を許し続けることは日本人が朝鮮人にたいして、いまもって日々犯罪を重ね続けることを意味する。

大村収容所は在日朝鮮人に睨みをきかし、いつでも「処理」できる場所として、日本帝国主義の民族抑圧のための機関として厳とし

設置されたものが、同年暮れに大村に移され正式に発足したものである。

ときはあたかも朝鮮戦争のまっ最中であり、朝鮮人民を侵略戦争に動員し、逃げることをさえ許さない日米合作の朝鮮人虐待の場として登場したのである。

朝鮮半島からの「難民」は渡航者にたいし、「密航者」という犯罪人にしたて民族の抑圧、弾圧、迫害を加える暴力装置として、強制収容、強制送還の基地としてつくられたのである。この暴力装置は、世界に悪名高き出入国管理令の存在を、在日朝鮮人に否応なしに植えつけるのである。また外国人登録法違反や一般刑罰法令違反者にとっては、二重処罰的な苛酷な処罰として期限のない囚人生活と強制送還への道を迫り続けるのである。

「被収容者」の七八%をしめる「密入国者」とはいったい何であろうか。本来、往来は自由であるべきものだ。しかも、生きるために危険をおかして玄海灘を渡ってきた人にたいする態度をあやまってはならない。困っている人間を助けるのは如何なる人間にとって義務であり、難民を救うのは国際的常識である。徴兵忌避の理由の正当性は李承晩の圧制を論じるまでもなく明らかであろう。そもそも日本人が、朝鮮人を「救う」なんていえた義理ではないのだ。彼らは日帝三十六年間の朝鮮植民地支配の犠牲の直接関係者であるからだ。

怨恨重なる地であっても、生きがために渡ってきた朝鮮人にたいし、密告する日本人の排外主義的感性は、いまでも骨の髄までしみとおりその結果として、大村収容所はいまもその機能のおとろえを見せていないのである。

として重々しくのしかかっている。

この厚き壁のなかでどんな処遇がなされているかこそは、およそ朝鮮人は人間でない、という思想を実現しているものである。在日朝鮮人は、娑婆でもたされる外国人登録証のことをケービョ(犬標)と呼んで屈辱感に耐えられぬことを表明しているが、大村収容所にはいったときはそれどころではないのだ。法務省出入国管理局の規定によれば「船待ち所」で懲罰を与える場ではないはずなのに、現実には、どこの刑務所にも劣らぬ厳重な規則で自由を縛られるのである。

面会は四親等以内の者に限って世のなから断絶を強い、手紙さえ検閲はもちろん、あらゆる制限を加え完全に孤立状況において屈辱を強いるのである。自治組織なるボス支配の「反共防諜」の獄中の管理は法などを完全に超えたものであることは、たびたび起こるリンチ事件からも疑いの余地がない。

人間にとって誕生というもとも神聖な重大事である出産が、この不自由きわまる収容所内で数多くなされていることは、人権感覚がまったくマヒしたあつかいであるといわねばならない。チンパンジーの三分の一という食費は、おもに欧米人を収容する横浜入管事務所のそれと比べて大幅に低いということ、同時に大村収容所に入れられた中国人との間にも格差をつけ、朝鮮人はとにかく最低の条件の下におかれてきたのである。これは朝鮮人への抑圧と蔑視をもっとも端的に金の値段で表明したものである。いったいこんなことが許されていてよいのか。石田和外最高裁長官は「日本と日本人を守る」ことを強調しているが、このことは在日朝鮮人にたいしては如何に作用するのであろうか。排外主義的風潮が一層強まってき

「被収容者」の残りの二二%をしめる刑事処罰を受けた「不良外人」とか、ライ病患者、精神病患者等の病人、貧困者で生活保護を受けた者や治安攪乱を行なう者とはいいたい何であらうか。刑事処罰を受けた者といったところで、日本人の普通犯罪者という水準で考えたら大間違いである。在日外国人として各種の不当な制限をうけている朝鮮人が、外国人登録証をたまたま所持していなかったというだけで犯罪とされているのであり、むしろ犯罪者の場合でも日本人は責任があるのだ。貧困や病気になるたら強制収容されるなんておよそ人道上許されるべきことではない。政治犯の場合は、李政権や朴政権のことを考えたら、とくに慎重に考慮が払われなければならないことは当然である。

すでに、強制送還されて上陸と同時に死刑台に送られた多くの人間が記録されている以上、こんなことを許しておく国家は国民総体の道義的責任を問われるはずだ。

ここに収容された人の運命は結局どうなったのか。金を積んで日本国内に釈放になった人はとにかく、すでにここから韓国へ送りこまれた人員は、六四年末段階の統計で一三、九三三人に達しているのだ。このなかには、もちろん希望送還者が一定数含まれているとはいえ、大部分の人間が自分の意志をふみにじられて、厳重な警備体制のもとに逃げだすスキすら与えられず強引に船に乗せられていたのである。このなかには、上陸と同時に死刑にされた金宝聖、朴南鎮、金升元等を筆頭に牢獄、拷問、戦火、貧困、飢えのなかにたたきこまれたのである。彼らの言葉によれば、大村収容所は李承晩政権の日本における出島だという。これはいまでも、朴政権の日本における出島として引き継がれ、在日朝鮮人を組み敷く壁厚き要塞

ているなかで、大村収容所は一層壁を高くそびえたたせている。

一二六号を剝奪した新入管法が今秋国会を通るとき、いよいよこの大村収容所存在の圧力は増えよう。

大村収容所内での在日朝鮮人の闘いは、けっして絶えたことはなかった。開設とはほぼ同時に、入国警備官の武器として一四年式拳銃が配備され、警備のために数々の武器装備や人員動員に多大な考慮が払われていることだけをみても、被収容者の抵抗が必死のものであったことが伺い知れる。収容所当局が数々の闘いの圧殺のために動員した警備官、警察官の数が二一六六七人(昭和四五年九月迄の統計)にも達している事実が示しているものを読みとらねばならない。騒擾事件と呼ばれるものだけで三四件にものぼっているのだ。収容所内での自由行動および食事医療待遇改善のまったくあたりまえの最低限の要求をかけたハンスト抗議行動に、武装警官が襲いかかり「ミンナコロセ!」の号令のもとに二〇分たらずの間に七名も死者をだし、収容所内が流血で踏み所もなくなった事件も含まれているのである。騒擾事件という形での怒りの爆発ではなく自殺という形での抗議と絶望の表現もたびたび起こっている。

このような驚くべきことが、歴史的に存在しているのに高い壁は遮蔽されていることから、噂で聞き流す程度の対応で忘れてしまふことは犯罪的対応である。

何としても、いまからでも大村収容所解体の闘争は取り組まなければならないものだ。

大村収容所突入闘争裁判を「解体」のテコに

大村収容所に、はじめて外から抗議デモを行なったのは在日朝鮮人であった。

一九五二年五月、収容所の解放、被収容者の即時釈放を要求して約五〇人がデモをかけたのが最初の糾弾の闘いである。しかしながら、収容所内での凄惨な闘いに比して、その後、外からの闘いはほとんど途絶し、被収容者の闘いを一層困難におとしめたのである。

日本人がはじめてデモを組んだのは遅れに遅れ、一九六九年にいたってからである。ベ平連等六〇余名が、「出入国管理法案反対、大村収容所解体」などをかけてデモをかけたのを皮切りに、今日まで二十数回の解体闘争デモが取り組まれた。

そして同年八月一日、三〇〇人をこえる学生、労働者、市民が大村収容所解体デモに決起し、そのうち全学連の学生約五〇人が嚴重な警備と二重のバリケードを打ち破って収容所構内に突入、迫害と分断の壁に穴をあけて日本人が自分の足ではじめて収容所内の土をふんだのである。収容所当局にたいする断乎たる抗議と同時に収容所内での闘いに呼応すべく、とにかくも大村収容所解体闘争の緒についたのである。

検察側および裁判所は、この闘争を突入した場所が大村収容所であることの意味をいっさいとりあげず、たんなる一般的住居侵入、道路交通法違反として扱い、入管問題、朝鮮人問題としてとりあげることを拒否している。

このことは、その後展開された強制収容、強制送還反対デモに自衛隊までが警備体制についたという異常体制を考え合せてみても、特別体制なのでありこのことがあいまいにされてはならないものである。

収容所当局者は口を開けば被告が突入した事実がどうであったかしかいわず、被告人が突入しなければならなかった朝鮮人迫害の直接の下手人であることについては固く口を閉じている。

現在進行している長崎地裁での公判は、大村収容所、朝鮮問題にふれるたびに、発言禁止になるという司法の反動化の壁のまえに残念ながらはね返されている。こんな事態をこのまま続けていくわけにはもう絶対にいかない。何としても、この大村裁判を収容所解体のテコとして重い壁をもちあげ、内部を赤裸々に暴きださねばならないのだ。

現在、現地長崎の西村豊行氏と岡正治氏が呼びかけ人になって、「大村収容所突入裁判支援委員会」(略称大村裁判支援委員会)が結成されつつある。裁判におけるこの陣地を強固に確立し卑劣な陰蔽裁判を突き破るところから戦線を押し進めようではないか。

弁護団もいままでも小西弁護士一人だったのを、今度からは、井上正治氏、高井昭美氏、佐々木哲蔵氏、山根伸右氏、奥津亘氏の五弁護士を加え、一気に六倍化した弁護体制で力関係を何としてでも変え「大村裁判」ならざるたんなる刑事裁判という事態を突破すべく態勢を整えている。全国で大村裁判支援委員会の陣地を築き大村収容所解体闘争を現実恒常的に創りだしていこうではないか。

(ひらつか きょうこ・六九年大村収容所解体闘争被告)

劉道昌君支援闘争の位相

小川 真 士

去る五月一三日、劉道昌君の不屈の闘いのまえに法務省入管当局は「絶対に変えられない」といっていた「既定方針」(三たびの「一八〇日」ビザ)を撤回し一年ビザを出した。戦後二十六年間の入管行政のなかでもそれは「異例のこと」(ブルジョア・ジャーナリズムの評)だったに違いない。

しかし、劉道昌君と権力の対決の熾烈さに表面的に目を奪われ、その成果(法務省入管当局の一定の屈服——一年ビザ)に手放しで喜ぶような傾向が、私たちの戦列のなかにあるとしたら、それはけっして許されてはならない。

劉道昌君は一年ビザ獲得後もまさに肉体的限界ギリギリの五月一五日までハントをつづけた。当時国会に上程されていた入管法案に抗議し、劉道昌君の直訴状の四項目要求を法務省が踏みにじりつづけていることに抗議して、私たちはいま、その劉道昌君の闘いの内容を主体的にとらえ返さねばならない。

「明治百年」の日本帝国主義者の血ぬられた歴史とそのなかで思想的にも実体的にも敗北しつつしてきた日本人民の階級闘争の総括

のうえに立ち、現在のアジア人民の攻勢的な闘いと、帝国主義者の侵略と反革命の凶暴な攻撃、という状況を見ええうえて、劉道昌君の直訴状を支持し実現していく闘いをどう構築していくのが私たちに問われている。そしてその実践的回答は運動は、同時に七〇年七・七集会で私たちに突きつけられたことへの答えでもあるはずだし、そして日本プロレタリアートの階級闘争が真に国際主義的、革命的な質を獲得するかどうかの問題でもある。劉道昌君の直訴状を支持する闘いをいかなる部分に依拠し、いかなる闘いとして構築するのか、このことがいま問われているのだ。

現在、再上程された入管法は一応廃案となった。しかし今秋の国会での三たびの上程を権力は画策しているし、そのときはなにがなんでも成立させようとするだろう。

現在、入管体制を支える国民的基盤を強固につくりあげつつ入管法を成立させていくことは権力者にとって必須の課題であり、同時にそれは権力が「一步譲った」劉道昌君にたいする報復でもある。

劉道昌君支援闘争を担ってきた私たち一人ひとりにとって、入管法

粉碎は必然的にやりきらねばならない課題であるし、しかも六九年入管法紛争の轍を踏むことなく、入管体制解体の闘いをおしすすめるなかで、それをやりきらねばならない。劉道昌君支援闘争のなかで、一定見えてきた「地区」にかかわりきるなから真に反入管の戦線の、そして全階級闘争の主力部隊として自己をきたえぬべく闘っていく必要がある。そしてそのうえに立って劉道昌君の闘いが提出している内容を、そしてこの間の闘いの検証を一人ひとりの課題としてやりきる必要がある。

劉道昌君は一九六四年中国福建省から父親をたずねて、母と妹とともに日本にやってきた。以来七年間の現実が劉君にもたらしたものは何であったか、そのなかで劉君はどう生きぬいてきたのかをとらえることなしには「もと通り一年のビザ」を要求して闘いぬいた劉君の闘いの質をみることはできないだろう。

劉道昌君が日本でいようなく出会わざるをえなかったものはまず「入管」であり、そしてこの七年間入管は彼の生活に介入しつづけている。観光ビザで入国した劉君ら三人は一年後、更新を遅れたということで一時収容され、後一年の「特別在留許可」が出された。権力にとっては「特在は恩恵」であり、毎年入管事務所に出席し、「恩恵」をお願いすることを権力は強要しつづけてきたのだ。同時に入管行政は、姓名、住所、年齢、職業はいうにおよばず、顔写真、指紋までも登録させ、その証明書の常時携帯と官憲の要求による提示義務を強要している。日常的に監視され、権力の「自由裁量」につねに気づかっているならば、生活と生命を維持しえない体制の下で、在日中国人、朝鮮人は「長いものにまかれる」(正確には「長いものにまかれ」たふりをする)生き方を強要されつづけて

きたのだ。

そうした生き方を強いてきたのは、たんに権力者だけではなく、「外国人は日本人とは違うのだから」といって疑問を感じない、あるいは在日中国人、朝鮮人の存在すら知らない私たち日本人であり、さらに積極的に排外主義的言動をなす私たち日本人なのだ。

日本に来て間もないころ、劉君は近くの火力発電所に働きにでたとき、日本語が不自由であることについて「お前らシナ人は働かずに金をとるのか」といわれたという。そして六七年三月には善隣会館において「共産党」と名のる集団(日共)の武装襲撃にあり、そのとき「シナ人はシナに帰れ」という言葉をあびせられ、重傷を負ったという。これらの言動をなすのは特殊な一握りの日本人ではない。私たち日本人が、中国人や朝鮮人と向きあうとき、思わずでしまう言動であり、無意識のなかに強固に根づいてしまったものなのだ。そして入管闘争にかかわっているからといってもこの現実の前にいささ自由ではありえないのだ。

そうした日本人の意識に支えられた入管行政は、在日中国人、朝鮮人を具体的に殺してきた。六八年二月八日、劉君と同じ職場で働いていた在日中国青年陳玉璽君は突然台湾に強制送還され「死刑」の判決を受けた。反蔣的である、というのが陳玉璽君の生命を脅す強制送還の理由であり、その背後に「日台密約」が存在していたのだ。六八年一月二日在日朝鮮人金賢成氏は、「佐藤政府、日本の法律には人道の涙はないのですか……」という遺書を残して大阪収容所で焼身自殺した。そして六九年四月二〇日、劉君の友人李智成君は「満腔の怒りをもって佐藤政府の『出入国管理法』、『外国人学校法案』に対して抗議する」という遺書を残して服毒自殺した。

そうした状況を眼のあたりにした劉君はそうであるからこそ「長いものにまかれることを拒否する」と闘いにつづいていたのである。六七年善隣、蔣経国来日反対、六九年入管法反対、そして七〇年、七一年の「もと通り一年の在留許可」を獲得する闘い、と一貫して在日中国人として生きぬくために闘ってきた劉君の闘いには、彼が具体的に体験してきた入管行政、入管体制の現実とその下での在日中国人、朝鮮人の生き方(「父への手紙」(三月三十一日「ドキュメント」)劇中からきた青年)で発表、劉道昌君支援闘争報告「地区実運動を強化せよ」に掲載)のなかで描かれている)が踏まえられているし、そうであるがゆえに、すぐれて普遍的な質をもって

七〇年春、劉君は例年通りビザ更新申請をした。しかし法務省入管当局は数カ月もビザを出さずにおき、七月になって理由もいわずに「一八〇日」ビザをおろしてきた。その間、劉君の家や職場にさまざまな形で権力のいやがらせがつづいたという。そして九月末(前のビザを受けとってからじつに三カ月足らず)、劉君はまたもやビザ更新申請をしなければならなかった。そのときも一二月まで何の返事もなく放置された。

何の理由も示さず在留期間を「一八〇日」と、それまでの半分にし、しかもそれを前のビザ期限切れ以後数カ月もたってからおろす。「外国人は煮て食っても焼いて食っても自由だ」という入管当局の自由裁量はこのように具体化されているのだ。そしてさらに、一二月に私たちが入管当局に追及していくと、「基準は部外秘」「ともかく法務大臣の裁量権の問題だ」と居直ったのである。劉君は「普通の

日本人なら一すじの糸のように自分の生命があるのに、私の命は、生活は、半年ごとに区切られてしまい、その糸をつなぐことができないのは、私ではなく法務大臣であるという、こんなバカな話がどこにあるというのだ」と書いているが、法務省入管当局は本人がつなぐことを許さない「生命の糸」をより短く切ってきたのだ(しかもそのハサミを四六時中構えて)。いったい何を理由に何の目的で?

二月十七日、劉道昌君は法務大臣あてに直訴状を提出し「①私の在留期間をもと通り(一年)にもどしてほしい。②私の在留期間を一年から六カ月に短縮した理由を明らかにしてほしい。③私に対するすべての不当な追跡調査、尾行、家族への圧力を直ちにやめてほしい。④私達に在日中国人、朝鮮人の基本的人権を踏みならさないでほしい」という四項目を要求した。それについて法務省入管局の末永・黒田両係官は、「①いまのところ一年にするつもりはない。すでに『一八〇日』の決定済みだ。②六七年蔣経国来日反対闘争をやった羽田で逮捕されている。六九年入管法反対闘争をやった。それらがマイナスのファクターになっている。③法務省は関知していない。④(直接には答えず)外国人はそもそも日本にいる権利はない。特別在留は恩恵である。外国人の分際をわきまえろ。在日中国人、朝鮮人に関する戦後処理は外国人が口をはさむことではない」等の驚くべき発言を行なった。そしてこの末永・黒田発言こそは入管当局の姿勢を露骨に示すものであり、同時に末永・黒田発言を「当然のこと」だと思ってしまう日本人大衆の存在がそれを支えているのだということを私たちは見なければならぬだろう。

「戦後処理には口を出すな」「蔣経国は日本の大事なお客さんだから、来日反対闘争などされては困る」「法務省が成立させたいと思

っている入管法に反対されるのは気持がよくない」等と平然といきる法務省の論理は明確に「日本国の利益」のためには手段を選ばぬ侵略者の論理が読みとれる。

五十年にわたる台湾植民地支配、三十五年にわたる朝鮮植民地支配を行ない、十五年にわたって中国大陸を侵略戦争の軍靴で踏み荒した日本帝国主義は、五二年蔣介石政権と日「台」条約を結び六五年朴政権と日「韓」条約を結ぶことで、「戦後処理」を「終えた」としたのだった。しかしこの日台条約、日「韓」条約は日帝の重ねての侵略の布石であり（日「韓」条約の際の有償無償五億ドルの「独立祝い金」／をテコに、日帝は「韓国」の基幹産業を掌握していったのだ）、また「日韓法的地協定」「日台密約」を結ぶことにより入管行政による在日中国人、朝鮮人の庄殺を一層強めたのだ。しかも入管行政そのものが在日中国人、朝鮮人にたいする「戦後処理」として確立してきた過程をみるならば、「戦後処理には口を出すな」という権力者の論理は在日中国人、朝鮮人のいっさいの口を封じようとするものであるし権力者の論理の実体化なのである。

中国人民の一人として自己を位置づける者にとって、蔣介石政権に反対するのは当然のことである。しかも、六七年の蔣経国来日は佐藤の一連の「東南アジア歴訪」の一環としての佐藤訪台の見返りとしてあった。米帝のベトナムにおける一定の後退をふまえて、ふたたび「アジアの盟主」として登場せんとする日帝の地固めに協力し、台湾を日帝のえじきとしてさし出し、アジア人民に敵対する基地を提供するため来日する蔣経国来日に反対し行動するのは、劉君や他の多くの在日中国青年にとってまったく当然のこと（たやすいという意味ではない）なのである。

ものとしてあるがゆえに、権力は末永・黒田の口を通して七十万在日中国人、朝鮮人総体にたいする攻撃の宣言を行なったのだ。

しかし、末永・黒田発言を語る際に、私たちは、私たち自身の二月闘争を点検してみなくてはならない。末永・黒田発言は劉君の普遍性をもった闘いにたいして、権力の側の普遍性を示した攻撃であった。そうした正面攻撃を許した私たちの反入管の戦線の質を厳しくとらえ返す必要がある。六九年入管闘争の総括のなから地区が語られ、七〇年七・七の華青闘争からの突きつけを受けつつ、国籍書換え支持「永住権」申請強要粉碎の闘争にとりくんできた私たちは、しかし真に地区に根ざし、在日中国人、朝鮮人と日本人の生活を問題とする闘争をくみきれなかった。その内容的な弱さが、一二月の劉君支援において、直訴状の内容をいっさい理解しないまま、危機アジリの傾向を生み出した。「とにかく直訴状に回答せよ」（「回答がないと劉君はビザを受けとらない」）で強制送還されるかもしれないといった内容でのみ組んだ私たちの運動が、末永・黒田発言に道を開いたともいえる。しかも、その発言の翌日、劉君がやむなく「一八〇日」ビザを取ったとき、「とにかく強制収容・強制送還にならずによかった」としてホッとするという私たちの闘いの質を根底的にとらえ返す必要があるのだ。

意識がつねに日常生活に規定されてでくるとき、ホッとしたいということは一人ひとりの日常性／闘いが問われてくるのであり、私たち一人ひとりが日常的な闘いをどれだけ貫徹していたのかという形でとらえなくてはならないだろう。劉道昌君の直訴状の核心問題が七十万在日中国人、朝鮮人の人権をふみにじるな、ということ

六九年の入管法の内容をみるならば、そして戦後二十数年間の入管行政の現実を経験し、金賢成氏の抗議自殺を耳にし、同胞李智成君の抗議自殺を眼のあたりにした在中国青年にとって、入管法反対はけっして譲れない闘いであるだろう。そして在日中国人、朝鮮人にとって、「戦後処理」を問題にし、蔣経国来日に反対し、入管法に反対するのは、具体的な生活を背景にした退くに退けぬ闘いなのである。しかし「戦後処理」も蔣経国来日も、入管法も、日帝にとっては退くに退けぬ重要な政策として存在する。在日中国人、朝鮮人と日本帝国主義者とは日常的に非妥協的に対決せざるをえない。

だからこそ日本帝国主義者は在日中国人、朝鮮人の存在の歴史を抹殺し、同化・抑圧・分断・追放という入管行政、入管体制を不断に強化しつつ構築しつづけてきたのだ。「外国人はそもそも日本にいる権利はない。外国人の分際をわきまえろ」という発言こそ、その意図をみごとにあらわしている。七十万在日中国人、朝鮮人は日帝の植民地支配と侵略戦争の結果として、直接間接に強制的に日本にさせられた人びととその子孫なのだ。権力者はその事実を抹殺し、一方では一般的に「外国人」と呼ぶことによって「在日」の意味・歴史を陰べいし、片方では、日本人の中国人、朝鮮人への蔑視の感情をおおることによって中国人、朝鮮人がその民族として日本に居住することにはさまざまな圧力と妨害を加えている。「日本人化」して生きるか、それとも追放／死を選ぶかを迫り、それを迫ることによって、在日中国人、朝鮮人内部に分断をもちこみ抑圧していくという攻撃の構造を、権力者は着々と構築してきたのだ。

劉道昌君の直訴状は、こうした権力の戦略と真正面から対決する

であり、それを私たちが地区実の強化でやりぬくといったとき、私たちは常に地区における闘いにおいていかに自己を検証しているのか、ということが問われるのである。そして私たちが十二・二五の徹底的清算といったとき、七〇年七・七のとき問われたみずからと大衆の生活と日常すべてを組織するものとして入管闘争を闘うというその内容を再度とらえ返す必要がある。もはや坊主ザンゲとかうすっぱらな決意表明的自己批判はいっさい許されないのだ。そしてそのことをふまえた十二・二五の徹底的清算を実践的行動をもって行なわなくてはならない。

七一年一・一六「永住権申請」期限切れをむかえた権力は、末永・黒田発言を皮切りに全面的な入管行政強化の攻撃を開始している。林元一氏の強制収容・強制送還、劉彩品さんにたいする永住権不許可攻撃、法務省の田川市への圧力と田川市の屈服、そして三月には入管法の再上程という形で攻撃の牙をむいた。

これら一連の攻撃はたんに時間としての「永住権申請期限切れ」に対応した静的なものではけっしてなく、一方でベトナム、インドシナ人民の民族解放闘争の進展と朝鮮南半部人民の闘いがあり、他方日帝が侵略戦争を着々と準備しつつある、その歴史のダイナミズムのなかにあるのだ。

六九年入管法闘争の総括にあたって、「入管法を治安立法と規定したのは誤りだった」という意見がだされてきた。これは日本人の（政治と生活の分断にのめりこんだ）表層的な政治過程の捉え方のなかで、「治安立法」とのみ規定することの危険の指摘であって、入管法が治安立法でないということではない。戦後二十六年一貫し

つづいてきた入管行政の歴史、さらに百年にわたって日帝の侵略史を見落して入管法を語るのには許されない。しかし同時に入管行政入管法が階級攻防のダイナミズムのなかに明確に位置していることを見落してはならないのだ。

入管行政の確立過程にそれははっきりと現われている。日帝の敗戦と同時に、在日朝鮮人は祖国へと帰っていった。在日朝鮮人を日本にとじこめておくことに恐怖した権力者は、「朝鮮人帰還」の対策にのりだした。しかし、祖国はやはり帝国主義者の蹂躪の下にあった。朝鮮人の帰国の流れが止まり、日本における民族教育を實力でかちとる闘いの進撃にたいして、四七年ごろから権力は帰国への恫喝をくり返し、民族教育を妨害し「不法入国取締り」と称して朝鮮からの再入国等のいっさいを禁じた。「平和と民主主義」憲法の施行、破防法成立がまさにその五二年であるのは入管行政と戦後平和と民主主義の内容をよく表わしている。四八年南北分断の固定化にともない朝鮮半島の緊張が高まるとともに入管行政は強化され、四七年外国人登録令、四八年朝鮮人学校閉鎖（阪神教育事件）、四九年団規令適用、五一年入管令、五二年外国人登録法、法律一二六号という形で確立を上げていく。この過程で、朝鮮における死闘があり、在日朝鮮人の熾烈な闘いがあったのはいうまでもない。朝鮮人民の朝鮮半島での闘いと日本での闘いを分断し、日本人民の闘いと切り離し、総体として圧殺していくものとして入管行政は成立していった。

そのことは現在のなものとしてもいえる。権力が入管法の検討にはいったのは南朝鮮における朴の反革命軍事クーデターの直後であるといわれている。六九年入管法案上程と、廃案後の「日韓実務者

会談」は、明確に朝鮮南部における憲法改悪と朴三選という帝国主義者のスケジュールを射程に入れたものであり、また日米共同声明を前提としたものであった（朝鮮南部における改憲阻止にむけた闘いの胎動が直接間接に在日朝鮮人民の入管法反対闘争の盛りあがりに影響していたことも見がせない）。

七〇年の劉君への弾圧は、在日中国青年にたいする権力の「放火事件」デッチあげ等の弾圧ときを同じくして存在しだし、また七〇年の秋には「北朝鮮スパイ事件」のマスコミを通じてのプレミアムアップ等による在日朝鮮人への猛攻が国籍書換え運動への弾圧とともにあった。そしてそれらの収約としての三月入管法国会再上程は、朴打倒にむけた朝鮮南部人民の熾烈な闘いとそれに呼応せんとする在日朝鮮人民の存在を意識しているのだ。そして現在、「沖繩」を軸としつつ侵略戦争の準備をすすめている権力は、同時に靖国神社法案等の排外主義の鼓吹を並行させ、そうしたなかで在日中国・朝人民の生活を破壊し闘いを圧殺し、あわせて日本人民の排外主義的収約を意図した入管法案の三たびの国会再上程をねらっている。

入管法の成立を日帝の七〇年代戦略の重要な一環としてみるならば、入管法を支える基盤の強化を企んでいる権力の動向も同時にみえてくるだろう。ニューコミニュティ構想、地震キャンペーンをデコとした防災訓練、自警団の組織化等によって地区住民の掌握、排外主義的組織化が着々と準備されつつある。

こうした状況をみえつつ、われわれは劉君の直訴状を再度とらえ返し、その根本的な実現にむけたわれわれの主體的な闘いを構築しなければならない。

十二月二十五日の事態を根底的に打返すべく二月以降の闘いは組ま

れていった。そのなかで、小石川高校のように、その場における具体的な問題（排外主義的教育を内容とする高校秩序）と闘いながら、かきわめて先鋭的な質を獲得していった闘いがあり、また、地区住民集会のようなまったく地道な活動を通じて地区実運動を一步步つくりあげる闘いもあり、そして三多摩のように、国籍書換え支持闘争の総括と劉君の直訴状を有機的に把握するなかから、「在日朝鮮人・中国人に国民健康保険の無条件適用」という運動を推進している地区実もある。三十二日間にわたって闘われた中池袋公園での劉闘争のハナストも不十分ではありつつも、そうした地区実運動強化の視点から闘われた。

反入管の闘いはまだ端緒にいたばかりといわざるをえない。私たちはこの第一歩を全面的に展開し、おしすすめていかなければならないのだ。六七年羽田闘争を闘った私たちは一月の在日中国青年の蔣経国来日反対闘争とその意義をみることはできなかった。六九年一月闘争のなかに反入管の質は生かされなかったし、朝鮮南部の改憲阻止の闘いを見きれていなかった。そして現在、本土人民の沖繩闘争は真に反入管の質を獲得しきれているだろうか？ それらいっさいへの本質的な回答は、われわれが地区における反入管の戦線の構築をやりきれぬかにかかっている。地区実運動のなかで自己の生活と闘いを組織化しきり、地区大衆が権力の側の排外主義的収約の下におかれようとする状況を打破し、日常的な国際主義を実現していけるか否か、そうした組織戦・持久戦にかちぬけるか否かが問われている。

いままでのべてきたように、劉道昌君の闘いが直訴状四項目要求

の核心的問題が七十万在日中国人・朝鮮人の人権をふみにじること、という内容として存在するとき、われわれがそれに応えるというならば、それをどう闘いのなかで実体化させるのかという問題としてたてられなくてはならない。そして同時に、その闘いのなかで自己をいかに闘う主体として構築しようのかということが問われているのである。

五月一三日。劉道昌君が一年ビザを獲得したという事実のまえでは、われわれがその間の劉道昌君支援闘争でいかに変ったのか、そして今後どうすべてを変革していくかということがいま問われているのである。

日帝がアジアにたいする侵略戦争を開始しようとしつつある現在、矛盾はより激化している。

第三次合理化に見られる臨時職員的大量増員、中小企業労働者にたいする労務管理の徹底。集団就職労働者のアメとムチによる管理、そして強固な就職差別。同時に中絶禁止法、売防法改悪にみられる「靖国の母」の思想の復活。とりわけ入管法の上程等々、このような現実のまえで私たちはまず、医療、教育、福祉戦線との結合を踏まえた調査を貫徹しつつ地区に向け自己を解体外化し、持久的根源的な闘いを開始する必要があるだろう。劉道昌君支援闘争を担った私たち一人ひとりに、そのなかで、より主体の強化を要求されるであろうし、地区における闘いをやりぬかねばならない。そういう闘いの強化のなかで、劉君支援闘争の成果を全面的に外化しようではないか。

出入国管理法案のねらい

藤島 宇内

法務省入管当局の立場

「出入国管理法案」の立案者といわれている池上努（東大法学部卒、函館・甲府・東京などの地検検事、法務省入国管理局検事、参事官、駐南朝鮮日本大使館勤務などを歴任、日韓会談では日本側代表補佐として「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」（法的地位協定）の作成にあたった）は、一九六五年秋、「日韓条約」国会強行採決の当時に出版した『法的地位二〇〇の質問』という著書のなかで、つぎのようにいっている。

「外国人は自国以外の他国に住む『権利』はないのである。だからどんな理由をつけても（国際法上はその理由すらいらないとされている）追い出すことはできる」（六九頁）。一般の外国人は日本政府の『自由裁量』によって「国際法上の原則から言うと『煮て食おうと焼いて食おうと自由』なのである」（一六七頁）。

これは池上努個人の考え方ではなく、法務省入管が行政権力を行使する場合の基本としてきた姿勢であるとみることができ、制度の面からみても、たとえば現行「出入国管理令」そのものが、すでにそのような行政の姿勢に合うようにつくられている。

「私の理解する入管令は、日本に居住する外国人の生活を安定させないようできています。きわめて不安定に置いておくようできています。安定させる場合は永住権をとった場合だけなんです。

あとは在留を許可されても、在留資格、在留期限という制限を設けておきまして、この期限がきたらあとは知らんよ、という建前になっているわけです。それは、なぜそうしたんだろう？ おそらく、日本にいる外国人の生活を安定させることについて、日本自体が利益があると思えばそうするだろうし、そうでなければ日本に利益がないと思うから、そうやったんだろうと。政策の問題にすぎない、こういうふうに理解しています」（昭和四十二年（行ウ）第二一九号事件、四四年九月一八日第七回口頭弁論における、増山登・元法務省入国管理局審判課長への検事に転出の証言）。

ここで「安定させる」といっている「永住権をとった場合」にしても、政治的な規制と退去強制はできるようになっている。「永住権」は「その者の永住が日本国の利益に合すると認めたときに限り」と与えられる（入管令第四条六項）。「日本国の利益」とは、日本国民の利益ではなく、日本政府の利益のことである。

逆にいえば、日本政府の政策に合うという口実がつけば、いかなる自由も許されることになる。日米安保条約にもなう地位協定により、在日米軍人、軍属およびその家族は、日本の入管当局の手のとどこかぬ存在なのである。また米軍にそのような特権を与えているところから派生して、在日「国連軍」の地位協定による米軍司令官指揮下の各国軍にも同じような特権を与えている。この「国連軍」は一九五〇年六月二五日、六月二七日の国連安保理事会決議、一九五一年二月一日の国連総会決議により、朝鮮民主主義人民共和国と中華人民共和国に敵対している国連憲章違反の「国連軍」（国連安保理はこれを統制できない）であり、在日米軍はその主力をなす二重性格をもっている。在日米軍基地を通じて、たとえば「韓国軍」や「韓国CIA」なども自由に出入国しているとみられる。

その半面、外国人を「どんな理由をつけても追い出すことはできる」という入管行政は、在日外国人の約九〇％をしめる約六〇万人の在日朝鮮人に対して、もっともきびしく適用されており、一九四七年以来、三十数万人が検挙され、二万五千人あまりが大村収容所に送られ、そのうち一万五千人あまりが南朝鮮へ強制送還されている。そのやり方は外国人登録法と出入国管理令を組み合わせるやり方がしばしば用いられている。外国人登録法は、居住地を変えたときには一四日以内に登録を訂正しないと「登録不申請罪」（第十八条）、

つねに登録証明書を持していないと「不携帯罪」（第十三条一項）また、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官、鉄道公安官そのほか法務省令で定める地方公共団体の職員が登録証明書の呈示を求めたとき、ただちに呈示しなければ「不呈示罪」として、捜索、逮捕、拘留などを行うことができるしまた過失致死、賭博などの罪より重い刑罰（最高懲役一年若しくは禁錮および罰金三万円）を併科することができる。在日朝鮮人の途方もない検挙数の九七％はこのような外国人登録法違反によるものである。他方では、出入国管理令にはその第二四条四項に「外国人登録に関する法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられた者（ただし執行猶予の言渡しを受けた者を除く）」に対しては「本邦からの退去を強制することができる」となっている。

入管行政のこのような米軍と在日朝鮮人に対する二つの側面は、明治以後の日本資本主義の発達で、欧米には卑屈に学びながら、アジアを差別・侵略するという基本姿勢によって形成されてきたその体質が、今日の政府権力の外国人との接点である入管行政にもまた貫徹していることを意味している。第二次大戦前はそれが法体系として整備されていたとはいえないようだが、第二次大戦後はサンフランシスコ講和条約締結とともに、日米安保体制に拠る日本政府の対外行政の基礎として、アメリカの移民法をとり入れることによって整備されるようになった。法律そのものはサンフランシスコ講和条約発効当時のいわゆるポツダム政令が今日まで使われてきたわけだが、その解釈運用は安保体制の変質に応じて変化してきている。ことに、一九六〇年安保条約改定以後、六五年日韓条約以後の解釈運用の変化は、「佐藤・ニクソン共同声明」「沖縄返還協定」による

安保体制の変質に応じて政府が出してきている新しい「出入国管理法案」のめざすところを予告するものとなっているのである。政府がこの法案の準備をはじめたのは、六〇年安保改定後間もなくのことと、それが六九年になって姿をあらわしてきたわけである。

さきに引用した、外国人は煮て食おうと焼いて食おうと自由、とか、外国人は他国に住む権利はないのだからどんな理由をつけても追い出すことができる、とかいう考え方は、たんに排外主義的思想という考え方の問題であるだけでなく行政権力を無制限に強めるための法解釈上の布石となっていることに注目しなければならない。つまりそこから出てくる論理は、外国人に対してはどのような留上の規制を加えてもすべて恩恵になる利益行為である。だから行政権力のほしいままになしてもかまわないし、しかも利益行為である以上、その理由を説明する必要もなく、また裁判などの介入する余地もない、という論理なのである。

このような姿勢、論理が、一九六五年日韓条約のころからはっきりと強まり、こんどの「出入国管理法案」を組み立てる基礎になってきたとみることができよう。

その在留活動に対する規制の中心は日本政府の政策に反する政治活動である。

「出入国管理法案」における政治活動禁止条項

日本国憲法は次のような基本的人権を保障している。

「第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」

「第二十一条 ①集会・結社及び言論、出版その他一切の表現の自

由はこれを保障する。」

また国連の世界人権宣言はいう。

「第十九条 何人も、意見及び発表の自由を享有する権利を有する。この権利は、干渉を受けないで自己の意見をいづく自由並びに、あらゆる手段によって且つ国境にかかわらず、情報及び思想を求め、受け且つ伝える自由を含む。」

「第二〇条 何人も平和的な集会及び結社の自由を享有する権利を有する。」

そして「サンフランシスコ講和条約」では日本政府は、「世界人権宣言の目的を実現するために努力」する「意志」を「宣言」している。

ところが、一九七一年三月一六日に閣議決定して国会に出してきた「出入国管理法案」では、次のように外国人の基本的人権を否定しているのである。

「第二六条 地方入国管理官署の長は、次の各号の一に該当する外国人に対し、書面をもって、当該各号の一に該当することとなつた行為を継続しないよう又は同種の行為を反復しないよう命ずることができ。

一、(略)

二、日本国の機関において決定した政策の実施に反対する公開の集会若しくは集団示威運動を主催し、若しくは指導し、又は公衆に対し、日本国の機関において決定した政策の実施に反対することをせんとする演説若しくは文書図面の頒布若しくは展示をした者(第二条第二項第一号の在留資格を有する者(以下「永住者」という)を除く。)

この命令に従わない者は、第八四条によって「六月以下の懲役若しくは禁錮又は五万円以下の罰金に処する。」しかも第三九条九号により日本からの退去を強制することができることになっている。この第二六条一号二項は、この条文だけをみて抽象的に考えるならば、いかにも外国人が日本の内政に干渉する政治活動を行なった場合だけを規制するようにみえる。しかし、実際、具体的に日本政府の立場でこれを運用するならば、これは逆に日本政府が外国人の基本的人権を否定し、他国の内政問題に干渉することさえ「合法化」することができるのである。

たとえば、日本政府は「日韓条約」により南朝鮮の朴政権と手をにぎり、在韓「国連軍」(米軍)を強く支持することによって、朝鮮南北の統一を妨害している。これは朝鮮民族が自決すべき問題に對する日本政府の内政干渉である。朝鮮南北の統一、南朝鮮の植民地支配からの解放を望む在日朝鮮人は、当然「国連軍」(米軍)の南朝鮮からの撤退を要求し、朴政権のファシズム支配に反対し、「日韓条約」に反対し、日本の南朝鮮に対する経済侵略に反対している。日本政府からみればそれは「日本国の機関において決定した政策の実施に反対」していることになる。

たとえば、日本政府は「日台平和条約」を結んで蔣政権と手をにぎり、「二つの中国」「一つの中国、一つの台湾」政策をとっている。ところが、蔣政権に反対し、中華人民共和国政府を中国の唯一の正統政府と考える在日中国人は「二つの中国」「一つの中国、一つの台湾」政策に反対している。日本政府はそれを「日本国の機関において決定した政策の実施に反対」しているとみなして在日中国人を迫害できることになる。

在日朝鮮人が南朝鮮の政權に反対したとする。日本政府は南朝鮮の政府に「経済援助」を注ぎこんでおり、腐敗した政權との「親善友好」が日本政府の決めた政策なのだから、そういう政權に反対する外国人を迫害することができ。また、在日アメリカ人がベトナム反戦運動を日本でやれば、それは日米両政府の友好という日本政府の政策(ベトナム侵略は国連憲章第五一条にかなう正当な行為として支持するということを、政府は国会でたびたび答弁している)に反するといつて、それを取締ることができ。

この第二六条は、閣議決定以前には右の一項二号の次に、三号と

いうのがあって次のようにいていた。

「三、日本国の国際的な友好関係を害するおそれのある公開の集会若しくは集団示威運動を主催し、若しくは指導し、又は公衆に対し、日本国の国際的な友好関係を害するおそれのある演説若しくは文書図面の頒布若しくは掲示をした者。」

これは閣議決定の段階では削除されたわけだが、それはこの三号がなくとも、二号の「日本国の機関において決定した政策の実施に反対する」者を取締るだけで三号の目的は達せられるからである。しかもこうしておけば、抽象的な議論では「日本の内政に干渉する外国人だけを取締るのだ」とごまかして非難をそらすことができるのである。

この三号が削除されたことは政策の改善を示すものではなく、逆に、「佐藤・ニクソン共同声明」以後は、「韓国」「台湾地域」の新植民地主義従属政權の「安全」を日本の「安全」と同一視することをはじめ、「極東の諸国の安全」も「日本の重大な関心事である」というのが日本政府の政策になっており、そういう認識からすれば

もはや「国際的な友好関係」などといわなくても、一方的に日本政府が他国の内政に干渉するのが当然ということになる。だから三号はなくてもよいことになる。つまり、日本政府の政策がはっきりと侵略的になったから三号の必要がなくなったのである。

ましてや、このような侵略的な法案の被害者である外国人がこの法案に反対する場合も、日本に対して内政干渉するものとして取締ることはいうまでもない。

この条項を、たんに外国人個人の基本的な人権に日本政府が干渉して迫害するために使うだけでなく、在日朝鮮人総連合会や華僑総会のような外国人自身の人権擁護の団体や在日朝鮮人や華僑の民族学校に対する攻撃に使うことも可能であろう。

一九六九年通常国会で廃案となった「出入国管理法」では、政治活動禁止条項は、個々の外国人の上陸許可、在留資格変更、在留期間延長、出生などによる新たな在留許可、特別在留許可などの機会に、法務大臣が「守るべき活動の範囲その他の事項」という「遵守条項」を定めることになっており、そのなかに政治活動禁止を織り込むというやり方であった。ところが、今度の法案では、そのように個々の外国人について政治活動禁止の条件をつけるのではなく、まず一般的に外国人の思想、良心の自由、表現の自由、集会結社の自由などの基本的な人権を剝奪しておくことが立案の前提となっているのである。包括的な軍国主義的治安制度としての度合いは、六九年度の法案よりも一歩進んだといわねばならない。一般的に基本的人権を否定しておけばあとは行政権の裁量で勝手に差別支配できるといふ計算がここにもあらわれている。

第二十六条一号二項の終りには、この法律による「永住権」取得者

人になったと法務省はいつている。

一九六五年「日韓条約」までは、政府は一二六該当者には事実上、入管令第二十四条の退去強制事由は適用しなかったのだが、「日韓条約」妥結以後は、全面的に適用して退去を強制する事件が全国各地に発生するようになり、入管当局は強制収容した人びとを強制送還の脅威にさらしながら、「韓国籍をとって協定永住権をとれば釈放してやる」という二者択一のおどしをかけるやり方で、多くの人がとをその地位に追い込んだのである。(そのようなときにあって、在日朝鮮人の「韓国籍」の人びとの有志が各地で朝鮮国籍に登録をかきかえる運動をおこし、各地の地方自治体がこれをうけいれて、法務省と対立した。この対立の結着はまだついていない)。

こういう複雑な状況におかれている在日朝鮮人に対し、法務省当局は「出入国管理法」作成過程ではいろいろな分断操作をたくさんだ。②はすでに「特別在留」で不安定にしている人、①②から③になった人びとは「韓国政府」に忠誠を誓わせた形にしている。そこで問題は残る①の一二六該当者であるから、この資格をなんとかして破壊しようというのが「出入国管理法」のねらいとなった。

七一年二月の法務省原案では、附則一五三条三項により、①の一二六該当者には、第二十六条の政治活動禁止条項や第三十七条の退去強制事由を「当分の間」適用しないこととなっていたが、自民党からの要求により、三月の閣議決定最終案では、この除外もなくなった(この点は、法案審議のときに野党切りくずしをはかるためにやりくりできる修正材料としてそうしたともいわれた)。しかも、すでに十数万人ともいわれる②の青年たちはこれからますます政治活動の今後をになうわけであるから、絶対に除外しようとはしなかつ

だけはこの政治活動禁止条項を適用されないといっている。だがこれも一つのごまかしである。

適用除外規定の欺瞞性

在日朝鮮人六〇万人の大多数はもと植民地時代にやむをえず働き口を求めて、あるいは強制連行により日本に来た人びととその子孫である。そういう歴史的事情があるため、①サンフランシスコ講和条約発効のときから、戦前から日本に引き続き在留する人々とサ条約発効日までに日本で生まれたその子は「出入国管理令第二三条の二号一項の規定にかかわらず、別に法律で定めるところによりその者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができ」(法律一二六号二条六号以下一二六該当者と略称)とされ、いちおう、入管令第二四条の外におかれた形になっていた。現在約二〇万人という。

②そのあと、サ条約以後に生まれた子は「三年をこえない特別在留」を適用された(特定の在留資格及びその在留期間を定める省令)が、今日ではそれがすでに十数万人とも推測されている。その後、③一九六五年「日韓条約」にともなう「法的地位協定」に應ずる国内法「出入国管理特別法」により、政府は①②の人びとが、「法的地位協定」発効から五年以内に、「韓国」の「国民登録証」を大使館からとって「韓国籍」であることを確認すれば「協定永住権」を与えることにした。それが今年一月一六日まで五年間にわたり、日韓両政府の「共同作戦」により日本全国で在日朝鮮人に強制された「韓国籍」「協定永住権」取得騒動であった。それが三五万

動わけである。

①の一二六該当者——(朝鮮民主主義人民共和国の公民としての自覚をもつ人びとが多い)はこれまでの歴史的事情を無視されて、除外されないということになると当然不安な状況に追いこまれる。そこでこれをいかにも「救済」するかのようになせかけているのが、第二十六条一号二項の末尾についている但し書き——「永住者」を除く、という点である。つまり、「出入国管理法」による「永住権」をとれば、政治活動禁止とか退去強制とかいわれる心配はありませんよ、というわけで、野党の追及をたぶらかし、反対運動を分断しようというねらいである。

だが、「永住者」に不安がないというのはやはり欺瞞である。なぜなら「永住許可」をうけるためには第二九条により日本の法務大臣に「その者の永住が日本国の利益に合する」と認めてもらわねばならないという政治的規制が前提であり、それで「永住者」となったとしても、第三七条二二の「法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行なったと認定する者」という退去強制条項は、依然として適用されることになっているのである。

また法務省は、③の「日韓条約」にともなう「法的地位協定」により「韓国籍」をとって、「協定永住権」をえた人びとは、「出入国管理特別法」の適用をうけているので、現行入管令や「出入国管理法」の政治的規制や退去強制の適用はうけないと宣伝して、「韓国籍」「協定永住権」取得を奨励してきた。しかし、これもおかしい話で、「協定永住権」取得者はまず資格取得のために日韓両国官憲の調査、審査をうけ、取得後は「出入国管理特別法」第六条の政治的規制と退去強制条項の適用をうけるのである。「出入国管理特別

法」第六條は、刑法第二編第二章、第三章、第四章のみならず、「外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられた者で、法務大臣においてその犯罪行為により日本国の外交上の重大な利益が害されたと認定したもの」という退去強制事由を規定している。これにより、日韓両政府の結合により、どんなに日本政府の干渉による不当な腐敗した新植民地主義支配が深まろうとも、それに反対する政治活動を封じようとしているわけである。

つまり、すべての在日朝鮮人を政治的には「煮て食おうと焼いて食おうと自由」にできる法的体制を、「出入国管理法案」と「法的地位協定」「出入国管理特別法」を組合せることによってつくりあげようとしているわけで、そこに「佐藤・ニクソン共同声明」にいう「韓国の安全は日本の安全にとって緊要」という認識に応じた法体制をつくるねらいがあらわれているのはつきりとみることができよう。

調査権の拡大

外国人から基本的人権を奪おうという政策が、日本人から基本的人権を奪う政策と結びついているし、すでにこの法案にもあらわれている。

「第七二条一項 法務大臣は、この法律の規定によりその権限に属する事項を処理するため必要があるときは、地方入国管理官の長に事実の調査を命ずることができる」。

「その権限に属する事項」とは、この法案にいう政治活動禁止や

入国と在留生活そのものを規制

この法案のいちばんのねらいは政治活動規制だが、それだけではなく、さらに、入国や在留生活一般に対しての規制も強化されている。この法案はもともと外国人には上陸許可を与えてはならないのが原則で、上陸許可を与えるのは恩恵だという考えを前提としたうえにつくられている。だから第九条二項の上陸許可の表現は次のようになっている。

「入国審査官は審査の結果、前項の申請をした者が第五条各号に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、第六条に規定する者のいずれにも該当しないと認定したときでなければ、上陸許可をしてはならない。」

審査をうけるには上陸許可の申請を出さねばならないが、そのためには「あらかじめ法務大臣の事前認定をうけていなくてはならない」(第八条)。「事前認定」をうける項目は、旅券と査証をもっていることはもちろんだが、そのうえ、学者、芸術家、貿易業者、企業の管理者、学術研究者、留学生、興行者、芸能人、技術者、熟練労働者などは、たしかにその在留資格で在留してよいかどうかを法務大臣に「事前認定」してもらわねばならないのである。また例によって、「上陸拒否事由」のなかには「法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行なうおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者」。

この事前拒否条項は現行入管令にもあり、外国共産党代表が入国したのち入国前にさかのぼって上陸許可を取消された例がある。ま

外国人の在留資格、在留活動の指定、在留資格の取得、退去強制、などさまざまな権限で、その権限による事項を処理するために必要な、在留外国人の日常すべての活動——とくに「日本国の利益又は公安を害する行為」を全面的に調査することになる。

しかもその調査の範囲は「容疑者」とされた外国人にかぎらない。

「第四〇条 入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、容疑者若しくは参考人に対して出頭を求め、これらの者を取り調べ、又はこれらの者が遺留し、若しくは提出した物件を領置することができる。」

現行入管令が、違反調査を行なう対象となる人を「容疑者」「証人」にかぎっているのにくらべると、範囲はばくぜんと拡がっている。参考人という名目をつければ誰でもしらべることができるわけである。それにはもちろん日本人もふくまれる。

一九六九年の通常国会で廃案となった法案では「参考人」は「関係人」となっており、調査に応じないと罰せられる罰則規定があった。それに対して非難が強かったので、こんどは罰則規定だけを削り、調査範囲はいっそう拡大したのである。第四〇条三項は「違反調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」とあり、第四一条では違反調査の必要に応じて、「臨検、搜索又は差押えをすることができる」とあり、これらは一見、現行入管令と同じようだが、第四〇条一項で違反調査の範囲を拡げてあるから、実際には第四〇条三項、四一条の内容も変えたことになる。これらの条項により、外国人であると日本人であるを問わず、個人、友好団体、貿易団体あるいは在日朝鮮人総連合会や華僑総会のような外国人団体も被害をうける。

た社会主義国のなかでも朝鮮民主主義人民共和国の学者、芸能人、技術者などにはとくにきびしく日本へはまったく入国ができない。

このように何重ものチェックをうけてようやく上陸許可をする。ことになる。次に入国審査官は、さらに「事前認定」の対象とされた人びとについては在留資格と在留期間の決定とともに「当該外国人の行なうべき活動を指定し又は当該各号に規定する活動を行なうべき場所、機関等を指定することができる」(第九条五号)。また特別在留者の在留資格を決めるときも同様。また法務大臣が上陸許可をするときや特別在留者の在留資格を決めるときには法務大臣が同様の指定をすることができる(一二条三項)。

これらの指定をうけた人は、指定された区分以外の在留活動をしたり職業についてたり報酬をえたりするときや、指定された場所や機関以外で在留活動をするときは、事前に法務大臣の許可がいる(第二二条三項、四項)。これに違反すると政治活動禁止の場合とおなじく「中止命令」をうけ、それに従わないと処罰され、退去を強制される(第二六条一項一号)。

また逆に第二六条三項は、「正当な理由がないのに、相当の期間、その行なうべき活動をしていない者」には「活動命令」を出して活動を強制するようになっている。

在留期間の更新については、現行入管令二一条一項の「現に有する在留資格を変更することなく、在留期間を更新することができる」という権利をこんどの法案では奪ってしまい、「在留の延長を希望する場合には」、法務大臣が「新たな在留期間を定めてこれを許可することができる」としている(第三〇条一項)。

もっとも理不尽な扱いをされるのは一二六該当者の子供で、法務

省は親代々日本に住んできた実績も無視して、右のような在留資格、活動、機関、場所の指定をすることができる。七一年三月の法務省の「新しい出入国管理法の解説」では、そんなことはしないといっているが、しないという保障はこの法案には含まれていない。これでは一二六該当者はうっかり子供も産めない。

収容と退去強制

退去強制のための違反調査は、現行入管令では入国警備官↓入国審査官↓特別審査官↓法務大臣の四段階を経るが、この法案では、入国警備官↓入国審査官↓法務大臣の三段階に簡略化して、人権軽視の姿勢を強めている。

刑事訴訟法では逮捕の必要もないのに逮捕令状を出すことは違法だが、この法案では、入国警備官が違反であると「疑うに足りる相当の理由がある」と考えれば「容疑者」を収容するのが原則で、「収容令書」を発布しないことができる」のは、限られた場合のみである（第四五条）。

しかも、収容所、警察の留置場などに収容された人は、第七七条五項によって、面会や通信を禁止される。現行入管令では弁護士が面会して、不当な収容に対し抗議運動をおこしたり裁判に訴えたりして救済することも可能なのだが、この法案ではそういう道を閉ざしているのである。

退去強制については、現行入管令は本人の異議申立に対する法務大臣の裁量権による特別在留許可を一本として関係づけた救済の道をひらいている（第四九条、五〇条）。だからこそ、不当な裁決にた

いしては「裁量権の乱用」を主張する裁判をおこし、「退去強制」を取消させる道がある。ところがこんどの法案では、法務大臣による特別在留許可は本人の異議申立とは無関係の絶対的な権限としての裁量権によるものになっており、行政訴訟をおこして争うことが事実上むずかしくなっている（第三二条）。前述の収容者に対する面会、通信の禁止、法務大臣の裁量権の絶対化により、この法案は、日本国憲法に保障された裁判で争う基本的人権を否定しているのである。まさに行政権の絶対化の下に司法権を否定する「法の暗黒地帯」といわねばならない。

強制送還については新たに「送還先指定」の制度を設けている。自費で退去するなら退去先は本人の自由だが、それはわずか七日以内の猶予があるだけなのだ。その後は強制送還先は第一義的には「国籍又は市民権の属する国」（第五六条一項）となっている。しかし、日本政府が「国籍又は市民権」をもたぬ「無国籍者」のように見なしている朝鮮民主主義人民共和国の在日公民の場合はどうするのか。政府は「退去を強制される者を前項の国に送還することができないとき、又は送還することが適当でないと認めるに足りる相当な事情があるとき」という条項により、第五六条二項各号により南朝鮮を送還先に指定してしまう道を、この法案はひらいている。現行入管令下では、長期にわたる多くの闘争の積み重ねによって、現在では本人の意志を無視して南朝鮮へ強制送還する例はなくなっているが、それでも問題がおこるたびに人権を守るには相当な闘争が必要である。この法案はその成果をもふみにじろうとしているのである。

政府は、この法案が七一年の通常国会で廃案になったため、つぎ

にはそれを「沖縄返還協定」に関係づけて「沖縄返還」国会にもちだしてくるかもしれない。沖縄には二千七百六十余人の中国人、朝鮮人がおり、「返還」後はそれを現行入管令あるいは「出入国管理法」で処遇することになるからである。したがって「出入国管理法」を「沖縄関係法案」として「返還協定」といっしょに強行成立させることにすれば、反対運動をおささこむのに都合がよいのである。

「出入国管理法」先取りの実例

——劉道昌君に対する迫害——

法務省入管当局が「蔣経国（蔣政権国防部長）来日や出入国管理法に反対した」ことを理由に、特別在留期間一年を半年にちぎめるという不当な迫害を加えた中華人民共和国の在日青年劉道昌君に対する迫害事件は、「出入国管理法」が成立しなくても現行入管令によって「出入国管理法」のねらい——政治活動禁止、中止命令、禁止命令、在留更新時における在留期間短縮、ひいては収容、退去強制——を実施できる実例をつくらうとしたものである。

この事件は、自分がそのような先例とされることを、全在日中国人や朝鮮人のために防ぎとめることを決意し、法務省入管当局の政治姿勢の是正を要求して、劉君が二五日間にわたって敢行したいのちがけの抗議ハンガー・ストライキ、これを支えて国会（社会党）、弁護団、署名運動、大衆運動などの努力により、五月十三日、在留期間短縮を元に戻させるという成果をあげ、いちおう入管当局のねらいを封じることができた。しかし、入管当局は「人のいのちには

代えられぬ」という口実でその措置を改めたのであって、政治活動禁止の不当性を反省したわけではない。したがって、「出入国管理法」のねらいを封じるには、現行入管令下でも、さらに闘争を必要とする事件が今後も起こるだろう。

私が劉君の問題に関係したのは二月末ころからだ。その際とくに感じたことは、今日の日本の日中友好運動のなかでは、そのような基礎的な問題がおろそかにされてきた傾向がありはしないかということだ。日朝友好運動の場合は在日朝鮮人の人権問題は日本人の朝鮮侵略の歴史的責任をふまえた運動の基礎と考えるのがだいたいにおいて常識になっているが、日中友好ではブームのかげにかくれてそれが手うすになっていったという弱味があるようであり、その辺の事情を知っている入管当局がねらいをつけたのが劉君の場合だったのではないかという感じがする。

劉君に対して入管事務所の黒田係官のいった「外国人の場合、当然日本に住む権利はない」という見解は、「出入国管理法」の細部にわたるまで徹底させてある基本姿勢とまったく同じなのである。（ふじしま うだい・評論家）

歴史への証言 11

侵略

日本人戦犯の罪行と告白



中国人民にうちやぶられた日本侵略軍

中国帰還者連絡会(正統)

この会は中国侵略戦争に参加し、幾多の罪行を犯したことへの人道的反省の上にたつて侵略戦争に反対し、反米帝国主義・反軍国主義・反安保の闘いをおとして、日本・中国の友好の発展に貢献することを目的としている。旧日本軍人・文官で、中国人民の手にによる正義の裁きをうけ中国人民の寛大政策によって釈放された人びとによって構成されている。

出席者

塚越正男

中国帰還者連絡会(正統)事務局長

元五九師団五三旅団四三大隊、陸軍伍長

小林栄治

元五九師団五三旅団四二大隊、陸軍伍長

東城政雄

元偽満州国三江省富錦県警務科、警備服長警佐

三尾 豊

元関東憲兵隊大連憲兵分隊、憲兵准尉

平部朝淳

元興亜院北支派遣教員

あります。

百年の血の負債、この血債を抑圧民族たる日本人民はどう償おうとするのか？ そのためにも、お集まりいただいたみなさんに中国大陸で何をしたのかを自分自身の責任として徹底的に告白していただきたいのです。

塚越正男 私たちの立場についてまず話しておきますと、私たち中国帰還者連絡会(正統)は戦争犯罪人として中国人民に正義の裁きを受けてきた者です。

そこで私たちがみなさんと話すときは、第一に私たちが告発される立場にあるんです。中国人民のみならず、日本人民に告発される立場から私たちの発言ははじまるのです。第二点は、そのように世界人民から告発された私たちが、鬼迷から人間の良心をふたたびもちうるようにした中国人民解放軍の偉大な政策のなかで自己改造を経て、日本人民とともに歩めるという光栄の立場があります。

私たちの話しはその二点に尽きると 생각합니다。

(注)「鬼」という表現は、中国人民が日本人侵略者を「東洋鬼」/「日本鬼子奴」と憎悪をこめて呼称した意味である(編集部)。

初年兵教育

小林栄治 私が人間から鬼になるころのことを、まず話したいと思います。

当時の日本の社会は、学校にいつている若者は学校で軍事訓練を受け、学校にいけない者は青年学校で軍事訓練を受けていました。私は青年学校で六五〇時間以上の軍事訓練を真面目に受けていたの

編集部 私たちが今日の座談会を企画したのは、過去百年におよぶ朝鮮人、中国人にたいして重ねてきた日本人の侵略行為を明らかにすることによって、抑圧民族のプロレタリアート人民の階級的責任を明らかにするためであります。

今日、お集まりいただいた中国帰還者連絡会(正統)のみなさんは、戦争犯罪を犯罪として自覚し、その自覚のもとに闘っておられる数少ない日本人だと思います。中帰連のみなさんのいう認罪行為は、日本の階級闘争にとつてきわめて重大な作業だと思います。侵略当事者である日本人は、過去の侵略戦争について沈黙するだけでなく、いまや「国家のためだった」と称して美化・推奨するような始末です。アジア再侵略を開始したいまこそ、「国家」の名の下、「天皇」の名の下に日本人が侵略戦争へと動員されていった過去を、日帝のアジア再侵略阻止という現実の立脚点にふまえて徹底的に自己批判し、みずからの罪行を自覚することが必要とされていると思います。しかもこれは、直接侵略戦争の当事者であったみなさんを含む大人たちの侵略行為を知ろうとせず、戦後民主主義に安住し、とくに在日朝鮮人・中国人問題を欠落させてきたわれわれにとつても重大な課題であります。

侵略戦争がいかに日本人を腐敗させたのか、ナチスのゲシュタポやアウシュヴィッツは多く語られています、それ以上に残酷このうえもないことを日本人がついに二十六年前までやっていたということとわれわれは知る義務があると思います。しかも強制連行によって、戦後二十六年間日本人による同化・抑圧・分断・追放の日常的迫害に辛苦している七〇万の朝鮮人・中国人が日本にいるわけですが、ここにこそ入管体制というかたちをとった侵略と蛮行の継続が

です。兵隊検査がある一年前ころは、一日の務めが終ると毎晩のように日支事変や上海上陸作戦に参加して除隊した指導員を相手に銃剣術の訓練をやっていました。兵隊になりたくて積極的な腕をみがき、みずからすすんで学んだものです。

昭和十七年一月に入隊して、私が人間から鬼になる最初の罪行は、その年の夏、山東省邱県で中国人の農民五名（三〇歳前後）を縄でしばって穴のまえに並べて坐らせ、初年兵に生きた人間を殺させるための「度胸だめし」をやれと上官が命令をしたので、私は入隊以前から銃剣術を学んでいたで、みんなのまえで自分の腕前をみせてやりたいと思い率先して中国人の農民を突き殺しました。この農民が八路軍に情報を提供したとか、その部落に八路軍が泊ったから怪しいという根も葉もないことをデッチあげる。じつは、初年兵の度胸をためし、中国人を虫ケラのように殺す材料が必要だということと農民を連れてきたのです。私は一番最初の度胸だめしにみずからすすんで斬殺したのです。

謀殺

東城政雄 当時、日本帝国主義者が「満州は日本の生命線である」と宣伝し、それを私が盲目的に信じ「おれこそが日本の生命線を守ってやる」「日本の生命線を守ることが天皇への忠義であり、自分のためである」と私は骨の髄まで天皇護持の人間でありました。私自身の手によって、中国、朝鮮の人びとを百三十数名も殺しました。その他、逮捕、拷問、投獄、監禁、苦役、略奪、強姦、放火と数えきれないほどのありとあらゆる罪行を犯してきました。私は

將軍をねらい撃ちして、將軍は重体となったそうです。將軍は逮捕されたとき何を聞かれても、「君たちみたいな日本帝国主義者の大いにも何をいってもわかるものか」といっておられたそうです。翌日の一五日の午後、梧桐河の警備隊のトラックで死体となって運ばれてきました。特務主任の私は、さっそく上級機関に報告しましたが、だれも本気にしてくれませんでした（当時、趙尚志將軍には一万円の懸賞がかかっており、「満州建国」以来、警察、憲兵隊等々は目を光らせていた）。

趙尚志將軍を謀殺したことによって、さらに日本帝国主義の惨殺はひどく、將軍の首をノコギリで切りおとし、しかも胴体は松花河にけおとしたのです。私は將軍の生首を治安部大臣のところへもっていきましたが、私はこれほど「名誉」なこととはないと得意になっっていました。当時私はほんとうに「オレほど『名誉な』者はいない、国家に功績をつくした者はいない」と思っていたのです。いま考えるとほんとうにゾッとしますが……。私たちは殺すだけでなく、さらにそれを惨殺することを得意としていたのです。こういう私は鬼だったのです。

三光作戦

塚越 私は二〇歳のときに兵隊になり、十二軍の直轄師団である五九師団に入隊しました。これは、昭和十七年に機械化乙の師団に編成された部隊です。

私が兵隊を志願した理由はあとで述べるとして、私らがどういふふうにして人殺しになるのかをお話します。軍隊には一期、二期の

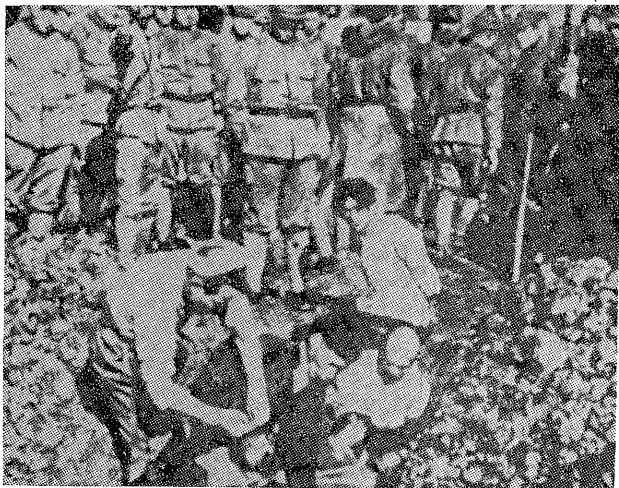
日本侵略史上ぬぐいきれない罪行を犯し、私自身は中国人民によって本当に一寸だめしにされても悔いることがなかったにもかかわらず、偉大なる毛主席の領導する政府―党―人民のご配慮によって私のわずかな自己批判ができたということで、中国人民はこの極悪な私を起訴免除され、現在こうして生きています。このことは、中国人民が世界の平和を願う人道主義からでた尊いものであります。中国人民が日本帝国主義の侵略に抗してたちあがった抗日連合軍の趙尚志総司令官を、特務主任という鬼の地位において私が謀殺したことは、慚愧にたえないと考えています。これはどんなにしても忘れることができない。また、私がどのようにしても趙尚志將軍はこの世に帰ってきません。私は現在、過去の私にたいして怒りと憎しみに燃えているのです……。

私の罪行についてですが、鶴立県興山警察署で特務主任をしていたころ（昭和十七年二月一日と記憶しています）、趙尚志將軍がソ同盟の方から部下数名とともに入満したものと「趙尚志將軍が中央からの情報を手にした私は、自分の手で手柄にしたい」と思いまして將軍一行を謀殺する計画をたてたのです。興山は軍機保護地帯で軍の陣地が山の方にあり、山のむこうに国境の仏山、羅北県があるのです。仏山の方に中国人百余名を送って趙尚志將軍一行の行動をキャッチしたわけです。それで梧桐河の警備隊を拠点にして二人の密偵を將軍一行に潜入させました。そして、この二人の密偵に將軍一行が梧桐河の警備隊を襲撃するよう指令をだしまして、二月一日の夜、將軍一行が襲撃するためにすすんでいる先頭に密偵がおり、そのうしろに將軍の部下、つぎに將軍がおり、將軍のうしろにもう一人の密偵が並んでいたのです。將軍のうしろにいた密偵が

各三カ月の教育期間があり、一期の教育はまず上官の命令には絶対に忠実に従うことを訓練され、そのなかでいかに中国人を犬か猫のごとく惨殺するかを教育させられるのです。まず、仮標（ワラ人形）めがけて銃剣、鉛弾をぶちこむ訓練をうける。もっとも優秀な兵隊が第二期になると教育討伐を行なう。そのときには、初年兵が上官の命令によってどれだけ人を殺せるかという実験をさせられる。とくに猛猛な忠実な兵隊を先頭にやらされる一つの仕事があるのです。

それは、三光政策（徹底的に殺す、徹底的に奪う、徹底的に焼く）のなかの「徹底的に殺す」ことをやらされる。その方法は、まず部落を包囲し、部落の三方をふさぎ、一つの出口だけをあけ、そのまわりに重機関銃、小型大砲を備えておいてまわりからおしよせていき、その出口からでてきた人々を「八路軍である」という仮想のもとに銃弾を浴びせ、老人、女、子供を問わず八方から間断なく射撃するのだから将棋倒しにたおれていく。それを私たちは日本軍の巨大な成果だといったのです。多くのお百姓さんたちを殺したあとで部落のなかにはいつて掃討すると、隠れていた、あるいは逃げ遅れた老人や妊婦、病人がいるのです。そういう人を全員一カ所に集めて、まず一番若い人を軍隊の重労働につかせるため強制拉致、中年、老人、ないし日本軍にたいして反抗したとおぼしき者は全員縄でしばり、拷問、強姦のすべてが行なわれる。

そして、八路軍がどこへいったかを調べるという口実で、何も知らないお百姓さんたちを水責め、火責めにするのです。そのなかでも、屈強な身体の人二十数名を集めて並ばせて、上官は初年兵にこの中国人にたいして三カ月の成果を試すためにと刺殺を命ずるので



日本侵略軍は中国人を生き埋めにした (1937・12 南京)

の中心に軽機関銃を備えておいて逃げようとする者がいると撃ち殺されるので恐れて部落のなかでほとんどの人がちごまるんです。日本軍が、「今日は殺しにきたのではない」とかいって全員を一カ所に集

めて、そのなかから青年を連れだして、各中隊、小隊にわけられます。各中隊、小隊では、中国人の青年たちに馬でも通れないところを一番重い荷物を運ばせるんです。一つの作戦中、日夜働かせていると疲労と困憊で動けなくなる。そうすると「もう用がない」ということで、その場で銃殺、あるいは、谷底へけおとすんです。つまり、一度部落から連れだされると生きてもどることはできない。いまベトナム人民がやられているのと同じです。

昭和十六年に私たち五九師団が行なったことも残酷なことは、三万六千人の中国人を日本へ強制拉致したこと。山東省の済南の捕虜収容所(一万六千人収容)がいっぱいになると、独占ブルジョアジの指示にしたがって、大政翼賛会系統で日本に送られて、九州、花岡などの炭鉱で強制的に働かせるんです。強制連行の尖兵として私たちがやった方法は、イカダに略奪した綿花を山ほど積んで、そのなかに中国人を叩きこんで、天津、タークの沖にくぎづけにしておいて軍艦で引っぱって行って日本海の潮にまかせて流すんです。たとえば、北海道の穴のなかで戦後十七年間暮らしていた劉連仁さんという人がいましたが、劉さんは私たちが渤海作戦で捕えた人なんです。劉さんは私たちの運動で無事に中国へ帰りましたがね……。

若い中国人がどうなるのかもう一つの例を話しますと、最近、ソンミ村虐殺事件の裁判でカリ中尉が有罪か無罪かということで騒がれていますが、戦争中はいったん人殺しをしたらだんだん兇暴になり、みづからすすんで人殺しをやりたくなる。いったん殺すとつぎの罪を重ねるように人間の良心が経験によって変わっていくんです。

す。私は一九歳の娘さんを刺殺しました……。そして日本軍が強制的に目隠しをすると、その女性や老人が「東洋の鬼に殺されるのに目隠しはいらない」といって私たちをにらむんです。私は恐怖におのき針先はにぶり、その女性の胸めがけて突いたんですが首を刺し、殺せないために上官にぶなぐられたので、思い切って一五、六カ所を刺し、身体に蜂の巣のように穴をあけ血が吹きでるなかで死んでいったのです……。これが一番最初に私が犯した罪行です。

もう一つ例をあげますと、もし若い女性であるならば、かならず強姦、輪姦され、そのあとは銃殺、これ以外にありません。また八路軍の兵士を捜すため、部落の中堅的な人を捕えて、仰向けに寝かせて水を飲ませて自白を強要させるんですが、それも、タオルで鼻をふさぎ、水を口へたらしこむのだから、苦しいのと水を飲むのといっしょになるんです。これを数回やると腹は蛙のように脹れあがる。その脹れあがった腹を棍棒でぶなぐるとほとんどの人は息もとだえてふたたび生きかえることはない。もし命が助かっても五体満足な身体にはならないのです。内臓は破壊され、腹は鉄のついた軍靴でけとばされる。これはファシストのやる拷問の方法です。これは山東省尼荒山で行なった私の罪行です。

一つの罪行へ徹底的に殺すのが終ると、つぎは「徹底的に奪う」ことが目的になってくる。当時、日本軍の主要な略奪物は綿(火薬に使われる貴重物)なんです。ところが、軍隊が略奪した綿は独占ブルジョアジーに売り渡されていく。日本軍が部落にはいれば農作物、卵、豚から小さな粟饅頭まで奪ってしまい、奪われた農家の家族はその日から食えなくなってしまうんです。また、中国では御飯を炊くのも、料理をつくるのも、お湯を沸かすのも先祖代々から伝

わる一つの釜でやるんですが、日本軍が一軒一軒はいついてその釜の底に穴をあけていき、二度とこの土地で生活ができないように家を壊していくんです。そして、珍しいものがあると全部兵隊のポケットにはいつていきます。

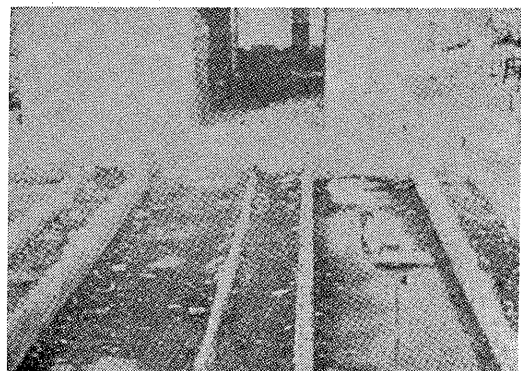
そうすると部落は、人は殺され、残った人は部落から追いだされ、いっさいの財産は略奪される。したがって、この部落にはもう用がないということ。第三光の焼くことになる。これを称して日本軍は「焼土作戦」と呼んでいます。いまベトナムで米軍がやっているのとまったく同じことをやった。そのために中国人はその部落でふたたび生活することはできないんです。幾数百万の中国人が路頭に迷い、雪のなかで子供を産み、豚小屋のなかで自分の子供を育てていったのです。これが私の入隊して間もないころの罪行です。

強制連行

編集部 いまの話にあった、部落掃討で多くの中国人青年を強制的に徴用していますが、そのときの詳しい状況をお話ください。

たんに軍の労役だけでなく、多くの中国人が日本に強制連行されています。そして現在、日本帝国主義者は、歴史的な告発者である在日朝鮮人・中国人を同化し、抑圧し、分断し、追放しようと必死になり、一般民衆のなかにも「帰国すればいい」「帰化せよ!」「出ていけ!」という排外思想が蔓延しています。ここを、われわれは打ちくずすことが必要なんです、絶対に。

塚越 ある一つの作戦を行なうときには一定程度の武器・弾薬を運ぶんですが、ところが馬でも通れない場所があるときには強制的に



「研究」と称して中国人民を惨殺した生体解剖室跡

ところがですね、人間の肝は良い薬になるといふ話が当時あって、日本の留守宅などから、手紙で「薬」を送ってくれとよくくるんですね、そのためにですが、医者がちよっと席をはずした瞬間に、そばで見ていた一人の日本人が内臓に手を突っこんで胆嚢を取ったんです。それに気づいた医者が、「だれか手を突っこんだらう」といってもみんな黙っていたので、医者が「死んだ人の身体は毒がで

モイ県の魯東作戦で私たちが行なったことは、私たち乗馬隊は人間よりも馬を大事にしていたので、部落にはいると人間が寝るためではなくて、馬を寝かせるために真っ先に家を確保していました。その家のいっさいの家財道具を投げ捨てて、ワラを敷き馬を寝かせるんですが、そのとき逃げ遅れた若い夫婦がいて、奥さんは日本兵に強姦され、ついに井戸に身を投げて死んだんです。そうして日本兵が「母親といっしょにさせてやる」といって子供を井戸に投げ、そのうえにワラをかけて石油をぶっかけて火をつけたんです。またその主人は半狂乱になり、日本兵が銃殺したんです。これは命令ではなくてみずからすすんで殺したんです。

生体解剖

東城 「満州」での警察がどういふものであるかと申しますと、警察官がいっさいの権限をもつ行政官なんです。私が村へ行くと部落の人全員が旗をもって最敬礼をするもんですから、私は偉い人にもなったみたいに馬に乗って部落にはいり村長さんの家でごちそうを食べるんです。「満州」の警察は軍に輪をかけてたように悪いことをしていました。警察は銃をもつことはもちろん、大砲、飛行機ももっている。行政官であるとともに軍人でもあるわけです。

また、帝国主義者はつねに二枚舌をもっていて、日本と「満州」は「日満一徳一身」といい、朝鮮と日本は「日鮮一如」満州国は「五族協和」であり、五族というのは、日本人・満州人・朝鮮人・蒙古人・回族です。その中心は日本人ということなんです。日本人は「満州」を開拓する天の使者だと警察学校で教えていました。他の民族

は劣等民族で、日本人は大和魂をもつという優越感をもつようになり、「満州」を王道楽土といまして、「天にものぼるいい楽土をつくるんだ」と、まるで日本人を神様みたいに祭あげていたんです。

ところが現実はずいぶん違います。さきほど日本軍の残虐なことが話されましたが、私が首都警察庁で車の関係の仕事をしているときに、副総監の運転手が「東城君、今日は非常におもしろいことがあるから、ぜひ行かないか」というので、「なにがあるのか」ときくと、「南嶺でこれやるんだ!」というので、「それはおもしろいなあ、はじめてか?」「とんでもない、何度もやってるんだ」「そうか、おれも満州まで来たんだから、これくらいなことでは見なきゃ損だな」ということで行ったんですね。

そこはだれでも行けるところではなく、私は惨殺される人たちの押送車の運転手の監督というところで行きました。来ているのは、日本領事館、警察、憲兵、「満鉄」の医者、「満州国」軍の憲兵団、特務機関等々から四十数名でした。スリ鉢型の地形になっていて、まわりには兵隊が並んでだれも近づけないようにしてあり、一カ所だけ穴が掘ってあり、あとは標的のかわりに中国人をたてて日本刀で斬る、ドスで突き刺す、銃で撃つ、どこを刺したら殺せるのか、どこを撃ったら一発で殺せるか、あるいは空気注射であるとか、生体解剖とかを研究するんです。つまりそこは「殺す方法」を研究する場所なんです。正直いって、私たちは喜んでそれを見ていたんです……。

しかし、「満鉄」の医者なんてのはねえ、人間を救うのかと思うと、とんでもない話ですよ。医者どもは首を切り落とされたり、刺殺された中国人を見て、「あの首をください」と平気でいうんですね。

しており、手に傷のある人がふれると死ぬぞ!」といったら、取った奴がビクビクして胆嚢をだしました。

当時は平気でこういうことをしたんです……。殺人なんていうけど、これより残酷な惨殺はないでしょう。しかし、私自身もそうでしたが、日本人の医者などは、研究だといってこんなひどいことをやっていたんです。これが帝国主義者の実態なんですよ。またこうした帝国主義者の姿は今日にもいたるところであります。

侵略教育

編集部 侵略を支えるのに司法と教育が非常に重大な役割を果たしてきました。現に最高裁の石田和外は戦前戦中の治安判事であり、岸盛一はモンゴルにおける、そして、飯守重任は「満州」における「法の名による大虐殺者」です。

一方、教育についてもあまり語られていません。とくに侵略地における教育について、いかなる侵略教育をしていたのか、くわしく明らかにしていただけないでしょうか。

平部朝淳 私は戦争が起るまえに日本で教育と訓練をうけて文部省の特務機関員として「北支」へわたったんです。

日本語を徹底的に中国人に教えるばかりでなく、思想的に日本人的なものの考え方にすりかえる目的をもって日本語を教育したんです。日本語教育をどのようにしてやったかと申しますと、直接法でやるんです。翻訳をやらないうで日本語だけでやり、中国人の頭のなかで日本語を中国語に翻訳させて覚えさせるのではなくて、どんな動作でもいいから、えんぴつなら「エンピツ」と発音させてえん

びつを連想させるのです。えんぴつ「中国語で「チャンピー」と記憶させないで、直接的に「えんぴつ」「エンピツ」と覚えさせていく方法をとったんです。絶対に中国語を経由させないんです。

中国語を日本語にかえるためには、いろんな方法をやったんですよ。管理や行政官の人はもっともっと緻密なやり方をやるんですよ。われわれみたいに直接的方法ではなくしてね。イデオロギーの問題として教育を普及させていき、そして、「おまえたちは日本民族より下なんだ」と教えこもうとする。そこに狙いがあるのです。いまの日本の教育はまさにそれなのです。

戦争が終ってから、中国で収容されているときに、中国人が「新しい中国になっているにもかかわらず、あなたたちの教育をうけた若い中国人は私たちのいうことよりもさきに日本人のいうことをきいて、それから考える。こういうふうにあなたがたの思想教育Ⅱ文化侵略はこういう結果を招いている」と非常に厳しい追及をうけました。それから、私らが教えた中国人が「われわれの青春を奪った」という気持を強くあらわして、私もずいぶん悩み、彼らを理解できるようにになりました。そこではじめて文化侵略をしたと気がつきました。解放されてからも私は先生になったんです。解放軍のなかで日本語を教えまして、なげなく直接法でやると「その教え方は植民地教育だ」「われわれの思想を麻痺させた過去の教育をやることは絶対許されない」といわれてずいぶん悩み苦しみました。

壕越 当時は、開拓地にいっている独占資本家の手先でもある商人や「満鉄」関係の師弟に教育をするんですが、日本人が教えるのではなくて、中国人にもやらせたんですよ。私たちの部隊が浜県にいたとき、部落に小さな学校がありまして、そこに若夫婦の教師が

いたので、憲兵隊が「お前ら日本語を教えてやれ」といったんですが、「私たちは日本人ではないから日本語を教えることはできない」と答えるや、焼火箸で拷問したんです。そして、憲兵隊が私たちの部隊に「適当に処理してもよろしい」という令状をもってききましたら、部隊長が隊員全員を集めて、私の上官である曹長が「オイ、今日は日本刀のためし切りをやるから、お前も来い！」といわれて行ったのです。私は下士官なので日本刀をもつことが許されていたのです。

場所は「地獄の谷」と呼ばれている尼荒山の裏山ですが、ここは、日本人が中国人を「八路軍」という名目で殺していた死刑の場所なのです。そこに連れていかれた中国人は生きてはもどれない。私は兵隊三名を連れて護衛についたのですが、もし逃げそうだったら殺してもよいと命令をうけていたので、逃がさないために私は若夫婦の首に日本刀をつきつけていたら、「私は中華民族なのだ。なぜ民族の言葉で話すのが悪いんだ」「お前らの日本語を教える理由は一つもないんだ」といって最後までがんばったので、私は日本刀で斬ったのです。あとでわかったんですが、かれは黨員だったそうです。

敗戦後、私は抑留されて人民裁判を受けたんですが、その若夫婦のことを調書にかくときには、「教師を殺した」とは恐しくて事実をけなかつたんですよ。そうしますと、検察庁が「あなたの調書はウソだ」というんです。それで事実をうちあけると「はじめてあなたとはほんとうのことをいいましたね」といって手を握って喜んでくれたんです。また、私の罪行をうちあけるようになったのは、看護婦長さん（人民解放軍中尉、当時二十四歳）からコンコンと悟され

たのです。私たちは日本刀で斬ったり、突いたりしてから、砂をかぶせて埋めて殺していたのですが、さきほど話しました若夫婦の主人は、肩先から首めがけて斬られたんですが、片腕だけ斬って谷底へ落ちていったんです。あとでわかったのですが、七歳ぐらいの子供二人が谷底から助けだしたそうです。ですから、私が人民裁判を受けて当時の罪行を告白しているとき、その人は証言台に立ちました。

私たちは強姦もやったし、子供を二人並べて耳に銃口をつきつけて殺すことができるか、という実験をしたこともあります。三里塚で機動隊が若い女教師の口に棍棒を突っこんで歯を全部折っていますね。つまり、国家権力のなかにいるとおのずからファシスト的思想になり、平気で残酷なことができるようになるんです。

侵略地における治安弾圧

編集部 当時特高であった二名の方に来ていただいてますが、当時の中国大陸での弾圧体制についてお話しください。

現在、破防法の本格的適用により日本帝国主義のアジア再侵略にむけての国内支配強化の攻撃が日常的に襲っています。戦前、治安維持法によって日本の左翼運動は壊滅させられ、アジア侵略体制は構築されてしまったのですが、中国大陸における治安維持法、および治安維持法の弾圧についてはあまりにも明らかにされておられません。その点について、とくに中国共産党員、中国人民にたいする弾圧、そして中国に渡っていた日本共産党員にたいする弾圧の実態についてお話しください。

東城 「満州」では治安が第一になりますので、治安立法としては「暫行懲治反徒法」、「盗匪法」の二つが基本なんです。

「暫行懲治反徒法」は今日の日本でいいますと、破壊活動防止法にあたり、「盗匪法」は討伐について規定したものです。たとえば「匪賊」に通じている者（物をやったり、隠した人）をわれわれ「通匪」と呼び、「匪賊」のなかには「土匪」といって地方の「匪賊」があり、思想的には抗日的なものではないのですが、「通匪」の行為、あるいは救国会であるとか、「匪賊」たちに援助をやる救援会などにたいして取締るのが「暫行懲治反徒法」なんです。これにたいして「盗匪法」は、討伐のときに臨陣攪殺の権をもたせているんです。高級指揮官の指揮する隊は「匪賊」を撃ち殺してもいい、捕えた者は首を斬ってもいいというのが「盗匪法」なのです。

私たちは中国共産党の取締りに重点があつたのです。「満州」においての中国共産党の関係では「満州」省委員会があつたと思いますが、これが「満州」における最高のものだと思います。ここに重点をおいたのです。抗日連合軍は第一軍から第十三軍まであったのですが、その各軍のなかに政治主任がいて、この政治主任が中国共産党と結びつきがあつたんだ、と私たちはみていました。しかしなんといいても、警察国家ですから「匪賊」的な行為をする人は黨員か否かなどが問題ではなかったんです。

また、中国大陸に渡ってきた日本共産党の黨員の情報は東京からきていましたが、黨員にたいして強制的に帰すこともしないで監視し、尾行をしていましたね。

三尾豊 私は東城さんと勤務した内容がちがいますが、大連で日本の治安維持法に関する弾圧をしていました。当時、治安維持法が扱

大解釈され、東条英機がどんなに苛烈な弾圧をしたかという、今日の破壊活動防止法みたいなまやかしいものではないんですよ。お話しにならないほどひどいものです。

私は一九四一年〜四五年の敗戦時まで大連にいました。「満州」においての思想犯の弾圧の元締めは関東憲兵隊司令部です。もちろん最高司令は東京の憲兵隊司令部ですが、東条の路線にそぐわないものにはすべて治安維持法を拡大解釈して弾圧する。例をあげます



この写真はある日本人が隠しもっていたものである。この言語に絶する写真は、ただただ日帝の侵略の残虐性を証明し、天皇ヒロヒトの「臣民」の姿をさらけだしている。中国人民の怒りと憎しみとに、現在のわれわれは、何をもって自己批判をつらぬこうとしているのか！

と、キリスト教のホーリネス教会はキリストの再臨説をとえて、キリストがかならずこの世にもどってくるといって布教すると、当時は天皇絶対主義なものですから、もしキリストが地上に君臨するとこの世に二人の王ができることになり、治安維持法の第七条に「国体ヲ否定シ又ハ神宮若ハ皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆スベキ事項ヲ流布スルコトヲ目的トシテ……」とありますので、キリスト教も治安維持法にふれるんですよ。だから日本国内といわず「満州」にも、日本人はもちろん、中国人も弾圧されました。日本の大使館、領事館のあるところは治安維持法を適用することができるとですよ。また「満州」では「日満司法議定書」があり、さきほど話がありました「暫行懲治反徒法」という治安立法で弾圧されましたね。

当時は日本共産党の組織はなかったと思います。国内で投獄されて出獄した人や思想転向した人が「満州」へ来て「満鉄」や協和会、華北交通等の日本の国策機関へ潜入していったようです。そこでは組織活動ができないので、自己の思想を表現しようとして雑誌に投稿したり、小説を書く。機関紙のなかで日本の政策に反することを書く。それが治安維持法によって弾圧されていました。

なぜ侵略者となったのか

編集部 いま全員から話していただいた罪行は、たんに罪行なんて一言ではけっして済まされないものです。それが自分の親であればあるほど断じて許すことのできないものです。たしかに、塚越さんは最初に告発される立場にあるといわれています。しかし話しを聞いたいま、どうしようもない憤りでいっぱいです。日本のプロレタ

リアートはいったいどのようにしてこの血の負債を償うのか。

私たちは、こうした侵略行為を行ない、現在、平然として「武勇伝」を語るとき、あるいはそこまですいかずとも「黙して語らぬ」親たちを徹底的に糾弾していくつもりです。そのことによって、親たちの侵略体験をみずからのものとするを通して抑圧民族・侵略民族としての自分を徹底的に明らかにし、帝國主義國のプロレタリアートとしての階級的責任を明らかにしていく作業が課せられていると思います。

その自己変革の闘いをおしすすめていくためにも、みなさんが、中国撫順の収容所において中国人民と生活し、自己改造をされた過程は重要な教訓を含んでいるのではないかと思います。

塚越 いまあなたのいわれた、親たちについて糾弾といいますが、侵略体験を話させる行為は非常に重要です。絶対に話させ、追及し、親も自分も自己変革の重要な闘いにすべきだと思いませんか。

自己改造の道についてお話しするまえにですね、いったい、なぜ私たちが鬼になっていったのかについて少し話しをしたいと思います。

私たちの子供時代にどういう思想形成をたどったのかといえば、明治天皇を祭りあげ、他国への侵略戦争によって日本資本主義は「成長」してきた。私の父母は日清・日露戦争を「正義の戦争」だと教えられてきたんです。父から「正義の戦争」だと小さいころから教えられた結果、私たちが侵略への道を歩むのが正しく、それによって自分の将来の出世もあると必然的に考えたわけです。そうした要素のいちばん大きいものとして、大和民族の優越性、武士道、大和魂の三つが天皇制護持の重要な武器であったんです。

小さいときから、「アカは国を破壊する国賊である」と教えられていたので、当時の人で共産党を理解していた人は皆無だったでしょうね。だから、国を破壊する「国賊」には断固として徴用の罰をあたるんだということで、まず朝鮮人、中国人にたいする徹底した侮蔑観をもち、学校でいっしょに学んでいる中国人に「チャンコロ」、朝鮮人を「ヨボ」と呼んで、自分らが貧乏人労働者であるにもかかわらず、それよりも低い人間がいるんだということと自己の階級性を失っていったのです。五族協和の思想、大東亜共栄圏の盟主という思想のなかで、天皇崇拜、大和民族、大和魂、武士道が形成されていくことによって戦争中にあのような残虐な行為をしてきたのです。したがって、戦争体験者が戦争とは何かについて全人民に語らなければならぬ責任があるんです。戦争体験者が若い世代に歴史の教訓をどう学ぶのかについて正しく教え、自分たちの誤った歴史観、戦争観を壊さねば若い人たちの責任はとれないと思いませんか。

もう一点は、「一億火の玉」といわれ、いかなるところにいようと「一億総結集」で大政翼賛会の号令のもとに、中国・朝鮮等々へ戦争を遂行した日本民族とはいかなる民族であるかといえば、やはり圧迫民族であるという点です。だから民族的責任を全体として負わなければならないが、実際に戦争を計画した部分と、ゆえなく教育に従順した人とはハッキリ区別しなければならぬ。それが民族的責任の主要なわけ方だと考えています。

三尾 民族的優越観、他民族蔑視の思想をうえつけられ、これが非常に根強いものでした。戦後に生まれた世代も中国人、朝鮮人に対する民族蔑視をもっていますね。

なぜ私たちが他民族を蔑視するファシストになったかといえば、軍隊は完全な真空地帯でして、上官が「日本民族は『満州』にいる朝鮮民族、蒙古民族等の他民族を指導する民族だ」と教えこんでいるわけです。五族協和のなかの指導民族だと日本軍国主義によってたたきこまれたわれわれはありとあらゆる罪悪を犯しました。

今日、「日本で生活している朝鮮人、中国人がどうして日本にいるのか」という根源をつきつめて考えなければならぬと思います。つまり、日本帝国主義が強制連行し、労働力として搾取してきたゆえに今日、朝鮮人、中国人が日本にいるんだ、ということを理解せねばならない。日本帝国主義が強制的に連れてきて帰さないようにしておいて、入管事務所の末永みために「日本にいられるのは恩恵だと思え」というのはもってのほかですよ。

依然として侵略者そのものではないですか。

人間への回復

編集部 たしかに、侵略者になっていく過程について、私たちはもっと知る必要があります。知ることを通して、現在の再侵略の現実を阻止する重大な武器にしていけることができますから。そのためにも、侵略体験者に語らせ、アジア侵略体制下の現実の状況に引きもどしていくことではないでしょうか。

さらに、抑圧民族としてのプロレタリアートの階級的責任を明確にする場合でもですね、たとえば、「抑圧民族としての自己の責任」というふうになると、「民族主義である」というとんでもない批判ができることがあるんです。しかし、これは明らかな間違いで、抑圧

民族として百年にもおよぶ侵略責任を明らかにすることをぬぎにして、プロレタリア国際主義も何もないですから。この侵略責任を抑圧民族のプロレタリアートの責任として受けとめないかぎり、民族排外主義、社会排外主義に陥るのは必然だと思います。これは必然的に戦前における革命党の問題、そしてプロレタリアートの排外主義との闘いとして提起されています。

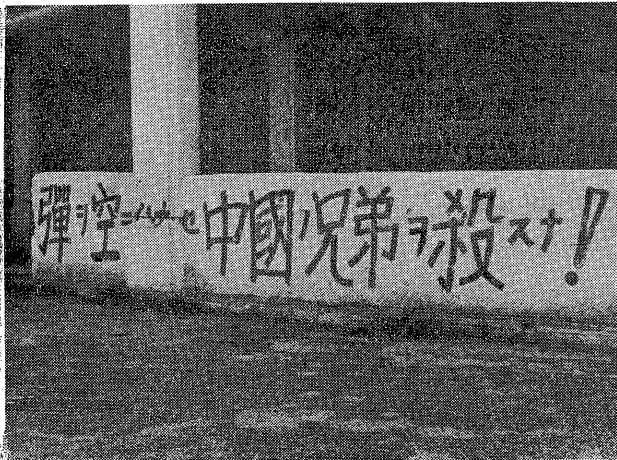
逆な例では、同じ「中帰連」を名乗る日本共産党系の『侵略—従軍兵士の証言』の論調は、そのほとんどが「日本軍国主義による犠牲者である」というのです。みずから侵略者の一員であったという根本的な点を意識的とも思われるくらい徹底して排除しています。侵略者であったという主体的な自己批判ぬぎにして犠牲者をふりまわすのは絶対に許されません。日本人にとって真のプロレタリア的自覚というのは、プロレタリアートであるからこそなおさら、百年におよぶ侵略者として登場してしまったことの徹底的自己批判に立脚しなければならないのではないでしょうか。

中帰連のみなさんのいう「認罪精神」を私たちは「血債の思想」というふうに理解しているわけですが、私たちににとってみれば、その認罪行為は抑圧民族としての日本のプロレタリアートの責任の第一歩であろうと思うんです。みなさんのいう「侵略者から人間に戻る」過程は、日本人にとっていまこそ必要な過程であると思います。現在もなお七〇万人もの在日中国人・朝鮮人が日本帝国主義と日本人による同化・抑圧・分断・追放のなかで闘いぬいている現実を考えれば考えるほど、帝国主義国プロレタリアートとしての日本人民が、こうしたアジア人民と連帯していく質を勝ちとることが急務です。侵略と戦争は戦後民主主義のなかでも日本人の手によって

つづけられてきたし、いま台湾省や南朝鮮にたいする具体的な侵略が公然と開始されているなかで、日本プロレタリアートが侵略を阻止する闘いを具体的に組まねばなりません。

こうした現実的な闘いを含んだうえで、認罪行為について語っていただけないでしょうか。

東城 私は反動の親玉だったんですよ。特高であり、天皇護持論者だったんです。撫順時代、戦犯収容所で中国の指導員が「君は過去の自分をよく



中国人民の呼びかけに日本人民はついに応えられなかった

の自分をよく考えてみなさい。そのうちに自分の犯した誤ちがわかるでしょう」というが、「俺は中国にたいしてなにも悪いことはないじゃないか。俺はチンピラ（警察署長）で、俺より上の奴は日本に帰ったのになぜ俺だけが戦犯でい

なけりゃいけないんだ。日本のためにやったのがなぜ悪いんだ」と憤然としていたんですよ。

私は撫順時代もなかなか反動的な考えがぬけきれなかったんです。現在、侵略の歴史を暴露することが重要なことなのですが、戦争体験者が自己の罪をなにか一つ感じていない、自己の行為を罪行と感じていない、ここに問題があると思いますね。

各人の気持が重要であり、私たちが中帰連の会の者は、各自が行なった罪行にたいして「本当に悪かった」「人間じゃなかった」「私が殺した中国人はふたたび生きかえってこないのだ」……。

私たちが殺した中国人の気持ちに少しでも近づき、平和な世界、平和なアジアにしなければならぬ。そのためにはわれわれは現在の侵略を阻止しなければならぬと思っています。

塚越 私の経験でいいますと、なぜ、鬼から人間になったかといえ、最底限度人間の良心にどう訴えるかがあるんですよ。もって生まれた本来の姿にどう触れるのか。

「その国の民族的な習慣を尊重しなければ、実際の問題は解決しない」と毛主席はいっておられるんです。四年半の抑留期間に私たちに米を食べさせ、正月にはモチを食べさせてくれたんです。また、夏ミカンや日本人の口にあう南京豆をつくってくれた。それも新潟の米とまったく同じような米を東北地方で私たちのためにだけつくってくれたんです。それによって健康を維持することができたんです。徳田球一が北京で死んだとき、監獄で中国人が「今日はなにもしませんよ」というんですよ。私たちになにがなんだかさっぱりわからなかったんですが、「日本人民の偉大な指導者徳田球一同志が北京で死にました」と放送するんですよ。全員が喪服を着て、監

獄のなかで一定程度の黙禱をさせてくれる。

毛主席の「自己改造の根本的問題は階級分析だ。その人がいかなる階級の立場に立ってきたのか、階級的分析を徹底的にさせよ」ということで、私たちが書いてきた坦白書は、自分がどの人間であり、どんな経済状態で育ってきたのかを書くんです。そうすると下層労働者、農民が一番多いわけですよ。しかし、労働者、農民であるにもかかわらずなぜあのような罪行を犯したのか私たちの原点になるんです。

中国語の問題で若夫婦の教師を殺したときほど話しましたが、監獄のなかで中国語を勉強しようとしたら、「あなたがたには大事な言葉があるのではないか、なぜ日本語を使わないのですか。中国語を勉強したいならばそれもいいでしょう」とけっして中国語を強制的に覚えさせることはしない。だから民族の言葉がどれほど貴重なものなのかという観念からいかなないと、なぜ日本人が中国語を学ぶのかという問題がでてくる。そうしないと自分らの民族を忘れて他民族の問題はなりたないとは私は考えるわけです。

中国に抑留されているときに、いつさいの思想が暴露された。当時、シベリアで民主運動をやり一定程度のマルクス・レーニン主義を学んだ人たちや、過去に共産党員だった人が私たちの指導者だったんです。そいつらがシベリアから中国へいった結果どう変化したのかといえば、自分の原点をみいだすのがこわい。自分がいくら共産党員だったといったって、実際に人殺しをした共産党員などは役に立たないといった矛盾が爆発する。管理所のなかに千数百人がいたんですが、ありとあらゆる思想が暴露された。女の話、ヤクザの歌、軍国主義の歌等々がでて、中国人民は私たちにきださせるだ

けはきださせた。朝から晩までマージャンや碁、賭けごとをやり、一銭ももっていないのに「日本へ帰ったら金をやる」と、まだこんなことを考えている。それを二年間ほどやっている。しかし、中国人民は懇切にいねいに説いていった。自分が労働者、農民であるにもかかわらず、自分の原点をみいだせないでブルジョア的な小ブル的な腐敗にしみこんでいたのです。

中国人民は、私たちに「あなたがたはなにをしたのか」から出発し、「本来人間であるべき人がなにをしたのか」「あなたは百姓さんで、お百姓さんのあなたがたがなぜ同じ百姓である私の父を殺したのですか」と人間の良心から訴えられ、最後には、私の罪行を明らかにすることによって日本軍国主義の残虐性を暴露していった。その過程はなみだりではないですよ。

また、こういう話があるんですよ。私たちの部屋には三一名ぐらいいましたが、そのなかには病気になる人がいるんです。一日や二日は一緒にいる人が看病する。しかし、何日も病気で寝ていてと看病するのが嫌になってくる。そうすると夜、看護婦さんが気づいて男の班長に毛布と暖かい湯をもってこいといって、病人の身体をきれいに拭いて毛布でくるんで黙ってでいてくんです。われわれは病人のそばでタヌキ寝入りしているんです。そして翌朝、日本帝国主義にお父さんや子供を殺された看護婦さんがなぜ私たちにたいして厚い看護をしてくれるのか、について徹底的に学習会をやるんじゃないかということになるのです。その学習を一カ月ぐらいやる。そうすると、心から申し訳けないと思ってくる。これ以外に人間の良心に訴えるものはないと思いますね。

いろんな形で援助してくれたが、もう一つ彼女が私たちにしてく

れたことがあるんです。私たちは白米を食べていたのですが、白米をコップ一杯ぐらい盗んでガリガリやるときれいなモチになる。そのモチを小さなマッチ箱にに入れてカチカチにすると、マージャンのパイになる。それがあるとき見つかったんですよ。そうしたら徹底的におこられた。私が班長さんにおこられたのはそのときだけでした。中国人が食べているのは粟饅頭、私たちが食べているのは白米でした。

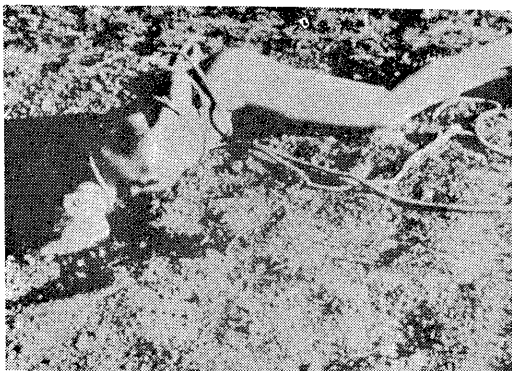
「私は百姓の生まれだ、しかし、あなたたちはなにを食べているのか。私たちは白米を食べさせているからといって恩を売ろうとは思わない。しかし、白米にせよ粟饅頭にせよ、いったいどうやって作りだされてくるのか。労働者人民の汗の結晶をあなたがたはなにに使っているのか。自分の享楽と娯楽の思想に埋没されてしまっただけのものをもみな失ってしまわないか」と百姓には百姓の言葉で直すわけです。しかし、彼女の言葉を直接受けいれるのではなくして、私たちが徹底的に問題を追求して自分らが本当に悪かったと反省する。この反省が私たちの出発点になるんです。中国人民の解放軍は自分たちの過去をすべて捨てて人間の階級分析をしたうえで、私たちと接触してくれた。

今日、毛主席、林同志が「一つが分れて二つになる」といっていますね。それは人間の思想のなかに、小ブルジョア思想と、本来もっているプロレタリア階級の思想があるということです。私たちはこの侵略戦争のなかでは、小ブル思想をもっていたわけですよ。それがこうじていけばファシスト軍隊にいく軍国主義の思想にかわっていく。そして一つの帝国主義者の胴体ができあがっていく。

「おまえらは帝国主義者である。しかし、もって生まれた本来の階

級の姿はなんであるか」ということで、思想闘争、自己闘争を行なったわけです。そして、自分の罪行のすべてをたたきつけることによって、はじめて勤労人民の側に立たなければならぬ。簡単にいえば、もちろん、個人の思想形態の二つの分離である。そのことによって一人の思想として統一体ができあがる。そういう経過のなかで私たちは、徹底的学習をし、労働というものがいかに重要であるかということ、労働と自分の思想とをきりはなさなかつた。そういうことで一定程度の問題は解決しました。中国人民が私たちに与えてくれた問題はものすごく限りなく深いのです。

戦争当時、中国人民の白米をこぼらして、中国人民の子供



日本侵略軍の掃蕩戦に抗した少年を惨殺した(1943)

に馬が食べる高粱を与える。戦争体験者のなかで、「俺は中国人を可愛がった」という人がいる。これはどういうことかといえば、中国人民の財産を奪い、自分らは腹いっぱい食べて、その残りを分け与えたにすぎないわけですよ。子供に残飯をやる、自分は食べないで、そのまま汚れた手拭いに包んでもって帰り、老婆におかゆをつ

くって食べさせているんですよ。それでも老婆は飢えのために死んでしまった。そうした中国人民の歴史があるんです。それはすべて、日本、イギリス、アメリカ、フランスの百年間の歴代帝国主義の侵略によるわけです。

だが忘れてはいけないのは、そのなかでも日本人が、その長い歴史のなかでもっとも兇悪であったことです。そして、いまそのことを大声で叫ばねばなりません。それを私は毛沢東思想ないし認罪の思想と考えています。

三尾 今日の日朝鮮人・中国人の大部分の人は、解放以前の中国人民の生活と同じようにきびしい生活をしていると思います。解放以前の中国人民の生活は、とてもじゃないが若い人にはひどすぎて想像できないです。着るものはないんですよ。麻の袋、カマスをかぶっている人がたくさんいるんですよ。日本でいえば乞食みたいな人が多勢いたのですよ。日本軍国主義がそういうふうに進いこんだんです。そんなひどい生活をしていた中国人民が、解放されてからは実に素晴らしい幸福な生活をしているんですよ。

戦場で殺される、放火、略奪されるのは日常いたるところであつたんですから、日本帝国主義に身を売っているごく一部の中国のブルジョアを除いた絶対多数の中国人民は実にひどい生活に追いこまれていったんですから、解放された中国を見て本当に悪いことをしたとヒシヒシと感じました。

青年こそアジア再侵略阻止の最先頭に

編集部 いま話されたことのなかには、戦争犯罪人であつたみなさ

くる。それがなければなかなか反省はできないと思いますね。塚越 もう一つ重要なのは、今日、日本人がどういう状態におかれているのかを真剣に考えないと民族の問題はでてこない。

一九二七年、二九年、上海クーデター（三一年）と中国が革命なかに弾圧されながら、党再建のために闘いながら分離していった過程で、売春婦が殺されたことをキッカケとして起こった濟南事件や三七年の蘆溝橋をやった日本軍国主義の全面的侵略が中国民族を亡ぼすのだ、といつて中国共産党が立ちあがりましたが、それにくらべて現在、日本で闘う政党がないんですよ。これは大きい問題ですね。中国と比較していうんじやないけれど、今日、日米帝国主義が沖縄返還とか基地返還などとカムフラージュしながら中国大陸への侵略の野望をすすめていること、沖縄、本土がミサイル基地化されつつある状態に追いこまれているときに、だからから圧迫をうけているのか、を真剣に考えないと中国人民の立場をなかなか理解できないと思いますね。しかし、中国人民が「なぜ民族問題を解決しないで階級闘争ができるか」というレーニン主義を普遍的に学んだことはびっくりだと思いますよ。

今日、米軍の北富士演習場によってどれだけ生活が破壊され、自分の娘がパンパンになっていた歴史を北富士の人びとはみているわけです。現在、北富士の闘いを支えているのは、この憎しみ、怒りなんです。この問題を理解せねばなりません。

たとえば、アメリカと戦争をやったことは誤りであったという山本五十六の行動を通じて、太平洋戦争の戦略史をつくり、中国人民に敗けたということを意識的に隠してアメリカの優位にもつていて、思想的に人民をおしこめようという日本軍国主義の方法があ

さんが認罪していく決定的なポイントは、自分のした行為がいかに残虐であつたかということ、日本帝国主義の侵略に敢然として闘いぬいてきた中国人民の立場に立ちまわることによって生まれてくるということですね。人間の良心の覚醒もそこをぬきにしてはできないと思います。現在、入管闘争のなかで鋭く問われている在日朝鮮人・中国人の自己解放の闘いと現実の生活を知ることの重要さと同じなんです。日本人は戦後民主主義のなかで安住してきた。しかし、在日朝鮮人・中国人にはそうしたものはまったくなかった。いやむしろ、戦後民主主義が在日朝鮮人・中国人の闘いの圧殺のうえにあるものだというところに無自覚に過してきた日本人の意識を自己批判的に切開き、戦後二十六年のあいだ、依然として抑圧者、迫害者であつた自己を自覚しぬき、在日朝鮮・中国人民の自己解放の闘いに連帯する質を身につけなければならぬと思います。

さて最後に、今後の闘いをすすめていくために、まとめと決意、われわれにたいする助言、ご意見を受けたいと思います。

小林 自分の犯した罪行を自己坦白したのですけれど、自己坦白した内容が中国人民と非常に違っている。これはやはり、本当に「被害者」＝中国人民の立場に完全に立たない限り自己坦白はできないと思います。戦争体験者が現在、過去のことにはふれたくないから口をつぐんでいる。ところが自分の子供が交通事故にあつたり、病気したりすると、青くなって心配するでしょう。その気持は日本帝国主義にやられた中国人民とかわらないですよ。だが、過去に中国人民にやったことがなぜ現在いえないのか、と思います。いわなければなりません。絶対ね。「被害者」の立場にたつたときに、だれが殺したのだ、とムラムラと支配者への怒りと憎しみがおきて

る。また、日の丸のハチマキをしてテレビの「ああ、なつかしのメロディー」のなかで軍国主義の歌を唄っている馬鹿なお父ちゃんがいる。こうしたことが茶の間に氾濫していることにたいし、若い人がどう反発していくかが問題ですよ。

しかし、なぜかれらがそこに依拠するのかというと、戦争が正義か不正義かを理解しないで、ともに戦つてともに苦労したじゃないか、という一点で結びついている。しかも、かれらの奥底にあるのは、中国人を痛めつけ、豚を盗んだり、強姦をしたりしたことなんだ。それをかれらはかれらの「武勇伝」のごとく語るんだ。そこに徹底的に打撃を与えないと日本軍国主義は復活してくるんですよ。すでに日本は東南アジアに帝国主義として経済侵略をしている。だから、支配者は侵略体制構築＝国家総動員体制のための思想攻撃を着々とやってきているんですよ。たとえば、現在六歳の子があと十年たつと一六歳で、私たちがやったような青年戦車兵とか、魚雷艇などのいっさいを動員できるように企図している。私たちの世代は一六歳のまだ西も東もわからないときから予科練にひっぱられ米国の軍艦に突撃したり、レイテ島で死んでいったんです。一六歳ですよ。中曽根防衛庁長官が叫んでいることはそういうことです。

マラッカ海峡の石油資源を独占ブルジョアがどうやって守っていくか、ということで台湾を擁護している。つまり、現在の経済侵略をいっかは政治・軍事にもつていかないかぎり独占ブルジョアは延命できないと思います。それを許してはいけません。絶対に阻止しなければならぬ。青年諸君は侵略戦争を阻止する責任がある。今日の青年の青年としての正義感と責任性が問われるわけです。私たちは侵略を許し、みずから尖兵となつたのだから告

発されるべき対象です。私は二五歳で侵略の尖兵となり、国家権力に服従し、天皇制に屈服することによって自己の榮達を考えたわけですよ。だが、今日の青年諸君は侵略を阻止するために思想的武装をしていかねばならないと思いますね。

現在とわれわれの時代とは社会的にも経済的にもちがうわけですよ。私たちは軍国主義のなかで生まれ、育ち、平気で「チャンコロ」「ヨボ」といっていた。朝鮮人・中国人を軽蔑し、国家に服従することによってみずからの方向を選んだのだから……。その道をいまの若い諸君がふたたびくりかえしてはいけません。それは歴史の教訓としてしっかり学びとらねばならないと思う。それと、若い諸君が今日の日本民族がどうすべきかを正しくとらえなくてはならない責任があると私は感じますね。

現在、私の友人に朝鮮人がいるんですが、国籍書き換えのときに、「おじさん、オレたちが朝鮮人であることが暴露されると働けなくなる、そうすると明日からメシを食っていけないんだ」「あなたたち（日本人）が朝鮮を北、南というけど、もしあなたたちが朝鮮統一のための運動をやってくると、俺たちは国籍を書き換えることもないし、祖国に帰れるんだ」というんですよ。かれらは真剣です。また、朝鮮人のある先生が「日本帝国主義が朝鮮に経済侵略をやっているというなら、侵略している産業にたいしてどう取り組むのかを日本人の側で問われなければならないんじゃないか」といっていますよ。

長い侵略の歴史のなかで日本民族から受けた圧迫への憎しみ、怒りは絶対に忘れるものではない。今日も圧迫を受けている。しかし、在日朝鮮人は生活をしていかなければならない。だから、日本

人が日本民族をどう考えているかが大切ですよ。それでなくては他民族のことを考えることはできないですよ。人間の真心と結びつく階級闘争を展開しないならば革命に勝利しないと思います。そのへんのことを青年諸君が真剣に検討してくれば幸いですね。

編集部 お話しくださった侵略行為はしかし、けっして過去のものではなくて、五〇年朝鮮侵略戦争、ベトナム侵略戦争と日本帝国主義の加担協力はすみ、現在、日米共同声明・沖縄「返還」協定によるアジア再侵略が開始されつつあります。いまこそ私たち日本プロレタリアートは、その階級的責務を培って協定粉砕・侵略阻止に決起せねばなりません。日本百年の階級闘争はすべて敗北の歴史です。その敗北の決定的な原因が、日本人の民族排外主義への屈服であったことをみれば、私たちは今日の座談会で明らかにされた侵略行為の徹底的自己批判と、血債の思想をもって現実に行進するアジア再侵略阻止の闘い、具体的には入管法粉砕・入管体制粉砕、沖縄「返還」協定粉砕の闘いを全死力をふりしぼって闘いぬくことです。私たちもその闘いに全力でまい進するつもりです。

本文写真掲載にあたって 本来なら、本文掲載のような中国人民殺戮の写真を、侵略の担い手であったわれわれが用いることは、中国人民・アジア人民にたいする許されざる侮辱であると考えます。しかし、この座談会は、日帝と中国人民の中国人民にたいする犯罪を直視し、その償うべき償うことのできぬ責任にたいする自覚のもとに、今後の闘いを推進していくために企画したものであり、その趣旨から、あえてこれらの写真の掲載に踏みきったものであることをお断わりしておきます。

(編集部)

●資料

戦犯 飯守重任裁判官の罪行と自己批判

一九五五年・中国撫順にて

掲載にあたって——前鹿兒島地裁所長飯守重任が一九五五年、中国撫順において語った中国人民にたいする悪逆非道な罪行の数々と自己批判をここに全文掲載する（国民救援会による録音テープを翻訳したもの）。

戦犯飯守は、六〇年安保闘争にたいする勾留理由開示公判において弁護人を二〇日間の監置処分にし、さらには愛国党の赤尾敏の勾留質問後「右翼団体の政治的テロ行為は安保闘争における左翼の集団暴力がその原因である」という「飯守発言」をおこない司法反動の先兵として登場したのである。

さらに戦犯飯守は、鹿兒島地裁所長に転任後も、福島判事問題において、青法協パージの先頭に立ち、公然と「天皇制と修正資本主義こそ憲法精神だ」というのである。

戦犯飯守重任は、彼の「告白」で明らかなように、みずから偽「満州国」の「治安維持法」の立法者となり、「少なくとも五〇六〇〇〇人の愛国中国人民がこの法律によって処刑され」、そしてみずから「抗日愛国の領袖一名を死刑に処し」、さらには「糧穀管理法」や「特産物専管法」を立法し中国農民から糧穀や大豆を強制的に出荷させて掠奪し「日本帝国主義の中国に対する侵略戦争の遂行を容易ならしめん」としたのである。飯守重任は、まさに彼自身が語ったごとく「鬼畜にもおとる残酷な」「極悪な戦争犯罪者」であったの

である。

戦犯飯守は、この「告白」について、「大死するものもつまらないと思ひまして、自分の宗教的な主張だけは保持して、向こうのいいなりに作った作文ですよ。」（『朝日新聞』昭和三十六年一月「三日夕刊」と述べている。つまり、自己批判は戦争犯罪を追及されることを恐れての偽装の告白であるというのだ。戦犯飯守は「向こうのいいなりに作った作文」ということによって、「偽満州時代」の立場を肯定したのである。戦前の侵略思想と、中国人民数千人を殺害し弾圧したその殺人行為は、戦後にそのまま正しい行為として受けつがれているのである。

だが、裁判官の戦争責任は戦犯飯守重任だけの問題ではない。戦前の治安判事、侵略地における司法官は現在、最高裁長官として、最高裁判事として、そして現行司法の中堅として生きつづけているのである。彼らは血ぬられた法衣をまとったまま明治憲法から現行憲法にのりうつり、そしていま「裁判官は体制的でなければならぬ」「革命のとき私は裁かれるだろう。だが、今は権力をもつ私が裁くのだ」と宣言しふたたび日本帝国主義のアジア侵略の先兵として登場しているのである。われわれは戦争犯罪者としての裁判官をけっして許しはしない。そして裁判官の戦争犯罪行為を全人民の前に暴露し、その戦争責任を糾弾しつくさねばならないのである。（編集部）

私の姓名は飯守重任。年令は当年五〇歳で日本の国籍を持つものであります。

一九三〇年三月に東京大学法学部法律科を卒業し一九四五年八月一日日本の敗戦当時は、偽滿州国政府新京高等法院判事部長でありました。

私の経歴を簡単にのべれば次の通りです。私は東京大学卒業後一九三〇年六月東京地方裁判所所長の司法官候補となりその後一九三二年九月判事に任じ横浜、浜松、東京の裁判所において判事を歴任し、一九三八年九月東京地方裁判所判事より退職し、同年一〇月八日偽滿州国奉天高等法院判事として中国東北の地に侵入しました。

偽奉天高等法院判事を約一年つとめた後、一九三九年一〇月偽奉天区法院監督判事となり、次いで同年一二月偽新京中央司法部参事官に転じ、参事官として四年九ヶ月間勤務し、一九四四年九月偽新京高等法院上席部長判事に転じ八月一五日の終戦に至りました。

私は一九四五年一〇月八日長春市においてソ連当局の手において逮捕せられ、一九五〇年七月一八日ソ連政府より中国政府に移管されました。以上が私の簡単な経歴であります。

これから私が中国においておとした罪行についてのべます。私は中国において約七年間にわたり職務を執っている間に中国人民に対し嚴重な罪行をおきました。罪行の第一に挙げないとならないことは、私が偽中央司法部参事官として行なった立法上の活動、即ち中国人民を弾圧する数々の法律を作製するについて一定の役割を演じたことです。第二は偽奉天高等法院判事時代に中国の愛国者を裁

判により処刑したことであり、第三には偽中央司法部における監察事務を担当する参事官として職務上の活動をなしたことです。以上の三つの点につき以下順序を追って説明いたします。

第一、中国人民を弾圧する法律の立法に関する罪行について。私は一九三九年一月より一九四四年八月まで四年九ヶ月に渡り、偽中央司法部参事官として監察事務を担当するほか司法部における重要な業務の企画立案に参画しました。たとえば私は一九四一年一月、偽中央司法部内会議において、偽滿州国治安維持法案が審議された際、その会議に出席して自己の意見を陳述し、その法律の立法に参画協力しました。この法案は偽滿州国法律暫行懲治反徒法につき帝國主義日本の法律、治安維持法にならって改正を加えたもので、日本帝國主義の傀儡国家、偽滿州国を転覆して東北地区を日本帝國主義の侵略から解放せんとする愛国中国人を鎮圧することを目的とし、これに対し重刑をもつてのそんだものでした。同法案は一九四一年一月二七日法律として公布施行され、以来八月一五日に至る約三年半の間に少なくとも五、六〇〇〇人の愛国中国人がこの法律により処刑され、そのうちいわゆる熱河肅正工作において中国人民解放軍の解放作戦に協力した愛国中国人を審判するためにもうけられたところの熱河特別治安廷、これは正確な名称は錦州高等法院特別治安廷であります。この特別治安廷において処罰された愛国中国人の数は少くとも四三〇〇名に達しました。この四三〇〇名のうち一七〇〇名は残酷にも死刑に処せられ、その他の愛国者達も無期懲役、懲役二〇年、一五年、一〇年、八年等の重刑に処せられました。尚この治安維持法により検挙逮捕されました中国人民の数は一万数千名に達しました。以上の処刑及逮捕の結果、数千数

万の中国人民の家庭の幸福が破壊され、家族は困窮におちいり、この法律が常に愛国中国人民の心を圧迫してどの位人心を暗くし、日常生活を不愉快ならしめたかは想像にあまりあることです。この法律の破壊的影響は真に広範、かつ深刻であったに違いありません。

今お話しした特別治安廷なる裁判制度は、一九四一年八月偽滿州国の法律により作られたもので、主として熱河省において中国人民解放軍の東北地区解放作戦に協力した愛国中国人民を処刑する為に運用されました。従来かかる思想事件については二審制度にもとづく通常の治安廷において審判していましたが、従来の二審制度では迅速に愛国中国人民を処罰し鎮圧することが出来ない場合があるという見地から偽滿州国各高等法院に特別治安廷を設置して、この法廷において熱河肅正工作の如き場合に、一審かつ終審として愛国中国人民を審判しうるものとし、かつ審判を行なう場合に法院の法廷以外の適当な場所、たとえば作戦区域において愛国人民を大量逮捕した場所においてもなしうるごとく規定し、迅速に機動的に愛国人民を処刑し鎮圧する効果を發揮せんとしたものであります。

この特別治安廷を設置した法律は、日本帝國主義の中国侵略の急先鋒で軍國主義の典型だった関東軍司令部が、熱河における中国人民解放軍に対する自己の侵略作戦を効果あらしめる為に、偽中央司法部に命令して起草せしめたものでした。この法律は一九四一年八月公布施行されましたが、同年七月頃この法律案は偽中央司法部内会議において審議された際、私は参事官としてその会議に出席して、この法律の立法に参与し協力しました。しかしてこの法律にもとづき偽錦州高等法院にいわゆる熱河特別治安廷が設置せられ、この法廷において多くの中国愛国者が急速に苛酷なる処刑を受けました。

この二つの法律、即ち治安維持法、及び特別治安廷設置に関する法律の立法に参画することにより、大量に愛国中国人民をこの法律にもとづく裁判により処刑屠殺せしめた私は、間接に中国人民を殺害弾圧したことに対し、重大なる責任を有するのであります。

次に私は一九四〇年六月始め頃、いわゆる建国神廟及びその設廟に対する不敬罪処罰法なる法律案も偽司法部刑事司長の命令により起草しました。これは侵略関東軍司令部が司法部に命令して立法せしめたものであります。

この法案は全文三つの条文よりなるもので、同年七月一五法律として公布施行されました。いわゆる建国神廟なるものは侵略関東軍司令部が偽滿州国政府首脳部に命令して作り上げたもので、日本の神話に由来する国民的迷信の対照としての日本国の祖先たるいわゆる天照大神なるものを同時に偽滿州国の祖先として祀ったもので、荒唐無稽な擬制であり、中国人民にとってこの上ない侮辱的な思想的強制でした。これは日本の軍閥、財閥により構成された日本帝國主義が思想的な面より中国に対する侵略を拡大する意図をもつてなしたもので、思想上の帝國主義的侵略の性質を有するものでした。即ち、東北地区に居住する中国人民をして強制的に偽滿州国の祖先として天照大神を崇拝せしめ、これによって思想的に中国人民の帝國主義日本に対する植民地的隷属を強化せしめんとしたものです。この法律施行の結果、一九四一年頃鉄嶺市における女子國民高等学校の中国人校長が学生達に対する講話中において建国神廟を批判し「李家の先祖を趙家に祀る」こときものであるとして誠に正しい論理をもって、その不条理なることを指摘した事実が問題とされ、この校長は偽鉄嶺市司法法院において、この法律を適用され建国神

廟に対する不敬罪として懲役三年に処せられました。この法律施行のため中国人民は、この侮辱的な不合理極まる建國神廟なるものに対する崇拜を強制せられたるのに対しこれを公然と批判する道を刑罰の威嚇により封ぜられて、八月一日に至るまで如何に不快な生活を送ったかは想像にあまりあることです。このような法律の起草を担当した私の中国人民に対する責任は軽からざることを自覚しています。

次に私は、統制経済法令の立法に参与した顛末につきお話しします。私は一九四〇年八月頃、数日に渡り偽滿州国總務庁法政局の会議室において法政局参事官により偽工農部立案にかかる糧穀管理法及特産物專管法なる二つの法案が順次審査された際に、私は司法部参事官としてその審査場に出席して、これ等の法案中の罰則が法律上適法である否かを検討する任務を担当し、かくして、私は法政局参事官達の職務上法案の審査をなすことを補助することにより、この二つの法律の立案に参画しました。これ等の法案はその後所定の手続を経て、一九四〇年九月三〇日いずれも法律として公布され、翌一月一日施行されました。

糧穀管理法は米、大豆等をのぞき、その他の大部分の糧穀、たとえば小麦、高粱、粟、とうもろこし等の穀物に関する統制法律であり、特産物專管法は東北地区における重用なる特産たる大豆に関する統制法律でありました。

糧穀管理法及び特産物專管法を立法した目的は、糧穀及大豆の集荷工作を強化して、中国農民よりきわめて低廉なる価格をもって中国農民の犠牲において出来るだけ多くの糧穀及大豆を出荷せしめて搾取し、当時準戦時体制下にあった偽滿州国の食糧供給を円滑にし、

また大豆については輸出を促進し、中日事変における日本帝國主義の中国に対する侵略戦争の遂行を容易ならしめんとするにありました。

この二つの法律はみな日本侵略者が偽滿州国政府を通じて中国農民を搾取し侵略戦争に奉仕せしむるために実施したもので、偽滿州国政府が毎年強制的に行なったところの、いわゆる農産物集荷工作の支柱的な立法として、きわめて罪惡なものでありました。

この二つの法律施行の結果、多数の中国農民に与えられた被害はきわめて広範かつ深刻なものでありました。即ち、これ等の法律により農民は糧穀及び大豆を自由なる相手を選んで売ることを禁止され、相手方は糧産、工農合作者等に限定され、また売る場所も農産物交易場等二、三の場所に制限され、その他農民が苦痛とするところの幾多の制限がもうけられました。農民はこの二つの法律及強制的なる政府の集荷工作のために不当に低廉な価格にて、農産物の出荷を強要せられ、はなはだしきに到っては自家用の食糧までも強制的に出荷せしめられ、搾取圧迫による苦痛にたえずして、これ等の法律に違反した場合には、容赦なく罰則を適用して検挙され処罰されました。たとえば当時の侵略関東軍の調査室によれば一九四三年一月より同年一〇月までのわずか一〇ヶ月のみでも、この二つの法律に違反したかどにより逮捕された人民の数は約六三、〇〇〇人に達し、また当時の奉天省の偽刑務庁の調査によれば一九四三年より一九四四年にわたり行なわれた農産物出荷工作により、略奪の結果奉天省瀋陽県及撫順県の農民は自家糧食や種子の貯蔵すら不十分なる状態となり、放置すれば飢餓におちいる恐れがあると報告しているような状況でした。なお、偽工農部は一九四四年度において、こ

の二つの法律にもとづく農産物集荷計画において中国農民より合計六六〇万トンの糧穀及び大豆を強制出荷せしめて略奪する計画をたて、この計画にもとづく農産物の略奪を実行したのであります。この二、三の例においても想像しうる如く、この二つの法律施行により大多數の農民は強度の搾取圧迫を受け、飢餓におちいり、貧困化の速度を倍加せしめられ、債務は逐年増加し、ために土地や家屋をうばわれ、耕すに土地なく住むに家なく一家離散の憂き目にあい、あるいは浮浪者の群に入る等人間としてたえ難き悲劇が無数に作り出され、善良なる中国人民の家庭の幸福団らんは無惨に破壊されました。

かかる反人民的法律の制定に参画した私の責任はきわめて重大でありかつ、他人に転嫁することが出来ないものであります。以上の法律の外、私は、国防保安法、法院組織法、時局特令、時局民事手続法等の立法が行なわれた際、偽中央司法部部内会議に出席してこれ等の罪惡的法律の立法に参与しております。

第二に私が偽奉天高等法院の判事であった時のことですが、私は一九三九年五月一〇日偽奉天高等法院法廷において通化省東北抗日革命軍の領袖、王祥山先生達が偽滿州国に対し打撃を与えるために通化省武昌縣城を襲撃する計画をたて準備した事件につき、いわゆる暫行懲治反徒法を適用して抗日愛國の領袖王祥山先生（音訳）に対し、死刑、その同志孔枕玉、牛晟裕（音訳）両先生に対し各無期懲役に処するむねの判決を言いました。

かくして私は東北を日本帝國主義の植民地的支配による圧制から解放せんとした抗日愛國の領袖を殺害し、その他二名を長期間監獄にしんぎんせしめました。なおこれ以外に私は中国人愛國者四名を

裁判により数年間投獄しております。

第三に私は前にのべましたごとく一九三九年二月より一九四四年八月まで四年九ヶ月にわたり、偽中央司法部の監察事務を担当する参事官として、監察の行なわれた際その事務的中核たる資格において監察事務上の活動に従事しました。この期間約一〇回にわたり統合監察または一時監察という形式をもって偽滿州国における高等法院、檢察庁その他の法案に対し監察を行ないました。この監察なるものは以上にのべたような不法なる司法権の作用を強化する役割をはたしたものであり、この性質において、これ等の機構を奨励して強力に中国人民を弾圧するものでした。即ちこの監察は偽滿州国における中国人民に対する弾圧と搾取をなす植民地統治を容易ならしめたもので、偽滿州国の植民地搾取を本質とする統治を転覆して、中国人民を日本帝國主義の憂うべき略奪より解放せんとする愛國者を間接に屠殺し弾圧したものであります。

以上にのべました私の偽司法部参事官及び判事としての職務上の活動は、偽滿州国の司法権の幹部として即ち日本帝國主義の中国侵略全体系における重要な一構成分子として、九・一八事件に始まる日本帝國主義の中国東北地区の侵略を維持し、さらにこれを強化する機能をはたしたものです。

即ち私は、偽滿州国政府の中国人民より土地を略奪することを本質とする開拓政策、偽善的な阿片政策、太平洋戦争中における不平等交換により中国人民から略奪した物資をもってした対日援助等により代表されるところの植民地行政を、いわゆる治安を維持し抗日愛國の人民を弾圧することにより援護し、かくすることにより、いわゆる支那事変となづけられる日本帝國主義の中国に対する侵略戦

争の遂行を容易ならしめたものであります。

このいわゆる支那事変における中国人民の人命の犠牲は一千万人、財産上の損害は五百億ドル以上という驚くべき数字に達し、各種の非人道的な方法による虐殺、集団虐殺、強姦、拷問、奴役、略奪等の鬼畜にもおとる残酷な行為は罪なき平和人民に対し無数に行なわれました。私の罪行の結果を反省すれば反省するほど、私の行なった職務上の活動が中国人民に及ぼした破壊的影響が深刻かつ広範囲であったことを強く身を感じて自責の念に堪えません。

ここにおいて私は、何が私をして、また罪のない中国人民に対し、かかるとう天の罪行を犯かしたかを熟考し反省しなければなりません。私をしてかかる罪行をおかしたものは日本帝国主義であります。即ち日本の軍閥、財閥を中心とする日本帝国主義の侵略集団であります。かく言うことにより私は自己の罪行の責任を他に転嫁せんとするものではありませんが、私は日本帝国主義侵略集団に欺もうされて中国人民に対するかくの如きとう天の罪行を正しい行為と信じて行なったものであります。日本の軍閥、財閥の政府は私達国民を巧みなる宣伝により欺もうし、九・一八事件、七・七事件における日本側の侵略戦争を逆に正義の防衛戦なりと信ぜしめ、無理にデッチ上げた傀儡、偽満州国を将来の真の中日外交の模範たる道徳使命を有する国家であると信ぜしめて偽満州国の育成発展に満身の熱情をそがしたのであります。

そして司法事務の方面において彼等は、日本司法部と偽満州国司法部との間の人事の交流の必要を宣伝し、日本の司法官が偽満州国司法部に転動して活動することを、中日友好にひいては、アジアの

す。

私が今のべましたようなとう天の罪行をおかしたにもかかわらず、中国人民政府はこの極悪なる戦争犯罪者に対し、何等報復的な感情処置にすることなく、かえってきわめて寛大なる政策を執り、過去の各段階における罪悪行為をはっきりと認識するよう極力援助してくれました。そして私達の身体の健康に細心の注意をはらい、たとえば食事については、現在日本にあってはとうていとなることの出来ないような上等の食事を希望するだけ十分にあたえられ、毎日相当量の煙草を給与し、また時折菓子、果物等も与えられ、被服も上質の衣服を給与され、運動についてはバレーボール、バスケットボール、テニス等の設備をなし長時間身体を練磨しうるごとくし、度々運動競技会を催し、医療については近代医療設備を全面的に採用し、ていねいに病人の面倒をみて下さることに私達は感激している次第です。また中国人民政府は私達の文化方面の向上についても深く配慮し、度々中国、日本及世界各国の芸術的で思想上有益な映画を観覧せしめ、また広範に劇団、音楽団など組織し、劇、音楽、舞踊等において多数の者が文化活動をなす能力を築きあげるために費用をおし、大がかりな援助と指導を与えられております。このような配慮のために私達は一般に健康も十分に維持せられ、また文化活動方面においては今まで文化活動をなす自信を有しなかった大多数のものが、劇、音楽、舞踊その他の文化活動につき、豊富な経験とある程度の自信を獲得するに至りました。

中国人民政府は私達に対し、かくのごとき偽満州国の帝国主義的監獄とは本質的に異なる人道主義的処遇を与えられ、私達が他日社会に出た場合に、正しくかつ力強く活動することが出来るように、

平和に貢献する意義が多であると宣伝しました。私はその宣伝にひかかって、おろかにもわざわざ海を渡って中国東北地区に侵入し、七年間にわたって罪悪的活動を行なったのであります。

私が日本帝国主義侵略集団に欺もうされて、日本帝国主義の手先として中国東北地区において侵略活動を行なった原因は、日本帝国主義がこのように他国を侵略する行為を正しいことと、考えあやまつたからであります。

私がかく誤信するについては、日本の軍閥、財閥は、私達に対し天皇に対する無条件的服従の思想をうえつけ、また大和民族はアジアの指導民族として、アジアを欧米の侵略国の圧政より解放すべき使命を有するという誇大な思想を注入し、また日本は人口多く国土は狭小で資源も少ないから海外発展に力をそがねばならぬとか、あるいは満州は日本の生命線であるとうとうごとき反動思想を注入したのであります。そのために私は日本軍閥、財閥の行なった中国に対する戦争が不法なる侵略戦争であるというところを見抜くことが出来ず、彼等に容易にだまされて、日本の中国に対する立場はすべて正しいと誤信してしまつたのです。私はかくのごとき日本軍閥、財閥の巧妙なる侵略、隠微の侵略政策にだまされてその手先としての役割を演じました。

以上の原因により私は中国人民に対し侵略的罪行により生命、財産上、古今未曾有の災害をもたらしたのみならず、善良なる一般日本人民に対し戦争により莫大なる犠牲をはらわしめ、かつ帝国主義の必然の運命であるところの敗戦の結果、日本をしてアメリカ帝国主義の植民地の状態におちいらしめ、日本人民をして空前の苦難に直面せしめました。私の罪行はなほだ広範囲にわたっておりま

よくよく配慮して下さっている事に対し、私達は心から感謝し感激し、自己の重大なる罪行を思い浮かべてひたすら恐縮している次第です。

私は先きのべましたように中国人民に対しとう天の罪行をおかしたのみならず、また日本人民をも未曾有の不幸な境遇に陥し入れました。罪行を将来必ずつぐなわなければなりません。再びかかる錯誤をおかしてはならぬことは勿論ですが、また日本をして再び中国に対する侵略戦争に絶対に参加せしめないようにする責任があります。日本は敗戦後ボツダム宣言の規定するところにしたがい、当然民主化され自由にして平和な日本となるべきにかかわらず、日本を占領したアメリカ統治集団は多くの国際協定に違反し日本の民主化を実行せしめないばかりでなく、日本に不平等条約をおしつけ事実上日本を長期占領し、日本から政治上、経済上の自由をうばって日本の独立をうばい、日本をアメリカ独占資本の強度の搾取の対象たる植民地と化せしめました。そして日本人民及び世界の平和を愛する人民の意志に反し日本を軍事基地化し、日本における軍国主義を復活せしめ、日本の再軍備を実行せしめつつあります。

即ちアメリカ独占財閥を中心とする帝国主義集団は独占資本の利潤の獲得を確保するために、ソ連及び中国を先頭とする平和民主陣営を敵視し、新世界戦争準備の侵略体制をとり、日本の工業をアメリカの戦争準備体系に従属せしめ、日本を中国本土及びソ連東部を侵略する軍事基地とし、日本人民を肉弾に使用して、アジア人をしてアジア人と戦わしめ、ひいては全世界をアメリカ統治集団の支配下におかんとすることにやっきとなっております。アメリカ独占資本家

どもは、経済援助を口実として日本により強度の植民地的搾取をなした結果、日本人は失業、倒産、貧困及び飢餓のどん底に追いこまれ、日本人はアメリカ人より民族的差別感をもって蔑視せられ、日本人の間に植民地的無気力、腐敗、墮落の現象が広範に生じ、日本人は最低の生存権をすら剝奪されている状況です。人類にとって破滅的な原水爆による世界戦争の脅威をのぞき平和を維持するためには、日本はアメリカ侵略集団の植民地的支配から脱却して独立を回復し、自由にして独立、かつ平和なる日本に体制を切りかえ、世界戦争防止の役割の一翼をなすよう奮闘すべきです。

日本がアメリカ資本主義の侵略集団の支配から脱却して民族の独立を回復して、始めて自由にして平和なる日本を建設しえ、平和経済を無限に発展せしめて、人民の失業、貧困等の問題を解決しえ、中国に対する自滅的侵略戦争に参加する可能性を取りのぞき、中日両国の関係の正常化、中日両国間の真の友好互助合作を実現しうるのであります。しかし日本が、かくのごとき意味における民族の独立を勝ち取るためには、日本の民主化を必ず同時に行なわなければなりません。即ち日本において過去侵略の精神的支柱であつて、将来においても同様な可能性を持つところの、古い君主制度を廃止して、民主共和国となす等、各方面より民主化の政策を実行すべきものであります。かくしてこそ初めて日本はアメリカ侵略集団から植民地化されている状態及び日本人を肉弾に使用せんとするところの戦争政策の支配から脱出して、日本民族の独立を勝ちとり、世界戦争を防止することに貢献し、平和政策に転換して、日本人の幸福なる生活を保障することが出来、中日関係の正常化を根本的に実現しうるのであります。しかしこの過程において私達は、社会制度

を異にする国家間の平和共存に関する五原則にもつき、中日関係の正常化をはかることに努力しなければなりません。

日本の社会制度が根本的に改革される以前においても、この五原則にもつき、「平和は話し合いで」等のスローガンにより中日両国は貿易及び文化交流を広く行ない、平和的に共存し正常関係を樹立する可能性を十分に有するからであります。

以上のことは中国人民に對しとう天の罪行をおかし、その上さらに日本人をも不幸のどん底におとし入れる罪行をおかした私が、そのとく罪として当然なすべき義務あることで、この方向にそつて行動することが、私の今後の生活の目標であります。以上で私の話を終ります。

元偽滿州国新京高等法院上席部長

判事 飯守 重任

一九五五年四月二五日撫順にて

世界の破防法 シリーズ1

南朝鮮の国家保安法と反共法

鈴木 純

連載にあたって——世界各国における治安・弾圧体制の徹底した暴露と、これにたいする人民の闘いの紹介を、今号より世界の破防法シリーズとして連載する。破防法初冊・破防法体制初冊の闘いの武器として活用されることをおねがいする。(編集部)

る弾圧諸法の成立経緯と、それによる南朝鮮民衆にたいする弾圧の一端について紹介したい。

李承晩政権成立と国家保安法の制定

第二次世界大戦における日本の敗北は朝鮮民族にとっては「光」であった。日本帝国主義から解放されると同時に、地下の運動は表面化し、国外で光復のために闘っていた人びともつきつき帰国した。朝鮮の南北を問わず、各地で人民委員会が結成され、一九四五年九月六日には「拙速」といわれながらも「朝鮮人民共和国」の樹立が宣布された。

一九四五年八月一日、およそ半世紀にわたる日本帝国主義の支配から解放されたのち、南朝鮮においては、日本帝国主義時代の保安法（一九〇七年七月）、治安維持法（一九二五年五月）にかわつて、アメリカの極東軍事体制の重要な一環をなす反共軍事基地としての役割を引きうけた南朝鮮支配層により、国家保安法（一九四八年）、反共法（一九六一年）等が制定された。

これらの弾圧法は、戦後の日本における破防法にくらべてみると、はるかに苛酷な内容のものであり、それらが権力者の手によって乱用されることのおそろしさ、したがって、これらの法律とそれにもとづく弾圧が、解放後の南朝鮮社会にもつ意味など、外国人の筆舌につくしがたいものであることは、十分に予想しうることである。そのような限界を前提としつつ、以下に、これら南朝鮮におけ

民委員会が各地で成立し、存続したのたいたし、アメリカが支配した三八度線以南においては、すでに結成された人民委員会が弾圧され、「朝鮮人民共和国」もアメリカによって拒否された。アメリカ軍は、旧日本帝国主義の植民地統治機構や法令を温存しつつ、それを利用して軍政を実施した。

三八度線を境とする南北の分断は、固定化する傾向を強めた反面、朝鮮民族の間では、統一政府樹立の要求も強まった。米・ソ両国は、朝鮮民族の強い要求もあって、一九四六年一月から、四七年一〇月にかけて、統一政府樹立のため数回の会談を行なったが、一致点をみいださないまま一九四七年一〇月、無期休会にはいった。

米・ソ共同委員会が暗礁にのりあげると、アメリカはただちに、翌一月、朝鮮の統一政府樹立問題を国連にもちこみ、国連はそのなかに設置された臨時朝鮮委員会監視下に全朝鮮の選挙を行なうことを決定した。北朝鮮とソ連は、朝鮮問題を国連にもちこむことは国連憲章に違反すると強く反対し、国連監視下の選挙を強行すれば、南朝鮮だけに限定されることは明白であった。そのため南朝鮮においても、このような単独選挙に反対する運動が大きく盛りあがり、済州島などでは武装闘争にまで発展した。

一九四八年四月一九日には、五月一〇日に予定された単独選挙を間近にひかえ、李承晩や財閥をバックとして軍政の支柱となった韓国民主党を除き、すべての南朝鮮の政党が参加して、統一政府樹立のための南北代表者会議も開催されたが、結局成功しなかった。

四八年五月一〇日、アメリカ軍の特別警戒令下で、南朝鮮のみの制憲国会議員選挙が強行された。つづいて七月一七日憲法公布、同月二〇日初代大統領・李承晩の選出等の後、八月一五日には「大韓

民国」樹立を宣布し、軍政を終息させた。

約三年にわたったアメリカの軍政下において、南朝鮮の左翼勢力は徹底的に弾圧された。すなわち、一九四六年五月一日、軍政庁は、共産党の機関紙印刷所であった精版社が偽造紙幣を印制したとして、共産党本部を捜索・幹部十余名を逮捕し、『解放日報』を停刊処分にしたのをはじめとし、同年九月七日の共産党幹部逮捕令、一九四七年二月一九日の南朝鮮労働党（一九四六年一月二三日、共産党、人民党、新民党が合党して結成）員五十一名の検挙、同年三月二二日のゼネスト参加者二、〇〇〇余人の逮捕、翌三三日の左翼要人総検挙、八月二二日の民主主義民族戦線傘下の左翼一人、三〇〇人の検挙、一九四八年二月七日の南朝鮮労働党主権による単独選挙反対デモ参加者数万名の検挙など、軍政庁の弾圧の嵐が吹きまわった。このため「南朝鮮の民主陣営は、この夏（一九四七年）筆者」をさいごにかんぜん合法活動の機会をうばわれて」（劉浩一「現代朝鮮の歴史」八五頁）しまうという状態であった。

このような軍政のあとをうけた李承晩政権は、発足後間もない一九四八年一月、国家保安法を国会に上程した。

当時の南朝鮮では、単独選挙に反対して蜂起した済州島のバルチザン闘争が激化し、四八年一〇月二〇日には、その鎮圧にむかった李承晩政権の軍隊約四、〇〇〇名が全羅南道・釐水、順天地方で反乱をおこし、また一月初旬には、大邱でも数百名の軍隊が反乱し、東海岸の蔚珍一帯では人民の武装闘争が開始されるなど、李承晩政権にたいする人民の武装闘争が激化する様相を示していた。

国会では、五月一〇日の単独選挙において無所属議員が一〇二名当選して過半数をこえ、李承晩の与党・大韓独立促成国民党五三、

韓国民主党二九、大同青年団一四という構成で、李政権の基盤は安定しなかった。とくに、十数名の無所属議員によってつくられた院内交渉団体（「少壮派」と呼ばれた）は、民族反逆者（日帝時代の親日派）処罰法の徹底の実施、米軍の早期完全撤退などを要求し、他の無所属議員や民衆に大きな影響力をおよぼし、李政権をゆさぶった。こうした状況のなかで、国家保安法案が国会に上程されたが、国会内外からの反対をうけ、とくに野党の「少壮派」議員からは「日本時代の治安維持法の再現である」（統一朝鮮新聞社「統一朝鮮年鑑」六五・六六年版）と激しく反対された。

しかし同法案は、結局、若干手直しはされたが、四八年十一月二〇日に国会を通過し、一二月一日公布された。

制定された国家保安法は、全文六条からなる簡単なものであったが、政府を破壊する目的をもつとみなされた結社や集団をつくったものは、三年以上無期の懲役または禁錮刑に、また、これに加入したものは三年以上以下の懲役に処せられる（第一条）ことになっており、このような結社、集団の指令によって、その目的とする事項の実行を協議し、煽動または宣伝したものは、一〇年以下の体刑に処せられる（第三条）ことになっていた。（劉浩一「前掲書一〇七頁」）こうして南朝鮮では、日本の破防法制定より三年半余も早く、国家保安法の苛酷な弾圧があれくるようになった。

国家保安法による弾圧

国家保安法施行下の南朝鮮では、同法による弾圧事件が相ついでおこった。

まず一九四九年五月、先ほどのべた国会の少壮派議員が、北朝鮮の指令によって動いているとされて逮捕された「国会フラクション事件」があり、これはさらに「法院フラクション事件」、「警察フラクション事件」、「中央庁フラクション事件」等へと拡大された。「国会フラクション事件」は、少壮派議員が中心となって、米軍の早期完全撤退要求書をつくり、六二名の無所属議員の署名とともに国連朝鮮委員会に提出し、米軍無条件撤退の世論を高め、当時の南朝鮮支配者を窮地におとし入れたことに直接の原因があるとみられ、これら一連の「フラクション事件」は、国家保安法を濫用したまったくのデッチあげ事件と考えられている（統一朝鮮新聞社「前掲年鑑」）。この「事件」のため、四九年五月から七月にかけて一三名の国会議員が逮捕・投獄された。

南朝鮮労働党にたいする弾圧も、米軍政下におけると同様徹底して行なわれた。すなわち四九年九月二九日、党幹部九名にたいする死刑の宣告。同年一〇月一二日、党書記長らの逮捕。翌五〇年四月二七日、党幹部逮捕。五月二五日、党員一一二名の逮捕等である。

一九五〇年五月三〇日には、第二代国会議員の選挙が行なわれたが、この選挙に際し、李承晩の反対派候補者六六名の運動員二二〇余名を国家保安法違反のかどで逮捕・投獄した。

一九五二年一月一八日、李承晩は第一回目の憲法改変案を国会に上程したが、在籍議員一六三名中、賛成は一九名で否決された。しかし李承晩は、大統領の座を確保するための憲法改変をあきらめず、同年五月には「国会議員の政府転覆陰謀事件」があったとして徐範錫、郭尚勲など一二名の国会議員を逮捕・拘置し、さらに、これに抗議するため議員専用バスで国会にむかった野党議員一四七名

を全員バスと憲兵隊に連行させるなど、さまざまな手段を用いて、七月四日には改選案を国会で通過させた。

さらに一九五八年には、進歩党事件がデッチあげられている。進歩党は、一九五六年一月、曹奉岩を中心に結成された合法革新政党で、民主守護、祖国統一を当面の目標としていた。五六年五月には、三回目の大統領選挙が実施され、結成準備中の進歩党から立候補した曹奉岩は、さまざまな不利な条件のなかで李承晩の五〇四万票にたいし、二一六万票を獲得し、李承晩と保守系政治家にとって将来の手強い政敵であることを示した。そのため一九五八年一月、国家保安法違反をはじめスパイ、スパイ補助等の名目で進歩党幹部の逮捕を行ない、二月には党を非合法化し、さらに各地の地方事務所を強制封鎖した。党幹部等約二〇名が逮捕され、二審判決で曹奉岩と陸軍諜報隊員の二名に死刑、党の組織部副幹事・全世竜に懲役二年の判決が言いわたされた。二審以後、諜報隊員・梁利渉は、自白の撤回を主張しつづけたが、最終審においてもまったく認められず、これを唯一の「証拠」として二審の判決どおり、一九五九年七月三十一日、曹奉岩と梁利渉にたいする死刑の執行が、内外の強い反対の声をあびながら行なわれた。

このほか、「国家保安法」によって四九年中に二万八六二一名が逮捕され、五〇年一月から四月までに三万二〇一八名が逮捕された。四八年一月から四九年一〇月までのあいだに釜山地区だけで一三九一名の少年がたい捕されたが、そのうちの二六〇名までがまだいたいけない小学生たちであった」（劉浩一 前掲書二〇九頁）。

以上にのべただけをみても、全文わずか六条の国家保安法が、どれほど猛威をふるったかを示している。しかしここにするし

えたことは、この法律が現実を果たした役割の総体からみるならば、まだ、ごく不十分な記述にすぎないだろうと考えられる。

新国家保安法と反共法の制定

一九五六年五月一日の第三代大統領選挙では、大統領には与党・自由党の李承晩が当選したが、副大統領には野党・民主党の張勉が選ばれた。憲法では、大統領に事故あるときは、副大統領が自動的に大統領を代行するように規定されていたため、すでに高齢な李承晩を大統領として与党の座を占めていた自由党にとっては、大統領がいつ野党側にとってかわられるかわからないという不安があった。李承晩と自由党はこの不安を解消し、与党の座を守りつづけるために、憲法を手直しし、副大統領の自動代行を規定した条項を削除することを考えたが、そのためには、一九五八年五月二日の第四回総選挙において、与党は憲法の改変に必要な三分の二以上の議席を確保しなければならなかった。

総選挙に際して、李承晩と自由党は、与党議員の当選を計る選挙区の改変、投票区増加と野党参観人排除、野党候補にたいする脅迫、買収等による立候補辞退の強要をはじめ、さまざまな野党にたいする妨害と不正投票・開票を行なった。しかし選挙の結果は、定員二三三名中、自由党一二六、民主党七九、無所属その他二八で、憲法改変に必要な議席を確保することができなかった。

このため一九六〇年の大統領選挙においては、不安なく政権の座を確保しつづけるためには、是が非でも正副大統領とも自由党で確保しなければならなかった。

李承晩政権は、発足以来数多くの不正・腐敗事件をおこし、政権を確保するためには文字通り手段を選ばなかったこと、あるいは、五七年をピークとして、アメリカ「援助」が減少しはじめるとともに経済状態が悪化するなど、民衆の忍耐も限界に達しつづけた。

このような状況のなかで、自由党が正副大統領を当選させ、しかも李承晩の四選を成功させることは、決して容易なことではなかった。このことをよく知っていた李承晩・自由党は、かれらに対立し、反対するものは誰であれより徹底的に弾圧する道をえらんだ。そのためにまず、一九五八年一月一日、国家保安法改選案を国会に提出した。

国家保安法改選案の提案理由は「増加一路にある共産スパイ活動を効果的に防止せんがため」であったが、「当時刑法、国家保安法、国防警備法および海岸警備法等の諸法律を適用しても、スパイの団東は十二分でき得た」（閔寛植、韓国政治史一〇三頁）といわれている。

新国家保安法案が国会に上程されると、一月二十四日には政府系の新聞までも含めて新聞編集人協会が、国会通過反対に全力をつくす旨の声明を発表した。二七日には、野党議員（九七名）も「保安法改悪反対闘争委員会」を結成し、法曹界も反対に立ちあがるなど各界から反対運動が盛りあがった。

これにたいし李政権は、一月二十八日には屋外集会、デモを一切禁止し、一月二日には自由党に「反共闘争委員会」を結成させて野党に対抗させた。一月一日以降、国会の法制司法委員会では、与野党の激闘がつづいた。しかし与党・自由党は、二月一日法制司法委員会に与党議員だけを定刻より早く集め、単独でわずかの時間に法案を「通過」させてしまった。怒った野党側は、本会

議通過を阻止するため、ただちに国会籠城戦術をとった。これにたいし李政権・自由党は、柔道、唐手、剣道などに腕のたつ「武術警官」三〇〇名を全国からかり集め国会警衛に変装させた。一月二四日、変装した武術警官が籠城中の野党議員を国会から追いだし、地下室、休憩室等に八時間にわたって軟禁した。この間、自由党が単独で本会議の議事を進行して新国家保安法案を「通過」させ、二月二十六日公布した。

新国家保安法は、三章四〇条、付則一条からなっており、第六条では「国憲に違反して政府を僭称したり、国家を暴乱する目的で結社あるいは集団を構成した者は、左に依って処罰する」とし、首魁と幹部は死刑あるいは無期懲役、指導的任務に従事した者は死刑、無期あるいは七年以上の懲役、情を知って加入した者は一〇年以下の懲役に処すと定めた。また、第六条に規定した結社あるいは集団のために、またはその指令を受けて運営される団体を構成した者（第七条）、第六条に規定された結社あるいは集団のため、またはその指令を受けて軍事行動に関する団体を構成した者（第八条）も、それぞれの団体内における地位に応じて第六条とまったく同様の刑を科すことを規定した。このほか多くの罪が設けられ、ほとんどの場合に懲役刑が科されるなど四八年保安法にくらべてはるかにきびしい内容のものである。さらにのべた進歩党の曹奉岩は、この新国家保安法の犠牲になったのだった。

李承晩はその後、野党系『京郷新聞』にたいする弾圧・のっとり、人知の限りをつくしたといわれるような不正選挙等によって第四代大統領選でいったん「当選」したが、不正選挙糾弾を契機とする南朝鮮民衆の「四月蜂起」によって政権の座を追われたことは周

知のとおりである。

李政権崩壊後、五月一日、許政暫定政権が発足し、大統領選の無効を確認した。また、五月三〇日の国会で国家保安法の「改正案」が可決され、翌六月一〇日公布された。「改正」された保安法は、第二章一条からなっており、五八年保安法にくらべ大幅に簡素化され、刑罰も若干軽くなっているが、本質的にはまったく変っていない。六〇年七月二十九日、許政政権の下で総選挙が実施され、李承晩の与党であった自由党は完全に没落し、かわって野党・民主党が定員二七中一七二と大挙進出した。無所属四六のほか、革新政党としては大衆党が四名を当選させた。六〇年八月一二日、国会で尹潑善が大統領に選出され、二三日には民主党の張勉内閣が成立した。李承晩政権を崩壊させた民衆の力は、言論・出版、政党や社会団体にたいする弾圧を弱めさせ、労働者、革新青年団体、学生を中心とする労働運動や南北自主統一の運動を急速に発展させる条件をきり開いた。

一九六〇年から六一年前半にかけての労働運動、自主統一運動の急激な盛り上がりには、アメリカによる反共軍事基地国家としての位置づけをぬけだすことのできなかった張勉政権は、その意味において、表面上の民主的ポーズにもかかわらず、本質的には李承晩政権と変わらなかった。それゆえ、労働運動や南北自主統一運動が、これらの設定した枠をはみだすまでに発展すれば、容赦なく弾圧を行ない、六一年にはいると、新たにデモ規制法、反共特別法など弾圧法の制定をはかった。革新政党や学生はただちに「悪法反対闘争委員会」を組織し、民衆が呼応して大衆的反対運動を展開し、ついに「二大悪法」を粉砕してしまった。

自主統一の運動は、六一年四月から五月にかけて一層発展し、張勉政権はもはや手のほどこしような状態であった。五月中には板門店で南北の学生会談が実現する見通しであった。このような会談が実現し、自主的な南北統一の道がひらかれることになれば、南朝鮮の反共体制、したがってまた、アメリカの極東軍事体制の重要な一環が崩壊することを意味し、ひとり張勉政権の危機にとどまらず、アメリカ帝国主義にとっても、重大な脅威となることは明白である。

こうしたとき、五月一六日、朴正熙を中心とする軍人の一団によってクーデターがおこされた。かれらは「軍事革命委員会」を組織し、「反共を国是とし、反共体制を再編強化する」等六項目からなる「革命公約」を発表した。軍事革命委員は、立法、司法、行政の三権を掌握するとともに、非常戒厳令を公布、集会や言論・出版活動を圧殺し、中央、地方を通じて一切の議会と政党、社会団体を解散させた。五月一八日には、張勉内閣を総辞職させ、『民族日報』の社長ほか五名の幹部を逮捕した。軍事政権はひきつづき、「四月蜂起」以後活発になった社会大衆党、社会党、革新党などの革新政党や民族自主統一協議会の指導者、民族統一学生連盟などを組織して闘った学生、新聞記者、労働組合幹部、四・一九被殺者遺族会等運動をになったあらゆる人びとに徹底的な弾圧を加え、死刑を含む懲役刑など重刑を科した。

軍事のクーデター発生時の南朝鮮情勢、「革命公約」、あるいは軍事政権の民衆にたいする弾圧ぶりをみても、通常の警察力ではもはや維持していくことができなかった南朝鮮の反共軍事権頭堡を、軍隊というより強力な物理力によって強引に再編し、当面の立てな

おしをはかったものであることは明瞭である。しかし当時の南朝鮮は、こうした力の政策だけでは長続きしない情勢になっていた。

李承晩政権は、さまざまな点で民衆のきびしい批判をうけながら、日本の植民地支配にたいしては一步もゆずらず、賠償要求という態度を貫いたのたいし、朴正熙軍事政権は、この点でまったく対照的に、日本支配層の主張に無原則に屈服した。「日韓会談」の早期妥結を行ない、日本をはじめとする外国資本を積極的に導入し、「近代化」路線をとることによって軍勢力、警察力とともに、「四月蜂起」によって破綻した反共体制の再編・強化の主要な支柱としている。このような朴政権下における数多くの弾圧事件は、それ以前にくらべ、われわれ日本人とより一層深い関係をもつものになっていることはいうまでもないことである。

軍事政権が発足後間もなく、「国家再建非常措置法」「中央情報部法」(六月六日)、「革命裁判所法」「革命檢察部法」(六・二二)、「特殊犯罪処罰特別法」(七・二二)「反共法」「人身拘束臨時特例法」(七・四)などの弾圧法令をつぎつぎ公布した。

これらすべてについて、ここでのべることはできないので、苛酷な弾圧条項をもちこんだ特殊犯罪処罰特別法、反共法の二法についてのべることにする。

特犯法、反共法と弾圧事件

まず特殊犯罪処罰特別法は、国家再建非常措置法第二条、第一項に規定された犯罪行為を処罰することを目的としてつくられたものである。全文七条からなる短かい法律であるが、その附則で「本

法は公布の日(一九六一年六月二二)——筆者——から、三年六月までさかのぼって適用する」と規定した、おそるべき法律である。

この法律の第六条は「政党、社会団体の重要な職位にいた者で、国家保安法第一条に規定された反国家団体の情を知りながら、その団体あるいはその活動に同調、その他の方法でそれを助けた者は死刑、無期または一〇年以上の懲役に処す」と定めており、『民族日報』の社長・趙鍾寿は、この条項を適用され、内外からの強い反対にもかかわらず、逮捕後わずか七カ月余りで死刑に処された。

つぎに反共法は、全文一条からなっており、反共体制を強化するため、国家保安法第一条に規定された団体中、共産主義関係の団体についてとくに詳細に規定したものである。

この法律によれば、① 反国家団体への加入・加入勧誘、② ①の未遂、③ ①の予備・陰謀(第三条)、

① 反国家団体の鼓舞・讃揚またはこれに同調するとか他の方法により同団体を利用する行為をすること、このような行為を目的とする団体を構成したり、加入すること、② ①を目的として文書・図書その他の表現物を製作・輸入・複写・保管・運搬・頒布・販売・取得すること、③ ②の表現物を取得して遅滞なく捜査・情報機関に告知しないこと、④ ①②の予備・陰謀(第四条)。

反国家団体の利益になることを知りつつ、その関係者と会合・通信を行ったり、金品の提供を受けること、これらの未遂・予備・陰謀(第五条)。反国家団体の支配下にある地域への脱出、同地域からの潜入(第六条)、

など詳細な規定と罪を設け、これらほとんどの場合に、各種懲役刑を科すことを定めている。

この反共法違反に問われた事件は、後にみるように数多くおこっているが、そのなかでも南朝鮮で大きな政治問題となり、また、とくに日本人にも関係の深いものとして、一九六四年の「人民革命党事件」がある。

一九六四年には、「韓日会談」に反対する南朝鮮の学生を主体とするデモが猛威をふるい、朴政権は、六月三日ソウル地区に非常戒厳令を布告しなければならなかった。つづいて与党の実力者金鍾泌が与党の議長職をしりぞき、第一次経済開発五カ年計画の不振など、朴政権はまったく危機に追いこまれた。このような状況のなかで、六四年八月一日、中央情報部は「北朝鮮労働党の指令を受け、人民革命党を組織して国家反乱を企図」し「六・三非常戒厳令の事態を誘発させた学生デモの背後組織」として「人民革命党の全貌」を発表し、八月一日には四七名を送検した。これをうけた公安部の検事は、一八日間徹底的な捜査を行なった結果、起訴できないと拒否し、三人の検事が辞表を提出した。これにたいし朴政権は、担当検事でない刑事部の検事に中央情報部の発表通りの起訴事実をもって起訴せしめた。

こうした強引な起訴には検事の間からも批判がおこり、与党系の新聞も批判するなど政治問題となった。九月九日には野党議員が国会で政府を追及し、弁護士協会は無料弁護を申し出るとともに、人権擁護協会と協力し、真相の究明にのりだした。この両協会の調査の結果、人権擁護協会は二五名の被告は中央情報部で裸にされ、水と電気で堪えられないほどの拷問を加えられ、事件はデッチあげられたものであると発表した。野党議員の調査団も、この調査結果を確認し（九月一日）、国民の非難が高まって、検察庁も再調査し

なければならなかった。しかし、再調査にあたった検事は、国家保安法違反の証拠はつかめないが、反共法には抵触するとの心証を得たとして、最初の公訴状を変更、反共法を適用して再公訴した。

一審においては、一三人中一人が無罪となったが、翌六五年五月二十九日の二審判決は原審を破棄し、一三名全員を有罪とし懲役一年（執行猶余三年）から三年の判決を行なった。さらに、同年九月二日の上訴審判決は、上訴を却下、反共法を適用した二審の判決通りの「有罪」が確定した。

なお、一九六八年にもこの事件とまったく同名の「人民革命党事件」があり、金培榮ほか四名が国家保安法、反共法違反で公訴され、一審で死刑（金培榮・35）、無期懲役（尹守甲・45）等の重刑を宣告される事件がおこっているが、上述の事件とは、まったく別の事件である。

朴政権下におけるその他の反共法弾圧事件

軍事政権発足後、七一年五月で満一〇年をむかえたが、この間、反共法や国家保安法違反に問われた事件は、無数といえるほどおこっている。これらの事件や関係者の数だけでも、ここで正確にのべることは困難だが、軍事政権発足後、六三年末までの時期には、「反革命陰謀事件」「クーデター陰謀事件」が六回ほどおこっており、これに関連して逮捕された者は一〇〇名以上に達している。

一九六四年以降、反共法違反に問われた主要な事件をあげてみると、まず六四年には前述の「人民革命党事件」のほか、六月二日軍事裁判において、ソウル大学生・金重泰ほか二名に反共法、内乱

陰謀罪、騒擾罪等を適用、一月一日、文化放送社長の南北統一に関する『世代』誌上の論文が反共法第四条違反であるとして同社長を逮捕、一月二日『朝鮮日報』の統一問題に関する同日付の記事が反共法違反に問われ、新聞押収、編集局長・鮮于輝、政治部記者・李泳禧を中央情報部に連行等の事件があった。

六五年には、五月八日『京郷新聞』社長・李俊九と業務副局長を、同社の前東京支局長が朝鮮民主主義人民共和国に帰国したことを理由に、反共法不告知罪で逮捕、後新聞社乗取り、七月四日小説『養地』が反共法第四条違反になるとして作家・南廷賢を逮捕、七月一日映画監督・俞賢穆を反共法違反で立件、八月二日『大邱毎日』新聞の記者三名を収監、九月二日ソウル大学の民族主義比較研究会関係の教授、学生一人を反共法違反、内乱陰謀罪、内乱煽動罪等で逮捕した。

六六年には民主社会党の議員だった徐珉濤が、その統一論で反共法違反に問われ逮捕され、六七年には六月の総選挙に際し、野党・新民党の全国区候補・金載華が、朝鮮民主主義人民共和国と連絡があったとして逮捕されている。また同年七月八日、東ベルリンを拠点としてスパイ活動を行なったとし、西独在住の芸術家、学者等多数を不法出国させ、自国に連行した「東ベルリン事件」は、まだわれわれの記憶に新しいところである。

六八年には、四月二〇日、治安局が「家族スパイ六名を検挙」と発表、七月二〇日、中央情報部が全羅南道佐子島の二七名を固定スパイ団として拘束、検察へ送致、八月二〇日東洋通信記者二名を反共法違反で逮捕、新聞記者等三〇名をソウル地検に召喚、同月二四日中央情報部が「統一革命党事件」を発表、一月二日、朝鮮民主

主義人民共和国から帰還した漁夫二九六名に徹夜審問等を行ない、反共法違反、水産法違反で全員立件、また同月二日には海洋警察隊長が、漁労阻止線を越えて北に行ったものは反共法を適用し全員拘束する、との方針を発表した。

このほか、六九年五月、与党国会議員・金圭南等六〇名が関連したという「スパイ団事件」、七〇年には風刺詩「五賊」の作者・金芝河や『思想界』誌幹部の逮捕等があり、これらはいずれも反共法と関連するものであった。

以上、反共法違反で逮捕されたり、刑を科されている事件をいくつか紹介したが、ここに記載できなかったものも多くあり、またこのように逮捕されるまでいかなくとも、中央情報部や検察が連行したり、召喚するといったことは、しばしば生じており、とくに新聞をはじめとする言論、報道、出版関係者に多い。

反共法違反や国家保安法違反に問われる事件では、中央情報部が捜査等で重要な役割を果たしている。中央情報部は、軍事クーデター直後の一九六一年六月、中央情報部法によって組織された秘密警察組織である。同法によれば、情報部は国外の情報、国内保安情報の蒐集、作成、配布や国家機密に属す文書、資料、施設あるいは地域にたいする保安業務、国家保安法、反共法などに規定された犯罪の捜査など広範な権限が与えられ（第一条）、情報部の組織、所在地、定員、予算、決算などの非公開を保障されている（第五条）。

このため、中央情報部に関しては、たとえば一九六四年一月二八日、三民会の曹在千議員が、中央情報部員は三七万人いると「暴露」したこと、あるいは、七一年三月、学生デモが新聞社に「中央情報部員を追いだせ」と要求したことにより、情報部が新聞社に組

織をもち、新聞作成を監視していることが明らかになったことなど、断片的に知られているにすぎず、軍人や公務員が、情報部長と所属機関の長の了解によって情報部にされ、原機関の身分上の権益・給与等を保障されたい、中央情報部員としての任務を優先的にこなうといったことが規定されている（同法第九条）ことなどもあって、大部分秘密におわれている。

朴正熙政権は、また、一九六六年三月、憲兵にも民間人について捜査権を与える措置をとり、南朝鮮では現在、中央情報部、警察、検察、憲兵あるいは軍の情報隊等、これらすべての機関が、人民の抑圧、弾圧を行なう体制ができあがっている。

引用以外の主要参考文献

松本博一『激動する韓国』岩波書店

高峻石『南朝鮮政治史』刀江書院

朝鮮民主主義人民共和国科学院歴史研究所『朝鮮通史』下 学友書房

統一朝鮮新聞社『統一朝鮮年鑑』各年版

（すずき じゅん・朝鮮研究家）

第6条 （不法地域往来）

1 反国家団体の不法支配下にある地域から潜入するかその地域へ脱出した者は5年以下の懲役に処する。

2 反国家団体の指令を受けるか、あるいは受けるためにまたはその目的遂行を協議したり協議する為に前項の行為をした者は1年以上10年以下の懲役に処する。

第7条 （未遂犯）前6条の未遂犯は処罰する。

第8条 （予備・陰謀）

1 第1条、第2条、または第3条第1号ないし第3号（以上第5条第1項依用の場合も含む）の罪を犯す目的で予備、陰謀した者は2年以上の有期懲役に処する。

2 第3条第4号、第4条（以下第5条、第1項依用の場合も含む）または第5条の罪を犯す目的で、予備、陰謀した者は10年以下の懲役に処する。

第9条 （不告知罪）第8条の罪を犯した者を認知して犯罪捜査の職務に従事する公務員に告知しなかった者は5年以下の懲役または1万ウォン以下の罰金に処する但し本犯と親族関係がある時にはその刑を減免する。

第10条 （誣告、捏造）他人をして刑事処分を受けさせようとする目的で本法に規定さ

国家保安法

1960年6月10日

法律第549号

改正1962年・9・24

第1章 罪と罰

第1条 （反国家団体構成）政府を僭称するか国家を暴乱する目的で、結社または集団（以下反国家団体と称する）を構成した者は次の区別に従って処刑する。

- 1 首魁は死刑または無期懲役に処する。
- 2 幹部または指導的任務に従事した者は死刑無期または5年以上の懲役に処する
- 3 それ以外の者は7年以下の懲役に処する。

第2条 （軍事目的遂行）反国家団体の構成員またはその指令を受けた者が、その目的遂行の為に刑法第92条乃至第99条に規定された行為をした時はその各条に規定された刑に処する。

第3条 （一般目的遂行）反国家団体の構成員またはその指令を受けた者がその目的遂行の為に刑法第92条乃至第99条に規定された行為をした時には、次の区別に従って処置する。

- 1 国家機密の探知、蒐集あるいは漏洩または爆発物使用の行為をした時には死刑

または無期懲役に処する。

- 2 殺人・放火・盗水あるいは通貨の偽造、同行使の行為をした時には、死刑無期または10年以上の懲役に処する。

- 3 交通、通信、国家あるいは公共団体が使用する建造物其他重要施設の破壊、強盗、略取か誘引、艦船、航空機、自動車、武器、其他物件の移動あるいは取去の行為をした時には無期または5年以上の懲役に処する。

- 4 騒擾、傷害、国家機密に属する書類や物品の損壊、隠匿、偽造、変造、国家機密の伝達あるいは仲介、偽造通貨の取得の行為をした時には2年以上の有期懲役に処する。

第4条 （煽動、宣伝）反国家団体の構成員またはその指令を受けた者が前条の罪を煽動または宣伝した時には10年以下の懲役に処する。

第5条 （自進支援、金品收受）1 反国家団体を自進支援する目的で前3条の行為をした者は前3条の例に依る。

- 2 反国家団体の構成員またはその指令を受けた者からその事情を知って金品を收受した者は7年以下の懲役に処する。

れた罪に対し誣告偽証、有罪証拠の造作または無罪証拠の湮滅あるいは隠匿をした者は当該各条に規定された刑に処する。但し

犯罪捜査の職務に従事する者かこれを補助する者またはこれを指揮する者が職権を濫用して本文の行為をした時にはその法定刑の最低を2年とする。

第10条の2 （再犯者の特殊加重）本法、反共法、軍刑法第13条、第15条、特殊犯罪処罰に関する特別法第6条の罪または刑法第2編第1章内乱の罪、第2章外患の罪を犯し有罪の判決を受けた者が刑の執行中またはその執行を終了したか執行を受けないことに確定された後5年以内に第1条第3号、第3条第3号・第4号、第5条、第6条、第7条または第10条の罪を犯した時にはその罪に対する法定刑の最高を死刑とする。

第11条 （資格停止）本法の罪に関して懲役刑を宣告する時にはその刑の長期以下の資格停止を併科する。

第12条 （没収・追徴）

- 1 犯人が本法の罪を犯しその報酬を受けた時にはそれに相当する金額を追徴する
- 2 犯人に対する追訴をしない時にも検事は押収した書類または物品の国産帰属を命

ずることができる。

第13条 （刑の減免）1 犯人が自首した場合はその刑を軽減または免除する。

- 2 犯人が本法の罪を犯しまたは犯そうとした者を告発した場合にも前項と同じ
- 3 犯人が自意で実行に着手した行為を中止するかその行為による結果の発生を防止するかまたは他人が本法の罪を犯すのを妨害した場合も前項と同じ、
- 4 第8条の罪を犯した者がその実行にいたる前に自首した場合はその刑を免除する。

第2章 特別刑事訴訟規定

第14条 （証人の拘引、留置）1 検事または司法警察官から本法に規定された罪の証人として召喚を受けた者が正当な理由なしに2回以上召喚に応じなかった場合には地方法院判事の拘束令状を貰って拘引することができる。

- 2 拘束令状の執行を受けた証人を拘引する場合に必要な時は最寄りの警察署あるいはその他適当な場所へ臨時に留置することもできる。

第15条 （拘束期間）1 地方法院判事は第1条ないし第6条に該当する犯罪として検

事の承認を受けた司法警察官の申請によって捜査を継続することに相当な理由があると認定した時には、刑事訴訟法第202条の拘束期間の延長を1回に限って許可することができる。

2 前項の期間の延長は10日以内とする。

第16条 (公訴保留) 1 検事は本法の罪を犯した者に対し刑法第51条の状況を参酌して公訴提起を保留することができる。

2 前項に依って公訴保留を受けた者が2年間公訴の提起をせず経過した時にはそれを追訴することはできない。

3 公訴保留を受けた者が監視・保導に関する規定に違反した時には公訴保留を取消することができる。この規則は法務長官が定める。

4 前項に依って公訴保留が取消された場合には刑事訴訟法第202条の規定に拘わらず同一な犯罪事実として再び拘束することができる。

5 刑事訴訟法第202条の規定は前項の場合には適用されない。

附則

本法は公布された日から施行する。

附則 (1962・9・24 改正)

1 (施行日) 本法は公布後30日経過した日から施行する。

2 (経過措置) 旧刑法第2編第2章内乱に関する罪、第3章外患に関する罪、旧国家保安法、旧非常時態での犯罪処罰に関する特別措置令、旧国防警備法第32条、第33条または旧海岸警備法第8条の2、第9条を犯した有罪の判決を受けた者は刑法第2編第1章内乱に関する罪、第2章外患の罪、反共法、本法、軍刑法第13条、第15条または特殊犯罪処罰に関する特別法第6条の規定によって有罪の判決を受けた者とみなす。

反共法

1961年7月3日
法律第643号
改正

1961・12・13
1962・9・24
1963・10・8

第1条 (目的) 本法は国家再建課業の第1目標である反共体制を強化することによって国家の安全を危地においやる共産系列の活動を封鎖し、国家の安全と国民の自由を確保するのを目的とする。

第2条 (定義) 本法で反国家団体というの

は国家保安法第1条に規定した団体中、共産系列の路線に従い活動する団体をいう。

第3条 (加入、加入勧誘) 1 反国家団体に加入するとか他人に加入するのを勧誘した者には7年以下の懲役に処する。2 前項の未遂犯は処罰する。3 第1項の罪を犯す目的で予備または陰謀を行なった者には5年以下の懲役に処する。

第4条 (讚揚、鼓舞等) 1 反国家団体とかその構成員または国外の共産系列の活動を讚揚、鼓舞またはこれに同調するとかその他の方法で反国家団体(国外共産系列を含める)を利する行為をする者は7年以下の懲役に処する。このような行為を目的とした団体を構成するとかこれに加入した者も同じである。2 前項の行為をする目的で文書、図画その他の表現物を製作、輸入、複写、保管、運搬、頒布、販売または取得した者も前項の刑と同じである。3 前項の表現物を取得しながら遅滞なく捜査、情報機関にこの事実を告知する時には罰しない。4 第1項第項の罪を犯す目的で予備をしたとか陰謀した者には5年以下の懲役に処する。

第5条 (会合通信等) 1 反国家団体とか

国外の共産系列の利益になることを知りつつその構成員またはその指令をうけた者と会合または通信その他の方法で連絡するとか金品の提供を受けた者には7年以下の懲役に処する。2 前項の未遂犯は処罰する。3 第1項の罪を犯す目的で予備行為または陰謀した者には5年以下の懲役に処する。

の罪を犯した者と知りながら鉄砲、弾薬、金品その他財産上の利益を提供するとか潜伏会合連絡のための場所を提供するとかまたはその他の方法で便宜を提供した者には10年以下の懲役に処す。但し犯人と親族関係がある時にはその刑を減輕することができる。

第6条 (脱出、潜入) 1 反国家団体の支配下にある地域に脱出した者には1年以下の懲役に処する。2 反国家団体の支配下にある地域から潜入した者が遅滞なく捜査、情報機関に自首しない場合には5年以上の有期懲役に処する。3 反国家団体またはその構成員の指令により前項の罪を犯したとき、死刑、無期または5年以上の懲役に処する。4 反国家団体または国外の共産系列の指令をうけ、またはうけるため潜入するか脱出した者には前項の例に依る。

第8条 (不告知罪) 第5条の罪を犯した者と知りながら捜査、情報機関にこれを告知しなかった者には国家保安法第9条の例による。

第7条 (便宜提供) 本法または国家保安法

第8条の2 (特殊職務遺棄) 犯罪捜査の職務に従事する公務員が、この法または国家保安法に規定された罪を犯した者を認知しながらその職務を遺棄した場合は、10年以下の懲役に処する。ただし、犯人と親族関係があった場合はその刑を減免する。

第9条 (法適用の排除) 本法または国家保安法

第9条 (法適用の排除) 本法または国家保安法を犯した者に対しては労働争議調整法第13条の規定を適用しない。

第10条 (賞金) 1 本法または国家保安法に規定された罪を犯した者を、捜査機関または情報機関に通報するか、逮捕した者および犯人を認知して逮捕した捜査機関または情報機関に従事する者に対しては、閣令が定めるところにより賞金を支給する。

第11条 (報労金) 1 前条の場合に押収金品があった場合は、賞金を支給する場合に限って押収金品価額の2分の1に相当する範囲内で報労金を支給する。

2 反国家団体またはその構成員から金品を取得し、捜査機関または情報機関に提供した者に対しては、提供金品価格の2分の1に相当する範囲内で、報労金を支給する。

ことができる。反国家団体の構成員が提供した場合も同様である。

3 報労金は50万ウォンを超過することはできない。

第12条 (援護) 本国または法家保安法に規定された罪を犯した者を逮捕しようとして傷痕を受けた者と、死亡した者の遺族に対しては、閣令が定めるところにより軍事援護補償法による援護対象とすることができ

る。

第13条 (反共有功者審査委員会) 1 本法に規定された賞金と報労金の支給および前条による援護対象者を審議決定するために、法務部長官所屬下に反共有功者審査委員会(以下委員会という)を置く。

2 委員会は審議上必要な場合には関係者を召喚ないし調査することができ、国家機関その他公私団体に照会し、関係事項の報告を要求することができる。

3 委員会の組織と運営に関する必要な事項は閣令で定める。

第14条 (検事の処分結果通知) 本法に依る賞金と報労金の支給および援護対象になる事件に関しては、検事または軍法会議検察官が公訴を提起するか、公訴を提起しない

法定または国庫帰属処分をした場合は、検事または軍法会議検察官は直ちに関係者にその旨を通知しなければならない。

第15条 (賞金等の請求および支給) 1 本法による賞金と報労金の支給および援護は、前条の通知を受けた日から60日以内に請求した者に限る。

2 賞金および報労金の請求と支給手続に関する必要な事項は閣令で定める。

第16条 (準用規定) 国家保安法第10条乃至第13条と同法第2章の規定は本法の場合にこれを準用する。

附則

① 本法は公布した日から施行する。

② 軍事革命委員会布告第18号はこれを廃止し、同布告に規定した犯罪は本法の該当規定によって罰する。

附則

(61・12・13 改正)

① 本法は公布した日から施行する。

② 本法施行前に、大統領第50号により利敵行為金品を発売した者に対する、賞金交付規則によって賞金を受けた者が、その交付を受けられなかった場合は、押収品価格の2分の1に相当する報労金を支給する。

附則

(62・9・24 改正)

① (施行日) 本法は公布後30日が経過した日から施行する。

② (経過措置) 旧刑法第2編第2章内乱に関する罪、第3章外患に関する罪、旧国家保安法、旧非常事態下の犯罪処罰に関する特別措置令、旧国防警備法第32条、第33条または旧海岸警備法第8条の2、第9条の罪を犯し有罪の判決を受けた者は、刑法第2編第1章内乱の罪、第2章外患の罪、本法、国家保安法、軍刑法第13条、同第15条または特殊犯罪処罰に関する特別法第6条の規定に依る有罪の判決を受けた者とみなす。

附則

(63・10・8 改正)

① 本法は公布した日から施行する。

② 本法施行前に行なった賞金または報労金の請求は、本法にもとづいて行なったものとみなす。

③ 本法施行前に賞金または報労金を請求する事由が発生した事件の請求期間は、第15条の規定に拘泥されず従来例に従う。

④ 第12条の規定は1961年5月16日以後に傷痕を受けた者と死亡した者の遺族に対してはこれを適用する。

(統一朝鮮新聞社『統一朝鮮年鑑』六五—六六年版)。

破防法公判傍聴記 (八) (九)

浅田 光輝

第八回公判(昭和四十六年二月一七日)

井上弁護人の保釈「上申書」

今日の公判は午前一〇時からであった。

前回に弁護団の要請があった、午前には出廷した被告と弁護団の打合せにあてられ、審理はこれまで同様、午後から始められる。

一時半開廷。

前回公判の終了間近に、井上主任弁護人がすでにいく度も請求をくりかえして却下されつづけている保釈問題を取りあげ、そのことについてあらためて、「当裁判所」にあてて『上申書』を提出した

いと申入れた。前にも書いたように、すでに満二年にもなろうという被告の勾留は、昨年七月以来公判も開始されているのに、公判を担当する「当裁判所」ではなく、依然として勾留部といわれる刑事一四部の裁判官の裁量のもとにおかれている。服部裁判長は、公判廷で不当な長期勾留にたいする抗議が出されるたびに、それは当裁判所のかかわりえないことであるとして、この問題にふれることを極力避けてきた。井上弁護人が保釈にかかわる上申書をあえて勾留部裁判官ではなく、「当裁判所」に提出したいといったのは、被告の審理にあたる裁判官が、そのような司法行政の慣行としておこなわれているのにすぎない形式をタテにとり、そのなかにとじこもって、被告の人権にかかわる問題にもいっさい眼をつぶる、そういう裁判官の姿勢にたいする批判と抗議を示そうとするものだったのであろう。

『上申書』は一月二九日、公判を担当する刑事第二部に提出されている。

裁判所が、被告の勾留処分を、審理にかかわらない裁判官の担当のもとにおくという処置をとることの論議とするのは、前にも書いたことがあるように、予断排除の原則ということである。つまり実質審理が開始されるまでは、予断排除の原則によって、審理にあたる裁判所は、被告人の勾留にかんする処分にあたるべきではない、という理屈である。その根拠は、刑事訴訟法第二八〇条「公訴の提起があった後第一回の公判期日までは、勾留に関する処分は、裁判官がこれを行う」、同条第三項「(この裁判官は)その処分に關し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する」とあるのにもとづいていゝ。また刑訴のこの規定をうけて、刑事訴訟規則には、それをさらに明確にして、第一八七条「公訴の提起があった後、第一回の公判期日までの勾留に関する処分は、公訴の提起を受けた裁判所の裁判官がこれをしなければならぬ。但し、事件の審判に關与すべき裁判官は、その処分をすることはできない」と定めている。東京地裁に勾留専門の部がおかれているのは、この規定によるものである。だが問題は、この法律にいう「第一回の公判期日」の解釈である。東京地裁が実務の上で慣用する解釈は、「第一回の公判期日」はかならずしも形式的に公判がはじまった日を指すのではなく、実質的に審理が開始されたものとしての「第一回」、すなわち刑訴二九一条のいわゆる冒頭手続としての、起訴状朗読およびそれにたいする被告・弁護側の冒頭意見陳述を終了して、二九二条の証拠調にはいったときであるというものである。本廷で、服部裁判長が「ここではとりあげるべきではない」と議論を却下しつつづけているのは、この地裁の実務上の解釈を背景にしているものである。

井上弁護人の「上申書」は、このような解釈が実際上まったく無

い、**「本件裁判所は本件被告人の勾留がすでに不当に長きにわたっていることを認めないのか、もしこれを認めるならば、何らかの処分に出る必要があるのではないか」と迫る。**

私は裁判の実務をまったく知らない。公判が始まれば、検察側の公判準備をすでに充分にとのえられたものとして、勾留被告の身柄の処置は、そのまま公判担当の裁判官の責任に移されるものとはかり思っていた。ところが公判廷で保釈の論議があつて、裁判長が「自分の権限外である。勾留部できいてくれ」とそれに応じるのをきいて、正直いってびっくりした。裁判所は、刑訴二八〇条の「第一回の公判期日」を、独自の解釈で「実務的第一回」と読みかえてゐる。訴因が一見して明白であつて争う余地の少ない単純な実行行為の事件であれば、起訴状朗読から弁護人の冒頭意見陳述までの、いわゆる冒頭手続は、簡単に、短期間ですませることもできるだろう。だが政治的社会的な背景によって惹起されている、いわゆる公安事件ではそうはいかない。ましてそのなかでも、政治思想を直接に訴因としている破防法裁判ではさらにそうはいかない。

破防法制定と同時にただちに適用された、日本共産党のいわゆる軍事方針にかかわる破防法第一号の京都事件は、一九五三年一〇月一〇日に第一回公判があつて、五六年一二月二七日の第四三回公判で無罪の判決が出されるまで、三年余りの日時をついやした。そのなかで、起訴状朗読があつてのち、それについでする弁護側の釈明要求、検察官の釈明を経て、弁護人の冒頭意見陳述という、いわゆる冒頭手続を終えるのに一六回の公判、ほぼ一年を要している。さらにそれに引きつづいて検察官の立証があり、それが終了したのが第三二回公判であつて、それまでに公判開始以来満二年を経ている。

意味であることを明快に説いている。すなわち裁判所が実務上「第一回公判」を右のように解釈するのは、ひとえに予断排除の原則にもとづくものであるが、予断排除とは、「法廷にあらわれない資料によって有罪の方向への心証は採つてはならない」(上申書)ということである。そうであれば、公判が冒頭手続を終えたことによって予断のおそれがなくなったということにはならず、それを厳密におこなおうとすれば検察官の立証が終るまでは、公判担当の裁判官を勾留にかかわらせるべきではないということにもなってしまう。そのように考えれば、裁判所が慣用するこの実務上の解釈はすじが通らない。したがつて、刑訴の「第一回公判期日」をそのまま素直に、実際に公判を始めたときと受けとめたところで一向に差支えないはずである。「被告人の審理に責任を負う裁判所」は「被告の勾留につき、常に慎重な考慮」を払わなければならない。その点からいえば、審理がすでに開始されている以上、勾留に関する処分は当裁判所が、その責任として引受けるのが当然であろう。井上弁護人はそのように審理にあたる裁判所の責任を強調する。

だが現状は、勾留部が被告の勾留を管理しており、その判断によつて保釈が認められないでいる状態である。この現状にたいして、「上申書」は、刑訴九一条によつて裁判所の職権による保釈を求める。刑訴九一条は、「勾留による拘禁が不当に長くなったときは、裁判所は、第八十八条に規定する者の請求により、又は職権で、決定を以て勾留を取り消し、又は保釈を許さなければならぬ」と定めている。井上弁護人は、「不当に長い拘禁かどうかは、むしろ、実体審理をすべき裁判所こそ正しく評価できるのであり、またそれ故、〈職権〉による勾留の取消・保釈は当該裁判所の責任である」

一年の日時をついやした冒頭手続では、破防法の違憲性も論じられ、公訴棄却の要求も提起された。破防法事件の背骨となる本質的な問題点は、ほぼここに集中して提起されている、といつていい。冒頭手続はたんなる形式や儀式ではない。ことに、検察官の起訴状によつて示される国家権力の意思にたいしてたたかわなければならぬ公安事件では、それはすでに審理の実体を形成するものなのである。

十数年前の京都事件にたいして、四・二八沖縄闘争事件は、その後の日本の社会的政治的現実の変化、当時の日共とこととなる今日の行動主体のあり方によつて、よりきびしくたたかわれる裁判になるだろう。したがつて、求釈明、冒頭意見陳述も、さらにいっそう具体的な現実的内容が盛られた長時間を要するものにならざるをえない。今後一年も二年をも要することになるかもしれないそのあいだ、裁判所はまだ冒頭手続の段階であつて実体審理にはいつていないからといつて、被告の身柄を審理に無関係な勾留部にあずけたままにし、それによつて延々と勾留をつづけるつもりなのだろうか。これは考えようによつては、被告・弁護団をして、冒頭手続を簡略に形式的なものにすませ、無内容な儀式的な手続にさせようとするための不当な圧力とも受けとれよう。それは公正な裁判のやり方ではない。

「上申書」にたいする裁判長の応答

開廷と同時に服部裁判長は、すでに提出されているこの「上申書」にふれて、裁判所の考えを示す。

「保釈について弁護人から上申書が提出されているが、これについて当裁判所は刑訴二八〇条の〈第一回公判〉を、実質的な第一回公判、すなわち実体形成に一歩足を踏み入れたとき、と考える。それは被告が事件についての陳述をおこなったときである。これは別に当裁判所の独自の見解ではない。地裁の通説である。東京地裁では一四部が勾留を担当しているので、当部は一四部と考えの衝突をきたさないための配慮が必要である。証拠調にはいられぬ前であるから、これは当然である。当裁判所は以上の見解を変えるつもりはない。また『上申書』をうかがったところ、被告の長期勾留にたいして非常救助の措置をとれということだが、これは当法廷ではないしませんが。この問題は重要事ではあるがここでは言及しない」

裁判長は、東京地裁の実務の上で定められた裁判官の受持ち区分を、あらためて説明しているだけである。井上弁護人の『上申書』は、そんなことをきいているだけではない。それが合理的でないことを批判し、裁判権の独立において、地裁の司法行政の慣行にとらわれないで、それを越えて判断してくれと求めているのだ。裁判長の答えはその申し出の趣旨にはまったく立ち入ろうとしない。また裁判長は刑訴九一条にもとづく職権保釈の要求を「非常救助の措置」ということばでうけとめているが、私はそういう裁判長のことばの使い方にひっかかる。裁判所の職権による保釈は「非常措置」ではない。それは裁判権の独立にもとづく、ごくあたりまえの措置だろう。裁判官には、憲法や刑訴によって、行政を越えたそういう「独立の判断」が義務づけられているはずである。そういう義務としての「独立の判断」を、この裁判長はできるだけ避けようとする。この答弁は、私にはどうしてもそうとしかきこえない。

裁判官の独立を、いささかでも侵してはならないという配慮によるからである。裁判所には裁判官の独立がある」

この裁判長はいったい何をいっているのだろう。かれは「他の部の裁判官の独立を侵さない」ことが「裁判官の独立」だという。勾留は、他の部で担当していることだから、ここでは不当に長期であるか否かの判断をいうのは「裁判官の独立」を侵すことになる、といている。そうではなからう。井上弁護人が引用する刑訴九一条は、「不当に長い勾留」であるかどうかの判断を、裁判所、すなわち審理に責任を負う裁判官に義務づけているのだ。そしてその判断によって職権を発動することが「裁判官の独立」なのだ。裁判所の実務の上で区分された「他の部」の同僚の意圖を重んじるのが「裁判官の独立」の尊重なのではない。ここでは、そのような裁判所の行政上の役割分担による勾留裁判官の意圖のいかんにかかわらず、審理にあたる裁判官が独自にみずからの判断を示し、それによって職権を行使することこそが「裁判官の独立」なのである。この裁判長のいっていることは、地裁の同僚の気を兼ねたサラリーマン的発想以外の何ものでもない。それをかれは、「裁判官の独立」といっている。

この何ともお話にならない低調な答弁に、質問した井上弁護人もだまりこんでしまう。

三たび特別弁護人の問題

裁判長は、これで『上申書』の保釈問題には区切りをつけたものとして、

裁判長はことばを継いで、前回公判の問題であった特別弁護人申請にたいする「保釈」処分にふれ、

「特別弁護人について、前回は検察官に批判があり、それを通じて裁判所に要請があった。前回、裁判所は許可を留保するという粉らわしい言葉を使ったが、裁判を留保する、とのちにいいかえた」そして被告席から本多君が、「留保とはどういうことですか」ときくののたいして、「許可とか不許可とかいいわないことです」と答える。前回は裁判長のあいまいな表現を、被告も弁護人もいく度もくりかえし問いただした。そしてそのようなあいまいなことばの真意を測りかねて、議論の進行が渋滞した。裁判長はそれが気になつていると見える。

井上弁護人が、『上申書』にたいする裁判長の答えについて質問する。

「勾留の問題で裁判長がいわれたが、われわれ弁護人がこの上申書においた力点は、裁判長がごく簡単にふれた後半の部分にある。そこでは刑訴九一条に関連して二つのことをきいている。一つは本件被告は不当に長い勾留の状態におかれているものと考えるか、ということ。一つは、もしそう考えるなら、当裁判所の職権発動が必要と思わないか、ということ。その点についてお答えがなかった。再度答えられたい」

裁判長は「非常救済といったのは適切ではなかった」と前おきして、つぎのように答える。「弁護人のいうことはわからないことはないが、これを（職権発動を——筆者）この段階でとるという見解に達していない。そこで不当に長期か否かということについては、裁判官の意見はここではないべきではない。すなわちそれは、他の部の

「この法廷も回を重ねたので、弁護人に求釈明があれば提示されたい。さあどうぞ」と進行を促す。「求釈明」とは、法廷の進行の上で起訴状明証につづいておこなわれる起訴状についての弁護側からの質問のことである。この裁判は、冒頭から看守の過剰警備の問題があり、それが片付かないまま第五回公判で起訴状明証がおこなわれたが、そのあと特別弁護人の申請がベンディングにされたことに論議が集中して、法廷の進行が軌道にのらない状態である。未解決の看守問題、第六回公判以来の特別弁護人の問題、それに長期勾留の問題もふくめて、この裁判は、裁判を公正におこなうべき法廷の条件をととのえるのに、被告・弁護人の側にとって、あまりにも不利な制約が多すぎる。それをとり払うために、これまで、被告と弁護人は全力を尽くして裁判長に訴えてきた。だがそれはことごとく、裁判長によって中途半端にされ、あるいはしりぞけられた。そういういっさいをすべて済んだものとして、審理の進行を促す裁判長にたいして、被告席から本多君が待ったをかける。

「前回、私の発言は検事によって中断させられた（資本家の合理化）云々という本多君のことばにたいする検察官の異議申立があったことを指している——筆者）。その抗議もふくめて、裁判長の（特別弁護人申請にたいする）はなはだ理解に苦しむ決定について、意見をのべさせてもらいたい」

その間、裁判長が「一寸待って」と制して右陪席と合議する。それが終り、本多君はことばをつづける。

「前回、裁判長が決定を下し、それにたいする討論があつて、その後一ヶ月を経て今回また同じ決定である。思うに、裁判長はわれわれ被告・弁護人の意見を充分に聞いて判断するという態度に欠けて

いるのではない。はじめに私が何故特別弁護人の問題にこだわるか、そのことをいっておこう。第一に、それはこの裁判が、特殊な性格をもつものであるからである。すなわちこの裁判の性格が政治的であるということであり、これは特別治安立法であって、一般に罪にならない行為が政治的であるということに罪になるということである。第二に、われわれにたいして破防法を適用していった過程が、権力者の政治的意図に出ているということだ。それはそれ自体として、四・二八沖繩闘争への弾圧という政治的な性格によるものであった。そうであれば第三に、当然、この法廷で、日本の帝国主義がアジアにむけて侵略の方向へ進むこと、それに抵抗してたたかわれる安保反対・沖繩奪還の人民勢力の闘争があること、その相互の關係のいずれが正しいかということが、充分に解明されなければならないことになるだろう。第四に、この破防法裁判では、日本におけるいっさいの言論の自由にたいする弾圧がおこなわれようとしている、ということだ。

ここでは、基本的な人権、言論の自由、表現の自由、示威の自由等、全人民にたいする権利の侵害が問題になっている。そのように、この裁判はまったく政治的であることを裁判長は考慮すべきである。裁判所はたんに法律の適用のみを考えるのではなく、この裁判の政治的性質を考えよ。

われわれは、これを正々堂々と政治的に争うつもりである。われわれの世界には、自己批判ということばはあっても、証拠いんめつなどという責任回避はありえない。だから、検事も裁判長も、この歴史的裁判を堂々とやっていたきたい。前回の検事の反対は、被申請三氏は、第一に、裁判の知識、経験がない。第二、本法廷を政治

そうであれば、この裁判は、政治的知識をもつ特別弁護人がどうしても必要になる。

第三の点、検事の意見は、特別弁護人の制度は必要がないということに通じる。すでに有能な弁護人がついているから、特別弁護人の必要はない、と検事はいつている。それなら、特別弁護人をつけるのは、弁護人が有能でないから、ということなのか(被告席から藤原君が、弁護人が有能か、無能かをいうのは、被告の問題だ、とことばをはさむ)。検事は法律の経験の有無をいつている。そんなことは、そもそも、検事が容喙すべきことではない。

そもそも三人の先生方にたいして、検事が法の知識がないなどというの、は、検事の認識不足だ。羽仁先生が参議院で改えられた部分、いまの破防法の一部になっている。法の知識がない人によって作られた法律が、いまここに通用しているのですよ(これはいうまでもなく、羽仁さんが破防法の制定者であるということではない)。羽仁さんは参議院法務委員として破防法に反対し、参議院法務委員会がついにこの法案を否決するにいたる過程を、強力に推進した。だが参議院本会議は一部分の修正を名目に強行可決し、衆議院に回付した。本多君がいつているのは、参議院法務委員会における羽仁委員の絶対反対論が、現行破防法における原法案の修正として結果している、ということである。参照、羽仁五郎『憲法と国民の抵抗』評論社、別冊法律時報『破壊活動防止法の逐条解説』一九五二年七月。——筆者註。

裁判長は、かねてより、しきりに寛容ということをいわれる。法の世界で寛容とは何か。ルッター以後、ヨーロッパに三世にわたって、宗教を異にする者のあいだの戦争がつづいた。その過程を通じて、異端が武器をもって対峙することになっていた。いわれたのが、

的宣伝の場にする。第三、練達な弁護人が多数いるから不必要、裁判は簡潔明瞭に進めなければならない、ということであった。これはためにする意見である。昨年暮れの公判で検事が異議をとなえたときに、被告・弁護人の質問にたいしてただちに意見の開陳があるべきところ、それをせず、その後一ヶ月の猶予を置いて提出された意見書は、三氏の著書などを充分に勉強してまとめられたものであったのかと思っていれば、まったくそういうものではなかった。

第一の点は、この裁判では破防法の合憲性そのものが問題になるということを見無視している。今日では法務省その他から、このように問題を出すことが誤りであるかのような圧力がある。当法廷は、問題を回避することなく、堂々ととりあげていっていただきたい。第二の点では、この裁判は全面的に政治的知識を必要とするものであることを無視している。今後、起訴状(の求釈明)の段階で、検事の政治的知識がまったく欠けていることが明らかにされるだろう。

二月二〇日、沖繩コザの闘争にたいする騒乱罪適用は、沖繩警察にたいする本土警察権力の圧力によるものであったと新聞は報じている。これはぼくが独房で読んでいた唯一の新聞、読売の記事によるのであって、ぼくが考えたことなどではない。こんなことは、刑事訴訟法などをいくら読んだところで、わかりはしない。このような日本の支配階級の意図するところは、かれらの歴史的社会的な沖繩支配の本質を追求することがなければ、けっして明らかにならないだろう。日米共同の沖繩返還の策動は、人民の闘争によって破綻する。沖繩問題を理解しようとするれば、沖繩県民の歴史的闘争の全体像をぬきにしては不可能である。四・二八闘争もわかり。それを理解しようとするれば、人民の闘争の全面的な把握が必要なのだ。

「寛容」ということばである。すなわち「寛容」とは、宗教・民族を異にする者が、国家に反抗することにはたいしていわれていないことばなのだ。法律にかんしてやたらに寛容などといわない方がいい。

先般、元駐米大使の下田氏が最高裁判事に任命された。かれはアメリカにたいするイエスマンとして、日本のプロレタリアートはもとより、ブルジョアジーからさえいっしょくを買う人物であるといわれている。かかる人物が最高裁判事になっている。これはおそらく、今後国際上、外交上の諸關係が裁判にもちこまれるようになることを見越した上の任命であろう。むしろ、羽仁先生が最高裁判事になるべきだ」

ここで突然、本多君の発言は、裁判長に「ちょっと」とささげられて中断する。

「下田氏をアメリカ大使として批判するのはいいが、最高裁判事としての下田氏にたいするそのようなことばは許されない」

この裁判長のことばに、後藤弁護人が猛然と反論する。

「裁判長! 法廷で裁判所や判事を批判してはいけないのか!」傍聴席は騒然となる。本多、藤原両被告は口ぐちに「批判をどこでやれというのか」「どこがどういけなののか」と抗議する。今年はじめにあった下田元駐米大使の最高裁判事任命は、当時新聞の社説も、法律雑誌もあげて、裁判機構にたいする不明朗な政治的人事として、非難の高かった事件なのである。それが駐米大使としての下田の批判ならいいが、最高裁の下田の批判は許せないと何たるいい草か。駐米大使としてとく政治的偏向が目立った人間が、こともあらうに政治にたいして独立的であるべき最高裁判事に任命されたということが、まさに問題だったのだ。本多君は、そのこと

が今日の日本の国家権力を左右する者の、おそるべき政治的偏向を示すものだというようにしている。この裁判長は、下田最高裁判事を司法官僚機構のピラミッドにおける最頂点の上司としてそれに忠節を尽くしているつもりなのだろうか。そういう官僚世界の秩序を後生大事に遵守する裁判官が、自分の受持された事件にたいして、はたして外からの影響を排除した独立の判断をなすべきことを自身に課することができるのだろうか。司法の独立にたいする根本的な危惧が、ここでもたしても私の心中に生ずるのをいかんともなしたい。

裁判長は、後藤弁護士、被告諸君の抗議に、けんめいに弁解をこころみる。

「私のいうのは批判の方法である。へひんしゅくすべき人物」というような……」

藤原「それは事実じゃないか。それなら検事が(特別弁護人の)三氏に、法律の知識がないと非難するのを何故とめないのか」

裁判長「同じある事態を糺弾しようとするなら、それなりのことばがある」

本多「へひんしゅくすべき人物」ということばに代るいいことばがあったら、教えてください。今後はそれを使うから。しかしこれは相当上品なことばだと思うが」

本多君はなかなかアイロニストだ。

裁判長「私のいいたいのは、批判のやり方、個人的性格を批判してはいけないということだ。人を指している場合、裁判官だけでなく、検事にも看守にもすべてにたいして、ということだ」

裁判長ははじめ、駐米大使にならいいが最高裁判事にそういうこ

とばは許されない、といった。それがやりとりのなかで、いつのまにか、裁判官だけでなくすべてにたいして「個人的性格」を批判してはいけない、といういい方にすり変っている。「へひんしゅくすべき人物」という批判のことばが、悪口や罵言に類することばであるかどうかはともかくとして、本多君の下田最高裁判事にたいする批判は、すくなくとも下田という人物の「個人的性格」にたいする批評でないことだけはたしかだ。それは「公人」としての下田の、公的政治的在り方への批判なのである。

本多「私は、日本のプロレタリアートはもちろん、ブルジョアジからさえもへひんしゅくすべき人物といわれている、といった。これは読売新聞にもかかれていますことなのです。私はれそを紹介したただけだ。前回も裁判長はことばに気をつけるように、といわれたが、これはうけとれない。前回に検事は(合理化)ということば、資本家ということばでいきり立った。これは検事自身、資本家といわれるのは悪い奴といわれたものと思ひこんでいるからだ。コミニストといわれている人たちのなかにも、資本家に悪い資本家、いい資本家があるといっている人たちがいる。資本家はすべて悪いものとする検事は、コミニストよりも急進的だ」

本多君はいうだけいって、「本論にもどる」と宣言し、裁判長も「はいってください」と同意する。

「法の経験があるか、知識があるか」ということは、下田最高裁判事の任命にも見られるように、特別弁護人についてもまったく問題にならない、ということだ。検事は簡潔ということばにかくれて本裁判の争点を回避しようとしている。資本家の思想にコストの思想というものがある。大量生産、大量消費を目的として人間の労働過

程をそれに従属させて破壊する思想だ。裁判長も検察官も、それを充分にご存知だろう。時間を短縮するということを目的として裁判を進めるといふ思想は、それと同じだ。裁判公害ともいふべきものだ。以上、検事の意見はまったく姑息な、とるに足らないものである」

意見を終って本多君は、「へ姑息な」ということばはいけませんか。裁判長「いいですよ、それは」。法廷は大笑いになる。

特別弁護人制限の違憲性

つづいて川島弁護士が、

「冒頭、裁判長は、特別弁護人の申請について裁判を留保するといわれたが、これは憲法ならびに刑事訴訟法に違反するものである」と前おきして、かなりの時間をついやしてその理由を論ずる。

「事件は多面的である。被告人の防禦権の行使は法律的観点のみに尽きるのではなく、多面的になされなければならない。一般に刑事事件は、法律の意味の解明だけでは不十分であって、社会的、歴史的、経済的な意味を有しているからである。とくに本件破防法事件は、言論の自由、社会政治情勢の評価を欠いて解明することができない。本件が法律家のみによって真実の発見ができると考えるなら、それは法律家の思い過しも甚だしいといわなければならない。

裁判所はここで、深く、刑訴に何故特別弁護人制度があるのかを考えていただきたい。

特別弁護人制度は、事件の多面性の故に社会的、経済的、歴史的のあらゆる場合の被告人の防禦権の保障のために認められた制度で

ある。すなわち、この多面的な防禦権の保障のために、憲法二二条(基本的人権)、九七条(基本的人権の本質)に立脚して、憲法三二条(法定手続の保障)、三七条(弁護人依頼権)があり、刑訴三〇条(弁護依頼権の保障)、三二条(特別弁護人制度)がある。この趣旨において弁護人と特別弁護人は主・従の差なく、事実を明らかにする上で同格であり、相互補完の関係にある。ここで特別弁護人とは法律上の用語ではなく、だんに(弁護士でない弁護人)(刑訴三二条二項)のことであって、法律の条文上も何の要件も求めてはいない、ということに留意すべきである。

しからばその選任は、だれによって、何時なされるべきか。

特別弁護人が被告人の防禦権に根拠をもつものである以上、当然それは、被告が選任し、被告の希望する時期に認められるべきである。元来、被告人が防禦権の行使を必要とするその内容、その時期については、裁判所がそれを知る由もない。裁判所は裁判権を行使するのであって、防禦権を行使するのではない。裁判所が特別弁護人を認める、認めないというのはおかしい。防禦権行使の必要性、時期について裁判所が判断するのは、職権主義的であり、不当である。弁護人と特別弁護人が同格で、相互補完的であるなら、刑訴三〇条一項(被告人は何時でも弁護人を選任できる)は、刑訴三二条二項の(弁護士でない弁護人)にも準用されるべきでなければならない。その点で、裁判所は釈明の段階になれば認めてもいい、といわれたかのように仄聞するが、これは憲法、刑訴法に反するものといふべきである」

ここで裁判長が、「私としてはそういっておりませんので、そうお考えだと誤解が残ります」とことばをはさむ。というのは、当面

法廷の進行がさしかかっている釈明段階では、まだ許可しないつもりだというわけか。川島弁護人は議論を進める。

「釈明のさい特別弁護人がいかに必要かは、前回、後藤弁護人が縷々のべたとおりである。許可は裁判所の自由裁量ではない。もしそう解するなら、憲法および法令の違反である。裁判所としては、特別弁護人を原則として認める、もしそれが不適当者であって審理進行上妨げがある場合には解任すればいいのであって、刑訴にいう「許可」は、「選任の要件」ではなく、「解職の要件」と解すべきである。

以上により、現在当裁判所がとる「許可・不許可の留保」処分は、実質的に被告人の防禦権を侵害し、否定するものといわざるをえない。証拠決定の留保と異なり、防禦権の行使は時々刻々不斷に必要とされるものであるから、裁判所の留保処分は被告人の防禦権を不斷に否定するものであることを意味する。これは憲法三七条の趣旨、刑訴三〇条、三一条に反する違法不当な処分である」

川島弁護人は、憲法、刑訴法に準拠して、法理論の精緻な議論を展開する。その立論をうけて、小長井弁護人が、裁判所の審理の進行をうながすように、

「特別弁護人にかんしてぜひとも裁所判の決定をお願いしたい。

第六回公判で特別弁護人を提起したが、弁護人選任権は被告人の固有の権利であり、これは被申請者の識見・人物・業績等によって、許可は明らかであると私どもは考えていた。第七回公判では、検察官の反対意見を、だれが見ても明らかになように粉碎した。裁判長もそうお考えのようである。今回は、被告・弁護人の考えを、裁判所もすでに充分におわりの段階であらうと思う。この点について、

この裁判は法そのものが問われている。やったやらないのせんさくは、問題外である。この法そのものの粉碎に、われわれは満々たる自信を以て臨んでいる。しかもここではわれわれの演説が、客観的に、権力奪取の革命前夜におこなわれているのか、革命的条件の状況においておこなわれたものであったかどうか明らかになければならない。それについては、弁護士以外の、浅田その他の先生を必要としている。すなわち裁判の性格として、法そのものが問われ、政治的状況が問われていることにおいて、それ（特別弁護人）が必要なのだ。

裁判のはじめに、私も久保井君も、有罪をおそれないといった。この傍聴席にも、すでに有罪をすませて出席している人を見ている。しかし有罪にたいする決意をもつことと、それに甘んじるかどうかは別のことである。それを貫徹することにおいて特別弁護人が必要なのだ。破防法は全人民にたいする挑戦だ。そのことにおいて検事の起訴状を、完膚なきまでに粉碎しなければならぬ。裁判長はその立場上、破防法を有罪にする立場に追い込まれるだろうことを、私たちは心配している。だがそれにはたいして私たちも、破防法粉碎のために裁判長を追い込むのにはたか。そのために特別弁護人を必要とする。

われわれは検事を徹底的に論破した。その状態では、裁判長は自分の意見をいわなければならない。裁判長は、許可を留保といい、決定の留保、どちらでもといった」

ここで裁判長が、「誤解にもとづく論議はやめよう」とことばをはさむ。右田君は、

「許可を留保とたしかにいった。決定の留保と同じであるといっ

て、裁判所は合議にはいっていただきたい。

これから公判は釈明要求にはいるうとして。この段階では、特別弁護人をただちに必要とする。たとえば釈明要求に破防法の立法過程の究明を問題にとりあげるとする。そうすればただちに、参院法務委員会で親しく立法にあたつた羽仁氏が必要になる。また破防法の適用については、特別刑法によって処罰の発動があるべきかを判断するのに、複雑な政治機構、社会的現実をたいする広くかつ深い観察力に立つた説明を必要とする。それは私ども職業的弁護士の肩の荷に余る。裁判所のいわれることは、私どもに充分納得しかねるところがある。この申請にたいして、どこに疑念があるのかわかりかねる。したがって第七回公判の冒頭に裁判所の判断が下された時点より、さらに議論が進捗したこの段階で、それを充分にしんじやくされた上で、あらためて裁判所の決断を求めたい」

時刻はちょうど三時。裁判長は休憩を宣する。

あいまいな処置への抗議

三時半再開。

傍聴人もすでに入廷しているのに、エレベーターの故障で、被告諸君は地下の仮監から七階まで階段を上るのに時間がかかり、開始がおくれて三時三六分になる。

開廷とともに、右田君が発言する。

「前段につづいて被告はまだいい足りない。前回に検察官の意見をわれわれはまったく論破しつくした。その確認の上に立って裁判長にいいたい。

た。今日の公判では、服部裁判長はさらに後退した。留保などという概念は、日和見主義というか、何というか……許可留保というのは、許可はしたが、それは留保するということで、それがいつまでもずるずると留保されるのであれば、まったくでたらめである。裁判で留保などという用語があるのか。

前に看守問題で、裁判長は防禦権と戒護権の調和ということを行い、被告人の人間像がわからないうちは看守の見方によって考えるしかないといった。検事は被告像をもっていた。被告はあはれる可能性があると。だがいま、特別弁護人の被申請者について、検事も裁判長も何の知識もない。検事は、左翼の学者である、法律の知識がない、審理がなが引くといっている。この「特別弁護人像」はまったくのどっち上げである。これは通らない。だから粉碎された。裁判長は、またあいまいな調和をいっている。決定の留保、許可の留保というのは政治的判断である。論拠がない。そういういい加減なごまかしは、われわれは絶対に納得できない。許可しないとはいっていない、いつかは許可するんだというようないい加減なことに承服できない。釈明要求にはいった瞬間から決戦にはいる。私個人としては浅田先生を許可してもらいたい。われわれは階級全体のためにたたかおうとしているのだ」

つづいて被告諸君がつぎつぎ立つ。まず藤原君。

「本多、右田河被告から基本的な点がのべられたが、われわれ被告団は、決定を絶対に承服できない。裁判長は検察官の立場にまったく迎合する態度であると考えざるをえない。これは看守問題と同様である。だが今回の特別弁護人問題は、看守問題よりもっと重要である。

検事は意見書で、被申請者の略歴によって、また他に練達な弁護人がいるから不必要であるといった。さらに特別弁護人の活動は、冒頭手続と最終弁論だけに限られるといった。求釈明に特別弁護人がいないという裁判長は、この検事と同じだ(傍から本多君が、そうだと、弁護人をきめるのは裁判官でなく、われわれだ、とことばを添える)。小西裁判では、藤野裁判長は、検察官にはきりした釈明に応じるよう命じている。すなわち求釈明からもう問題が出てくる。破防法は政治裁判である以上、当然求釈明から問題が出てくる。それならここでただちに特別弁護人が必要になる。検事は「特別弁護人が当該法律の存否を論ずる場合も、右限度を越え、ながながと……」という、それを刑訴二九五条で制限すべきだといっているが、これはまったく見当が外れている。論理の飛躍だ。

藤原君が見当が外れている刑訴二九五条は、「裁判長は、訴訟関係人のする尋問又は陳述がすでにした尋問若しくは陳述と重複するとき、又は事件に関係のない事項にわたるとき、その他相当地でないときは、訴訟関係人の本質的な権利を害しない限り、これを制限することができる」と云々とある。藤原君は、検事の意見書が、特別弁護人は「簡潔明快」の限度を越え、「ながながと」論ずるだらうから、そのときは二九五条によってそれを制限すべきだと述べているのをとらえて、刑訴のこの箇条で制限すべきものの要件としているのは、そんなことではないといっているのである。藤原君の発言がつづく。

「検事はまた、裁判所は、これら学者の主観的法律論をきかなければ独立の判断ができないことではない」といっている。裁判所が独立の判断をするのは当然だが、検察官の破防法攻撃にたいして被

告がそれと争うことと、裁判所が独立の判断をするということは、次元を異にする問題だ(本多君が「法律の否定だ、危険思想だよ」。検事はさきに、勾留にかんする意見書で、被告は憲法否定の思想をいっているから憲法で保護される必要がない、といった。そういう検事が破防法を適用している。それとたまたまの特別弁護人が必要なのだ。

要するに検事のいっていることは、政治被告人には特別弁護人の必要はない、ということだ。検事はそのように制限を加えながら、特別弁護人を必要とするのは、「特別の知識を必要とする事件」云々という。そのことは、この破防法事件に学者を特別弁護人とする必要があるというのにひとしい。過去において、政治事件では特別弁護人が何度もついていた。検事は、こういう場合にのみ特別弁護人が許されるとして、検事の制限するそういう場合以外は特別弁護人がないかのようにいうが、意見書の最後に、(近時の傾向として、特別弁護人は法廷内外の政治的宣伝を)云々といっているのは、みづから矛盾撞着をいうものである。

さいごに裁判長に、ことばのアヤで裁判を進めないでくれといいたい。この裁判は、過去の三・一五事件に匹敵する。三・一五裁判によって、日本はアジア侵略の道を進んだ。この破防法事件は、同様に、われわれを制圧して日本をまたびアジア侵略に進めようとするものである。検事はそのために行動している。それを裁判長は考えよ。日本がまたびアジア人民にたいして学生、青年に銃をとらせることになるか否か、その方向を決定するのがこの裁判だ。沖縄がアジア侵略の尖兵とされるかどうか、それはこの裁判にかかっている。裁判官はそのことを自覚して、毅然たる態度を持っていた

だきたい。そのために、拘置所で自由を奪われている被告の防禦権を徹底的に尊重せよ。

看守問題ではわれわれは譲った。しかし特別弁護人については絶対に譲らない。われわれは求釈明を重視している。何が争点であるかがそこで明らかにされる。そこでは特別弁護人が絶対に必要なのである。

つづいて久保井君。

「破防法は法律を越えた政治的な罪を規定するものである以上、それ自身が特別弁護人の必要を決定している。検事の意見書にたいする反駁はすでに全面的になされているのではやくりかえさないが、われわれは法律的に弁護されようというのでなく、歴史的に政治的に弁護されようとして特別弁護人を請求しているのだ。弁護人の選任は被告固有の権利である。裁判所も検事側も、形を変え、ことばを変えて、被告の弁護権を否定するのにならなっていることが、あらゆる形で示されている。このことに私は抗議しなければならぬ。服部裁判長はじめに許可を留保するといつて、のちに決

定を留保したといひ直した。このあいまいにいわれている表現は、その本質において弁護権を制限しようということである。

われわれは看守問題で一定の譲歩をした。しかしわれわれは特別弁護人の問題では絶対に譲れない。裁判長は看守問題で、防禦権と戒護権の調和といい、現実を見ながら、段階的に変えてゆくといった。だがそれが結局今日も変えられないでいる。われわれに幻想をもたせながら、やらないといわずにやらないでいるのが、服部裁判長の欺瞞的なやり方だ。この特別弁護人の問題では、われわれはそういうあいまいなやり方を許さない。

被告諸君は、口ぐちに、特別弁護人問題については絶対に譲れない、と決意を表明している。被告諸君が共通にする意識は、この問題は看守問題や長期勾留の問題よりも以上に、直接に裁判そのものにかかわる被告の権利の本質の問題であるということである。看守による不当な威圧や個人の身柄の不当な拘禁にはたえても、裁判闘争そのものにかかわるこの問題では絶対に譲れないということである。私はこの被告諸君の一条みだれぬ共通の決意に感動した。かれ

講演集

¥2300(〒50)

破防法と いかに闘うか

七〇年代階級闘争への先取的予防反革命
「破壊活動防止法」発動にたいし、
歴史的・社会的・法的見地から根底的批判を提起する。
猪俣浩三 司法権の危機と破防法
羽仁五郎 階級支配と破防法の本質
井上正治 破壊活動防止法の構造
丸山照雄 破防法裁判を国民の手で裁くために
浅田光輝 破防法裁判闘争への結集を訴える

破防法裁判闘争を支える会
東京港区新橋2の8の16石田ビル
(503) 5858 振替・東京162173

らは、裁判闘争ではいっさいの妥協を排してたたかいぬくという決意のもとに、被告個人の肉体的な苦痛は二の次においている。藤原君は、この裁判は三・一五事件に匹敵するといった。三・一五事件というのは、昭和三年、天皇制下における当時の唯一の革命党であった日本共産党にたいする大弾圧である。この弾圧によって天皇制国家は国民の国家権力にたいするいっさいの政治的批判を封殺し、アジア全域にむかう公然たる軍事的侵略への方向を踏み出した。被告諸君は現在の破防法発動に、当時の歴史の再現を見ている。破防法の適用を許してはならないという、裁判闘争にかけた被告の一致した決意は、戦後国家が戦前の日本国家の歩んだ同じ道を、当時と異なるあらたな形態と装いのものと、ふたたび歩み出そうとしていることにたいする徹底的な闘争の決意の上に立っている。

特別弁護人の留保と長期勾留

つづいて後藤弁護人が、「私はごくあたりまえのことをのべたい」と前おきして、今日の公判の冒頭に示された裁判長の長期勾留と保釈の問題にたいする見解に論及しながら、特別弁護人問題を追及する。

「これはきわめて異常な事態である。この異常な事態が何故起こっているのかということについて、ごくあたりまえのことをのべたい。異常な事態というのは、被告の不当な長期勾留のことである。このようなことは、憲法、刑事訴訟法が制定されたときに、はたして予想されていたことであろうか。公判はすでに八回である。だが被告の身柄はいまだ公判部になく、勾留部にある。裁判所は公判が

八回にも及んでいるのに、まだ実質的第一回になっていないといっている。これは異常である。

この裁判を正常な裁判にするために二つのことを実施されるよう提案したい。被告を裁判所が職権によって保釈すること、つぎに特別弁護人を認めること。東京地裁は、第一回公判とは公判の実質的第一回であると考えている。だが被告の勾留が不当に長い場合は、これとまったくかわらない。刑事一四部が勾留にかかわるというのは、法令にもとづく根拠をもっていない。一四部の見解と、実際に裁判をおこなう裁判官の見解が異なった場合はどうか。その場合にこそ裁判官の独立がある。それを地裁内規の一四部勾留係の見解を先立てるのであれば、これは司法行政が法律に先行しているということだ。東京地裁の見解による実質審理にはいれないまま、長期勾留が不当につづいたらいいのだろうか。これまでの経過を見れば、裁判は看守によって、検事の意見によって遅滞している。その間、被告の勾留をつづけることは、裁判の進行にどんなプラスがあるのか。

求釈明における特別弁護人の活動は、起訴状の用語の問題をとりあげただけでも、それを正確化する上で効用がある。さらに憲法問題が提起されれば、その必要はいっそう強くなる。検察官が意見書でのべている自然科学者を特別弁護人に認めるということに、裁判長はあまり抵抗を感じないようだが、社会科学者も専門の科学者なのだ。この段階で特別弁護人を認められるよう希望する」

青木君が発言する。

「西郷元法務大臣と小林前法務大臣の二人のことを想起していただきたい。われわれに破防法を適用した総責任者の二人は、あのよ

に腐敗堕落したことによって政治的に失脚している。そのことに道義的責任はないのか。そのことだけでも起訴状は破棄されてしかるべきだ。このような事態が起こるのを見ても、今日の状況において特別弁護人の必要が増している」

ここで井上弁護人が、留保処分という裁判長の下した処置に、あらためて重大な法理上の疑義を提起する。それはこの処分が、裁判として違法無効とされる「附款付訴訟行為」というものにあたらな

いか、ということである。

「裁判長がおこなった（決定の留保）という裁判が有効であるかどうか疑問がある。この決定は、右田被告もこのように、被告らに不安をのこしている。私は大学で講義をしていたとき、附款付訴訟行為について説明をしてもその具体的なイメージがつかぬままだった。だがいま、これがその附款付訴訟行為というものではないのかと思ひあたった。問題は許可するか否かである。それがあいまいにされるときに、不安がのこる」

右田君はさっきの発言で、裁判長の許可保留という処分について「許可はしたが、それは留保するということで、それがいつまでもずるずる留保されるのでは、まったくでたらめだ」といった。井上弁護人は、そういう処置の仕方は「附款付訴訟行為」にあたるのではないか、というのである。附款付訴訟行為とは、条件や期限、とりわけ条件を付したきめ方を指し、そういうきめ方は訴訟行為としてあいまいになるという理由で、学説上無効とされているのである。右田君の疑念の提起は、刑事訴訟法の権威井上教授の法理論上の疑義を引き出した。まさに核心を衝いたというところであろう。井上弁護人はさらにつづける。

「何故特別弁護人が必要か。私が大学にいたときの同僚は、おまえは何故破防法のようなたいへんな事件を引受けたのか、といった。何がこの進歩的な学者をそのように脅やかしているのか。今日の状況がそういう事態になっているのです。そういう状況を説明しうるのが社会科学者だ。法律学者である私には何故そうなのかが充分にわからない。破防法事件のような思想にたいする規制については、われわれは事実問題で争う以前に政治問題にぶつかざるをえないのである。そういう状況がいまわれわれの前にある。それがいまだにわれわれが特別弁護人を必要とする理由である」

井上弁護人につづいて、青木英五郎弁護人が悠然と立上って、大きな声で一語一語めいせきに、裁判長をさとすように発言する。青木弁護人は弁護団の長老である。これまで毎回法廷に出ていたが、いつも黙然と弁護団の発言に耳を傾けていた。こんどの法廷の前に、筆者との私的な会話のなかで、「これまでは若い弁護士の方の有能な弁論におまかせしてきたが、裁判所がこういう事件で特別弁護人を許可しないというようなことは例がない。これはこの公判が始まって以来の、被告の権利を侵害するもっとも重大な事態だ。私もこのことでは、そろそろ発言しなければならぬ」といっておられた。この長老弁護士の考えは被告諸君の判断とまったく同一である。

「検察官の意見書は、まったく理由がなく、意味がないことはすでに明らかだ。だいたい検察官は、みづから破防法を提訴しておいて、政治問題を論ずるなどというのは矛盾撞着である。すでに特別弁護人の必要については十分にのべられているので、裁判所に一言だけ申上げたいが、特別弁護人の選任は被告の権利である。その点に

つてはドイツ刑訴一二三条二項にはつきり規定してある。コメントール(評釈)をごらん下さい。特別弁護人が申請されてから今日まで、三回の公判が空転されている。これは裁判所の態度によるのだ。すくなくとも次回公判までに特別弁護人をおつけになっていた方がいい。弁護人が大ぜいいつていることは、特別弁護人をきめる妨げにはならない。ことにそれが特別の知識を有するものであるときは、特別に考慮されなければならない。これもコメントールをごらん下さい。

留保のままでこの問題が継続するなら、次回もこの問題で空費され、実質審理にはいるのがそれだけおくれることになる。被告の勾留が長期であることを、裁判所もお考えになっておられると思う。裁判所は、早く勾留を解除しうる条件をつくるよう、ご配慮願いたい」

時刻はすでに定刻の五時を大分まわっていた。長時間にわたって被告と弁護人がつきつき立って訴える批判と要請にたいして、裁判長は終始無表情にだまっていたままである。藤原君がはきすてるように「このような裁判のやり方に不満である。裁判長は検事に迎合しすぎている。裁判長は次回には特別弁護人を絶対に認めていただきたい」と迫り、それに応ずるように本多君がもう一度立て、理屈はすべていいくしたというように、

「三人の先生に、われわれはわれわれの特殊な政治的主張を代弁していただこうとは思っていない。われわれはこの法廷を、われわれの政治的宣伝の場にしようなどとは思っていない。そのことをまず、裁判長の不安をとりのぞくために一言しておきたい。

特別弁護人を求釈明の段階で認めるのかどうかを、次回にははっ

裁判長の弁解

ここではじめて裁判長が口をひらく。

「休憩後、私の発言の機会がなかった。いままでいろいろいわれたことにたいして、裁判所の態度をいっておきたい。前回に特別弁護人の決定を留保したことについて優柔不断というが、これは見過ごせない。何故許可をしなかったのか、そのときに理由をいっている。それは現時点からつぎの時点まで必要がないと考えたから、ということである。裁判所の態度は、弁護人の要請がなくとも、今後の段階で認める余地をのこす、ということである。これは優柔不断ではない。また検事に迎合的だというのは理解しがたい」

この弁明をききながら、傍聴席に不満の声が起る。裁判長の釈明は、いつもながらどうもはつきりしない。被告や弁護人が問題にするかんじなことが、いつもすっぱりとぬけ落ちる。理由なしに許可しなかったのではなく、ちゃんとその理由を、「必要がないと考えたから」といったではないか、と裁判長はいう。だが被告も弁護人も、そんなことを事改めてきているのではない。「われわれはこういう理由で必要だと思っている。それにたいして裁判長が必要でないと考え理由はいったい何なのか」ときいているのだ。それを、必要がないと考えるから許可しないとくりかえすのでは、無意味なタウトロギー(同義異語)をいうことであり、何もしないのにひとしい。

右田君がたちまち反論する。

「われわれの立場から必要だから、いまこの段階からつけてくれと

きりしていただきたい。われわれは検察官が意見を出すというから待ったら、申請は留保というあの結果だ。まるで犬のおあずけだ。特別弁護人が求釈明段階で認められても、それがことさらに審理を混乱させるような事態を生ずることになるとは到底思われない。裁判所が何故それを決めるのか、わけがわからない。この裁判では、裁判長が法律を尊重していない。被告のわれわれが法律でものをいうのをおさえているかのようだ。あべこべだ。これ以上、この特別弁護人の問題でもむ理由はどこにもないだろう。この問題でズルズルやるのはもうやめてくれ、といたい。われわれはすでに一万五千六百時間勾留されている。それを裁判長は、三〇分ぐらいのことで時間がどうだこうだという。われわれはこの日が終ればつぎの公判まで、一ヶ月のあいだ独房で待たなければならない。そういう事態がこの裁判にはあるのだ。この裁判は日本の歴史にのこる。こういう裁判で、裁判長がぐちゃぐちゃした態度で決定をしないでいるのは、われわれの長期勾留のための条件を、いっしょうけんめいつくっているようなものだ。もっともっといいたいことがあるが、この辺でやめる」

柳沼弁護人が、それをうけて、

「我慢がならないことがあるので一言だけいわしてもらおう。おくれた裁判は裁判ではない——これは検察官のことばだ。それを検察官は、被告の発言を抑えようとするときにいう。しかしわたしはあえて、おくれた裁判は裁判ではないという。おくれた医者は役に立たない。水を要求しているのは被告だ。裁判所はそれをやるというながら、さいごまで引きのばすのではないか——被告はするように危惧しているのだ」

要求しているのだ。この法廷の客観的な状況から見て、裁判長のやり方は検察官の意見に迎合しているといわれても仕方があるまい。

私はそのことを、第三者の客観的な観点でいっている。留保というのは、ずるずると最後まで引きのばして最終ゴールまでだめだということになるのか、いったいどの段階で必要を生じ許可するということになるのか、まったくあいまいだ」

さらに本多君が、

「裁判長の論理はやはり理解しがたい。しかしそれはもうここではないわい。次回までに特別弁護人を認める決定をしていただきたい。特別弁護人を認めて求釈明にはいっていただきたい。検事が求釈明では必要だというのにたいして、裁判長は態度をきめない態度で臨むというのではなく、いったい求釈明段階で特別弁護人が必要なのかどうかということについて、その基本的な理由をいっていただきたい」

井上弁護人もそれに口を添える。

「われわれは、規模において百項目、一年も二年もかかる膨大な求釈明をやるつもりである。そのために裁判所は、早くお認めになっていただきたい」

裁判長が答える。

「求釈明が一年も二年もといわれてもどういうことなのかわかりかねる。右田被告は二点いっていたが、何をいったのか(傍聴席から、しつかりきけ、まじめにやれ、と声がかかる)。公判のつきにくる段階は釈明段階である。つまり前回にいった保留とは、裁判所は釈明段階では特別弁護人は不要だ、許可しなかったという決定である。そのことは被告も弁護人も、はじめからそう受取るのが当然

であると思う」

裁判長は、公判も終わろうというぎりぎりの時点になって、こういう決定的なことをいい出す。いままで被告も弁護人も、不許可ではない、今後の段階で認める余地をのこす、という裁判長のことばを前提において、求釈明では認めよと議論してきた。裁判長はこれまでに、釈明段階では許可しないと決定するとは、一言もいっていない。それがいまに及んで、はじめからそういう決定であったというのでは、いままでの議論はまったく見当がいがいになってしまふ。被告席は、当然いきり立って騒然となった。本多君が憤然と、「もしそうなら、何故、それを前にいわずにいまいうのか」とつめやる。

井上弁護人が不審にたえぬという面持で、

「釈明段階では不必要といわれるのか」

裁判長「そのとおり」

井上「それならこれまでに、はっきりいっていただきましたかった。これまでの裁判所の決定を、私は附款付訴訟行為ではないかとさえ考えていたのだ」

裁判長「(求釈明段階の)それから先のことについては、法廷ではすくなくとも、その先の決定をいうべきではないと考えている」

いきり立った被告が、口ぐちに抗議する。

本多「さいごになって、そういう決定がいわれている。それでは何とも承服しがたい。これまでの議論はまったく空転してしまふ」

藤原「裁判長が、被告も弁護人もそう受取るのが当然、というのはまったくの強弁だ」

被告席からのげげしい抗議の渦のなかで、裁判長は困惑し、立往生したかのように、

小長井弁護人がそれを補足する。

「裁判所のいわれることは、私どもの理解と大きく齟齬している。

私どもは釈明要求をまだ裁判所に出していない。その段階で、裁判所がまだわれわれの求釈明の規模も内容も明らかにしていないのに、釈明段階では特別弁護人は不要だ、許可しないといわれるのは理解に苦しむ。そういうことが、さいごになっていい出された問題はのこった」

さらに久保井君も、「前回の公判では、検事も裁判長のいったことを、許可の留保と受取ってそれに文句をつけていたではないか」となじる。前回、検事は、「裁判所は判断に迷っておられる」とい、い、「弁護人の疑問と同じである。釈明をしていただきたい」と、被告・弁護人の特別弁護人を許可せよと求める立場とは反対の立場から、裁判長の不明確な表現を攻撃した。久保井君はそのことを記憶していたのである。

裁判長は、「それをいうのがおそすぎたとは思わない。その問題については、合議を重ね、最後に発表した」としきりに弁解する。それを本多君が、もうやりきれないという表情で、「裁判長、それはもうやめましょう」とたしなめ、六時一〇分閉廷。

裁判というものはまったく門外漢であった私にとって、さきの看守問題にもまして、裁判とはこういうものなのかとつくづく感じ入らせられた今日一日の法廷であった。

「前回に主任弁護人は、決定の留保とはちがうのかと訊かれたが、私は決定の留保といわなかった。その理由は、これは裁判を留保することだからだ。裁判長がいったのがどう理解されたのかわからなくなってきた。井上主任弁護人、まとめてください」

井上「私は、裁判長がどういう意思なのかわかりかねていた。いつかは許可するという意味なのか。そうであれば、いつ裁判所が許可するのかという不安のこる。そういう処置は適切ではない、と私は考えていた。ところがいま、裁判長は不許可といわれている。今日の議論は、本質論、一般論に終始した。私の感想では、そういう具体的ことは、私どもの議論のなかで、もっと前にいっていただきたかったと思う。そうすれば議論はもっと具体的にいったらう」

時刻はすでに六時をまわっていた。定刻を一時間もすぎている。

いままでにこんなに法廷がながびいたことはなかった。しかもそれが、実質的な白熱した議論でそうなったならともかく、これは裁判所側のあいまいな処置をはかりかねて、その真意をあれこれと模索することについてやされたながい時間なのである。そのあいだ裁判長はあいまいなことばに終始しながら、さいごになって決定的なことをいい出す。問題はそれによって、その間のいっさいの議論がいっぺんにおし流され、一気に振り出しに連れ戻された感じである。しかしここであらためて振り出しから議論するには、今日はどう時間がない。弁護団は裁判長に要求して、被告としばらく打合せ。

それが終わって井上弁護人が、

「われわれとしては、釈明段階にも特別弁護人が必要と思うので、次回にもこの問題をとりあげたい」

第九回公判(昭和四十六年三月一〇日)

特別弁護人にかんする「上申書」

前回は午前一〇時から裁判官が出廷して、午前中の法廷は被告と弁護団の打合せにあてられた。被告が拘禁中であるために一堂に会した接見ができない状態にあるということで、弁護団がとくにそのことを裁判所に要求したのである。弁護団は今回もひきつづき同じ処置を求めたが、許可がえられず、今回は見送られた。そのかわり裁判所との折衝で、開廷前の打合せ時間にかんりの余裕をとることになり、それにもなって開廷も二時に遅らされる。

二時一〇分閉廷とともに、井上弁護人が立って発言を求め、

「特別弁護人の問題をここでまた出すのは、すでに多くの時間がかけられたことであり、ためらいを感じるが、これは私どもにとつて重要な問題なので、一言発言させていただきたい」と、前回、裁判長が下した処置をめぐって、議論が長時間にわたって紛糾した特別弁護人問題を冒頭からとりあげた。前回公判後、弁護団はこの問題を重大視して検討し、裁判所に、井上主任弁護人の執筆にかかると「上申書」を、今日の公判の日付を以て提出した。井上弁護人は、この「上申書」を読み上げる。

『上申書』はまず、特別弁護人の許可申請にたいする裁判所の判

示が、終始一貫せず、第七回、第八回の両度の公判を通じて二転三転していることを指摘する。裁判長ははじめに「許可の留保」といい、つぎに「許可・不許可の裁判の留保」といい、さいごに「現段階では不許可」といっている。その真意の理解がまことに困難だが、結局のところ、釈明段階では許可しないが審理の進行の段階で許可することがありうる、それ故現在のところは許可・不許可の裁判をしないで、これを留保する、ということであろう。だが、このような裁判は、特別弁護人の許可を不確定な条件にかかわらせるということであり、いわゆる「附款付訴訟行為」の一種であって、無効である。しかも、一般に裁判所が裁判を留保することができるのは、合理的な理由があって、被告人の権利を害さないときにかぎられる。合理的な理由がなく、あるいは留保によって被告人の権利を害するときは、裁判の留保は許されない。たとえば保釈請求にたいする決定のように、この特別弁護人申請にたいする裁判の留保には合理的理由がなく、またそれは被告人の弁護権を侵害するものである。『上申書』はこのように、二度の公判を通じて論議の紛糾の原因になった裁判長の「留保」という判示について、法理論の上からその無効性を論証する。

さらに『上申書』は、釈明段階では特別弁護人は不要であるという裁判所の考えにたいして、弁護側の予定する求釈明の構想の筋を明らかにしつつ、それがいかに合理的な理由を欠き、かつ、それによっていかに被告人の権利が侵害されるかを説く。すなわち弁護側の求釈明では、基本的な問題として、本件に適用された破防法について、その合憲性の如何、またかりにそれが合憲とするなら、その適用に慎重な配慮を欠いて基本的人権を侵害する重大な違憲性

のでなければ充分に理解することができないだろう。羽仁五郎氏とともに、浅田光輝氏、小山弘健氏を釈明段階から特別弁護人として申請した理由がここにある。

『上申書』は以上のようにのべて、さいごに、

「あえていう。本件は、形骸化した民主主義がこれを批判し否定するものを破壊活動の名を以て弾劾したものである。それ故、すぐれた学者の思想と体験とによって、右の緊張関係を争点として明らかにすることは、本裁判にとって欠くことのできないところである」と結ぶ。

「留保」の意味

『上申書』を聴き終って、裁判長は、

「ただいま主任弁護人から、特別弁護人申請の理由を具体的にうかがった。もとより充分に検討します。ただ前おきのところで、裁判所の態度が二転三転しているといっているが、裁判所は第六回公判以来、態度は変っていないことを前回も申上げた。裁判所ははじめに、許可を留保する、これはあらためて申請を待つことなく許可しうる配慮による、とそうきめた。そのさい留保ということばに疑問が出されて、釈明の要求もあり、いつかは許可するののかという質問があった。主任弁護人から決定を留保するということかという質問があり、裁判所としてもそういってもよいのだが、これは一般的な裁判所の決定であるかどうかという点もあり、許可することを留保するということには含みがあったので、そのさい答えたように許可を留保するとした。第七回、第八回と回を重ねたが、少しも変っ

はなかったか、ということがとりあげられることになる。もし破防法が違憲であり、あるいはその本件への適用に違憲性があれば、本裁判は実体審理にはいるまでもなく、ただちに公訴棄却あるいは免訴の裁判をしなければならぬ。

破防法についてはこれを違憲とする学説が多く、ことに本件に適用されている第四〇条の「煽動罪」は、国民の基本的人権として憲法に保障される思想の表現そのものを処罰の対象とするものではないかという充分な疑いがある。その点についてこの法律を徹底的に批判する必要がある、そのためにはたんに法律解釈学の観点からだけでなく、国会において立法の審議にかかわった羽仁五郎氏のような学者の意見が必要になる。

また、破防法第二条は、「公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであって、いやくもこれを拡張して解釈することがあってはならない」と規定している。だが「公共の安全」とは何か。検察官は本法の適用にさいして、「公共の安全」をいかに理解し解釈したのか。「公共の安全」という概念は、空疎な無内容な抽象概念であってはいらない。それは戦後の日本の歴史によって、歴史的にその内容を規定さるべきものである。日本の政治の現実には、戦後、軍国主義を否定して形成された民主主義を形骸化する方向へ進んできている。しかも今日では、この現実を批判しこれに抗議するものを、かえって民主主義を否定するものとなし、これを「破壊活動」の名を以て規制する。本法の適用により確保さるべきものとされる「公共の安全」とは、このような日本の戦後の民主主義がたどった歴史的過程をふまえ、そもそも民主主義とは、いったい何なのかということ、この裁判のはじめに明らかにする

ていない。許可もしておりません。不許可にもしておりません。裁判の留保です。それではこのような種類の裁判を、他の裁判の留保と同じようにいえるかどうか。いえないと思う。特別弁護人の留保は、井上弁護人のいうような保釈の留保とは異なるものである」。

裁判長は、『上申書』に裁判所の態度は二転三転したといわれているのがよほど気になるようで、ここであらためて前回、前々回の経過にいい及びながら、はじめにいった裁判所の態度は変わっていない、一貫している、と釈明めいて総括している。それもさることながら、私は裁判長がさいごにいったことばが気になった。井上弁護人の上申書は、合理的な理由がなく、被告人の権利を侵害するようなことになる裁判の留保は許されないといいい、それに保釈請求にたいする決定の例をあげた。

それについて裁判長は、特別弁護人の許可と保釈の決定とはちがう、前者の場合は一般的な裁判の決定とはちがう、前者の場合は一般的な裁判の決定というものは性質を異にする、というような意味のことをいっている。それはどういうことなのか。私の推測では、特別弁護人の申請は通常の弁護人の選任同様に、何びとも妨害阻止しえない被告人の固有の権利であって、それにたいする裁判所の許可はたんなる手続上のこととしてあるのにすぎないということ、裁判長みずからも法理論の上で理解しているということを示すもののように思われる。もしそうなら第七回、第八回を通じて、被告も弁護団も終始主張しつづけている、この問題のもっとも核心となる法解釈上の立場を、服部裁判長はじめから心得ていたということである。それでいて何故、服部裁判長はその基本的な立場に立ってすんなりと処置していかなかったのか。何故さした理由もな

しに、許可を留保などというあいまいな態度をとっているのか。それが私には不可解だ。そこには裁判官を、裁判の論理にしたがうことをためらわせる、何かの力が働いているのではないかという不安が感じられてならないのである。私の右のような解釈は、法律の素人の自己流の理解である。専門家の教えを乞いたい。

裁判長が、裁判所の処置についてあらためておこなった釈明にたいして、被告席から右田君が立ち上って、「裁判長」と、発言を求める。

裁判長「何の問題ですか」

右田「特別弁護人の問題です。いま裁判長の解釈があったが」

裁判長（笑いながら）「裁判長の解釈ではなく、裁判所の態度です」

右田「裁判長のいまの釈明に納得できない。第六回公判では、裁判長はじめ許可を留保するといわれた。再申請を待つことなく許可することがありうるといわれた。これをばくは、決定猶予ということになると思った。つまり決定は出たが、それが猶予されているということである。それ以外には考えられない。この裁判は、われわれのみの問題ではなく階級全体の問題であるので重要視したい。検事も、第七回公判で裁判長に、許可か不許可かはっきりしてほしい、決定を出してくれなければ困るといっている。どうですか、土屋さん、自分に不利なことになるのでハッスルしたから覚えていてほしい（笑）。第八回では裁判長は、裁判を留保したといっている。裁判の留保とは、決定をしていないということだ。第一の場合なら再申請なしに許可しうるが、第二の場合ならあらためて申請がなければだめだということになる。そして第八回公判の終りに、結局不許可なのだとっている。はじめから不許可といわれたなら、

も弁護人も傍聴者も、みんなそのことばを耳の奥に留めているのにちがいない。だから右田君もここで、「どうですか、服部さん」と、裁判長をなじっているのである。被告席はこの裁判長の強弁に、当然いきり立った。ふだんは無口な久保井君が、めずらしく声を高めて、「ちゃんとした日本語を使え」と叫び、本多君は、「特別弁護人がもう一人必要だよ、国語の専門家が」と大きな声でいう。

小長井弁護人が発言する。

「裁判長が許可を留保する、許可でも不許可でもないといわれるのを、私どもは期限付きの許可と受取った。そのさい検察官からもそう受取る発言があった。裁判長は決定せず、許可せず、不許可でもなく、留保である、といい、さらにつきの段階を考えて、いまの求釈明段階では必要がないといわれた。そうであればこれは「不許可」としか解しようがない。われわれはそれを不許可と受取ってきしたが、今日の冒頭でそれとちがうことを、不許可にしたのではないということはいわれた。またここで前回の決定をひるがえすような発言がある。われわれはますます困惑する。それによって被告のあいだに疑惑が起きている。訴訟は不明確な前提の上に進めるわけにはいかない」

ここで、めったに発言することがない土屋検察官が、右田君と小長井弁護人の発言に引き合いに出されて、めずらしく口をはさむ。

「弁護人が裁判長の許可を留保するといわれたことに質問をしたが、裁判長のいわれた趣旨は、いずれは許可するがいまは許さないということであった。そのあと検察官としても、その点を正確にするようにと質問したのはたしかだ。だがこれは、弁護人と同じ趣旨で釈明を求めたのではない」

何もいっしょうけんめい特別弁護人の必要を力説しなかった。最後の段階になって、求釈明では不許可だといった。どうですか、服部さん」

右田君が裁判長によびかけたことばに、法廷にどっと笑声が起る。

裁判長「この論点には私からもいいことがある。私は常に本心をいっている（被告席で本多君が、同僚をかえりみて、三つ本心があるわけだよ）。裁判で、訴訟行為の許可ということは決定である。決定の留保といってもいいが、裁判を留保するといったのは、許可は裁判であるのにまちがいないから当然である。だが先回の法廷の幕切れに、不許可といったではないかというが、そうはいっていない。これは不許可の処分をしたのではない。留保なのだから、当然、いまは許可になっていないといっただけのことである」

裁判長のいっていることは、あいかわらず事の本質や意味にふれるのを避けた形式論理である。第一、その形式上のつじつまを合せようとするとタウトロギーのことばの連鎖のあとを追うのに、ややこしくてかなわない。もっともこれは右田君が、裁判長のことばが三転していることと非難したことにはたいする釈明だから、仕方がないのかもしれないが、それにしても、裁判長が右田君の指摘にたいして、「私は不許可とはいっておりません」と強調しているのは奇怪である。前回公判の幕切れに、私もたしかに右田君のように聴いた。前回傍聴記に私は、さいごにいった裁判長のことばとして、「前回にいった保留とは、裁判所は釈明段階では特別弁護人は不要だ、許可しなかったという決定である。そのことは被告も弁護人も、はじめからそう受取るのが当然であると思う」と書いた。おそらく、被告

この検事の発言に、小長井弁護人がたちまち喰い下る。

「いまの発言は見過ごせないことであるので明確にしていたきたい。検察官の裁判長にたいする質問には、「ただいまの主任弁護人の疑問に、検察官も同じである」ということばがあった。検察官は特別弁護人の必要ということでは弁護人と立場を異にするだろうが、裁判長の処分を不明瞭と考えたことでは弁護人と同様ではなかったか」

検察官「裁判長に釈明を求めるところでは同趣旨、それをいう立場においては異なるということだ」

被告席から、口々に「そうだろう」という声がある。だがそれにしても検察官は呑み込みがわるい。この場のやりとりの焦点となっている事柄もわきまえないで、ただやみくもに弁護人と立場がちがうということだけを強調しようとしている。弁護人と立場を同じくして、裁判長に対立したなどどこかにきこえたら具合がわるいとも考えたのか。しかもそんな口をさしはさんだことによって、はしなくも検察官みずから被告・弁護人の主張するところを裏書きする結果になってしまったのが皮肉だ。

小長井「これで、問題になっていることでは検察官も意見が一致したことがはっきりした。裁判所の処置が期限付の許可であったというところで、検察官も同意見であることがはっきりした。これは不確定期限付訴訟行為であり、無効な決定ではないか」

小長井弁護人のたたみかけるような追及に、裁判長は、「この点でもっとも重要なことは、裁判所の態度がどうであるかということだ。すなわちこの段階で申請は留保されているということである。だからいまここには、特別弁護人はいない」

裁判長はとぼけたことをいい出す。申請は留保はされている、だからここには特別弁護人がいない。あたりまえではないか。だが裁判長はそれにつづけて、意外なことをいい出した。

「しかしながら今日は『上申書』が出された。そこで問題があらたになった。すなわち特別弁護人の申請を留保したことが適当であるかどうか。もう一点、『上申書』では釈明の規模、内容がいわれているので、それをどう考えるか。それがこれからの問題になる」つまり特別弁護人の留保を、ここで考え直そうというのである。

本多君、井上弁護人が、意外なことを聞くという面持ちで、本多「求釈明段階で特別弁護人が許可されないと受け取って、われわれは怒ったが、そうではなかったと考えていいのですか」

井上「もう一度審査されるというように考えていいのですか」

裁判長「求釈明では許されないと考えていたが、今日、釈明要求についてあたりく資料が出された。前に釈明の規模が明らかでないからといったが、それが提出されているので、あらためて考えるということになる」

小長井弁護人がもう一度念をおす。

「今日の法廷のはじめに、許可・不許可の留保といわれたが、いずれにしても不許可という裁判の決定は明示されていない、と考えていいのですか」

裁判長「当然ですよ。あらためて決定をすることになる。結論は二転することになるかも知れないが、もっともすでに三転しているといわれていますがね」

裁判長は冗談めいたことまでつけくわえて、問題の解決をほめかし、休憩にはいる。三時。

決定の持越し

三時三五分、被告入廷。弁護団としばらく打合せがあつて、三時四八分再開。

劈頭に小長井弁護人が立つて、

「法廷外のこと、看過しがたいことがある。栗山弁護人がそれを現認しています。ここで申上げておきたいが、前から継続している特別弁護人の問題もあること故、法廷の進行に協力したいという趣旨から、それについては法廷外で、あとでお話しすることになります」

小長井弁護人がここで、いきなりこんなことをいい出しているのは、いったい何なのか、そのときには私も何のことやらわからなかった。傍聴人もわからなかったことだろう。あとで聞くところによれば、「法廷外の看過しがたいこと」と小長井弁護人がいっているのは、二つのことである。一つは、休憩中に丸の内署の私服刑事が無線機を持って傍聴人のあいだにまじっているのを、栗山弁護人が見咎めたのについて、警察手帳も、氏名も明らかにせず、ふてぶてしく無礼きわまる態度でそれに応じたということ。もう一つは、弁護団の被告との法廷内の打合せで明らかになったことであるが、拘留所が被告に公判資料の携行を禁じているということ。検事の起訴状は公文書だからと許可しているのに、弁護人の訴訟関係の文書は、私文書と称して法廷に携行することを禁ずる。しかも弁護人の文書は、差入れのさいにスミをぬって抹消する。検事の起訴状の携行も、本人のものが許され、同じ被告席に座っている同僚の分

いと思うが」

裁判長「今日あらためて許可申請があつたのではなく、あらたに補足説明をされたとうけとっている。保留なので、さきの申請は生じております」

井上「留保ということの欠陥がまさにそこにあらわれている。留保という条件のもとでは、われわれは前にすでにいったことはくりかえさないように、常に何が足りないかを考え、毎回あらたな説明を出していかなければならないことになる。まことに不安定な状態です。次回には判断を出すのか。私どもは、これなしには前へ進めない状態にある」

さらに柳沼弁護人が立つて発言する。

「重要なことは、早く特別弁護人がみとめられるということです。当初、許可を保留するといわれたが、弁護人としてはそれが現在必要なのだ。本日、井上弁護人がこれだけくわしい説明をしなければならなかったということ自体、今日の裁判所が特別弁護人の門戸を狭めるものになっているという感を深くさせられる。昭和二十六年の東京高裁訴訟手続準則を裁判長は知っておられると思うが」

裁判長「知っています」

柳沼「この準則では、訴訟法上にない、訴訟条件以上の規則を特別弁護人の許可に課している。このことは、その他のことでも一般的に見られる傾向である」

柳沼弁護人がとりあげた「東京高裁訴訟手続準則」というのは、立法の手順を経て制定された法令ではなく、裁判所が出しているいわば司法運営のための文書である。むしろそのためには、これは刑訴法その他の法令に準拠して作成されている。だがそのなかで、柳

は禁じられている。そういうことであつた。ここでまた、正常な裁判の進行に威圧を加えて妨害しようとする、法律を越えた無法な強制力の一端が頭をのぞかせていることが明らかにされた。国家の権力機関は、まさに法を超越したスーパー・ロウである。この裁判は、そのようなスーパー・ロウのたえざる監視と重圧のもとにおかれている。そのことをあらためて痛感せざるをえない。小長井弁護人の発言につづいて、

「特別弁護人の問題について、いまの法廷でその結果をお話するということではなく、『上申書』を検討するといったが、弁護人はこの問題を今日の法廷でとり上げると考えておられるか。弁護人、どうですか」

へんな質問である。休憩前の裁判長のいい方から、休憩中に合議があつて、再開とともに決定が出されるものと、私などは想像していた。おそらく被告も弁護人も、そう思っていたのではないか。慎重というのか、優柔不断、ふっ切れないというのか。

小長井弁護人が、

「裁判の留保が相当かどうかを、あらためて裁判長もお考えになつているといわれ、また、私どもから釈明の範囲も申し上げてあるので、この段階でそれをどうとりあげられるかをいただきたいた。条件付きの未決定ということで、われわれは困惑をきたしていますので。この辺で判断の時期がきている」

井上弁護人も、

「小長井弁護人のいうところに尽きているが、留保という処分にたいして、今回あたらしい資料を提起し、申立てをしたので、裁判長からここで当然、検察官の意見をきく手続きをとっていただきたい

沼弁護人が指摘する特別弁護人の箇条を見ると、第百十二条「特別弁護人は、被告人の利益を保護するため特に相当と認められるときに限り、その選任を許可することができる」となっている。刑法では、第三一条に、「裁判所の許可を得たときは、弁護士でない者を弁護人に選任することができる」とあるだけであって、その「許可」について特別の規定をしていない。これは前回の公判で川島弁護人が緻密な理論を展開したように、憲法および刑事訴訟法の精神からいって、基本的に被告の弁護人依頼権・選任権に立脚すべきものであって、裁判所がその内容に立入って、とかくの容喙をすべきことではない、ということであろう。

しかるに前記東京高裁の「準則」は、この刑訴の規定を越えて、法律にいう「裁判所の許可」に、裁判所の側からの解釈を施し、「特に相当と認められるときに限り、その選任を許可することができる」と限定をくわえている。つまりそれによって、いわゆる特別弁護人は、裁判所がもっぱらその判断によって認める特例であるかのような印象をつくり出しているのである。これは川島弁護人の理論に真向から対立する解釈である。しかもここでは、法律でたんに「弁護士でない弁護人」といつているのをとくに「特別弁護人」と表現して、その印象を強めている。われわれは、弁護人の選任権は被告にあるという、被告の基本的権利に立脚して、民衆のなかからだれでも弁護人を求めることができるという方向を無限に切り拓いていく観点を確立しなければならないだろう。

柳沼弁護人の発言がつづく。

「本来、特別弁護人ということではない。それは法律では、へ弁護士でない弁護人」のことであり、被告の要求によって選ぶものであ

る。弁護人が何人いようが、検察官も裁判所も容喙すべきことではない。またそれは時期のいかんにかかわらず、認めるべきものだ。従来の弁論から裁判所もすでにおわかりのことと思うが、それにさらに今日はあらたな説明を出した。裁判所がわれわれに、特別弁護人について何かいえといっても、弁護人としては、特別弁護人をみとめよとくりかえすほかはない。裁判長は何故それほど躊躇されるのか。私にはさっぱりわからない」

つづいて井上弁護人。

「いま柳沼弁護人のいった、特別弁護人は被告の権利ということ、は、もうくりかえさない。しかしそれにしても、今日あらたに出した説明ではまだ足りないのだろうか。もし足りないなら、何が足りないのか、おっしゃっていただきたい」

裁判長は、これらの要求にこたえて裁判所としての態度をつぎのように示す。

「休憩後の法廷で、裁判所の判断が求められるとは思わなかった。今日は『上申書』で手続きと実態の二つのことに関して問題が出された。弁護人が格段にお困りのことが、それでよくわかった。あらたな資料が出たので、協議して意見を出したい。だが今日出されたあらたな説明を判断して、いま結論を出せというのは無理である。裁判官は私一人ではない。わずか二〇分の休憩中に、裁判官が協議して結論を出すことはとてもできません」

井上弁護人が、「次回には結論をいただけるのでしょうか」というのにたいして、裁判長は、

「この問題にかぎらず、これまで回をかさねておこなわれた公判廷の議論は、はたして公判廷で論ずることであるかどうか疑問が

あった。本来は公判外の手続で処理すべきことであったが、被告が勾留中であることを考慮にいれて、できるだけ公判廷でとりあげるようにした。しかし公判の外の手続きでできることは、そうしてゆくのがいい。次回公判で何をなすべきかを迷われるなら、中間で打合せればいい。いつでも御相談に応ずる」

この裁判長の示した姿勢に、井上弁護人が、

「次回にぜひ許可をお願いしたい、という切なる要求を出したので、今日はこの辺で閉廷に」というのにつづけて、本多君が「裁判長！ちょっと待って下さい」と立ち上るのを井上弁護人が制し、裁判長に被告・弁護団の打合せを求める。五分ほど打合せののち、井上弁護人が、

「被告人は、裁判所の判断が出なかったことに不満があるが、次回には特別弁護人の問題に決定をいただけるということで、本日はこれで閉廷にさせていただきたい。われわれとしては、それがいいと思うしても求釈明にはいれませんので」

裁判長は左右の陪席をかえりみて合議にはいる。小長井弁護人も「休憩後の裁判長の説示に、意のみにないことがあるが、裁判所に考慮のための時間を假すため、本日は閉廷にされたい。われわれは真剣に意見をいつてきた。また検察官も立場こそちがえ、裁判所の処置にたいしては、われわれと同意見であることを考慮されたい」という。合議が終って裁判長は、

「留保ということが不明瞭であるといわれるのは、裁判所として本意ではない。特別弁護人の問題は、次回公判前に弁護人にこちらから何がしかの連絡をすることにしたい。弁護人は、これなくしては先へ進めない、とあまり強いことをいわれないように」

被告席から藤原君が、大声をはりあげて、「まったくその通りだ、被告は大いに不満だ」と叫び、裁判長が「藤原被告人！」と、それをたしなめる。さいごに井上弁護人が、「裁判所から次回公判前に打合せてくださるそうですが、われわれとしてもそれを望みます。そうでないとまたわれわれは、これより詳細なあたらしい説明を準備しなければなりません」と念をおして、今日の法廷は定刻をかなり早目の四時二〇分ごろに切り上げられた。

今回は、奇しくも四月二十八日。この裁判の訴因となった四・二八沖縄闘争の二周年の日である。その日までにこの紛糾をかさねた特別弁護人の問題がどう決着するか。

破防法研究第十一号の訂正とおわび

五四頁 天野まつ子→天野まつ
六四頁中段 大森あい子→天野栄子
六五頁上段 渡辺まつ子→天野まつ
八二頁上段 奥陸宗光→陸奥宗光
九三頁下段二行目 恩師の中江兆民の臨終二日前の枕元で逮捕されたんです。→田中正造のために直訴状起草した幸徳秋水は、恩師の中江兆民の臨終二日前の枕元で逮捕されたんです。

以上のとおり訂正させていただきます。(編集部)

破防法裁判闘争を勝利するために 2

破防法公判も回を重ね、その過程で生じた争点(看守問題、長期勾留と保釈問題、特別弁護人問題等)を法的に究明するとともに、今後の破防法裁判闘争を勝利的に支えていくための一助として連載していく。なお第十号の葉山岳夫弁護士の保釈問題に関する稿を連載1とする。(編集部)

破防法公判における特別弁護人問題

その意義と問題点をえぐる

柳 沼 八 郎
(四・二八破防法弾劾弁護団)

目次

何故この問題が論じられなければならないか

一、最重要課題となった特別弁護人問題

二、何故この問題が論じられなければならないか

刑事裁判における被告人の権利と弁護の本質

一、司法権力による権利侵害の危険 二、刑事弁護の本質は何か

三、裁判官と審理の充実 四、専門家たる市民弁護人と被告人

五、自由裁量説批判

破防法公判と特別弁護人問題

一、本件破防法公判の意義 二、現段階における特別弁護人問題三、不

当な裁判所の対応 四、結び

何故この問題が論じられなければならないか

一、最重要課題となった特別弁護人問題

四・二八破防法公判は本多、藤原、右田、久保井、青木の五被告の統一公判として、七〇年七月二〇日の第一回公判以来七一年三月一〇日まで九回を重ね、第十回公判期日は奇しくも事件後満二周年の記念すべき日にあたる四月二八日が指定されていた。

しかし担当部(東京地裁刑事第二部裁判長服部一雄)は、何故か四月にはいつてこの期日を職権で変更する措置をとった。きくところによると、当日の沖繩デーンには都内全般にわたる警備強化のため警備当局が裁判所の警備に十全を期しえないといってきたこと

が、その主要な理由らしかった。

被告・弁護人側がこの職権変更抗議し、異議を述べたことはいうまでもない。

いったい、この事件の公判裁判所は、何を恐れ何に備えて警察力を必要と感じ、警備の手薄にみずから不安を感じなければならないのであろうか。いづれ公判の過程で説明されなければならない問題であり、歴史が証言するであろう。

ところで、特別弁護人問題は、この公判にとって、すでにきわめて鋭い論争点となってきた「看守問題」および被告諸君にたいする不当に長い勾留問題とともに、起訴状朗読後、実質審理の段階にはいる以前に解決の迫られている当面する最重要課題といわなければならない。

被告諸君の人權を無視し、明らかに政策的な配慮に出でた二年になんなんとする不当長期の身柄拘束も、三月二五日までには検察官側の準抗告がすべて棄却されて、保釈決定をみるにいたった。

しかしながら、この不当な長期勾留は許すべからざる司法権力による人權の侵害として銘記されなければならない。

そしてまた、看守問題も、被告諸君の身柄が自由となったことから、必然的に現実の問題たることを失ったけれども、裁判長があえて今日にいたるまでとり続け、現出し続けた十数名の看守によるあの異様な「戒厳法廷」ともいべき様相は、われわれの記憶からは決して消え去ることはないであろう。

このようにして、この破防法公判の当面する重要にして残された課題が、これから論じようとする特別弁護人問題にしばられたのである。

二、何故この問題が論じられなければならないか

はじめに、何故この特別弁護人問題が論じられなければならないか、という問いに答えておこう。その問いにたいする答えは、実は本論稿の結論でもある。

その答えは簡明である。すなわち、第一に被告・弁護側の申請した羽仁五郎氏(歴史学、破防法制定当時参議院議員法務委員)、浅田光輝氏(立正大学教授、経済学)、小山弘健氏(本州大学教授、静岡大学講師、社会運動史)の特別弁護人選任が、昨七〇年一二月二一日の第六回公判以来許可申請後五ヶ月余を経過した今日なお許可されず、決定が留保されているという事実である。

つまり、申請後第七回、八回、九回の三回に及ぶ公判期日のほとんどが、申請人側からの文書および口頭による詳細にわたる特別弁護人の適格性と必要性に関する判断資料の提出とその許可を求める強力な説得にもかかわらず、担当部はその許可をためらい、いまだに断を下すにいたっていない。このこと自体、被告人の何時でも弁護人を選任し、その援助を受けられる権利を妨げているといわざるをえない。

第二に、たしかに現行刑事訴訟法の三一条一項は「弁護人は弁護士の中から」という原則を掲げて、弁護士でない弁護人の選任について裁判所の許可を前提条件としている(同法二項)。

そこで許可するかしないかは裁判所の自由な判断に任せられているという解釈が生ずる。いわゆる自由裁量説である。はたしてそうであろうか。

○およそ、刑事裁判における弁護とはいったい何か
○弁護人の資格は被告人にとって如何なる意味をもつか

であり各論でもある。

刑事裁判における被告人の権利と弁護の本質

一、司法権力による権利侵害の危険

わが国の憲法三七条三項には、「刑事被告人は、いかなる場合にも資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する」と規定して、刑事被告人の弁護人依頼権に憲法上の保障を与えている。何故であろうか。

刑事裁判ほど民衆にとって個人と国家権力との対立をきわだたせて自覚させ、国家権力の何たるかの意識を呼び起こすものは外にはないであろう。その行為が犯罪とされ、生命、身体、自由、財産等の剝奪ないし制限が国家の権力的強制において遂行される法的手続が刑事裁判に外ならないからである。それが支配権力の根源が何ものに属するにせよ民衆にとっては同じことである。

そこには民衆の人権を侵害するあらゆる可能性がひそんでいる。何が犯罪かを決定する実体刑法のなかに、そして犯罪の成否と量刑を定める手続過程においても、法自体の悪法の故に、あるいはそれを運用する司法官意ないし裁判官の故意又は重大なミスを通じて、民衆の人権が損われ、抑圧され、時に剝奪さえされる可能性を否定することはできない。

ましてそれが、政治犯・思想犯ないし国事犯に関する場合には、支配権力側からの攻撃は一層苛烈さを加え、民衆側の人権は無視と圧殺にまで立ちいたるであろうことは、わが国を含め東西古今の歴史

○裁判所が弁護人の選任に関係しうるとして、その趣旨とするところは何か
これらの諸点が根源的に問われることなしには第二の問題に正しい解答はえられない。

第三に、本件破防法公判にとって、服部裁判部が「現段階では特別弁護人を必要とは認め難い」というのであれば、(その意向のようである)本件破防法公判の真の論争点を理解しようとせず、訴訟当事者たる被告人側の公判構想とは無縁の事件処理を考えている疑い濃厚といわざるをえない。果して公正な裁判を期待しうるかという問題につながる。

第四に、服部裁判部が、この問題に関する裁判所の判断にとつて、検察官の意見は「ほんの参考程度で、裁判所は独自の判断をするつもり」という趣旨のことを言明しながらも、現段階において許可をしない事実と、その理由として関係人を納得せしめる何ものも示してはいない現状では、結局検察官の反対意見に同調したとの批判を免れないであろうということである。

以上の四つの論点はいずれも一つ一つ深く掘り下げた究明を必要とする問題である。

しかしながら紙数の制約もある。そこで以下の論述では、これら四つの論点を本問題に伏在するものとして、これらを総合した問題究明を試みることにしたい。

その視点の一つは、刑事裁判における被告人の権利と弁護の本質についてであり、もう一つは本件破防法公判における特別弁護人問題の特徴についてである。

前者はいわば基本問題ないし総論的課題であり、後者は個別問題

史の実証するところである。

かくして、近代法治国家がその原理として、「適正手続条項」を憲法にとり入れ、国家がまずみずから規制するものとして、人は、「適正な法律手続による適正な法律の適用を通じてしか、生命、自由を奪われ、その他の刑罰を科せられない」旨を国民に保障するにいたったのである。わが国の憲法三一条も全く同一趣旨の条項であり、さきの三七条の弁護人選任権の保障も、この適正手続の一環として位置づけられるものである。

つまり、国家権力がむき出しの暴力となる危険性を自認するところから問題は出発しているのである。もっと具体的にいうならば、刑事裁判を通じて、権力側を代表する検察官や、その訴追の適否を批判し抑制すべき裁判官が時として被告人の基本的な人権を不当に侵害しかねないという前提に立っているのである。

二、刑事弁護の本質は何か

弁護制度にかかわってこのことをつきつめてゆくならば、強大な検察権力(警察・公安関係機関と一体をなす)の行き過ぎから被疑者や被告人を防護し、司法官憲の権力行使を監視し、糾弾し、そして公判における裁判官のあらゆる意味の法解釈と適用の適正化を被告人の立場から要求し、かつその判断過程においても結論においてもいゆる誤判ならしめ、窮極的には被告人の基本的な人権が司法権力作用から不当に侵されることを防止するねらいが刑事弁護制度にほかならない。

かくして、刑事弁護の本質は、手続においても実体刑法法規の解釈適用においても、裁判官は神にあらず万能でもないこと、および検察権力が人権を犯し易いものであるという前提に立って、被疑者

・被告人の正当な利益のために相対する検察側とあくまで戦いぬくことにある。

現行のわが刑事訴訟法が、かなり徹底した当事者主義構造をとり、被告人の地位を旧法からすれば、いわば「谷底から地平」まで引き上げたのも、被告人の人権を尊重するとともに、かつ当事者として弁護人の援助をえて十全の防禦活動を保障することによって、より実体的真実の発見に役立つとの趣意に出たものと理解すべきである。

三、裁判官と審理の充実

この意味で、刑事裁判の適正を志向する裁判所である限り、弁護権を尊重し、その確保と伸張にこそ意を用いるべきが至当であって、到底その逆ではありえない。

もしそうでない裁判官が現実にいるとすれば、「王の意思がすなわち法」というに類する超越的司法権の担い手として、現行憲法体系と相容れない存在といわなければならない。

要するに、刑事裁判にとって弁護の如何は被告人の利害はもちろん、適正な裁判たりうるか否かを決定する重要なモメントとして、誰よりも担当裁判官自身の関心事でなければならぬものである。

そして充実した審理が、形式的迅速性よりも遙かに第一義的であることもいうまでもない。したがって、弁護人の法廷活動に枠をはめ、被告人の発言を封じて、ひたすらに審理の促進に熱意を燃やす裁判官は、もはや目的と手段を混同し、みずからの国民的信託を忘却ないし放棄して、主権者たる国民以外の何ものかに奉仕を誓った「今様悪代官」の譏りを免れないであろう。

四、専門家たる市民弁護人と被告人

それはともかく、刑事弁護人の役割と刑事弁護の本質をすでに述べたように解する限り、弁護を担当する者が資格を有する弁護士であるか否かは全く問題にならない。まして、事件または被告人自身について特別の専門知識、あるいは親近性を有する市民たる弁護人が、法律専門家たる弁護士である弁護人と相協力して、その特性に応じて本来的な弁護活動を展開するといふのであれば、検察官はともかくも、真に実体的真実を発見しようとし、適正な裁判を志向する裁判官にとっては、まことに歓迎すべきことでなければならぬ。

むしろ問題は、被告人の側でこのような労作をあえて引き受ける専門家を探し出し、その承諾を得ることが可能かどうかにある。職業的な弁護士でない弁護人は一般にはみずからの職業を有し多くの犠牲と奉仕を当然覚悟しなければならぬからである。

したがって、事件の性格がこのような市民弁護人の弁護を必要とする限り、そして選任権者たる被告人がこれを希望し、その制度の趣旨に合致した適格者が得られるならば、裁判所が選任の許可をしうる筋合は全くない。前述した刑事弁護制度の本質に照せば、不当とする特段の事情の認められない限り被告人の選任意思は最大限尊重されなければならない。

この点、選任許可不許可を裁判所の自由裁量であるとし、明白に不当とする理由もないのに、許可を特別の場合にしぼろうとする運用は、本末転倒も甚しいといわなければならない。この点、現行および改正を企てられている東京高裁準則の「特に相当と認められるときに限り」という限定をかぶせている考え方は、その方向において全く憲法の本質に逆行していることを指摘せざるをえない。

じみちを自分の頭のなかで明らかにし、他方では当事者、同僚その他の第三者の理解と批判にさらす。

④ 第四の裁判官は紛争が持ち込まれた場合、その事件を規律する、あらかじめ定められた法規を探し出し、この法規の下にその事件を機械的に包摂することによって結論を出し決定を下す。

このような分類は、論者が「裁判の客観性」を追及する方法として試みた一つの比喩的分類にすぎないが、刑事被告人にとってみずからの死活のかかっている弁護人選任問題について、もし裁判所の自由裁量説を文字どおりのものとして理解し運用するならば、それは右四つのタイプのうち第一かせいぜい第二の裁判官のタイプというべく、もはやそれは裁判の名には値しないものにならざるをえないことだけはたしかである。到底その合法性も正当性も、したがって客観性も認めえないものである。

思うに、服部裁判部の本件特別弁護人選任許可申請に対する対応は、右のようなタイプに属する「裁判」ではないかを疑わしめるに十分である。

破防法公判と特別弁護人問題

一、本件破防法公判の意義

破防法公判の先例として四つの裁判記録がある。一九五二年頃、日本共産党の軍事方針にもとづいて動いた各地の細胞による『アカハタ』をはじめとするいわゆる不穏文書（内乱実行の煽動）配布が破防法三八条二項二号に該るとして公訴提起をうけた事件である。

まして弁護士たる弁護人においても、被告人とともに市民にして専門知識を有する弁護人の協力を必要としている案件においてはなおさらである（弁護士のギルド的利益からの非弁護活動の問題は全く次元を異にすることも附言しておきたい）。

五、自由裁量説批判

いうまでもなく弁護を受けるのは被告人自身であり、決して裁判所ではない。弁護人の裁判への協力というものが考えられるならばそれは、勇敢に被告人の利益のために戦いぬくことを通してしか果せない。

したがって、裁判所が判検事の見習的地位にあった司法官候補をも「官選弁護人」に指名できるとされていた旧刑訴時代ならいざ知らず、戦後刑事裁判の構造が被告人を疑問の対象としていた旧制度から脱皮して、当事者主義と弾劾主義のもとで被告人の人権保障と真実発見とを達成しようとしている現行刑事訴訟法の理念に照らすならば、弁護人の選任について裁判所が被告人の利害を離れて独自の裁量をなすべき余地も必要性も合理的根拠も全くありえない。J・R・ルーカスによれば、裁判には次のような四つのタイプがあるという。

- ① 第一の裁判官は、紛争の生ずることに双方の言い分を聞き、神の御告げによって、決定を下す。
- ② 第二の裁判官は、理由を付することなく決定を下し、その決定は記録にとじこめられる。決定の理由が示されないのは、これを明確にすることができないからである。
- ③ 第三の裁判官は、決定についてその理由を明らかにする。この理由の明示により、一方で裁判官自身がその決定にいたるす

一般に釧路、岐阜、津、京都事件といわれるものであるが、いずれもすでに高裁または最高裁において無罪判決の確定をみている。

これらの事件からすでに二〇年近い歳月が流れた。七〇年安保までの間における国際および国内情勢の変化はあらゆる分野にわたって目まぐるしくかつ深刻なものがある。しかしそれは本稿の言及する限りではない。

ただことを破防法事件についてだけ論ずるとすれば、行動の主体も態様も、したがって適用を求められている罰条も昔日のそれとは大いに異なっているということである。

さらに注目すべきことは、往年のいわば第一次破防法事件にたいする社会的反響なり関心と今次のそれとを比較すると、その主体もそしてその視点も全くといってよい程の相異があるということである。

当然すぎる面とともに、果してこれだけよいのかといった面のあることを率直に指摘しなければならない。その一つはなんとしても破防法の違憲性の訴えである。誰に、いかなる政治的集団に適用されようとも、（治安当局は心得たもので三島事件にはあえて適用しようとはしなかった。その意味するものをも含んで）およそ思想、および言論、表現の自由を守ろうとする者ならば、決然立ってその立場に応じた戦いをおこすべきであるという点である。被告諸君の党派やイデオロギーにたとえ支持と賛同をおくりえないとしても憲法的正義の要請するところ、坐視するに耐えないとする人々があつともっと結集されなければならない。つまり本件破防法事件は、被告諸君個人の問題ではないことはもとより、その属する党派の問題すら越えている。そのように把握するべきものである。さらに本件

公判を通して、被告諸君からみた破防法の本質と権力の実態究明がなされるであろう。

二、現段階における特別弁護人問題

以上のような観点から、われわれは専門家たる市民弁護人の登場を求めてやまないものである。

さらに、われわれは第一次破防法無罪判決に一定の評価を与えながらも、その無罪理由を越えた次元での弁護構想を練りつつある。

その構想にしたがって、明日からの法廷における弁護活動を展開するために、さきにあげた三氏の特別弁護人選任は必要不可欠なものである。

さらに公判の現段階は、起訴状の朗読のあとをうけて、被告・弁護人側が、起訴状にたいする求釈明にはいるとする新段階にあたる。今こそ本件にふさわしい特別弁護人を含めた弁護団の陣容が整えられなければならない時期に際会している。

加うるに被告諸君の保釈出所によって、公判廷における本格的にして実質的な論争が、訴追側との間に開始さるべき条件の一つが整い、のこすのはこの特別弁護人問題のみとなっている現状である。

三、不当な裁判所の対応

他の事例をあげれば、第一次破防法事件では浅井清信（第一回から）、末川博、風早八十二、ほかの諸氏が冒頭段階から、チャタレ事件では中島健蔵、福田恒存氏らが、サド事件では白井健三郎、遠藤周作、埴谷雄高氏が第一回からそれぞれ特別弁護人として選任されている。にも拘らず、服部裁判部は「現段階では必要性なし」という。いったい本件担当部の裁判官諸氏は、破防法をどのような法律として把握しようとしているのであろうか。制定当時のど

よめくような全国からの悪法成立反対の声を聞かなかったとでもいうのであろうか。あるいは聞えたけれども忘れたとでもいうのであろうか。

破防法が誰のために何から何を守ろうとして適用されようとしているかについて、憲法的良心から洞察のメスを振おうとする気力も意欲も全く持ち合わせないというのであろうか。

破防法が真に罪とし刑罰を以て臨もうとしているその正体は何か、そのような刑罰法令は現行憲法と果して法的整合性を保持できるものかどうか……など論点はつきない。

すすんで、具体的問題として、まず起訴状記載の訴因にみられるさまざまな政治学、歴史学、政治思想、社会思想、政治史、社会思想史上の専門用語の正確な意義を裁判所はどのようにして認識しようとしているのであろうか。いずれも証拠調の開始以前に明確にされなければならないことである。

裁判所は謙虚に専門家からの特別知識を汲みとるあらゆる努力を払うべきである。

そのためには特別弁護人に公判の冒頭から出廷する機会を与えるべきことは余りにも当然である。検察官の反対理由とする証人としての出廷や鑑定意見を求めることは、特別弁護人選任とは相抵触することなく、いかなる妨げにもなりえない。同じく検察官の強調する「訴訟法の知識が十分でないところから事件に無関係な意見の開陳が長々と行なわれるであろう」などという反対意見にいたっては、反対のための反対意見として全く採るに足りない。

法律専門家たる資格ある弁護士との協力と相互補充によって十全の弁護活動を期しているのである。事件との関連性についても本件

資料1 検察官意見書

公判の特質からいって、検察官の認識することと、被告・弁護人らのそれとが一致しないことは当然にありうべきことである。

その場において、裁判長が適切な訴訟指揮をすればことは足る。つまり検察官の反対意見が主張自体理由のないこと明白である。

一方、服部裁判部はその留保理由を明らかにしていない。問題の重要性についての認識に欠けるからであらうか、合理的理由が見い出せないからと考える外はない。

四、結び

露骨な司法反動のさまざまな動きと考えると、本件公判のこの事態もそのなかでとらえられなければならないし、この上は、それに即応した対処が迫られていることを自覚するのである。

長くけわしい戦いの前途を想い、不屈の、そして静かなる闘志をもち続けたいものである。

昭和四十六年一月九日

東京地方検察庁

検察官検事 土屋 誠士

東京地方裁判所刑事第二部 殿

記

羽仁五郎ほか二名に対する特別弁護人選任許可申請は、いずれも不許可相当と史料する。

理由

一、主任弁護人井上正治が、特別弁護人選任許可申請書に基づき、羽仁五郎ほか二名を本件特別弁護人としてその選任許可を申請した趣旨および、同申請書記載の被申請者三名の略歴に照らし、右被申請者らが特別弁護人に選任許可された場合、これら被申請者は、本件冒頭手続の意見陳述の際など

において、破壊活動防止法（以下破防法と略す）の成立経緯、その立法趣旨などを相当長時間にわたって陳述し、また、歴史学、経済学、国家学、社会運動史学などの観点からと称して、わが国の政治の変遷、社会運動の推移、および革命の正当性などを論張し、同法に対する批判を繰り返して、もって破防法の違憲性を主張しようとするものであることは、一見明瞭である。

もとより、特別弁護人の陳述および訴訟活動が、専門的知識、経験に基づいて、訴訟法上意義のある争点の明確化や、尋問等の立証活動に向けられるのであれば、検察官として異を唱えるところではないが、前記被申請者らの略歴などによれば、被申請者らの訴訟法的知識および経験は決して最高とはいいがたく、すでに多数の練達なる弁護人が選任されている本件においては、訴訟の実質的弁護活動は右弁護人らによって遂行されるものと史料され、従って特別弁護人として選任許可される被申請者らの本件訴訟における活動の範囲は、おのずから冒頭手続ないし最終弁論に限定されるものと考えらる。

二、そこで、以下、予想される右特別弁護人としての訴訟活動と、これが訴訟法上許容されるものか否かにつき検討する。

1 まず、冒頭手続における特別弁護人の意見陳述について考究するに、刑法第二九一条第二項の意見陳述は、裁判所に対し、被告人側の防禦的主張を明らかにして争点を明確化し、裁判所をして一応審理方針を樹立せしめるにあると解されており、起訴状記載の公訴事実に表示された法律構成要件事実に対応して、簡潔明快にすべきものと解されるところ、前記許可申請者の趣旨に照らせば、右原則は遵守されるべくもなく、その陳述をめぐる異議の申立てなどによって訴訟が遅延するばかりか、いまだ、検察官の冒頭陳述もない段階において、かかる特別弁護人らの証拠に基づかざる一方の見解が述べられることは、訴訟法上の大原則である予断排除の原則に抵触する結果となり、その不当であることは明らかである。

2 つぎに、破防法の違憲性に関する陳述につき考察すると、特別弁護人が意見陳述として、公訴事実の存否、程度等のほか、適用さるべき法律、罰条につき、その当否

を主張する場合においても、当該事件についての争点を明確にする限度において簡明になされるべきものであり、右限度を超え、意見陳述と称して、特別弁護人がその私的知識などに基き、法律の解釈、適用に関する主張ないし意見を長々と論張することは、本来、裁判所が刑法第二九五条により制限しなければならぬものと信ずる。すなわち、法律の解釈、適用は、裁判所の本来の職責に属し、裁判官が独立に判断すべきものであって、一部の学者らの主観的法律論を徴しなければ判断しがたい性質のものではなく、本件についていえば、裁判所の、特別弁護人らから破防法の成立経緯、立法趣旨および同法が国民の基本的人権に及ぼす影響などの陳述を聴かなければ、判断しがたいものではないと考へる。

3 また最終弁論におけるこれら特別弁護人の弁論は、ややもすると、証拠に基づかない政治的発言その他、証拠に即しない私的知識による発言に走りやすく、その適否をめぐり、訴訟が紛糾するおそれなしとしない。

三、そもそも、特別弁護人は、被告人と親密な関係、もしくは特別な信頼関係にある者、

例えば、親友、恩師、雇主らを弁護人と同一の立場に立たせ、訴訟行為によって、特別に有する知識に基づき、被告人の利益をきめ細かく顕出するとか、特殊な知識を要する事件、例えば、医師の治療行為や複雑な機械操作に伴う業務上過失事件および女性犯罪事件等において、弁護に不可欠な専門的知識を有する医師、技術者、学者、女性たる心理学者らを弁護人と同一の立場に立たせ、その知識を弁護活動に活用し、被告人の利益保護に遺憾なきを期せしめるなどの場合にのみ、その選任を許可すべきものであって、以上の趣旨からすれば、本件被告人らと、かかる関係になく、かつ被告人の防御上、実質的に必要であるとも思料されない被申請者らを、敢えて裁判の前記諸原則に違背してまで、本件における特別弁護人として、この選任を許可する理由はない。

四、さらに、過般の本件公判廷において、弁護人小長井良浩は、被申請者ら三名を、審理の状況によっては証人として申請する場合のあることを申し立てたが、右は、刑訴規則第一二三条の個別尋問の原則に反する問題を生ずることを付言する。

以上の理由によって、本件申請は、当然不許可とすべきものであるが、近時の傾向として、特別弁護人の選任により、裁判所に対する政治的啓蒙などと称し、法廷内外における宣伝効果を狙い、また、政治的主張が恰も法律の争点であるかのごとき錯覚に陥らせ、法律の争点が政治的主張にすりかえられる風潮がある実情に鑑み、右申請に対し裁判所の慎重審議を要望する次第である。

資料2 弁護団意見書

(破防法違反被告事件)

特別弁護人に関する意見書

昭和四十六年三月一日

弁護人 柳沼 八郎
同 川島 什太郎
同 中井 真一郎
東京地方裁判所 刑事第二部 御中

一、被告人及び弁護人は、第六回公判(昭和四五年二月二日)において文書及び口頭を以て三名の特別弁護人の許可を求め、それ以来、公判毎に右特別弁護人の即時必要な所以と不許可とする理由はもちろ

ん許可を留保する理由も存在しないことをくり返し述べてきた。しかるに裁判所は、今なお許可をしていない。この事態は、その限りにおいて結局被告人等の防禦権・弁護権を否定していることであり、憲法及び法律に違反していると断ぜざるを得ない。

以下、その理由を述べると共に裁判所の再考を強く求めるものである。

二、被告人の防禦権行使の方法は、法律的观点にとどまるものではない。まさに多面的になさるべきである。

それは「刑事事件」そのものが多面的性格を有するもので社会的・歴史的・経済的・政治的側面をも有しているからである。「事件」は、これら多面的な照射によつてはじめてその全貌が明らかになるのである。従つて刑事訴訟法第一条の基本原理たる事件の「実体的真実の究明」もまさに右の如き事件の多面性を前提として、その多面的解明を要求しているものというべきである。

特に本件破防法事件は、政治上の主義に関する言論犯罪であるからその実体的真実の究明のためには、当時の政治社会の状況経済的矛盾の程度、言論の自由に対する評価、破壊活動防止法の立法事実等につき専

門的立場から政治的・経済的・歴史的解明が必要不可欠なのである。

しかるに弁護士をはじめ裁判官・検察官等は、所詮法律以外のことについては素人なのであり、もし本件がこれら法律家のみにより解明可能であると考えたとすれば、それは法律専門家の思い上がりとの批判を免れないであろう。そしてより重大なことは、本件の法律家のみによる判断では、被告人等の人権が十全に擁護されないのではないかという点である。

三、思うに特別弁護人制度は、事件の多面性の故に「あらゆる場合の被告人の防禦権を、実質的に保障するために」認められていると言え。ここに本制度の存在理由がある。

事件の各側面に各々の専門家をあて、各争点を深く解明することにより、結局「実体的真実」を総体として明らかにする制度的保障として特別弁護人制度が設けられているのである。

換言すれば、それは被告人を単に事務処理的に訴訟手続の法的「対象物」として扱うのではなく、被告人と雖も複雑な社会のメカニズムの中で悩み、思考し、決断する

生きた「人間」として把えるが故に、同人の「行為」のうちに潜む多面的な要因を解明するためなのである。

結局、特別弁護人制度は、被告人に対して多面的且つ専門的な防禦権を保障するために憲法第二条、同第三条、同第三十七条、同第九七条及び刑事訴訟法第三〇条、同第三十一条により認められているのである。

四、かくして「刑事事件」は弁護士たる弁護人と特別弁護人の弁護活動が相互に補充し合つてはじめてその実体的真実が明らかにするのである。

右のことから弁護士たる弁護人と特別弁護人は主従の区別はなく事実を明らかにするという機能の上では同格であり、且つ相互補完的な関係にあると言える。

この点「特別弁護人」の「特別」なる言葉に惑わされてはならない。「特別」とは何ら「特別な事情」又は「特別な要件」を意味するものではない。「特別弁護人」という呼称は単に講学上のものであり、正式な法律上の用語としては「弁護士でない弁護人」（刑事訴訟法第三十一条二項）なのであり、それ以外のなものでもないものである。法文上も「非弁護士」以外の要件を要

求しているわけではない。結局特別弁護人は、何ら特別なものではなく、被告人の防禦権を完からしめる点で「弁護士たる弁護人」と全く異ならないのである。

五、しからば特別弁護人の選任は誰が決めるか、何時選任されるべきなのであるか。

既に述べてきたように特別弁護人制度が、被告人の防禦権に根拠をもち、防禦権を多面的且つ専門的立場から十全の行使を保障するものである以上、当然にそれは被告人自身が選任するのであり、又被告人らが希望する時に認められるべきである。

被告人が、特別弁護人による防禦権の行使を要求しているのに、裁判所が何ら合理的理由を示さなくそれを認めないというのでは、実質的には、被告人の弁護人選任権が否定されたものと同然である。従来職権主義的訴訟ならともかく、新刑事訴訟法となり当事者主義訴訟構造の下、被告人の防禦権を強く保障している現在、右の態度は現行制度とは相容れないものである。又、元来、被告人が種々の防禦方法を選挙する際にその必要性・具体的方法・時期等について、裁判所は判断する資料さえ持ち合せていないのであるから、裁判所は

特別弁護人の必要性等につき知る由もないのである。

法文上も特別弁護人について選任の時期については何ら制限はない（憲法第三十七条三項・刑事訴訟法第三十一条二項）。

憲法第三十七条三項は、「刑事被告人は、いかなる場合にも資格を有する弁護人を依頼することができる」と規定しているが、ここに「いかなる場合にも」とは選任の時期については被告人である限り何時でもという法意であるし、又「資格を有する弁護人」とは単に形式的に「弁護士法上の弁護士」を意味するのではなく、実質的に十分な弁護能力と経験を有する者と解すべきであり（平野刑事訴訟法七五頁、青柳通論一一五頁）、そうだとすると被告人が自ら欲する場合に非弁護士であるが弁護能力を具えている者を弁護人に選任することは決して憲法の右条項の法意に反するものではない（同旨佐々木史郎判事・最高裁判事局第一課長、刑事実務ノート二六号五五頁）。

又、刑事訴訟法第三〇条一項は「被告人又は被疑者は、何時でも弁護士（弁護士たる弁護人との記述ではない）を選任することができる」（傍点・カッコ内は筆者）と

規定されており、前述の如く弁護士たる弁護人と特別弁護人が防禦権行使の上で同格であり相互補完的であるとすれば、右刑事訴訟法第三〇条二項の「何時でも」選任しうるとの法意は特別弁護人にも適用があると言わねばならない。即ち、刑事訴訟法第三〇条一項は同法第三十一条二項にも適用があるのである。

故に本件破防法公判において特別弁護人が現段階、つまり「釈明手続」に必要な否かにつき「裁判所」の判断を以て被告人にもこれを通用させようとするのは、少くとも憲法第三七条三項、刑事訴訟法第三〇条一項、同法第三十一条二項の趣旨に副う運用とはいえない。

因みに釈明手続でいかに特別弁護人が必要であるかは第七回公判における後藤弁護人の主張及び井上主任弁護人の別紙上申書に十分に言い尽されている通りである。

六、右の如く考えてくれば刑事訴訟法第三十一条二項の「許可」はそれを裁判所の自由裁量であると解するのは適当ではない。

特別弁護人があくまで被告人の防禦権を実質的に保障するために設けられた制度である以上、ここにいう「許可」は特別弁護

人が審理を混乱させて、それがひいては被告人の防禦権にとって支障を来すのを防ぐために設けられていると解すべきであり、換言すれば、許可制度はあくまで被告人の防禦権保障の立場から設けられているのであって、決して裁判所の審理を進める上での形式的な便宜の観点からその許可が決められるべきものではない。

旧刑事訴訟法第四〇条にも「裁判所又ハ予審判事ノ許可ヲ得タルトキハ弁護士ニ非サル者ヲ弁護人ニ選任スルコトヲ得」と現行刑事訴訟法と同じく特別弁護人の選任を「許可」制度にしているが、現行刑事訴訟法が前述の如く職権主義訴訟から当事者主義訴訟へ転換し、著るしく被告人の防禦権を強度に保障していることを考えれば同じ「許可」の文言でもその内容は著るしく変化しているものと解さざるを得ない。

右の事情を考慮すれば刑事訴訟法第三十一条二項の「許可」は被告人の自由な選任と調和させて「選任は何時でも自由に認め、被告人の防禦権の点から不適當な場合が生じた時に当該特別弁護人について事後に不許可にすることが出来る」というふうに實際的に運用するのが妥当である。

七、以上のとおり、現在の当裁判所の特別弁護人申請に対する「裁判の留保」又は「不許可の裁判」はいずれにしても実質的に被告人らの防禦権を著るしく侵害・否定しているのである。

証拠決定の「留保」とは異り、防禦権の行使は時々刻々に必要とされるものであるから現在の裁判所の態度は正に時々刻々に被告人の防禦権を否定していることを意味している。

当裁判所は直に違憲・違法な処分を撤回し、被告人申請の三名の特別弁護人を速やかに認めるべきである。

資料3 弁護団上申書（略）

（四・二八破防法裁判ニュース）第十号参照）

編集後記

■一九七一年六月一日、一六日、一七日の死闘は日本階級闘争の歴史的地平を獲得した。「首都にコサ暴動を」この合言葉で決起した万余の人民の闘いは、国家権力が沖繩「返還」にかけた積年の陰謀を粉碎し、七〇年代内乱的死闘期に巨大な一歩をおしすすめた。沖繩「返還協定」の調印が、平和の慶祝のうちに行なわれず、弾圧を粉砕した怒濤の進撃を認めざるをえなかったことに、支配階級は憎悪の眼をかけたに相違ない。

太平洋戦争敗戦直前の「沖繩決戦」において県民三人に一人の命を奪い、米軍分離軍事支配下に二十六年間も沖繩を放置し、県民の塗炭の苦しみの上に成立した戦後民主主義に安住してきたのが本土人民なのだ。三日間の戦闘を支えたのもこそ、こうした本土人民の沖繩県民にたいする血の責務の自覚にあったといえる。闘いの魂はここにこそ立脚せねばならない。だが「調印された」協定はアジア侵略の具体化であり、自衛隊の沖繩派兵を中心にして沖繩県民をさらなる軍事監獄におくことを宣言したものである。本土人民は必死の覚悟をもって秋の「協定批准」阻止をなしとげねばならないし、三日間戦闘は秋の批准阻止闘争を日本階級闘争の最大の決戦として

確実におしあげたといえる。

■五月一日劉道昌君の決死の断食二十五日目、法務省入管当局はついに三度目の期間短縮攻撃をあきらめて、今回は「付帯条件なし」の「一年」の在留許可を下した。本号においても小川真士君が劉道昌君の闘いを支持し闘ってきた日本人の闘争主体の問題性と闘いからの教訓を鋭く提起している。私たちは断食二十五日間という決死の闘いを貫徹し、さらに「入管法案に抗議する」と宣言して断食を継続した劉道昌君の闘いから何を学ぶことができたのかを厳しく問われている。「念願の一年許可」がでたことで「ほっと」してしまふことは、劉君の「もと通り一年」という要求を無視し、「人道上の理由」から「一年」を下した法務省入管の役人たちと一歩も違わないのだ。

しかも劉道昌君にたいする期間短縮攻撃が入管法の先取的適用であり、劉道昌君の闘いがこれと決死の闘いであることを、私たちは厳しくうけとめ、直訴状断固支持・四項目要求貫徹・入管法再上程阻止・入管体制粉碎の闘いを全力をかけて展開していかなければならない。

■本号の発行が大幅に遅れてしまったことをおわびする。本号の編集過程は編集部一同にとって身にしみついた排外主義的体質との

厳しい葛藤と克服という試練をふまずにはならなかったのである。本号の企画は凄まじい勢いで進行している日本帝国主義のアジア再侵略を日本プロレタリアートの階級的責務をかけ阻止せんがために、過去における日帝と日本人の侵略行為を直視し、自己批判をつらぬき、現在のわれわれの民族排外主義との対決の視点を明らかにしたものである。現在のアジア再侵略の現実と、今なお根深くしみついている日本人の排外主義と対決していくには充分たりえてはいないが、読者諸氏が本号によりわれわれの企図である「血債の思想」を自覚され、侵略阻止の武器にしていなければ幸いである。

読者諸氏からの本号にたいする御批判、御意見を津波のように寄せられんことを望みます。編集部一同「革命のための総合誌」としての責任を全うすべく、より根源に迫る問題提起をつづけていきたいと思う。(M)

破防法研究

第十二号・一九七一年七月七日発行
編集・発行 破防法研究会
東京都港区新橋二一八一六 新橋石田ビル四階
電話〇三三〇三二五八八 振替・東京二四六六六
定価 二五〇円 五分 一五〇〇円(千共)

合同出版

東京・神田・神保町
TEL(03)294.3506

●加治康二著 ￥580
●五十嵐文夫著 ￥660
●公害行政の総点検
●新潟水俣病

〔新刊〕

●レスタール/鈴木主税訳 ￥780
●革命ノート

革命家とは、自分自身の痛みを軽減することよりも、他の人間の苦痛をやわらげること優先させずにはいられぬような社会的心理状態に到達した者のことである……。(革命ノート) 著者はしがきより

●コフラー/池田浩士訳 ￥1400

●現代文学論

後期資本主義社会における文学・芸術の位置、その機能の仕方を明らかにし、疎外の只中におかれた人間がなにをなさねばならないかを探つて、現実を変革する理性への道を切りひらくとする現代文学論である。

●タオ/竹内良知訳 予価 ￥2500

●現象学と弁証法的唯物論

ハノイ大学教授チャン・デユク・タオが、フッサールの現象学的方法の真の意味を解明し、フランス哲学界の絶賛を博した大著。第一部において現象学の本質を第二部においてマルクス主義との連関を詳述する。

〔重版〕

●加治康二著 ￥580

●公害行政の総点検

●五十嵐文夫著 ￥660
●新潟水俣病

真の革命権力の創出をめざす！

季刊「権力」創刊！

特集・工場占拠・ソヴェト革命

- ①権力闘争とは何か？ 岩田 弘
- ―工場占拠・二重権力・武装蜂起―
- ②帝国主義国におけるバルチザンと革命根拠地 佐藤浩一
- ③ソヴェト革命と党 川上忠雄
- ④工場占拠の真の意味は何か？ ジョン・クニフ
- 全共闘運動の空洞化といかに闘うか 山川 乱
- 〈コンミュン革命とソヴェト革命〉①フランス大革命の現代性―D・ゲランの問題提起にこたえる― 五味久寿

¥5000

秋山清編集・解説

権力の拒絶 アナキズムの哲学

人類滅亡の淵に身を置く現代人に、権力の頑を拒絶を通して未来を指示する絶対自由の思想アナキズム。本書はアルド・バクニン、クロボトキンをはじめ、マラテスタ、リード、グッドマンらの思想的核となる論文と秋山清の書き下ろし百枚を収めて、アナキズムの今日の意味を説く。 ¥950

ゼーマン・ジャラウ・蔵田他訳 ジェームズ・対馬・塚本訳

●革命の商人 世界革命 1917
●バルブスの生涯 ¥1000 ●コンテルンの台頭と没落 ¥1500

風媒社

名古屋市中区二見町7-1
図書目録・呈

公害発生源労働者の告発

横山 好夫
小野木 祥之

農民は基地と闘う

農村と都市を
結ぶ青年の会

農業の危機と農民

長須 祥行

田嶋治久撰著 復刻版

日本之憲兵

*講座シリーズ／復刊

講座
全8巻

日本文化史
日本史研究会編
各850円

¥850

日本文化史

日本宗教史
講座
全4巻

全4卷

佐木秋大 著 1,200円

各 1,200 円

第1巻／国家と宗教 古代国家と宗教（周）

第2巻／宗教の改革 古代民衆